

官報

号外

平成十四年四月二十三日

○第百五十四回 衆議院會議録 第二十七号

平成十四年四月二十三日(火曜日)

議事日程 第二十号

平成十四年四月二十三日

午後零時三十分開議

- 第一 商法等の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第二 商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案(内閣提出)
- 第三 国際電気通信衛星機構(インテルサット)に関する協定の改正の受諾について承認を求めるの件
- 第四 国際労働基準の実施を促進するための三者の間の協議に関する条約(第百四十四号)の締結について承認を求めるの件
- 第五 世界保健機関憲章第二十四条及び第二十五条の改正の受諾について承認を求めるの件
- 第六 道路関係四公団民営化推進委員会設置法案(内閣提出)

○本日の會議に付した案件

武力攻撃事態への対処に関する諸法案を審査するため委員五十人よりなる武力攻撃事態への対処に関する特別委員会を設置するの件
(議長発議)

日程第一 商法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

平成十四年四月二十三日 衆議院會議録第二十七号

特別委員会設置の件 商法等の一部を改正する法律案外二件 改正の受諾について承認を求めるの件外二件

午後零時三十分開議

○議長(綿貫民輔君) これより會議を開きます。

特別委員会設置の件

○議長(綿貫民輔君) 特別委員会の設置につきお諮りいたします。

武力攻撃事態への対処に関する諸法案を審査するため委員五十人よりなる武力攻撃事態への対処に関する特別委員会を設置したいと存じます。これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(綿貫民輔君) 起立多数。よって、そのとおり決まりました。

ただいま議決されました特別委員会の委員は追って指名いたします。

日程第一 商法等の一部を改正する法律案

(内閣提出)

日程第二 商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案

(内閣提出)

○議長(綿貫民輔君) 日程第一、商法等の一部を改正する法律案、日程第二、商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。法務委員長園田博之君。

商法等の一部を改正する法律案及び同報告書

商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

〔園田博之君登壇〕

○園田博之君 ただいま議題となりました両法律

案について、法務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

両案は、株式会社等の経営手段の多様化及び経営の合理化を図るため、委員会等設置会社の制度、重要財産委員会の制度、種類株主による取締役等の選解任の制度等を創設するとともに、株主総会の特別決議の定足数を緩和する等の措置を講じ、あわせて、関係法律の規定を整備し、所要の経過措置を定めようとするものであります。

両案は、去る二日本會議において趣旨説明及び質疑が行われ、同日本委員會に付託されたもので、委員會においては、九日森山法務大臣から提案理由の説明を聴取し、十二日から質疑に入り、十六日には参考人から意見を聴取するなど慎重に審査を行い、十九日質疑を終局し、討論、採決の結果、両案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、商法等の一部を改正する法律案に対し附帯決議が付されたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(綿貫民輔君) 両案を一括して採決いたします。

両案の委員長の報告はいずれも可決であります。両案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(綿貫民輔君) 起立多数。よって、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第三 国際電気通信衛星機構(インテルサット)に関する協定の改正の受諾について承認を求めるの件

日程第四 国際労働基準の実施を促進するための三者の間の協議に関する条約(第百四十四号)の締結について承認を求めるの件

日程第五 国際労働基準の実施を促進するための三者の間の協議に関する条約(第百四十四号)の締結について承認を求めるの件

日程第五 世界保健機関憲章第二十四条及び第二十五条の改正の受諾について承認を求めるの件

○議長(綿貫民輔君) 日程第三、國際電気通信衛星機構(インテルサット)に関する協定の改正の受諾について承認を求めるの件、日程第四、國際労働基準の実施を促進するための三者の間の協定に関する条約(第百四十四号)の締結について承認を求めるの件、日程第五、世界保健機関憲章第二十四条及び第二十五条の改正の受諾について承認を求めるの件、右三件を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。外務委員長吉田公一君。

國際電気通信衛星機構(インテルサット)に関する協定の改正の受諾について承認を求めるの件及び同報告書
國際労働基準の実施を促進するための三者の間の協定に関する条約(第百四十四号)の締結について承認を求めるの件及び同報告書
世界保健機関憲章第二十四条及び第二十五条の改正の受諾について承認を求めるの件及び同報告書
(本号末尾に掲載)

(吉田公一君登壇)

○吉田公一君 ただいま議題となりました三件につきまして、外務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、インテルサット協定改正について申し上げます。

國際衛星通信分野では、近年の技術進歩、通信自由化の流れを受けて、民間企業の参入、サービスの多様化など、情勢が急速に変化しております。このような情勢の変化に対応するため、國際電気通信衛星機構の目的、構成等を変更すること

を内容とする改正案が、平成十二年十一月に開催された第二十五回締約国総会において採択されました。

本改正の主な内容は、衛星等の機構の宇宙システムを民間会社に移転し、機構が提供してきた國際衛星通信サービスは移転された民間会社が提供すること、機構は、ライフライン接続サービスの提供等の原則が民間会社により履行されることを監督するため、民間会社と公的業務契約を締結すること等であります。

次に、ILO第百四十四号条約について申し上げます。

國際労働機関は、政府、使用者及び労働者の三者の間の議論を通じて、多くの國際労働基準を設定し、加盟国の労働条件の改善に貢献してまいりました。このような加盟国における國際労働基準の実施を促進するためには、各国の国内においても、政府、使用者及び労働者の三者の代表者間で國際労働基準に関する事項について協議を行うことが有益であるとの認識のもと、昭和五十一年の第六十一回総会において本条約が採択されました。

本条約の主な内容は、加盟国は政府、使用者及び労働者の代表者の間の協議の手段を運用することを約束すること、協議の手段は国内慣行に従い各国において定めること、協議は國際労働総会の議題、条約案及び勧告案、既批准条約に係る年次報告等に関して行うことと等であります。

最後に、世界保健機関憲章改正について申し上げます。

近年、世界保健機関におきましては、ヨーロッパ及び西太平洋地域における加盟国数が増加したことに伴い、機関の政策実施に責任を有する執行

理事会の構成が、加盟国の地域的分布を適切に反映しているとは言えない状況になり、平成十年五月に開催された第五十一回総会において、両地域から選出される理事国の数を増加させるための本改正案が採択されました。

本改正は、世界保健機関の執行理事会の構成員の数を三十二の加盟国が任命した三十二人から三十四の加盟国が任命した三十四人に改めるものであります。

以上三件は、去る四月十一日外務委員会に付託され、十七日川口外務大臣から提案理由の説明を聴取し、十九日質疑を行い、引き続き採決を行いました結果、三件はいずれも全会一致をもって承認すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(綿貫民輔君) 三件を一括して採決いたします。

三件は委員長報告のとおり承認するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(綿貫民輔君) 御異議なしと認めます。よって、三件とも委員長報告のとおり承認することに決まりました。

日程第六 道路関係四公団民営化推進委員会設置法案(内閣提出)

○議長(綿貫民輔君) 日程第六、道路関係四公団民営化推進委員会設置法案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。内閣委員長大島章宏君。

道路関係四公団民営化推進委員会設置法案及び同報告書
(本号末尾に掲載)

○大島章宏君 ただいま議題となりました道路関係四公団民営化推進委員会設置法案につきまして、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、特殊法人等整理合理化計画に基づき、日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団及び本州四国連絡橋公団にかわる民営化を前提とした新たな組織及びその採算性の確保に関する事項について調査審議する機関として、内閣府に道路関係四公団民営化推進委員会を設置しようとするものであります。

本案は、去る四月四日本会議において趣旨説明及び質疑が行われ、同日本委員会に付託されたものであります。

本委員会におきましては、翌五日石原国務大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑に入り、十日、十二日及び十七日に質疑を行うとともに、十八日には国土交通委員会との連合審査会を開催し、十九日には参考人からの意見を聴取した後、小泉内閣総理大臣等に対し質疑を行うなど、真剣かつ活発な質疑を重ね、慎重に審査を行ってまいりました。

かくして、同日質疑を終了いたしましたところ、本案に対し、民主党・無所属クラブから修正案が提出され、提出者からその趣旨の説明を聴取した後、討論を行い、採決いたしました。その結果、修正案は賛成少数をもって否決され、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(綿貫民輔君) 本案に対しては、細野豪志君外三名から、成規により修正案が提出されております。

この際、修正案の趣旨弁明を許します。平岡秀夫君。

道路関係四公団民営化推進委員会設置法案に対する修正案
(本号末尾に掲載)

(平岡秀夫君登壇)

○平岡秀夫君 民主党の平岡秀夫でございます。私は、民主党・無所属クラブを代表いたします。ただいま議題となっております道路関係四公団民営化推進委員会設置法案に対する修正案について、その提案理由と概要を御説明申し上げます。(拍手)

総理、国民の皆さんが小泉内閣の改革に対する姿勢に疑問を持ち始めたのは、この道路公団改革に対する総理の態度がきっかけであることにお気づきでしょうか。

総理、あなたは、高速道路建設の一部凍結を含めた見直しを主張してはいたはずなのに、すべての建設を何らの根拠もなく認めてしまいました。

総理、あなたは、道路公団の債務を三十年間で償還することを前提とした民営化を主張してはいたはずなのに、五十年間の償還延長に譲歩してしまいました。

総理、あなたは、国民の皆さんに、道路公団民営化の結論が昨年中に出されると期待を持たせながら、その結論を一年先送りしてしまいました。

総理、今、国民の皆さんが小泉内閣の道路公団改革に対してどのような期待を持っているか、知っていますか。

昨年の十一月に一応の道路公団改革が示されたにもかかわらず、その後にあった自民党青木幹雄参議院幹事長の恫喝にも似たこり押しに対して、小泉内閣のだれもが異を唱えられなかったことで、国民の皆さんは、やっぱり、今までと何も変わらないなどの思いを持って失望したのです。

総理、今、あなたがなすべきことは、道路公団改革で本当になし遂げなければならないことを、

あなたにかわり得る権威と権限のある組織が、これまで道路行政を牛耳っていた道路族議員からの影響を排除して、国民の監視のもとで、すべての国民にとって公正中立な結論を出すことなのだと思います。

総理、政府提案の道路関係四公団民営化推進委員会は、一体、どんな組織なのでしょう。

道路族議員の息のかかった委員が集まることのできる委員会では、できる仕事といえば、民営化して採算性がとれるようにする方策を検討するだけで、しかも、出された結論は総理に意見として述べられて、総理にとって、ただの参考になるだけではありませんか。

こんな権威も権限もない組織は、わざわざ国会の貴重な時間をかけて法律でつくらなくても、総理の一言だけでできるのです。それを、わざわざ法律にしてまで、このような組織をつくらうとする総理の真意は何なのでしょう。ただ単に、国民の皆さんに、小泉内閣は道路公団改革を進めていまずよというポーズを見せるためだけではないのですか。(拍手)

敬愛する議員の皆さん、今からでも遅くはありません、道路族議員の影響を排除することのできる権威と権限があり、かつ、国民にとって透明性の高い民営化推進委員会をつくらうではありませんか。

以下、民主党が提案している修正案の概要を申し上げます。

この修正案は、民営化推進委員会を、高速道路建設の優先順位などを決定する権限を有する権威の高い、国家行政組織法のいわゆる三条委員会として設置することとしています。

そして、その委員会の委員は、国会の同意人事とすることによって、その選任が国民にとって透明性があるものとし、かつ、道路族議員の影響を受けられない立場で検討ができるようにします。

今や、このような委員会としなければ道路族議

員の影響を排除できないことを、総理にも、そして議員各位の皆さんにも、認識していただきたいのです。(拍手)

以上が、民主党提案の修正案の提案理由と概要であります。

何とぞ、議員各位の御賛同をいただきますようお願い申し上げます。(拍手)

○議長(綿貫民輔君) 討論の通告があります。順次これを許します。渡辺具能君。

(渡辺具能君登壇)

○渡辺具能君 自由民主党の渡辺具能でございます。

私は、自由民主党、公明党、保守党を代表いたしまして、道路関係四公団民営化推進委員会設置法案について、政府提出の原案に賛成し、民主党より提案された修正案に反対の立場から討論を行うものであります。(拍手)

国民生活の向上や広域的な連携による活力ある地域社会の形成のために、高速道路は、全国的な自動車交通網の枢要をなす根幹的な社会資本であり、法定されている予定路線を着実に整備する必要があります。

しかしながら、右肩上がりの経済成長が終わりを迎え、今後、これまでのような交通需要の大きな伸びが期待できない状況を踏まえると、有料道路としての高速道路建設にとりまして、採算性の確保や債務の確実な償還が大きな課題となっており、このような状況の大きな変化を踏まえ、道路関係四公団の改革については、民営化の推進によって、コスト意識の徹底が図られ、採算性を重視した事業経営が行われる等のメリットが生じると考えられることから、昨年十二月に閣議決定された特殊法人等整理合理化計画において、四公団は廃止し、新たな組織は民営化を前提とする等の基本

方針のもと、第三者機関において具体的内容を検討することとされたところであります。

この道路関係四公団民営化推進委員会設置法案は、その第三者機関を設置するため提案されたものであり、与党三党といたしましては、政府原案による、その一刻も早い成立を強く望むものであります。

この委員会は、八条機関として設置され、内閣総理大臣に意見を述べることとしており、内閣総理大臣のリーダーシップのもと、政府を挙げて四公団改革に取り組む姿勢が明確に示されております。修正案の言う三条委員会では、総理のリーダーシップが生かせず、また、府や省と并列の機関の新設は行政改革にも逆行するものと考えます。

委員の任命については、実効ある四公団改革を実現するため、与党合意を踏まえ、国家国民的視点に立ち、中立的な立場から公正な判断をなし得る人物が小泉総理において人選されるものと確信しております。

最後に、道路関係四公団の改革は、特殊法人改革の中でも国民の関心が極めて高いものであり、四公団の民営化によって得られるさまざまなメリットを国民一人一人が享受できるような改革の実現を強く期待いたしまして、私の討論を終わります。(拍手)

○議長(綿貫民輔君) 野田佳彦君。

(野田佳彦君登壇)

○野田佳彦君 私は、民主党・無所属クラブを代表して、政府原案に反対し、民主党提案の修正案に賛成する討論を行います。(拍手)

まず、冒頭に明確にしておかなければならないのは、民主党は、道路関係四公団の真の改革と真の民営化の実現を求める立場であります。

しかし、委員会審議を通じて、政府の改革意欲をみじんも感ずることができませんでした。深く

失望しております。

総理、四月十九日、内閣委員会に出席された折に、皆さんは私のことを口だけと言っけれども、現実にはこれだけ進んでいるではないかとお話をされました。私は、これまで、この種の空疎な大見えを何度も見てまいりました。

しかし、政権が発足して一年たち、一体、具体的な成果はどこにあるのでしょうか。石油公団改革も暗礁に乗り上げているじゃないですか。

同じく、私たちの同僚議員が、上下分離と上下一体とどちらが望ましいのかという、民営化の極めて本質的な問題について質問しました。そのとき、総理は、そのような技術的な問題は第三者機関の判断にゆだねるべきだと答弁されました。

私は、この答弁に小泉総理の限界を感じました。すなわち、改革という言葉で呪文のように唱え続けてきたけれども、さらに踏み込んだ具体論を聞いたためしがありません。その理由は、基本的には、民営化の本質的な議論も枝葉の議論も区別がついていないからだということがよくわかりました。(拍手)

さらに、最初から答えを出したらぶつぷれてしまふ、漠然とした内容に意味があるんだという答弁もされました。これほど国会を軽視し、さらには国民への説明責任を放棄するような無責任な発言はありません。

また、委員会審議の中で、日本道路公団が昨年の末、十三件の高速道路建設工事の発注を見送った問題について、国土交通省と公団幹部ととして自由民主党の幹部との間で交わされた会話を記録したメモを用いた質疑が行われましたが、これなどにより、道路族の政治的圧力の疑惑はますます深まりました。すなわち、道路関係四公団改革は政治改革と不可分であり、残念ながら、その政治改革も小泉内閣にはできないということを改めて痛感した次第であります。(拍手)

さらに、具体的には、政府案は、第一に、理念や目的が明示されていません。第二に、委員会の位置づけを国家行政組織法の第八条に位置づけており、独立性に欠けます。第三に、委員会の所掌範囲に個別路線建設の優先順位が入っていない。第四に、委員の任命について国会の同意を不要としています。

これらの不備を是正しているのが民主党の修正案であり、実効性のある設置法案だと思います。ゆえに、政府案に反対し、そして、民主党修正案に賛成するものでございます。

最後に、過日の本会議冒頭、道路関係四公団、小泉改革のこの改革は、残念ながら、回り道、迷い道、そして抜け道だと表現させていただきました。審議を経て、私の持った感想は、小泉内閣は日暮れて道遠しという感想を強く持ったことを付言させていただきます。討論を終わります。(拍手)

○議長(綿貫民輔君) 工藤聖太郎君。

〔工藤聖太郎君登壇〕

○工藤聖太郎君 私は、自由党を代表して、政府提出の道路関係四公団民営化推進委員会設置法案に反対、民主党提出の修正案に賛成の立場から討論を行います。(拍手)

政府案に反対の理由は、法案には理念や目的規定が全くなく、政府・自民党道路族の介入が容易にできるようにしていることに尽きます。

以下、具体的に申し上げます。
第一に、目的や理念が一切明確にされていないため、道路四公団の最終的な民営化の姿が、特殊会社、地方共同法人、民間法人、完全民営のいずれの形態になるのか、今後の審議を経ないとわからないというのでは、ただ単に名称を書きかえるだけの結果になりかねません。

第二に、政府案では、道路関係四公団民営化推進委員会を八条機関、審議会としています。道

路四公団の民営化の基本的な方向性を明示しないまま審議会にゆだねるのでは、審議の最中に横やりが入るとか、最終的な答申がないがしろにされる可能性があります。委員会に公平性と実効性を持たせ、中立の立場で検討するためには、委員会を三条委員会とするべきであります。

第三に、委員の任命については、公平な人選を行うという観点からも、国会同意を求めねばならず、政府案では国会同意を不要としていることでもあります。

第四に、このまま政府案が成立すれば、道路関係四公団民営化推進委員会が政府・自民党道路族の手により恣意的に運営され、道路四公団の民営化が都合のよいように行われることは明白であります。

そもそも、道路四公団の民営化を目指す理由は、民営化した結果、高速道路料金が下がる、工事費が減少するなどの、いかに利用者が効果的なサービスを受けられるかということを目的に考えるべきです。形だけの民営化によって、道路公団本体と関連グループ企業が利益をな一層独占し、利用者が高負担を強いられる仕組みが残されて、何のための民営化なのであるのでしょうか。

政府案の前提となった特殊法人等整理合理化計画では、特殊法人等の大半が、統合あるいは独立法人化して実態を残すものとなっており、いずれも問題の先送りと看板のかけかえを列挙しているだけで、第二の特殊法人をつくるものにすぎません。小泉総理は、このことを肝に銘じるべきであります。

以上の観点から、政府案に明確反対するとともに、民主党提出の修正案については、指摘した問題点を改善する内容となっているため、賛成することを表明して、私の討論を終わります。(拍手)

○議長(綿貫民輔君) 吉井英勝君。

〔吉井英勝君登壇〕

○吉井英勝君 私は、日本共産党を代表して、道路関係四公団民営化推進委員会設置法案に反対の討論を行います。(拍手)

法案に反対する理由の第一は、法案で設置される民営化推進委員会には、むだな高速道路建設をやめさせるという権限も保障もないことあります。

小泉総理は、むだに道路はつくらないと言いつつ、高速道路建設の個別路線決定権を国土交通省の国土開発幹線自動車道建設会議に譲り、道路建設費の借金返済期間を五十年上限とすること、高速道路の残りの計画を建設可能とする条件をつくりました。

これに対して、民営化推進委員会の所掌事務は、民営化した道路関係四公団の採算性の確保について調査審議するとされているだけで、むだな道路建設をやめさせる権限はありません。これでは、むだな道路建設の中止を求める多くの国民の期待にこたえることはできません。

第二に、政府は、破綻が明らかになっている既存の道路計画に固執し、この計画を根本的に見直すとしていないことでもあります。

今日の高速道路建設計画は、一九八七年の国土開発幹線自動車道建設法の改正に端を発しています。多極分散型国土の形成を目標に掲げた四全総で、バブル景気の上り坂にあった時期のものであります。当時の経済見通しと今の経済状況は大きく変わり、国民世論も変化しています。経済、財政ともに各種指標は大幅に落ち込み、地方では、高速道路や工業団地を用意して工場誘致をするような条件は失われるだけでなく、逆に、生産拠点の海外移転に直面して、開発事業が破綻している状況です。

こうして、現行の高速道路計画の合理的根拠は失われ、高速道路計画そのものを一たん凍結して、抜本的に縮減を考えるべきときであります。

第三に、政府の民営化方針が四公団の巨額の借金と赤字路線の負担を国民と地方自治体に押しつけることになるからであります。

政府は、採算性が高い路線だけを民営化し、残る巨額の債務や赤字路線には税金投入することを、例えば、本州四国連絡橋公団の約四兆円の債務処理を国の道路予算と関係自治体の負担で処理すると決めるなど、明らかにしてまいりました。これは国鉄の民営化と同じで、民営化した企業が採算性の高い道路で大もうけする一方、四公団の巨額の借金と採算のとれない赤字路線の負担を国民と自治体に押しつけるものとなるのであります。

第四は、政官業の癒着と利権構造にメスを入れないことです。

道路関係四公団の役員の七割以上を天下り官僚が占め、道路公団の子会社の役員を国土交通省と道路公団の出身者が占め、その企業が道路関係の仕事に独占するという、癒着と利権構造は全く断ち切られていません。道路公団の巨大な利権をめぐって、政治家、官僚、企業による汚職腐敗事件は後を絶ちません。天下りを禁止し、公共事業を請け負う企業からの政治献金を禁止することは、その気にさせなければ、すぐできることであります。

なお、民主党の修正案については、民営化を前提にするなど、政府案に抜本的変更を加えるものとなっていないので賛同できないことを申し上げ、討論を終わります。(拍手)

○議長(綿貫民輔君) 原陽子君。

(原陽子君登壇)

○原陽子君 社会民主党の原陽子です。私は、社会民主党・市民連合を代表して、政府提出、道路関係四公団民営化推進委員会設置法案及び修正案に反対の立場から討論を行います。(拍手)

この法案に反対する理由はさまざまあります。しかし、ここで最も強調したいのは、特殊法人改革の進め方の問題です。

そもそも、小泉内閣が森前内閣から継承した形で、七十七特殊法人と八十六の認可法人を整理する特殊法人等改革基本法を成立させたのが、昨年の六月です。また、小泉首相が道路関係四公団の統合、分割・民営化の方針を示し、三者機関に見直しの中身をゆだねると示したのが、昨年の十一月十九日です。

今回は、いわばその考え方を法案に落としただけのものです。その間、改革派対抵抗勢力という、一見わかりやすい構図で改革がアピールされてきましたが、実は、肝心の改革がおろそかであったことが、今になって国民の前に明らかになってきました。

本来、改革のメスは、道路関係四公団という組織の枠組みではなく、その温床である政官業の癒着、つまり、私たち立法府の心臓部へと入れられるべきでした。

票と政治献金を集めるために口ききをする政治家と秘書、省益優先のために国民のニーズを顧みず事業を進める官僚、天下り先確保や政治献金目当てで子会社やファミリー企業をふやす政と官、こうした関係に取り入り、談合を繰り返すリベートを吸い上げ、三割とも五割とも言われるリベートを政治家に還流させる企業、これらのすべては、それらを本気になってとめてこようとしなかった立法府に責任があることを、私たち議員はごまかすべきではないと思います。(拍手)

これらの癒着を断ち切る改革が断行されてこそ、むだな事業は起こらず、必要な事業だけが住民自治に基づいて淡々と行われるのではないのでしょうか。

議員経験の浅い私がこんなことを言うのは、生意気なのでしょうか。それとも、単なる理想論に

しかすぎないのでしょうか。甘いと言われるだけなのではないか。私はそうは思いません。

今回の法案は、国会が対処してこなかったすべての責任を、労働者や道路利用者を初めとするすべての国民に押しつけることにしかありません。私たちは、このことについて深く反省し、本来の改革、私たち立法府の心臓部への改革に着手しなければなりません。その上で、もともとの道路整備計画のあり方、需要予測、必要性の見直しを行い、環境、総合交通政策、地域格差の観点から国民の声に丹念に耳を傾けていけば、この国は生まれ変わることができるのではないのでしょうか。

政治が信頼されていなければ、どんなによい政策を掲げて、それを推進することはできません。本日の改革を進めるために、今、ここにいる私たち国会議員一人一人がその責任の重さを感じるべきだと思います。

最後に、もう一度、小泉総理が主導した道路関係四公団民営化推進委員会設置法案及び修正案に反対の意を表し、私の反対討論を終わります。(拍手)

○議長(綿貫民輔君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(綿貫民輔君) これより採決に入ります。まず、細野豪志君外三名提出の修正案につき採決いたします。細野豪志君外三名提出の修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(綿貫民輔君) 起立少数。よって、修正案は否決されました。

次に、日程第六につき採決いたします。

本案の委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(綿貫民輔君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(綿貫民輔君) 本日は、これにて散会いたします。午後一時十四分散会

出席國務大臣

法務大臣 森山 眞弓君
外務大臣 川口 順子君
国務大臣 石原 伸晃君

○議長の報告

(通知書受領)

一、昨二十二日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

消防法の一部を改正する法律

特定機器に係る適合性評価の欧州共同体との相互承認の実施に関する法律の一部を改正する法律

金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律

一、昨二十二日、倉田参議院議長から綿貫議長あて、参議院は議長に倉田寛之君を選挙した旨の通知書を受領した。

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る十九日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

補欠

小野 晋也君 小此木八郎君
嘉数 知賢君 松野 博一君
古賀 正浩君 北村 直人君

谷本 龍哉君 西川 公也君 望月 義夫君 石毛 鏡子君 仙谷 由人君 太田 昭宏君 田中 和徳君 三ッ林隆志君 金田 誠一君 榑崎 欣弥君 井上 義久君 小此木八郎君 北村 直人君 西川 京子君 松島みどり君 松野 博一君 宮澤 洋一君 前原 誠司君	山名 靖英君 西川 太一郎君 近藤 基彦君 杉山 憲夫君 金子 恭之君 実川 幸夫君	一、去る十九日、内閣から提出した議案は次のとおりである。 文化財の不法な輸出入等の規制等に関する法律案 文化財保護法の一部を改正する法律案 一、昨二十二日、議員から提出した修正案は次のとおりである。 道路関係四公団民営化推進委員会設置法案に対する修正案(細野豪志君外三名提出) (議案受領)	(議案送付) 一、去る十九日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。 地方公共団体の一般職の任期付職員採用に関する法律案 一、昨二十二日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。 公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案(岡田克也君外八名提出) 自然エネルギー発電促進法案(田中慶秋君外五名提出) (議案通知書受領) 一、昨二十二日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。 消防法の一部を改正する法律案 特定機器に係る適合性評価の欧州共同体との相互承認の実施に関する法律の一部を改正する法律案 金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律案 (質問書提出) 一、去る十九日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。 喫煙がもたらす被害に関する質問主意書(岩國哲人君提出) 諫早湾干拓事業の開門調査に関する質問主意書(小沢和秋君外一名提出)
谷本 龍哉君 三ッ林隆志君 西川 京子君 田中 和徳君 金田 誠一君 前原 誠司君 井上 義久君 宮澤 洋一君 松島みどり君 榑崎 欣弥君 石毛 鏡子君 太田 昭宏君 小野 晋也君 古賀 正浩君 西川 公也君 谷本 龍哉君 嘉数 知賢君 望月 義夫君 仙谷 由人君	山名 靖英君 丸谷 佳織君 松浪健四郎君 補欠 金子 恭之君 実川 幸夫君 近藤 基彦君 杉山 憲夫君	一、去る十九日、参議院から受領した内閣提出案は次のとおりである。 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律案 漁業再建整備特別措置法の一部を改正する法律案 水産業協同組合法の一部を改正する法律案 漁業災害補償法の一部を改正する法律案 遊漁船業の適正化に関する法律の一部を改正する法律案 (議案付託) 一、去る十九日、委員会に付託された議案は次のとおりである。 医療の信頼性の確保向上のための医療情報の提供の促進、医療に係る体制の整備等に関する法律案(山井和則君外三名提出、衆法第一一七号) 健康保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出第四六号) 健康増進法案(内閣提出第四七号) 以上三件 厚生労働委員会 付託 野菜生産出荷安定法の一部を改正する法律案(内閣提出第三八号) 農林水産委員会 付託 一、昨二十二日、委員会に付託された議案は次のとおりである。 電波法の一部を改正する法律案(内閣提出第三三三号)(参議院送付) 総務委員会 付託	商法等の一部を改正する法律案 右 国会に提出する。 平成十四年三月十八日 内閣総理大臣 小泉純一郎
補欠 西川 京子君 大出 彰君 中林よし子君 中川 昭一君 西川 克也君 岡田 克也君 不破 哲三君 西川 京子君 大出 彰君 中林よし子君 外務委員 補欠 小坂 憲次君 丹羽 雄哉君 細田 博之君 丸谷 佳織君 松浪健四郎君 西野あきら君 松島みどり君 渡辺 博道君	山名 靖英君 丸谷 佳織君 松浪健四郎君 補欠 金子 恭之君 実川 幸夫君 近藤 基彦君 杉山 憲夫君	一、去る十九日、議員から提出した議案は次のとおりである。 公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案(岡田克也君外八名提出) 自然エネルギー発電促進法案(田中慶秋君外五名提出) (議案提出)	商法等の一部を改正する法律案 右 国会に提出する。 平成十四年三月十八日 内閣総理大臣 小泉純一郎
補欠 西川 京子君 大出 彰君 中林よし子君 中川 昭一君 西川 克也君 岡田 克也君 不破 哲三君 西川 京子君 大出 彰君 中林よし子君 外務委員 補欠 小坂 憲次君 丹羽 雄哉君 細田 博之君 丸谷 佳織君 松浪健四郎君 西野あきら君 松島みどり君 渡辺 博道君	山名 靖英君 丸谷 佳織君 松浪健四郎君 補欠 金子 恭之君 実川 幸夫君 近藤 基彦君 杉山 憲夫君	一、去る十九日、議員から提出した議案は次のとおりである。 公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案(岡田克也君外八名提出) 自然エネルギー発電促進法案(田中慶秋君外五名提出) (議案提出)	商法等の一部を改正する法律案 右 国会に提出する。 平成十四年三月十八日 内閣総理大臣 小泉純一郎
補欠 西川 京子君 大出 彰君 中林よし子君 中川 昭一君 西川 克也君 岡田 克也君 不破 哲三君 西川 京子君 大出 彰君 中林よし子君 外務委員 補欠 小坂 憲次君 丹羽 雄哉君 細田 博之君 丸谷 佳織君 松浪健四郎君 西野あきら君 松島みどり君 渡辺 博道君	山名 靖英君 丸谷 佳織君 松浪健四郎君 補欠 金子 恭之君 実川 幸夫君 近藤 基彦君 杉山 憲夫君	一、去る十九日、議員から提出した議案は次のとおりである。 公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案(岡田克也君外八名提出) 自然エネルギー発電促進法案(田中慶秋君外五名提出) (議案提出)	商法等の一部を改正する法律案 右 国会に提出する。 平成十四年三月十八日 内閣総理大臣 小泉純一郎
補欠 西川 京子君 大出 彰君 中林よし子君 中川 昭一君 西川 克也君 岡田 克也君 不破 哲三君 西川 京子君 大出 彰君 中林よし子君 外務委員 補欠 小坂 憲次君 丹羽 雄哉君 細田 博之君 丸谷 佳織君 松浪健四郎君 西野あきら君 松島みどり君 渡辺 博道君	山名 靖英君 丸谷 佳織君 松浪健四郎君 補欠 金子 恭之君 実川 幸夫君 近藤 基彦君 杉山 憲夫君	一、去る十九日、議員から提出した議案は次のとおりである。 公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案(岡田克也君外八名提出) 自然エネルギー発電促進法案(田中慶秋君外五名提出) (議案提出)	商法等の一部を改正する法律案 右 国会に提出する。 平成十四年三月十八日 内閣総理大臣 小泉純一郎
補欠 西川 京子君 大出 彰君 中林よし子君 中川 昭一君 西川 克也君 岡田 克也君 不破 哲三君 西川 京子君 大出 彰君 中林よし子君 外務委員 補欠 小坂 憲次君 丹羽 雄哉君 細田 博之君 丸谷 佳織君 松浪健四郎君 西野あきら君 松島みどり君 渡辺 博道君	山名 靖英君 丸谷 佳織君 松浪健四郎君 補欠 金子 恭之君 実川 幸夫君 近藤 基彦君 杉山 憲夫君	一、去る十九日、議員から提出した議案は次のとおりである。 公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案(岡田克也君外八名提出) 自然エネルギー発電促進法案(田中慶秋君外五名提出) (議案提出)	商法等の一部を改正する法律案 右 国会に提出する。 平成十四年三月十八日 内閣総理大臣 小泉純一郎
補欠 西川 京子君 大出 彰君 中林よし子君 中川 昭一君 西川 克也君 岡田 克也君 不破 哲三君 西川 京子君 大出 彰君 中林よし子君 外務委員 補欠 小坂 憲次君 丹羽 雄哉君 細田 博之君 丸谷 佳織君 松浪健四郎君 西野あきら君 松島みどり君 渡辺 博道君	山名 靖英君 丸谷 佳織君 松浪健四郎君 補欠 金子 恭之君 実川 幸夫君 近藤 基彦君 杉山 憲夫君	一、去る十九日、議員から提出した議案は次のとおりである。 公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案(岡田克也君外八名提出) 自然エネルギー発電促進法案(田中慶秋君外五名提出) (議案提出)	商法等の一部を改正する法律案 右 国会に提出する。 平成十四年三月十八日 内閣総理大臣 小泉純一郎
補欠 西川 京子君 大出 彰君 中林よし子君 中川 昭一君 西川 克也君 岡田 克也君 不破 哲三君 西川 京子君 大出 彰君 中林よし子君 外務委員 補欠 小坂 憲次君 丹羽 雄哉君 細田 博之君 丸谷 佳織君 松浪健四郎君 西野あきら君 松島みどり君 渡辺 博道君	山名 靖英君 丸谷 佳織君 松浪健四郎君 補欠 金子 恭之君 実川 幸夫君 近藤 基彦君 杉山 憲夫君	一、去る十九日、議員から提出した議案は次のとおりである。 公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案(岡田克也君外八名提出) 自然エネルギー発電促進法案(田中慶秋君外五名提出) (議案提出)	商法等の一部を改正する法律案 右 国会に提出する。 平成十四年三月十八日 内閣総理大臣 小泉純一郎
補欠 西川 京子君 大出 彰君 中林よし子君 中川 昭一君 西川 克也君 岡田 克也君 不破 哲三君 西川 京子君 大出 彰君 中林よし子君 外務委員 補欠 小坂 憲次君 丹羽 雄哉君 細田 博之君 丸谷 佳織君 松浪健四郎君 西野あきら君 松島みどり君 渡辺 博道君	山名 靖英君 丸谷 佳織君 松浪健四郎君 補欠 金子 恭之君 実川 幸夫君 近藤 基彦君 杉山 憲夫君	一、去る十九日、議員から提出した議案は次のとおりである。 公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案(岡田克也君外八名提出) 自然エネルギー発電促進法案(田中慶秋君外五名提出) (議案提出)	商法等の一部を改正する法律案 右 国会に提出する。 平成十四年三月十八日 内閣総理大臣 小泉純一郎

商法等の一部を改正する法律

(商法の一部改正)

第一条 商法(明治三十二年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第七十四条第一項中「若ハ取締役を」と、取締役若ハ執行役株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十一条の五第一項第四号ニ規定スル執行役ヲ謂フ以下同ジに改める。

第一百五十五条中「若ハ取締役を」と、取締役若ハ執行役に改める。

第七十条第三項後段を削り、同条に次の二項を加える。

会社ノ設立ニ際シテ第二百二十二条第一項第六号ニ掲グル事項ニ付内容ノ異ル数種ノ株式ヲ發行スル場合ニ於テハ前項ノ規定ニ拘ラズ第一項ノ選任ハ同条第七項第一号及第二号ニ掲グル事項ニ付テノ定ニ從ヒ各種類ノ株式ヲ引受ケタル發起人ノ其ノ種類ノ株式ニ付テノ議決権ノ過半数ヲ以テ之ヲ決ス此ノ場合ニ於テハ第二百五十七条ノ四ノ規定ヲ準用ス第二百四十一条第一項ノ規定ハ前二項ノ議決権ニ之ヲ準用ス

第七十三條第二項及び第三項を次のように改める。

前項ノ規定ハ左ノ各号ニ掲グル場合ニ於テハ其ノ各号ニ定ムル事項ニ付テハ之ヲ適用セズ一 第六十八條第一項第五号及第六号ノ財産ノ定款ニ定メタル価格ノ総額ガ資本ノ五分ノ一ヲ超エズ且五百万円ヲ超エザル場合 同項第五号及第六号ニ掲グル事項

二 第六十八條第一項第五号又ハ第六号ノ財産ガ取引所ノ相場アル有価証券ナル場合ニ於テ定款ニ定メタル価格ガ其ノ相場ヲ超エザル場合 其ノ財産ニ係ル同項第五号又ハ第六号ニ掲グル事項

三 第六十八條第一項第五号又ハ第六号ニ

平成十四年四月二十三日 衆議院會議録第二十七号

商法等の一部を改正する法律案及び同報告書

掲グル事項ガ相当ナルコトニ付弁護士、弁護士法人、公認会計士(外国公認会計士ヲ含ム)、監査法人、税理士又ハ税理士法人ノ証明(同項第五号又ハ第六号ノ財産ガ不動産ナルトキハ其ノ証明及不動産鑑定士ノ鑑定評価)ヲ受ケタル場合 同項第五号又ハ第六号ニ掲グル事項

左ノ各号ニ掲グル者ハ前項第三号ノ証明及鑑定評価ヲ為スコトヲ得ズ

一 財産ノ現物出資者又ハ譲渡人

二 發起人

三 取締役又ハ監査役

四 業務ノ停止ノ処分ヲ受ケ其ノ停止ノ期間ヲ経過セザル者

五 弁護士法人、監査法人又ハ税理士法人ニシテ其ノ社員中ニ前号ニ掲グル者アルモノ又ハ其ノ社員ノ半数以上ガ第一号乃至第三号ニ掲グル者ノ何レカニ該当スルモノ

第七十三條ノ二第一項中「前条第三項前段ノ弁護士又ハ弁護士法人を」前条第二項第三号に改め、「資料」の下に「同号ニ規定スル財産ガ不動産ナルトキハ同号ノ鑑定評価ヲ記載又ハ記録シタル資料ヲ含ム」を加える。

第七十五條第二項第四号ノ四中「第七項を」第九項に改める。

第八十一条第三項中「第七十三條第三項前段ノ弁護士又ハ弁護士法人を」第七十三條第二項第三号に改め、「資料」の下に「前項ニ於テ準用スル同号ニ規定スル財産ガ不動産ナルトキハ同項ニ於テ準用スル同号ノ鑑定評価ヲ記載又ハ記録シタル資料ヲ含ム」を加える。

第八十三條に次の二項を加える。

会社ノ設立ニ際シテ第二百二十二條第一項第六号ニ掲グル事項ニ付内容ノ異ル数種ノ株式ヲ發行スル場合ニ於テハ前項ノ規定ニ拘ラズ同項ノ選任ハ同条第七項第一号及第二号ニ掲グル事項ニ付テノ定ニ從ヒ各種類ノ株式引受人ノ總會ノ決議ヲ以テ之ヲ決ス此ノ場合ニ於

テハ第二百五十七条ノ四ノ規定ヲ準用ス 第八十條第二項及第三項(第三百四十五條ヲ準用スル部分ヲ除ク)ノ規定ハ前項ノ總會ニ之ヲ準用ス

第八十八條第二項第七号ノ二中「又ハ支配人」を「執行役又ハ支配人」に、「又ハ其ノ会社」を「若ハ執行役又ハ其ノ会社」に改める。

第九十七條を次のように改める。

第九十七條 第九十二條ノ二第一項及第三項ノ規定ハ第九十三條第二項第三号(第九十一條第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ証明又ハ鑑定評価(以下本条ニ於テ証明等ト称ス)ヲ為シタル者ニ、第九十三條第二項ノ規定ハ其ノ証明等ヲ為シタル者ガ虚偽ノ証明等ヲ為シタル場合ニ之ヲ準用ス但シ其ノ証明等ヲ為シタル者ガ之ヲ為スニ付注意ヲ怠ラザリシコトヲ証明シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第二百十條第四項を次のように改める。

第一項ノ定時總會ニ於テ左ノ各号ニ掲グル決議ヲ為シタルトキハ前項ノ合計額ヨリ其ノ各号ニ定ムル額ヲ控除シタル額ヲ同項ノ合計額ト看做ス

一 第二百八十九條第二項ノ資本準備金又ハ利益準備金ノ減少ノ決議 減少スベキ資本準備金及利益準備金ノ合計額ヨリ同項各号ニ定ムル金額ノ合計額ヲ控除シタル額

二 第三百七十五條第一項ノ資本減少ノ決議 減少スベキ資本ノ額ヨリ同項各号ニ定ムル金額ノ合計額ヲ控除シタル額

第二百十條ノ二第一項中「取締役を」を「会社」に、「又ハ第八十一條ノ三第一項を」を、第二百十一條ノ三第一項又ハ第二百二十四條ノ五第二項(第二百二十四條ノ六ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)に改める。

第二百十三條第二項中「及第二項を」第二項及第二百十條第四項に改め、同条第三項中「第三百七十六條第二項ニ於テ準用スル第百條を」第三百七十六條第一項及第二項に改める。

第三百七十六條第一項及第二項に改める。

第三百七十六條第一項及第二項に改める。

第三百七十六條第一項及第二項に改める。 第三百七十五條第一項中「提出スベキ旨」の下に「其ノ期間内ニ会社ニ提出セラレザル株券第三項ノ株券ヲ除ク」ハ無効トナル旨を加える。

第二百二十條第二項中「前項ノ」の下に「規定ニ依ル」を加え、「代へを」を「代へて」に、「株式」を「同項ノ株式」に、「以テ之ヲ売却シ又ハ買受ケを」を「以テ、」に改め、同項に後段として次のように加える。

此ノ場合ニ於テハ会社ハ其ノ株式ヲ買受クルコトヲ得

第二百二十條ノ二第一項中「取締役ハ」の下に「端株原簿ヲ作り」を加え、「又ハ分割を」を「若ハ分割」に、「端株原簿ヲ作り」を「又ハ会社ガ端株主ノ有スル端株ヲ買取り若ハ自己ノ有スル株式一株ヲ分チテ端株ヲ有スルコトナリタルトキハ之ニ付端株原簿」に改める。

第二百二十條ノ六の次に次の一条を加える。

第二百二十條ノ七 会社ハ定款ヲ以テ端株主ガ其ノ有スル端株ト併セテ一株トナルベキ端株ヲ売渡スベキ旨ヲ会社ニ請求スルコトヲ得ベキ旨ヲ定ムルコトヲ得此ノ場合ニ於テ端株主ノ請求アリタルトキハ其ノ請求アリタル時ニ会社ガ其ノ請求ニ依リ譲渡スベキ端株(第六項ノ株式ヲ含ム)ヲ有セザル場合ヲ除クノ外自己ノ有スル端株ヲ其ノ端株主ニ譲渡スコトヲ要ス

市場価格アル株式ニ係ル端株ニ付前項ノ請求アリタルトキハ其ノ株式一株ノ請求ノ日ノ最終ノ市場価格ニ相当スル額ニ同項ノ規定ニ依リ会社ガ譲渡スベキ端株ノ一株ニ対スル割合ヲ乗ジタル額ヲ以テ売買価格トス

第二百四十四條ノ四第一項及第二項ノ規定ハ市場価格ナキ株式ニ係ル端株ニ付第一項ノ請求アリタル場合ニ之ヲ準用ス

前項ニ於テ準用スル第二百四十四條ノ四第一項ノ期間内ニ同項ノ決定ノ請求ナキトキハ最終ノ貸借対照表ニ依リ会社ニ現存スル純資産額ヲ

発行済株式ノ総数ヲ以テ除シタル額ニ第一項ノ規定ニ依リ会社ガ譲渡スベキ端株ノ一株ニ對スル割合ヲ乗ジタル額ヲ以テ売買価格トス
第二十四條ノ第四項ノ規定ハ第一項ノ請求アリタル場合ノ端株ノ譲渡ニ之ヲ準用ス
第一項ノ請求ヲ為シタル端株主ニ端株ヲ譲渡スベキ場合ニ於テハ会社ハ自己ノ有スル株式一株ヲ分チテ之ヲ端株トシテ譲渡スコトヲ得
第二百二十一條第五項中「満タザル株式」の下に「(以下本条及次条ニ於テ単元未満株式ト称ス)を加へ、其ノ株式」を「単元未満株式」に改め、同条第六項中「前条」を「第二百二十條」に、「単元ノ株式ノ数ニ満タザル数ノ株式」を「単元未満株式」に改め、同条に次の一項を加ふる。

前項ニ於テ準用スル第二百二十條ノ第六項ノ請求ヲ為シタル株主ノ有スル単元未満株式ニ付株式ガ発行セラレタルトキハ其ノ株主ハ其ノ請求ニ際シテ其ノ株式ヲ会社ニ提出スルコトヲ要ス
第二百二十一條の次に次の一條を加ふる。

第二百二十一條ノ二 会社ハ定款ヲ以テ単元未満株式ヲ有スル株主ガ其ノ単元未満株式ノ数ト併セテ一単元ノ株式ノ数トナルベキ数ノ株式ヲ売渡スベキ旨ヲ会社ニ請求スルコトヲ得ベキ旨ヲ定ムルコトヲ得此ノ場合ニ於テ株主ノ請求アリタルトキハ其ノ請求アリタル時ニ会社ガ其ノ請求ニ依リ譲渡スベキ数ノ株式ヲ有セザル場合ヲ除クノ外自己ノ有スル株式ヲ其ノ株主ニ譲渡スコトヲ要ス
前項ノ請求ヲ為シタル株主ノ有スル単元未満株式ニ付株式ガ発行セラレタルトキハ其ノ株主ハ其ノ請求ニ際シテ其ノ株式ヲ会社ニ提出シテ一単元ノ株式ノ数ノ株式ニ係ル株式ノ交付ヲ請求スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ株主ガ会社ニ提出シタル株式ハ次項ニ於テ準用スル第二百二十四條ノ第四項ノ代金ノ支払ノ時ニ無効トナル

第二百二十條ノ七第二項乃至第四項及第二百二十四條ノ第四項ノ規定ハ第一項ノ場合ニ之ヲ準用ス
第二百二十二條第一項を次のように改める。

会社ハ左ニ掲グル事項ニ付内容ノ異ル数種ノ株式ヲ発行スルコトヲ得但シ第六号ニ掲グル事項ニ付内容ノ異ル数種ノ株式ヲ発行スルニハ株式ノ譲渡ニ付取締役会ノ承認ヲ要スル旨ノ定款ヲ定ムルコトヲ要ス
一 利益又ハ利息ノ配当
二 残余財産ノ分配
三 株式ノ買受
四 利益ヲ以テスル株式ノ消却
五 株主總會ニ於テ議決權ヲ行使スルコトヲ得ベキ事項
六 其ノ種類ノ株主ノ總會(他ノ種類ノ株主ト共同シテ開催スルモノヲ含ム)ニ於ケル取締役又ハ監査役ノ選任
第二百二十二條第九項中「又ハ新株予約權若ハ新株予約權付社債ノ引受」を、新株予約權若ハ新株予約權付社債ノ引受又ハ資本若ハ資本準備金若ハ利益準備金ノ減少ニ伴フ払戻」に改め、同条第六項の次に次の二項を加ふる。

会社ハ第一項第六号ニ掲グル事項ニ付内容ノ異ル数種ノ株式ヲ発行スルニハ全部ノ種類ノ株式ニ付定款ヲ以テ第二項ニ規定スル株式ノ内容トシテ左ニ掲グル事項ヲ定ムルコトヲ要ス
一 其ノ種類ノ株主ガ取締役又ハ監査役ヲ選任スルコトノ可否及可トスル場合ニ於ケル選任スルコトヲ得ベキ取締役又ハ監査役ノ数
二 前号ノ定ニ依リ選任スルコトヲ得ベキ取締役又ハ監査役ノ全部又ハ一部ヲ他ノ種類ノ株主ト共同シテ選任スルモノト為ストキハ其ノ株主ノ有スル株式ノ種類及共同シテ選任スル取締役又ハ監査役ノ数
三 前二号ニ定ムル事項ヲ變更スル条件アル

トキハ其ノ条件及其ノ条件ガ成就シタル場合ニ於ケル變更後ノ前二号ニ掲グル事項第五項及第六項ノ規定ハ第一項第六号ニ掲グル事項ニ付内容ノ異ル種類ノ株式ニシテ取締役又ハ監査役ヲ選任スルコト能ハザルモノニ之ヲ準用ス
第二百二十二條ノ九第二項中「及一定」を「一定」に改め、「提出スベキ旨」の下に「及其ノ期間内ニ会社ニ提出セラレザル株式ハ無効トナル旨」を加ふる。

第二百二十四條ノ二第三項中「質權者」の下に「又ハ端株主」を加ふる。
第二百二十四條ノ三の次に次の三條を加ふる。

第二百二十四條ノ四 会社ハ左ノ各号ノ何レニモ該當スル株式(株券喪失登録ノ為サレタル株式ニ係ル株式ヲ除ク以下本条及次条ニ於テ同ジ)ニ付テハ取締役会ノ決議ヲ以テ其ノ株式ヲ競売スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ代金ヲ從前ノ株主ニ支払フコトヲ要ス
一 其ノ株式ニ付株主名簿ニ記載又ハ記録アル株主ニ對シ第二百二十四條ノ二第一項ノ規定ニ依リ通知及催告ヲ為スコトヲ要セザルモノ
二 其ノ株式ニ付前号ノ株主ガ繼續シテ五年間会社の配當する利益又は利息の支払に關する法律(昭和二十三年法律第六十四號)第一項ニ規定スル住所等ニ於テ利益及利息ノ支払ヲ受領セザリシモノ
前項ノ株式ニ付株主名簿ニ記載又ハ記録アル質權者アル場合ニ於テハ其ノ質權者ガ左ノ各号ノ何レニモ該當スル者ナルトキニ限り同項ノ規定ニ依リ其ノ株式ヲ競売スルコトヲ得
一 第二百二十四條ノ二第三項ニ於テ準用スル同条第一項ノ規定ニ依リ通知及催告ヲ為スコトヲ要セザル者
二 繼續シテ五年間会社の配當する利益又は利息の支払に關する法律第一項ニ規定スル住所等ニ於テ利益及利息ノ支払ヲ受領セザリシ者

第二百二十四條ノ五 会社ハ前条第一項ノ取締役会ノ決議アリタルトキハ同項ノ規定ニ依リ競売ニ代ヘテ市場価格アル同項ノ株式ハ其ノ価格ヲ以テ、市場価格ナキ同項ノ株式ハ裁判所ノ許可ヲ得テ競売以外ノ方法ニ依リ之ヲ売却スルコトヲ得
前項ノ場合ニ於テハ会社ハ取締役会ノ決議ヲ以テ同項ノ規定ニ依リ売却スル株式ヲ買受クルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ第二百二十四條ノ第四項及第二百四十一條ノ三第二項第三項ノ規定ヲ準用ス
会社ハ前条第一項ノ株式ノ競売又ハ売却ヲ為スニハ其ノ株式ニ付テノ第二百二十三條第一項第一号乃至第三号ニ掲グル事項、其ノ株式ヲ競売又ハ売却スル旨及利害關係人ニ對シ異議アラバ一定ノ期間内ニ之ヲ述べベキ旨ヲ公告シ且左ノ各号ニ掲グル者ニハ其ノ各号ニ定ムル場所ニ宛テ各別ニ之ヲ通知スルコトヲ要ス此ノ場合ニ於テハ其ノ期間ハ三月ヲ下ルコトヲ得ズ

一 前条第一項第一号ノ株主(次号ニ掲グルモノヲ除ク) 株主名簿ニ記載又ハ記録シタル其ノ株主ノ住所及其ノ株主ガ第二百二十四條第一項ノ規定ニ依リ会社ニ通知シタル宛先
二 前条第一項ノ株式ノ共有者ニシテ第二百三條第二項ノ規定ニ依リ權利ヲ行使スベキ者ト定メラレタル株主以外ノ株主 株主名簿ニ記載又ハ記録シタル其ノ株主ノ住所
三 前条第一項ノ株式ニ付株主名簿ニ記載又ハ記録アル質權者アル場合ニ於ケル其ノ質權者 株主名簿ニ記載又ハ記録シタル其ノ住所及其ノ質權者ガ第二百二十四條第四項ニ於テ準用スル同条第一項ノ規定ニ依リ会社ニ通知シタル宛先
前条第一項ノ株式ニ係ル株式ガ発行セラレタ

住所等ニ於テ利益及利息ノ支払ヲ受領セザリシ者
第二百二十四條ノ五 会社ハ前条第一項ノ取締役会ノ決議アリタルトキハ同項ノ規定ニ依リ競売ニ代ヘテ市場価格アル同項ノ株式ハ其ノ価格ヲ以テ、市場価格ナキ同項ノ株式ハ裁判所ノ許可ヲ得テ競売以外ノ方法ニ依リ之ヲ売却スルコトヲ得
前項ノ場合ニ於テハ会社ハ取締役会ノ決議ヲ以テ同項ノ規定ニ依リ売却スル株式ヲ買受クルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ第二百二十四條ノ第四項及第二百四十一條ノ三第二項第三項ノ規定ヲ準用ス
会社ハ前条第一項ノ株式ノ競売又ハ売却ヲ為スニハ其ノ株式ニ付テノ第二百二十三條第一項第一号乃至第三号ニ掲グル事項、其ノ株式ヲ競売又ハ売却スル旨及利害關係人ニ對シ異議アラバ一定ノ期間内ニ之ヲ述べベキ旨ヲ公告シ且左ノ各号ニ掲グル者ニハ其ノ各号ニ定ムル場所ニ宛テ各別ニ之ヲ通知スルコトヲ要ス此ノ場合ニ於テハ其ノ期間ハ三月ヲ下ルコトヲ得ズ
一 前条第一項第一号ノ株主(次号ニ掲グルモノヲ除ク) 株主名簿ニ記載又ハ記録シタル其ノ株主ノ住所及其ノ株主ガ第二百二十四條第一項ノ規定ニ依リ会社ニ通知シタル宛先
二 前条第一項ノ株式ノ共有者ニシテ第二百三條第二項ノ規定ニ依リ權利ヲ行使スベキ者ト定メラレタル株主以外ノ株主 株主名簿ニ記載又ハ記録シタル其ノ株主ノ住所
三 前条第一項ノ株式ニ付株主名簿ニ記載又ハ記録アル質權者アル場合ニ於ケル其ノ質權者 株主名簿ニ記載又ハ記録シタル其ノ住所及其ノ質權者ガ第二百二十四條第四項ニ於テ準用スル同条第一項ノ規定ニ依リ会社ニ通知シタル宛先
前条第一項ノ株式ニ係ル株式ガ発行セラレタ

住所等ニ於テ利益及利息ノ支払ヲ受領セザリシ者
第二百二十四條ノ五 会社ハ前条第一項ノ取締役会ノ決議アリタルトキハ同項ノ規定ニ依リ競売ニ代ヘテ市場価格アル同項ノ株式ハ其ノ価格ヲ以テ、市場価格ナキ同項ノ株式ハ裁判所ノ許可ヲ得テ競売以外ノ方法ニ依リ之ヲ売却スルコトヲ得
前項ノ場合ニ於テハ会社ハ取締役会ノ決議ヲ以テ同項ノ規定ニ依リ売却スル株式ヲ買受クルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ第二百二十四條ノ第四項及第二百四十一條ノ三第二項第三項ノ規定ヲ準用ス
会社ハ前条第一項ノ株式ノ競売又ハ売却ヲ為スニハ其ノ株式ニ付テノ第二百二十三條第一項第一号乃至第三号ニ掲グル事項、其ノ株式ヲ競売又ハ売却スル旨及利害關係人ニ對シ異議アラバ一定ノ期間内ニ之ヲ述べベキ旨ヲ公告シ且左ノ各号ニ掲グル者ニハ其ノ各号ニ定ムル場所ニ宛テ各別ニ之ヲ通知スルコトヲ要ス此ノ場合ニ於テハ其ノ期間ハ三月ヲ下ルコトヲ得ズ
一 前条第一項第一号ノ株主(次号ニ掲グルモノヲ除ク) 株主名簿ニ記載又ハ記録シタル其ノ株主ノ住所及其ノ株主ガ第二百二十四條第一項ノ規定ニ依リ会社ニ通知シタル宛先
二 前条第一項ノ株式ノ共有者ニシテ第二百三條第二項ノ規定ニ依リ權利ヲ行使スベキ者ト定メラレタル株主以外ノ株主 株主名簿ニ記載又ハ記録シタル其ノ株主ノ住所
三 前条第一項ノ株式ニ付株主名簿ニ記載又ハ記録アル質權者アル場合ニ於ケル其ノ質權者 株主名簿ニ記載又ハ記録シタル其ノ住所及其ノ質權者ガ第二百二十四條第四項ニ於テ準用スル同条第一項ノ規定ニ依リ会社ニ通知シタル宛先
前条第一項ノ株式ニ係ル株式ガ発行セラレタ

ル場合ニ於テ前項ノ期間内ニ利害関係人ガ異議ヲ述べザリシトキハ其ノ株券ハ其ノ期間満了ノ時ニ無効トナル

前条第一項ノ株式ニ係ル株券ガ前項ノ規定ニ依リ無効トナリタル場合ニ於テ其ノ株式ヲ競売スルトキハ会社ハ其ノ競売ノ目的物トシテ其ノ株式ニ係ル株券ヲ再発行スルコトヲ要ス

第二百二十四条ノ六 第二百二十四条ノ四第一項及前条第一項乃至第三項(第三号ヲ除ク)ノ規定ハ端株ニ之ヲ準用ス

第二百三十条から第二百三十条ノ九までを次のように改める。

第二百三十条 株券ヲ喪失シタル者ハ会社ニ対シ株券喪失登録ノ申請ヲ為スコトヲ得

前項ノ株券喪失登録ノ申請ヲ為ス者ハ申請書ニ同項ノ株券ノ取得ノ事実及其ノ株券ノ喪失ノ事実ヲ証スル資料其ノ他ノ法務省令ニ定ムル資料ヲ添付シテ之ヲ会社ニ提出スルコトヲ要ス但シ其ノ申請ヲ為ス者ガ其ノ株券ニ係ル株式ノ株主又ハ質権者トシテ株主名簿ニ記載又ハ記録セラレタル者(以下本節ニ於テ名義人ト称ス)ナルトキハ其ノ株券ノ喪失ノ事実ヲ証スル資料ノミヲ添付スルヲ以テ足ル

前項ノ申請書ニハ同項ノ株券喪失登録ノ申請ヲ為ス者ノ住所及株券ノ番号ヲ記載シ之ニ署名スルコトヲ要ス

第二百二十二条ノ五第三項及第二百四十二条ノ三第三項ノ規定ハ第二項ノ申請書ノ提出ニ、第二百四十二条ノ三第四項及第二百三十九条ノ二第三項本文ノ規定ハ第二項ノ資料ニ、第三十三條ノ二第二項ノ規定ハ本項ニ於テ準用スル第二百二十二条ノ五第三項ノ電磁的方法ガ行ハルル場合ニ於テ其ノ方法ニ依リ作ララル電磁的記録ニ記録セラレタル情報ニ之ヲ準用ス

第二百三十条ノ二 取締役ハ株券喪失登録簿ヲ作リ前条第一項ノ株券喪失登録ノ申請アリタルトキハ之ニ左ノ事項ヲ記載又ハ記録スルコトヲ要ス

一 其ノ申請ニ係ル株券ノ番号
二 前号ノ株券ヲ喪失シタル者ノ氏名及住所
三 第一号ノ株券ニ係ル株式ノ名義人ノ氏名及住所
四 株券喪失登録ノ日
第三十三条ノ二第一項ノ規定ハ株券喪失登録簿ニ、第二百二十四条第一項乃至第三項ノ規定ハ株券ヲ喪失シタル者トシテ株券喪失登録簿ニ記載又ハ記録セラレタル者(以下株券喪失登録者ト称ス)ニ対スル通知ニ之ヲ準用ス

株券喪失登録ガ為サレタル場合ニ於テ其ノ株券喪失登録ノ為サレタル株券ニ付テノ株券喪失登録者ガ其ノ株券ニ係ル株式ノ名義人ニ非ザルトキハ会社ハ遅滞ナク其ノ名義人ニ対シ其ノ株券ニ付テノ株券喪失登録ガ為サレタル旨及其ノ株券ガ無効トナルベキ日ヲ通知スルコトヲ要ス

会社ガ株券ニ付テ名義書換代理人ヲ置キタルトキハ其ノ名義書換代理人ハ株券喪失登録ノ手續ニ付会社ヲ代理ス

第二百三十条ノ三 株券喪失登録ノ為サレタル株券ガ其ノ株券ニ係ル株式ニ付テノ権利ノ行使ノ為会社ニ提出セラレタルトキハ会社ハ遅滞ナク其ノ株券ヲ提出シタル者ニ対シ其ノ株券ニ付テノ株券喪失登録ガ為サレタル旨ヲ通知スルコトヲ要ス

第二百三十条ノ四 株券喪失登録ノ為サレタル株券ヲ所持スル者(其ノ株券ニ付テノ株券喪失登録者ヲ除ク)ハ会社ニ対シ其ノ株券喪失登録ニ付テノ株券喪失登録ノ申請ヲ為スコトヲ得但シ其ノ株券喪失登録ノ為サレタル日ノ翌日より起算シテ一年ヲ経過シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ登録異議ノ申請ヲ為ス者ハ申請書ニ株券喪失登録ノ為サレタル株券ヲ添付シ之ヲ会社ニ提出スルコトヲ要ス

前項ノ申請書ニハ同項ノ登録異議ノ申請ヲ為ス者ノ住所及其ノ株券ニ係ル株券喪失登録ガ為サレタル旨ヲ通知スルコトヲ要ス

第六項ノ規定ニ依リ抹消セララル日ニ名義書換ヲ為スベキ旨ヲ請求スルトキハ其ノ旨ヲ記載シ之ニ署名スルコトヲ要ス

第二百二十二条ノ五第三項及第二百四十二条ノ三第三項ノ規定ハ第二項ノ申請書ノ提出ニ、第二百四十二条ノ三第四項ノ規定ハ第二項ノ株券ニ、第三十三条ノ二第二項ノ規定ハ本項ニ於テ準用スル第二百二十二条ノ五第三項ノ電磁的方法ガ行ハルル場合ニ於テ其ノ方法ニ依リ作ララル電磁的記録ニ記録セラレタル情報ニ之ヲ準用ス

第一項ノ抹消ノ申請ノ為サレタル日ニ会社ハ其ノ申請ニ係ル株券喪失登録ヲ抹消スルコトヲ要ス

第二百三十条ノ六 株券喪失登録ノ為サレタル株券ハ第二百三十条ノ四第一項ノ登録異議ノ申請若ハ前条第一項ノ抹消ノ申請ガ為サレタル場合又ハ次条第二項(同条第四項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ規定ニ依リ其ノ株券喪失登録ガ抹消セラレタル場合ヲ除キ其ノ株券喪失登録ノ為サレタル日ノ翌日より起算シテ一年ヲ経過シタル日ニ無効トナル此ノ場合ニ於テハ取締役ハ株券喪失登録簿ニ其ノ株券ガ無効トナリタル旨及其ノ無効トナリタル日ヲ記載又ハ記録スルコトヲ要ス

前項ノ規定ニ依リ無効トナリタル株券ニ付テノ株券喪失登録者ガ其ノ株券ニ係ル株式ノ名義人ニ非ザルトキハ其ノ株券ニ付テハ会社ハ同項ノ規定ニ依リ其ノ株券ガ無効トナリタル日ニ其ノ株券喪失登録者ニ付テ名義書換ヲ為シタルモノト看做ス

株券喪失登録者ハ第一項ノ規定ニ依リ株券ガ無効トナリタル後ニ非ザレバ其ノ株券ノ再発行ヲ請求スルコトヲ得ズ

第二百三十条ノ七 株券喪失登録者ガ其ノ株券喪失登録ノ為サレタル株券ニ付テ第二百三十六条第一項(第二百二十二条ノ九第四項、第三百五十条第三項(第三百六十二条第二項、第三百七十四条ノ三十一第一項及第四百六十六条第四項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)、第三百五十九条第二項、第三百六十八條第二項及第四百三十三條ノ四第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)以下本条及次条第四項ニ於テ同ジノ請求ヲ為シタルトキハ会社ハ第二百三十六条第一項ノ期間満了ノ日ガ前条第一項ノ規定ニ依リ其ノ株券ガ無効トナルベキ日以前ニ到来スル場合ニ限り第二百三十六条第一項ニ規定スル公告ヲ為スコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ第二百三十六条第一項ニ規定スル公告ヲ為ストキハ会社ハ其ノ公告ヲ為シタル日ニ前項ノ株券ニ係ル株券喪失登録ヲ抹消スルコトヲ要ス

第九

第一項ノ株券ニ付テノ株券喪失登録者ガ其ノ株券ニ係ル株式ノ名義人ニ非ザル場合ニ於テ同項ノ規定ニ依リ会社ガ第二百八十六條第一項ニ規定スル公告ヲ為シ且同項ノ期間内ニ利害關係人ガ異議ヲ述べザリシトキハ其ノ株券ニ付テハ会社ハ其ノ期間満了ノ日ニ其ノ株券喪失登録者ニ付名義書換ヲ為シタルモノト看做ス

第二項及第二項ノ規定ハ株券喪失登録者ガ第二百二十條第四項(第二百三十三條第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ請求ヲ為シタル場合ニ之ヲ準用ス

第二百三十條ノ八 株券喪失登録ノ為サレタル株券ニ付テハ会社ハ第二百三十條ノ四第六項、第二百三十條ノ五第五項若ハ前條第二項(同條第四項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ規定ニ依リ株券喪失登録ガ抹消セララル日又ハ第二百三十條ノ六第一項ノ規定ニ依リ株券ガ無効トナル日迄ノ間ハ名義書換ヲ為スコトヲ得ス

第二百二十九條第一項、第二百二十四條ノ第三項、第二百八十八條ノ四第三項(第二百八十八條ノ二十五第三項及第三百四十一條ノ十五第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム第六項ニ於テ同ジ)又ハ第二百七十四條ノ七第一項(第三百七十四條ノ三十一第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ一定ノ日前ニ第二百三十條ノ四第一項ノ登録異議ノ申請ガ為サレ且其ノ一定ノ日後ニ同條第六項ノ規定ニ依リ株券喪失登録ガ抹消セラレタルトキハ其ノ登録異議ノ申請ヲ為シタル者ニシテ同條第三項ノ請求ヲ為シタルモノヲ第二百二十九條第一項、第二百二十四條ノ第三項、第二百八十八條ノ四第二項、第二百八十八條ノ二十五第一項(第三百四十一條ノ十五第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)又ハ第二百七十四條ノ七第一項(第三百七十四條ノ三十一第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ニ規定スル權利ヲ有スベキ株主又ハ質權

者ト看做ス

第二百二十四條ノ三第一項ノ期間中ニ第二百三十條ノ四第六項ノ規定ニ依リ株券喪失登録ガ抹消セラレタルトキハ会社ハ其ノ期間中ト雖モ其ノ登録異議ノ申請ヲ為シタル者ニシテ同條第三項ノ請求ヲ為シタルモノニ付テハ株主名簿ノ記載又ハ記録ノ変更ヲ為スコトヲ要ス

株券喪失登録ノ為サレタル株券ニ付テノ株券喪失登録者ガ其ノ株券ニ係ル株式ノ名義人ニ非ザルトキハ会社ハ左ノ各号ニ掲グル場合ニ於テハ其ノ株式ニ付第一項ニ規定スル日前前條第二項(同條第四項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ規定ニ依リ株券喪失登録ガ抹消セラレタルトキハ第二百八十六條第一項又ハ第二百二十條第四項(第二百三十三條第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ期間内ニ利害關係人ガ異議ヲ述べザリシ場合ニ於ケル其ノ期間満了ノ日次項ニ於テ同ジ)迄ノ間ハ其ノ各号ニ定ムル行為ヲ為スコトヲ得ス

一 株式ノ併合、分割又ハ転換ニ因ル株式ノ發行ヲ為ス場合 其ノ株式ニ係ル株券ノ交付

二 第二百二十條第一項本文ノ規定ニ依ル金銭ノ交付ヲ為ス場合 其ノ金銭ノ交付
三 株式ノ消却ニ伴フ支払又ハ資本若ハ資本準備金若ハ利益準備金ノ減少ニ伴フ払戻ヲ為ス場合 其ノ支払又ハ払戻

四 会社ノ配当スベキ利益又ハ利息ノ支払ヲ為ス場合 其ノ利益又ハ利息ノ支払
五 新株、新株予約權又ハ新株予約權付社債ノ引受權ヲ与フル場合 其ノ引受權ノ付与

六 第六項ノ規定ニ依リ株券喪失登録者ニ与ヘラレタル前号ノ引受權ノ行使ニ因リ会社ガ新株、新株予約權又ハ新株予約權付社債ノ發行ヲ為ス場合 其ノ新株ニ係ル株券、其ノ新株予約權ニ係ル新株予約權証券又ハ其ノ新株予約權付社債ニ係ル債券ノ交付

前項第一号ノ株式、同項第二号ノ金銭、同項第三号ノ支払及払戻ヲ為スベキモノ、同項第四号ノ利益及利息並ニ同項第六号ノ新株、新株予約權及新株予約權付社債ハ株券喪失登録ノ為サレタル株券ニ係ル株式ニ付テノ第一項ニ規定スル日ニ於ケル名義人(第二百三十條ノ六第二項又ハ前條第三項ノ規定ニ依リ名義書換ヲ為シタルモノト看做サルル株券喪失登録者ヲ含ム)之ヲ取得ス

第四項第五号ノ引受權ハ第二百八十八條ノ四第三項ノ一定ノ日前ニ第二百三十條ノ四第一項ノ登録異議ノ申請アリタル場合ヲ除クノ外同号ノ規定ニ拘ラズ株券喪失登録者ニ之ヲ与フ但シ会社ハ其ノ株券喪失登録者ニ對シ新株引受權証券ヲ交付スルコトヲ得ス

第一項第四項(第四号乃至第六号ヲ除ク)及第五項ノ規定ハ左ノ各号ニ掲グル場合ニ於ケル其ノ各号ニ定ムル会社ガ為スベキ名義書換、株式ノ發行、金銭ノ交付及支払ニ之ヲ準用ス

一 会社ガ完全子会社トナル株式交換ヲ為ス場合 其ノ株式交換ニ因リテ完全親会社トナル会社

二 会社ガ株式移轉ヲ為ス場合 其ノ株式移轉ニ因リテ設立スル完全親会社
三 会社ガ新設分割ヲ為ス場合 其ノ分割ニ因リテ設立スル会社

四 会社ガ吸収分割ヲ為ス場合其ノ会社ガ分割ヲ為ス会社ナル場合(二限ル) 其ノ分割ニ因リテ營業ヲ承継スル会社
五 会社ガ合併ニ因リテ消滅スル場合 其ノ合併後存続スル会社又ハ其ノ合併ニ因リテ設立スル会社

株券喪失登録ノ為サレタル株券ニ付テノ株券喪失登録者ガ其ノ株券ニ係ル株式ノ名義人ニ非ザルトキハ其ノ株式ニ付テハ株主(第二項ノ規定ニ依リ同項ニ規定スル權利ヲ有スベキモノト看做サルルモノヲ除ク)ハ議決權ヲ有セス

第二百三十條ノ九 本法ノ規定ニ依リ公告ニ從ヒテ一定ノ期間内又ハ一定ノ日迄ニ会社ニ提出スベキ株券ニシテ其ノ一定ノ期間内又ハ其ノ一定ノ日迄ニ会社ニ提出セラレザルモノモ亦第二百三十條乃至前條ニ規定スル手続ニ依リ之ヲ無効ト為スコトヲ得

第二編第四章第二節中第二百三十條ノ九の次に次の一条を加える。

第二百三十條ノ九ノ二 公示催告手続及ビ仲裁手続ニ関スル法律(明治二十三年法律第二十号)第七編ノ規定ハ株券ニハ之ヲ適用セス

第二百三十二條第一項に次のただし書を加える。

但シ株式ノ譲渡ニ付取締役会ノ承認ヲ要スル旨ノ定款ノ定アル会社ニ於テハ其ノ期間ハ定款ヲ以テ一週間ヲ限度トシテ之ヲ短縮スルコトヲ妨ゲズ

第二百三十二條ノ二第一項及び第二項中「六週間」を「八週間」に改める。

第二百三十六条を次のように改める。

第二百三十六条 總會ハ其ノ總會ニ於テ議決權ヲ行使スルコトヲ得ベキ全テノ株主ノ同意アルトキハ招集ノ手続ヲ終シテ之ヲ開クコトヲ得

第二百三十七條第三項中「六週間」を「八週間」に改める。

第二百四十四條第六項中「同條第六項」を「同條第七項」に改める。

第二百四十六條第三項中「及第三項」を「第三項(第二号ヲ除ク)及第二百九十七條(第二百九十二條ノ第二項及第三項ヲ準用スル部分ヲ除ク)」に、「第二百七十三條第三項前段ノ弁護士又ハ弁護士法人」を「第二百七十三條第二項第三号」に改め、「資料」の下に「(本項ニ於テ準用スル同号ニ規定スル財産ガ不動産ナルトキハ本項ニ於テ準用スル同号ノ鑑定評価記載又ハ記録シタル資料ヲ含ム)を加え、同條に次の一項を加える。

会社ノ支配人其ノ他ノ使用人ハ前項ニ於テ準

用スル第七十三条第二項第三号ノ証明及鑑定評價ヲ為スコトヲ得ヌ

第二百五十三條を次のように改める。

第二百五十三條 総会ノ決議ノ目的タル事項ニ付取締役又ハ株主ヨリ提案アリタル場合ニ於テ其ノ事項ニ付議決權ヲ行使スルコトヲ得ル全テノ株主ガ左ニ掲グル事項ヲ記載又ハ記録シタル書面又ハ電磁的記録ヲ以テ其ノ提案ニ同意シタルトキハ其ノ提案ヲ可決スル総会ノ決議アリタルモノト看做ス

一 取締役又ハ株主ノ提案ノ内容

第二百四十四條第五項及第二百六十三條第三項ノ規定ハ前項ニ規定スル書面又ハ電磁的記録ニ、第二百六十三條第七項ノ規定ハ子会社ノ前項ニ規定スル書面又ハ電磁的記録ニ於テ準用スル場合ヲ含ムニ規定スル書面又ハ電磁的記録ニ之ヲ準用ス

第二百五十七條の次に次の五條を加ふる。

第二百五十七條ノ二 会社ガ第二百二十二條第一項第六号ニ掲グル事項(取締役ニ関スルモノニ限ル)ニ付内容ノ異ル數種ノ株式ヲ發行シタル場合ニ於テハ取締役ハ同条第七項第一号及第二号ニ掲グル事項ニ付テノ定ニ從ヒ各種類ノ株主ノ總會ニ於テ選任スルコトヲ得ニ於テハ第二百五十四條第一項ノ規定ハ之ヲ適用セズ

前項ノ規定ニ依ル取締役ノ選任決議ニ付テハ同項ノ總會ニ出席ヲ要スル株主ノ有スベキ議決權ハ定款ノ定ニ依ルモノ之ヲ其ノ種類ノ株主ノ議決權ノ三分ノ一未満ニ下スコトヲ得ズ株主總會ニ関スル規定ハ第一項ノ總會ニ之ヲ準用ス

第二百五十七條ノ三 第七十條第四項、第八十三條第二項又ハ前条第一項ノ規定ニ依リ選任セラレタル取締役ハ何時ニテモ其ノ選任ニ係ル種類ノ株主ノ總會ノ決議ヲ以テ之ヲ解任スルコトヲ得但シ任期ノ定アル場合ニ於テ

正當ノ事由ナクシテ其ノ任期ノ満了前ニ之ヲ解任シタルトキハ其ノ取締役ハ会社ニ對シ解任ニ因リテ生ジタル損害ノ賠償ヲ請求スルコトヲ得

株主總會ニ関スル規定及第三百四十三條ノ規定ハ前項ノ總會ニ之ヲ準用ス

第一項本文ノ取締役ノ解任ニ付テハ第二百五十七條ノ規定ハ之ヲ適用セズ但シ其ノ取締役ノ任期ノ満了前ニ同項本文ノ種類ノ株主ノ總會ニ於テ議決權ヲ有スル者ヲ欠クニ至リタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第一項本文ノ取締役ノ職務遂行ニ關シ不正ノ行為又ハ法令若ハ定款ニ違反スル重大ナル事實アリタルトキハ前項但書ノ場合ヲ除クノ外六月前ヨリ引続キ左ノ何レカニ掲グル議決權ヲ有スル株主ハ其ノ取締役ノ解任ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ得但シ第二号ニ掲グル議決權ヲ有スル株主ニ付テハ同項本文ノ種類ノ株主ノ總會ニ於テ其ノ取締役ノ解任スルコトヲ否決シタルトキニ限ル

一 総株主ノ議決權ノ百分ノ三以上ノ議決權ニ 第一項本文ノ種類ノ株主ノ議決權ノ百分ノ三以上ノ議決權

第八十八條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス会社ハ第三項本文ノ規定ニ拘ラズ定款ヲ以テ第一項本文ノ取締役ノ全部又ハ一部ヲ第二百五十七條ノ規定ニ依リ解任スルコトヲ得ベキ旨ヲ定ムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ定款ヲ以テ同条ノ規定ニ依リ解任スルコトヲ得ベキモノトセラレタル取締役ニ付テハ第四項第一号ニ掲グル議決權ヲ有スル株主ハ同項ノ規定ニ依リ解任ヲ請求スルコトヲ得ズ

第二百五十七條ノ四 前二條ノ規定ノ適用ニ付テハ第二百二十二條第七項第二号ノ定ニ依リ共同シテ取締役ノ選任スベキニ以上ノ種類ノ株主ハ之ヲ一ノ種類ノ株主ト看做ス

第二百五十七條ノ五 第二百二十二條第七項ノ定款ノ定(取締役ニ関スルモノニ限ル)以下本

条及次条ニ於テ同ジアル会社ハ法令又ハ定款ニ定メタル取締役ノ員數ヲ欠キ其ノ員數ニ足ルベキ數ノ取締役ヲ選任スベキ株主ガ存セザル場合ニハ同項ノ定款ノ定ヲ廢止シタルモノト看做ス

第二百五十七條ノ六 会社ガ定款ヲ變更シテ株式ノ譲渡ニ付取締役會ノ承認ヲ要スル旨ノ定又ハ第二百二十二條第七項ノ定款ノ定ヲ廢止シタル場合ニハ第二百五十六條ノ規定ニ拘ラズ第二百五十七條ノ三第一項本文ノ取締役ノ任期ハ其ノ定款變更ノ効力ガ生ジタル時ニ満了シタルモノト看做ス

第二百六十條第三項中「取締役ハ」を「前項ノ取締役ハ」に改め、同条第二項の次に次の一項を加ふる。

左ニ掲グル取締役ハ会社ノ業務ヲ執行ス

一 代表取締役

二 代表取締役以外ノ取締役ニシテ取締役會ノ決議ニ依リ会社ノ業務ヲ執行スル取締役ニ指名セラレ其ノ指名ヲ受諾シタルモノ

第二百六十條の次に次の一項を加ふる。

第三項ノ取締役以外ノ取締役ニシテ会社ノ業務ヲ執行シタルモノハ第八十八條第二項第七号ノ二ノ規定ノ適用ニ付テハ会社又ハ子会社ノ業務ヲ執行スル取締役ト看做ス

第二百六十三條第一項第四号中「端株原簿」の下に「及株券喪失登録簿」を加え、同条第二項第二号中「抄本」の下に「ノ交付」を加え、同条第五項の次に次の一項を加ふる。

何人モ営業時間内何時ニテモ利害關係アル部分ニ限り左ノ請求ヲ為スコトヲ得

一 株券喪失登録簿ガ書面ヲ以テ作ラレタルトキハ其ノ書面ノ閲覧又ハ謄寫ノ請求

二 株券喪失登録簿ガ電磁的記録ヲ以テ作ラレタルトキハ其ノ電磁的記録ニ記録セラレタル情報ノ内容ヲ法務省令ニ定ムル方法ニ依リ表示シタルモノノ第一項第四号ニ定ムル場所ニ於ケル閲覧又ハ謄寫ノ請求

第二百六十六條第二十項中「又ハ子会社」を「若ハ子会社」に、「又ハ支配人」を「若ハ支配人」に改め、「使用人」の下に「又ハ子会社ノ執行役」を加ふる。

第二百六十九條中「報酬ハ定款ニ其ノ額」を「報酬ニ付テノ左ニ掲グル事項ハ定款ニ之」に改め、同条に次の各号を加ふる。

一 報酬中額ガ確定シタルモノニ付テハ其ノ額

二 報酬中額ガ確定セザルモノニ付テハ其ノ具體的ナル算定ノ方法

三 報酬中金額ニ非ザルモノニ付テハ其ノ具體的ナル内容

第二百六十九條の次に次の一項を加ふる。

株主總會ニ前項第二号又ハ第三号ニ規定スル報酬ノ新設又ハ改定ニ關スル議案ヲ提出シタル取締役ハ其ノ株主總會ニ於テ其ノ報酬ヲ相當トスル理由ヲ開示スルコトヲ要ス

第二百七十六條中「又ハ子会社ノ取締役又ハ」を「若ハ子会社ノ取締役ハ」に改め、「使用人」の下に「又ハ子会社ノ執行役」を加ふる。

第二百八十条第一項中、「第二百五十八條」を「乃至第二百五十八條」に改める。

第二百八十条ノ八第二項中「第二百七十三條第二項後段及第三項」を「第二百七十三條第二項(第一号ヲ除ク)第三項(第二号ヲ除ク)及第二百四十六條第四項」に改める。

第二百八十条ノ十三ノ二の次に次の一項を加ふる。

第二百八十条ノ十三ノ三 前条第一項第二項及第五項ノ規定ハ第二百八十条ノ八第二項ニ於テ準用スル第七十三條第二項第三号ノ証明又ハ鑑定評價(以下本条ニ於テ証明等ト称ス)ヲ為シタル者ニ、第九十三條第二項ノ規定ハ其ノ証明等ヲ為シタル者ガ虚偽ノ証明等ヲ為シタル場合ニ之ヲ準用ス但シ其ノ証明等ヲ為シタル者ガ之ヲ為スニ付注意ヲ怠ラザリシコトヲ証明シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第二百八十条ノ三十四第二項中「第二百三十一条並ニ」を削り、同条の次に次の一条を加える。

第二百八十条ノ三十四ノ一 新株予約権証券ハ公示催告ノ手続ニ依リテ之ヲ無効ト為スコトヲ得

新株予約権証券ヲ喪失シタル者ハ除権判決ヲ得ルニ非ザレバ其ノ再発行ヲ請求スルコトヲ得

第二百八十条ノ三十九第二項の次に次の一項を加える。

第二百二十条ノ七第六項ノ規定ハ新株予約権ノ行使ニ因リテ会社ガ自己ノ株式ヲ移転スル場合ニ之ヲ準用ス

第二百八十一条に次の一項を加える。

第一項第一号乃至第三号ニ掲グルモノ及同項ノ附属明細書ニ記載又ハ記録スベキ事項及其ノ記載又ハ記録ノ方法ハ法務省令ヲ以テ之ヲ定ム

第二百八十三条に次の一項を加える。

第四項ノ要旨ノ記載方法ハ法務省令ヲ以テ之ヲ定ム

第二百八十五条を次のように改める。

第二百八十五条 会社ノ会計帳簿ニ記載又ハ記録スベキ財産ニ付テハ第三十四条ノ規定ニ拘ラズ法務省令ノ定ムル所ニ依リ其ノ価額ヲ付スルコトヲ要ス

第二百八十五条ノ二から第二百八十五条ノ七までを削る。

第二百八十六条から第二百八十七条までを次のように改める。

二 掲グル場合ニ於ケル其ノ各号ニ定ムル金額ニ付決議ヲ為スコトヲ要ス

一 株主ニ払戻ヲ為ス場合 払戻ニ要スベキ金額

二 資本ノ欠損ノ填補ニ充ツル場合 填補ニ充ツルベキ金額

第二百八十九条第三項中「第三百七十五条第二項、第三百七十六条第二項第三項を、第三百七十五条第二項第三項、第三百七十六条」に改め、同条第二項の次に次の一項を加える。

前項ノ場合ニ於テハ同項各号ニ定ムル金額ノ合計額ハ減少スベキ資本準備金及利益準備金ノ合計額ヲ超ユルコトヲ得ズ

第二百九十条第一項第四号を次のように改める。

四 其ノ他法務省令ニ定ムル額

第二百九十一条第四項を削る。

第二百九十三条ノ五第三項第三号から第五号までを削り、同項第六号を同項第三号とし、同項に次の一号を加える。

四 其ノ他法務省令ニ定ムル額

第二百九十三条ノ五第四項中「取締役を、会社」に改め、同条第六項中「第二百九十一条第四項」を削る。

第二百九十三条ノ七第二号中「若ハ取締役を、取締役若ハ執行役」に改める。

第二百九十八条に次の一項を加える。

第三百二十九条第一項中「第二百三十二条」を「第二百三十二条第一項本文第二項乃至第四項」に改める。

第三百四十一条ノ十一第二項中「第二百三十二条並ニ」を削る。

第三百四十一条ノ十五第二項の次に次の一項を加える。

第二百二十条ノ七第六項ノ規定ハ新株予約権付社債ニ付シタル新株予約権ノ行使ニ因リテ会社ガ自己ノ株式ヲ移転スル場合ニ之ヲ準用ス

第三百四十三条中「過半数」の下に「又ハ定款ニ定ムル議決権ノ数」を加え、同条に次の一項を加える。

前項ノ決議ニ付テハ出席ヲ要スル株主ノ有スベキ議決権ノ数ハ定款ノ定ニ依ルモノヲ総株主ノ議決権ノ三分ノ一未満ニ下スコトヲ得ズ

第三百四十六条中「第二百三十二条第九項」を「第二百三十二条第十一項」に改める。

第三百六十二条に次の一項を加える。

第二百二十条ノ七第六項ノ規定ハ第三百五十六条ノ規定ニ依リ完全親会社トナル会社ガ自己ノ株式ヲ移転スル場合ニ之ヲ準用ス

第三百七十四条ノ四第一項及び第三百七十四条ノ二十第一項中「述ベキ旨」の下に「及最終ノ貸借対照表ニ関スル事項ニシテ法務省令ニ定ムルモノ」を加える。

第三百七十四条ノ三十一に次の一項を加える。

第二百二十条ノ七第六項ノ規定ハ第三百七十四条ノ十九ノ規定ニ依リ分割ニ因リテ営業ヲ承継スル会社ガ自己ノ株式ヲ移転スル場合ニ之ヲ準用ス

第三百七十五条第一項を次のように改める。

為スコトヲ要ス此ノ場合ニ於テハ其ノ各号ニ定ムル金額ノ合計額ハ減少スベキ資本ノ額ヲ超ユルコトヲ得ズ

一 株主ニ払戻ヲ為ス場合 払戻ニ要スベキ金額

二 株式ノ消却ヲ為ス場合 消却スベキ株式ノ種類及数、消却ノ方法並ニ消却ニ要スベキ金額

三 資本ノ欠損ノ填補ニ充ツル場合 填補ニ充ツルベキ金額

第三百七十五条第一項の次に次の一項を加える。

前項第一号ノ払戻ハ各株主ノ有スル株式ノ数ニ応ジテ之ヲ為ス但シ会社ノ有スル自己ノ株式ニ付テハ同号ノ払戻ハ之ヲ為サズ

第三百七十六条第一項を次のように改める。

会社ハ前条第一項ノ決議ノ日ヨリ二週間内ニ其ノ債権者ニ対シ資本ノ減少ニ異議アラバ一定ノ期間内ニ之ヲ述ベキ旨、減少スベキ資本ノ額、同項各号ニ掲グル場合ニ於ケル其ノ各号ニ定ムル金額及最終ノ貸借対照表ニ関スル事項ニシテ法務省令ニ定ムルモノヲ官報ヲ以テ公告シ且知レタル債権者ニハ各別ニ之ヲ催告スルコトヲ要ス此ノ場合ニ於テハ其ノ期間ハ一月ヲ下ルコトヲ得ズ

第三百七十六条第二項中「第百条」を「第百条第二項及第三項」に、「資本減少」を「前項」に改める。

第四百九条に次の一号を加える。

九 消滅スル会社ノ株式ニ係ル株券ノ全部又ハ一部ヲ其ノ会社ニ提出スベキモノト為ストキ(第四百六十六条第四項ニ規定スル第四百八条第五項及第六項ノ場合ヲ除ク)ハ其ノ旨

第四百十条第五号中「第七号」の下に「及第九号」を加える。

第四百十二条第一項中「述ベキ旨」の下に「及最終ノ貸借対照表ニ関スル事項ニシテ法務

省令ニ定ムルモノを加え、同条第二項中、「第二項」を「第三項」に改める。

第四百十三條ノ三の次に次の一条を加える。

第四百九十九條第九号ニ掲グル事項ノ記載アル合併契約書ニ付第四百八十八條第一項ノ承認ノ決議ヲ為シタルトキハ其ノ旨並ニ一定ノ期間内ニ株券ヲ会社ニ提出スベキ旨及其ノ期間内ニ提出セラレザル株券ハ無効ナル旨ヲ公告シ且株主及株主名簿ニ記載又ハ記録アル質権者ニハ各別ニ之ヲ通知スルコトヲ要ス但シ其ノ期間ハ一月ヲ下ルコトヲ得ズ

第二百十六條ノ規定ハ前項ニ規定スル決議ヲ為シタル場合ニ、第二百十五條第三項及第四項ノ規定ハ其ノ決議ヲ為シタル場合ニ於テ合併契約書ノ記載ニ依リ会社ニ提出スルコトヲ要セザルモノト為サレタル株券ニ之ヲ準用ス

第四百十六條ニ次の一項を加える。

第二百一十條ノ七第六項ノ規定ハ第四百九十九條ノ二ノ規定ニ依リ合併後存続スル会社ガ自己ノ株式ヲ移転スル場合ニ之ヲ準用ス

第四百十七條ニ次の一項を加える。

会社ガ解散シタルトキハ第二百一十二條第七項ノ定款ノ定監査役ニ関スル部分ニ限リハ之ヲ廃止シタルモノト看做ス

第四百四十二條第一項中「第二百三十二條第一項第三項」を「第二百三十二條第一項本文第三項」に改め、同条第二項中「第二百三十二條第一項」を「第二百三十二條第一項本文」に改める。

第四百七十九條第一項中「住所又ハ其ノ他ノ場所ニ營業所ヲ設クル」を「会社ニ付登記及公告ヲ為ス」に改め、同条第二項を次のように改める。

前項ノ外國会社ノ登記ハ本条ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外日本ニ成立スル同種ノ又ハ最モ之ニ類似スル会社ノ支店ノ登記及公告ノ規定ニ從フ此ノ場合ニ於テ外國会社ガ日本ニ營業所ヲ設ケザルトキハ日本ニ於ケル代表者ノ

住所地ヲ以テ營業所又ハ支店ノ所在地ト、日本ニ於ケル代表者ヲ以テ支店ト、外國会社ガ日本ニ營業所ヲ設ケザルトキハ其ノ營業所ヲ以テ支店ト看做ス

第四百七十九條第三項中「前項」を「第一項ノ外國会社」に改め、同項に後段として次のように加える。

第四百八十三條ノ二第一項ノ規定ニ依ル公告ヲ為ス方法亦同ジ

第四百七十九條第四項中「外國会社」の下に「日本ニ於ケル」を加え、同条第三項の次に次の四項を加える。

外國会社ガ初メテ日本ニ於ケル代表者ヲ定メタル場合ニ於テ為スベキ登記ハ其ノ定メタル日ヨリ三週間内ニ之ヲ為スコトヲ要ス

日本ニ營業所ヲ設ケザル外國会社ガ其ノ登記後日本ニ營業所ヲ設ケザルトキハ日本ニ於ケル代表者ノ住所地ニ於テハ三週間内ニ營業所ヲ設ケタルコトヲ登記シ其ノ營業所ノ所在地ニ於テハ四週間内ニ第二項及第三項ノ規定ニ依リ登記スベキ事項ヲ登記スルコトヲ要ス但シ日本ニ於ケル代表者ノ住所地ヲ管轄スル登記所ノ管轄区域内ニ於テ營業所ヲ設ケザルトキハ營業所ヲ設ケタルコトヲ登記スルヲ以テ足ル

日本ニ營業所ヲ設ケタル外國会社ガ其ノ登記後全テノ營業所ヲ閉鎖シタル場合ニ於テハ其ノ外國会社ノ全テノ日本ニ於ケル代表者ガ退任セントスルトキヲ除クノ外營業所ノ所在地ニ於テハ三週間内ニ營業所ヲ閉鎖シタルコトヲ登記シ日本ニ於ケル代表者ノ住所地ニ於テハ四週間内ニ第二項及第三項ノ規定ニ依リ登記スベキ事項ヲ登記スルコトヲ要ス但シ營業所ノ所在地ヲ管轄スル登記所ノ管轄区域内ニ日本ニ於ケル代表者ノ住所地ガ在ルトキハ營業所ヲ閉鎖シタルコトヲ登記スルヲ以テ足ル

日本ニ於ケル代表者ノ住所地ガ在ルトキハ營業所ヲ閉鎖シタルコトヲ登記スルヲ以テ足ル

日本ニ於ケル代表者ノ住所地ガ在ルトキハ營業所ヲ閉鎖シタルコトヲ登記スルヲ以テ足ル

日本ニ於ケル代表者ノ住所地ガ在ルトキハ營業所ヲ閉鎖シタルコトヲ登記スルヲ以テ足ル

日本ニ於ケル代表者ノ住所地ガ在ルトキハ營業所ヲ閉鎖シタルコトヲ登記スルヲ以テ足ル

日本ニ於ケル代表者ノ住所地ガ在ルトキハ營業所ヲ閉鎖シタルコトヲ登記スルヲ以テ足ル

日本ニ於ケル代表者ノ住所地ガ在ルトキハ營業所ヲ閉鎖シタルコトヲ登記スルヲ以テ足ル

日本ニ於ケル代表者ノ住所地ガ在ルトキハ營業所ヲ閉鎖シタルコトヲ登記スルヲ以テ足ル

日本ニ於ケル代表者ノ住所地ガ在ルトキハ營業所ヲ閉鎖シタルコトヲ登記スルヲ以テ足ル

日本ニ於ケル代表者ノ住所地ガ在ルトキハ營業所ヲ閉鎖シタルコトヲ登記スルヲ以テ足ル

日本ニ於ケル代表者ノ住所地ガ在ルトキハ營業所ヲ閉鎖シタルコトヲ登記スルヲ以テ足ル

日本ニ於ケル代表者ノ住所地ガ在ルトキハ營業所ヲ閉鎖シタルコトヲ登記スルヲ以テ足ル

ノ通知ノ到達シタル時ヨリ之ヲ起算ス

第四百八十條を次のように改める。

第四百八十八條 第十九條及第二十條第二項ノ規定ハ日本ニ營業所ヲ設ケザル外國会社ノ登記シタル商号ニハ之ヲ適用セス

第四百八十三條中「始メテ」を「初メテ」に改め、「營業所」の下に「(未ダ日本ニ營業所ヲ設ケザルトキハ初メテ定メタル日本ニ於ケル代表者ノ住所)」を加え、同条の次に次の二條を加える。

第四百八十三條ノ二 第四百七十九條第一項ノ登記ヲ為シタル外國会社ニシテ日本ニ成立スル同種ノ又ハ最モ之ニ類似スル会社ガ株式会社ナルモノノ日本ニ於ケル代表者ハ貸借対照表ノ定時總會ニ依リ承認ト同種ノ又ハ之ニ類似スル手続アリタル後運轉ナク其ノ貸借対照表ト同種ノ若ハ之ニ類似スルモノノ又ハ其ノ要旨ヲ日本ニ於テ公告スルコトヲ要ス此ノ場合ニ於テハ第六十六條第五項ノ規定ヲ準用ス

第二百八十三條第四項但書及第五項ノ規定ハ前項ノ公告ニ、第二百八十八條第二項第十号ノ規定ハ本項ニ於テ準用スル第二百八十三條第五項ノ決議アリタル場合ニ於ケル登記ニ之ヲ準用ス

第四百八十三條ノ三 第四百七十九條第一項ノ登記ヲ為シタル外國会社ハ其ノ全テノ日本ニ於ケル代表者ガ退任セントスルトキハ其ノ外國会社ノ債権者ニ對シ其ノ退任ニ異議アラバ一定ノ期間内ニ之ヲ述べベキ旨ヲ官報ヲ以テ公告シ且知レタル債権者ニハ各別ニ之ヲ催告スルコトヲ要ス此ノ場合ニ於テハ其ノ期間ハ一月ヲ下ルコトヲ得ズ

第四百八十三條第二項及第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第一項ノ退任ハ前二項ノ手続ノ終了シタル後ニ其ノ登記ヲ為スニ因リテ其ノ効力ヲ生ズ

第四百八十四條第一項各号別記以外ノ部分中「外國会社」を「外國会社ガ日本ニ於テ取引ヲ

繼續シテ為スコトヲ止ムベキコト及其ノ」に改め、同項第一号中「營業所ノ設置」を「營業に改め、同項第二号中「定ムル」を「第四項」に改め、同項第三号中「外國会社」の下に「日本ニ於ケル」を加え、「營業所」ニ於テを削る。

第四百八十五條第三項中「其ノ營業所ヲ閉鎖シタル」を「日本ニ於テ取引ヲ繼續シテ為スコトヲ止メタル」に改め、同条に次の一項を加える。

外國会社ガ第一項(前項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ清算ノ開始ヲ命ゼラレタル場合ニ於ケル其ノ外國会社ノ全テノ日本ニ於ケル代表者ノ退任ニ付テハ第四百八十三條ノ三ノ規定ハ之ヲ適用セス

第四百九十四條第一項第二号及び第三号中「第二百八十八條ノ三十九條第三項及第三百四十一條ノ十五條第三項」を「第二百八十八條ノ三十九條第四項及第三百四十一條ノ十五條第四項」に改める。

第四百九十八條第一項第六号を次のように改める。

六 第六條、第一百七十七條第三項、第三百七十四條ノ四、第三百七十四條ノ二十、第三百七十六條第一項第二項、第四百二十二條又ハ第四百八十三條ノ三第一項第二項ノ規定ニ違反シテ合併、会社財産ノ処分、会社ノ分割、資本ノ減少又ハ外國会社ノ全テノ日本ニ於ケル代表者ノ退任ヲ為シタルトキ

第四百九十八條第一項第十三号の次に次の一項を加える。

十三ノ二 第二百二十四條ノ四又ハ第二百一十四條ノ五第一項第三項(此等ノ規定ヲ第二十二條二十四條ノ六ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ規定ニ違反シテ株式又ハ端株ノ競売又ハ売却ヲ為シタルトキ

第四百九十八條第一項第十六号ノ二を同項第十六号ノ五とし、同項第十六号の次に次の三号を加える。

十六ノ二 第二百三十條ノ四第六項、第二百

三十条ノ五第五項又ハ第三百三十条ノ七第二項(同条第四項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ規定ニ違反シテ株券喪失登録ヲ抹消セザルトキ

十六ノ三 第二百三十条ノ八第一項ノ規定ニ違反シテ株券ノ名義書換ヲ為シタルトキ

十六ノ四 第二百三十条ノ八第四項ノ規定ニ違反シテ同項各号ニ定ムル行為ヲ為シ又ハ同条第七項ニ於テ準用スル同条第四項(第四号乃至第六号ヲ除ク)ノ規定ニ違反シテ同条第七項ニ於テ準用スル同条第四項第一号乃至第三号ニ定ムル行為ヲ為シタルトキ

第四百九十八条第一項第十七号中「若ハ第二百九十四条第二項を(第二百九十四条第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)」に改め、同項第十九号中「端株原簿」の下に、「株券喪失登録簿」を加え、同項第二十一号中「準備金」を「資本準備金又ハ利益準備金」に改める。

第四百九十九条中「取締役」の下に、「執行役」を加える。

(有限会社法の一部改正)

第二条 有限会社法(昭和十三年法律第七十四号)の一部を次のように改正する。

第十二条ノ二第三項中「第七十三条第二項後段」を「第七十三条第二項(第一号ヲ除ク)」に改める。

第十五条の次に次の一条を加える。

第十五条ノ二 第十四条第一項ノ規定ハ第十二

条第二項第三号ノ証明又ハ鑑定評価以下本条ニ於テ証明等ト称スヲ為シタル者ニ、同法第九十三条第二項ノ規定ハ其ノ証明等ヲ為シタル者ガ虚偽ノ証明等ヲ為シタル場合ニ

之ヲ準用ス但シ其ノ証明等ヲ為シタル者ガ之ヲ為スニ付注意ヲ怠ラザリシコトヲ証明シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第十六条中「前」を「第十四条(前条ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)及第十五条」に改める。

第十九条第四項中「及第四項前段」を「乃至第四項第六項及第七項前段」に改める。

第二十八條第三項中「同条第六項」を「同条第七項」に改める。

第四十条第四項中「及第三項」を「乃至第四項及第十五条ノ二」に改め、同項に次のただし書を加える。

但シ同法第二百四十六條第三項ノ規定中同法第九十七條ヲ準用スル部分及第十五条ノ二ノ規定中第十四條第一項ヲ準用スル部分ハ此ノ限ニ在ラズ

第四十一条中「第二百五十二条ノ」を「第二百五十三条ノ」に改める。

第四十二条第二項を削る。

第四十三条に次の一項を加える。

第一項第一号乃至第三号ニ掲グルモノ及附属明細書ニ記載又ハ記録スベキ事項及其ノ記載又ハ記録ノ方法ハ法務省令ヲ以テ之ヲ定ム

第四十六条第一項中「第二百八十五条ノ二、第二百八十五条ノ四乃至第二百八十六条ノ二、第二百八十七条ノ二乃至第二百八十八条ノ二、第二百八十九条第一項本文第二項第三項を、第二百八十八条、第二百八十八条ノ二、第二百八十九條第一項本文第二項」に改め、同項に次のただし書を加える。

但シ同法第二百八十九條第四項ニ於テ準用スル同法第三百七十六條第一項ノ規定中最終ノ貸借対照表ニ関スル部分ハ此ノ限ニ在ラズ

第五十五条の次に次の一条を加える。

第五十五条ノ二 第五十四条第一項ノ規定ハ第

五十二条ノ三第二項ニ於テ準用スル同法第二百八十条ノ八第二項ニ於テ準用スル同法第二百七十三條第二項第三号ノ証明又ハ鑑定評価

(以下本条ニ於テ証明等ト称ス)ヲ為シタル者ニ、同法第九十三條第二項ノ規定ハ其ノ証明等ヲ為シタル者ガ虚偽ノ証明等ヲ為シタル場合ニ之ヲ準用ス但シ其ノ証明等ヲ為シタル

者ガ之ヲ為スニ付注意ヲ怠ラザリシコトヲ証

明シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第十六条ノ規定ハ前項ニ於テ準用スル第五十

四条第一項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第五十八條第一項本文中「商法」の下に「第三

百七十五條第二項」を加え、同項ただし書中

「但シ」の下に「同法第三百七十六條第一項ノ規

定中最終ノ貸借対照表ニ関スル部分及」を加え、同条第二項中「及第二項」を「乃至第三項」に改め、同条に第一項として次の一項を加える。

資本減少ノ決議ニ於テハ減少スベキ資本ノ額及左ノ各号ニ掲グル場合ニ於ケル其ノ各号ニ定ムル事項ニ付決議アルコトヲ要ス此ノ場合ニ於テハ第一号乃至第三号ニ定ムル金額ノ合計額ハ減少スベキ資本ノ額ヲ超ユルコトヲ得ズ

一 社員ニ払戻ヲ為ス場合 払戻ニ要スベキ金額

二 持分ノ消却ヲ為ス場合 消却スベキ持分、消却ノ方法及消却ニ要スベキ金額

三 資本ノ欠損ノ填補ニ充ツル場合 填補ニ充ツルベキ金額

四 出資一口ノ金額ヲ減少スル場合 減少スベキ金額

五 持分ノ併合ヲ為ス場合 併合ノ割合

第六十三條第一項ただし書中「但シ」の下に「同法第四百十一條第一項ノ規定中最終ノ貸借対照表ニ関スル部分及」を加え、同条第二項中「及第二項」を「乃至第三項」に改める。

第六十三條ノ六第一項ただし書中「但シ」の下に「同法第三百七十四條ノ四第一項ノ規定中最終ノ貸借対照表ニ関スル部分及」を加え、同条第三項中「及第二項」を「乃至第三項」に改める。

第六十三條ノ九第一項ただし書中「但シ」の下に「同法第三百七十四條ノ二十第一項ノ規定中最終ノ貸借対照表ニ関スル部分及」を加え、同条第二項中「及第二項」を「乃至第三項」に改める。

八十四条及」を「第一項第二項第三項前段第四項乃至第八項、第四百八十条乃至第四百八十二条及第四百八十三条ノ三乃至」に改める。

第七十八條第二項中「監査役若ハ商法第八十八條第三項、第二百五十八條第二項若ハ第二百八十条第一項を、執行役(株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律以下商法特例法ト称ス)第二十一条の五第一項第四号ニ規定スル執行役ヲ謂フ第八十五条第二項ニ於テ同ジ、監査役若ハ商法第八十七條ノ二(同法第八十八條第三項又ハ商法特例法第二十一条の十四第七項第一号ニ於テ準用スル場合ニ限ル)若ハ商法第二百五十八條第二項(同法第二百八十条第一項及商法特例法第二十一条の十四第七項第五号ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)」に改め、「裁判所又ハ」を削る。

第八十五条第一項第十三号中「第三項」を「乃至第四項」に、「準備金」を「資本準備金又ハ利益準備金」に改め、同項第十五号中「若ハ第六十八條を削り、「第一百条を、第三百七十六條第一項若ハ第二項」に、「又ハ第六十三條ノ九第一項」を、「第六十三條ノ九第一項」に、「ニ違反シテ資本ノ減少、組織変更、合併又ハ会社ノ分割」を、「第六十八條ニ於テ準用スル商法第四百八十三條ノ三第一項若ハ第二項ノ規定ニ違反シテ資本ノ減少、合併、会社ノ分割、組織変更又ハ外国会社ノ全テノ日本ニ於ケル代表者ノ退任」に改め、同条第二項中、同法第二百五十八條第二項ノ職務代行者」の下に、「執行役、商法特例法第二十一条の十四第七項第一号ニ於テ準用スル商法第六十七條ノ二若ハ商法特例法第二十一条の十四第七項第五号ニ於テ準用スル商法第二百五十八條第二項ノ職務代行者」を加える。

(株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部改正)

第三条 株式会社の監査等に関する商法の特例に

る法律の一部改正

第七十六條中「乃至第四百八十二条、第四百

は、次の各号のいずれかに該当する株式会社

西云卒の二了と又二の云々を文不同段云す

2 商法第六十七条の規定は、前項各号に掲げ

に規定する連結計算書類に関するものに限

社を加え、同条第五項中「会社又は」を「大会社又は」に改め、「子会社」の下に「若しくは連結子会社」を、「取締役」の下に「執行役」を加える。

第九条及び第十一条中「会社」を「大会社」に改める。

第十八条第二項ただし書及び第三項中「会社」を「大会社」に改め、同条第五項中「会社」を「大会社」に改める。

第十七条第一項中「第二項」を「第二項第一項」に改める。

第十八条第一項中「会社」を「大会社」に、「会社又は」を「大会社又は」に、「取締役」を「取締役、執行役」に改め、同条第二項及び第三項中「会社」を「大会社」に改め、同条に次の三項を加える。

4 大会社の監査役は、その連結子会社の取締役、執行役又は支配人その他の使用人を兼ねることができない。

5 大会社は、商法第二百一十二条第一項第六号に掲げる事項(監査役に関するものに限る。)について内容の異なる数種の株式を発行する場合に、監査役を選任することができ、種類の株式について、定款をもつて、同条第二項に規定する株式の内容として、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 監査役であつて第一項に規定する者(以下この条において「社外監査役」という。)を選任することの要否

二 前号の定めにより社外監査役を選任すべき場合における選任すべき社外監査役の数

三 前二号の定めにより選任すべき社外監査役の全部又は一部を他の種類の株主と共同して選任するものとするときは、当該株主の有する株式の種類及び共同して選任する社外監査役の数

四 前三号に掲げる事項を変更する条件があるときは、当該条件及び当該条件が成就し

た場合における変更後の前三号に掲げる事項

6 商法第二百五十七条ノ五の規定は、同法第二百一十二条第七項の定款の定め(監査役に関するものに限る。)がある大会社において、第一項の規定により選任すべき社外監査役の員数を欠き、当該員数に足りる数の社外監査役を選任すべき株主が存在しない場合について準用する。

第十八条の二第一項及び第二項並びに第十九条中「会社」を「大会社」に改め、同条の次に次の二項を加える。

(連結計算書類)

第十九条の二 大会社の取締役は、当該大会社の決算期における当該大会社並びにその子会社及び連結子会社から成る企業集団の財産及び損益の状況を示すために必要かつ適当なものとして法務省令で定めるもの(以下「連結計算書類」という。)を作成しなければならない。

2 連結計算書類は、次項の監査を受ける前に取締役会の承認を受けなければならない。

3 前項の承認を受けた連結計算書類は、第一項の決算期に関する定時総会の開催前に、法務省令で定めるところにより、監査役及び会計監査人の監査を受けなければならない。

4 取締役は、第二項の承認を受けた連結計算書類を前項の定時総会に提出し、当該定時総会において、その内容を報告し、かつ、法務省令で定めるところにより前項の監査の結果を報告しなければならない。

5 商法第二百八十一条第三項の規定は連結計算書類の作成について、同法第二百八十三条第二項及び第三項の規定は第二項の承認を受けた連結計算書類について準用する。

(監査役による連結子会社の調査等)

会社に対して会計に関する報告を求め、又は連結子会社の業務及び財産の状況を調査することができ。

2 商法第二百七十四条ノ三第二項の規定は、前項の場合について準用する。

第二十條の前の見出しを削る。

第二十條及び第二十一條を次のように改める。

(大会社又はみなし大会社に該当しなくなる場合の経過措置)

第二十條 大会社である株式会社であつて、第二項第一項及び第三項から前条までの規定(以下「大会社特例規定」という。)の全部の適用があるものが、第一條の二第一項各号のいずれにも該当しなかつた場合においては、当該株式会社については、その後最初に到来する決算期に関する定時総会の終結の時までは、大会社特例規定を適用する。

2 みなし大会社である株式会社であつて、第四條第二項第二号並びに第七條第三項及び第五項中連結子会社に関する部分、第十八條第四項、第十九條の二並びに第十九條の三の規定(以下「大会社連結特例規定」という。)以外(以下「大会社特例規定(以下)みなし大会社特例規定」という。)の適用があり、大会社連結特例規定の適用がないものが、次のいずれかに該当することとなつた場合においては、当該株式会社については、その後最初に到来する決算期に関する定時総会の終結の時までは、みなし大会社特例規定を適用する。

一 第二條第二項の定款の定めを廃止する旨の定款の変更があつたとき。

二 資本の額が一億円以下となつたとき。

(新たに大会社又はみなし大会社となる場合の経過措置)

第二十一條 大会社以外の株式会社(次項に規定するもの、大会社特例規定の全部の適用があるもの及び第二十一條の五から第二十一條

の三十六までの規定(以下「委員会等設置会社特例規定」という。)の適用があるものを除く。)が第一條の二第一項第一号に該当することとなつた場合においては、当該株式会社については、その後最初に到来する決算期に関する定時総会の終結の時までは、大会社特例規定は、適用しない。

2 大会社以外の株式会社であつて、みなし大会社特例規定の適用があり、大会社連結特例規定の適用がないものが第一條の二第一項第一号に該当することとなつた場合においては、当該株式会社については、その後最初に到来する決算期に関する定時総会の終結の時までは、大会社連結特例規定は、適用しない。この場合においては、当該株式会社が当該定時総会の終結の時までに第一條の二第一項各号のいずれにも該当しなかつたときであつても、当該定時総会の終結の時までは、みなし大会社特例規定を適用する。

3 第一項に規定する株式会社が第一條の二第一項第二号に該当することとなつた場合においては、当該株式会社が第一條の二第一項各号のいずれにも該当しなかつたときであつても、当該定時総会に関する定時総会の終結の時までは、大会社特例規定は、適用しない。

4 第二項に規定する株式会社が第一條の二第二項第二号に該当することとなつた場合においては、当該株式会社が第一條の二第二項各号のいずれにも該当しなかつたときであつても、当該定時総会に関する定時総会の終結の時までは、大会社連結特例規定は、適用しない。

5 第一項に規定する株式会社(資本の額が一億円を超えるものに限る。)が定款を変更して第二條第二項の定款の定めを設けた場合においては、当該株式会社が第一條の二第二項各号のいずれにも該当しなかつたときであつても、当該定時総会に関する定時総会の終結の時までは、当該定時総会を含む。の終結の時までは、みな

し大会社特例規定は、適用しない。

第二十一条の二の前に次の節名を付する。

第三節 議決権を有する株主の数が千人以上の大会社に関する特例
第二十一条の二及び第二十一条の三第一項から第三項までの規定中「会社」を「大会社」に改める。

第二十一条の四の見出し中「適用除外」を「適用除外等」に改め、同条中「会社」を「大会社」に改め、同条に次の一項を加える。

2 第二十一条の二第一項の大会社についての商法第二百三十九条ノ三第三項及び第五項の規定の適用については、これらの規定中「前条第四項」とあるのは、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十一条の三第二項」とする。

第二十一条の四の次に次の一節を加える。

第四節 委員会等設置会社に関する特例

(委員会及び執行役の設置等)

第二十一条の五 委員会等設置会社には、次に掲げる機関を置かなければならない。

一 指名委員会

二 監査委員会

三 報酬委員会

四 一人又は数人の執行役

2 委員会等設置会社には、監査役を置くことができる。委員会等設置会社を設立する場合についても、同様とする。

(取締役の任期及び権限)

第二十一条の六 取締役の任期は、就任後一年以内の最終の決算期に関する定時総会の終結の時までとする。

2 取締役は、委員会等設置会社の業務を執行することができない。ただし、この法律又はこの法律に基づく命令に別段の定めがある場合は、この限りでない。

(取締役会の権限等)

第二十一条の七 取締役会は、次に掲げる事項その他委員会等設置会社の業務を決定し、取締役及び執行役の職務の執行を監督する。

一 経営の基本方針

二 監査委員会の職務の遂行のために必要なものとして法務省令で定める事項

三 執行役が数人ある場合における執行役の職務の分掌及び指揮命令関係その他の執行役の相互の関係に関する事項

四 第二十一条の十四第三項の規定による取締役会の招集の請求を受ける取締役

2 取締役会は、委員会等設置会社の業務の決定を取締役に委任することができない。

3 取締役会は、次に掲げる事項を除き、その決議により、委員会等設置会社の業務の決定を取締役に委任することができる。

一 第一項各号に掲げる事項

二 第二十一条の八第五項の規定による同条第一項から第三項までに規定する委員会を組織する取締役の決定

三 第二十一条の十第六項第一号の規定による委員会等設置会社を代表する者の決定

四 第二十一条の十三第一項の規定による執行役の選任及び同条第六項の規定による執行役の解任

五 第二十一条の十五第一項本文の規定による同項に規定する代表執行役の決定及び同条第二項の規定による共同代表に関する決定

六 第二十一条の十七第四項及び第六項において準用する商法第二百六十六條第十二項の定款の定めに基づく責任の免除

七 第二十一条の二十六第一項に規定するものの承認

八 商法第二百四條第一項ただし書の定款の定めに基づく株式の譲渡の承認及び同法第二百四條ノ二第五項前段(同法第二百四條

ノ五第一項後段において準用する場合を含む。)の規定による株式の譲渡の相手方の指定

九 商法第二百三十一條の規定による株主総会の招集の決定

十 株主総会に提出する議案(取締役及び会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関するものを除く。)の内容の決定

十一 商法第二百四十五條第一項各号に掲げる行為の内容の決定(同項の株主総会の決議によらずに他の会社の営業全部の譲受けを行う場合を除く。)

十二 商法第二百四十六條第一項に規定する契約の内容の決定

十三 商法第二百五十九條第一項ただし書に規定する取締役の決定

十四 商法第二百六十四條第一項第二十一条の十四第七項第五号において準用する場合を含む。)の規定による承認又は同法第二百六十四條第三項第二十一条の十四第七項第五号において準用する場合を含む。)の規定による決定

十五 商法第二百六十五條第一項(第二十一条の十四第七項第五号において準用する場合を含む。)の規定による承認

十六 商法第二百八十条ノ三十三第一項ただし書の規定による新株予約権の譲渡の承認

十七 商法第二百九十三條ノ五第一項の定款の定めに基づく金銭の分配

十八 株式交換契約書の内容の決定(その委員会等設置会社において商法第三百五十三條第一項の株主総会の承認を得ないで株式交換を行う場合を除く。)

十九 株式移転を行う場合における商法第三百六十五條第一項各号に掲げる事項の決定

二十 分割計画書の内容の決定(その委員会等設置会社において商法第三百七十四條第

一項の株主総会の承認を得ないで新設分割を行う場合を除く。)

二十一 分割契約書の内容の決定(その委員会等設置会社において商法第三百七十四條ノ十七第一項の株主総会の承認を得ないで吸収分割を行う場合を除く。)

二十二 合併契約書の内容の決定(その委員会等設置会社において商法第四百八條第一項の株主総会の承認を得ないで合併を行う場合を除く。)

(委員会の権限等)

第二十一条の八 指名委員会は、株主総会に提出する取締役の選任及び解任に関する議案の内容を決定する権限を有する。

2 監査委員会は、この法律に定めるもののほか、次に掲げる権限を有する。

一 取締役及び執行役の職務の執行の監査

二 株主総会に提出する会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容の決定

3 報酬委員会は、取締役及び執行役が受ける個人別の報酬の内容を決定する権限を有する。

4 委員会第二十一条の五第一項第一号から第三号までに掲げる機関をいう。以下同じ。

は、それぞれ、取締役三人以上で組織する。ただし、各委員会につき、その過半数は、社外取締役であつて委員会等設置会社の執行役でない者でなければならない。

5 委員会を組織する取締役は、取締役会の決議により定める。委員会等設置会社を設立する場合についても、同様とする。

6 前項後段の規定により委員会を組織する取締役が選任された場合であつても、委員会等設置会社の成立の前においては、委員会は、その権限を行使することができない。

7 監査委員会を組織する取締役(以下「監査委員」という。)は、委員会等設置会社若しくは

その子会社(当該委員会等設置会社が大会社である場合においては、連結子会社を含む。以下この項において同じ。)の執行役若しくは支配人その他の使用人又は当該子会社の業務を執行する取締役を兼ねることができない。(委員会の運営等)

第二十一条の九 取締役及び執行役は、委員会の要求があつたときは、当該要求をした委員会に出席し、当該委員会の求めた事項について説明をしなければならない。

2 商法第二百五十九条第一項ただし書の規定により取締役会を招集すべき取締役が定められた場合であつても、当該取締役以外の委員会を組織する取締役であつてその所属する委員会が指名する者は、当該定めにかかわらず、取締役会を招集することができる。

3 委員会を組織する取締役であつてその所属する委員会が指名する者は、当該委員会の職務の執行の状況を、取締役会に、遅滞なく報告しなければならない。

4 委員会を組織する取締役がその職務の執行(当該取締役が所属する委員会の権限の行使に関するものに限る。以下この項において同じ。)につき委員会等設置会社に対して次に掲げる請求をしたときは、当該委員会等設置会社は、当該請求に係る費用又は債務が当該取締役の職務の執行に必要なことを証明した場合でなければ、これを拒むことができない。

一 費用の前払い
二 支出をした費用の償還及び当該支出をした日以後における利息の償還
三 負担した債務の債権者に対する弁済(当該債務が弁済期にないときは相当の担保の提供)

5 取締役は、委員会の議事録について、当該議事録に係る委員会を組織する取締役でない場合であつても、次に掲げる閲覧又は謄写を

することができ。

一 当該議事録が書面で作られているときは、その書面の閲覧又は謄写

二 当該議事録が電磁的記録で作られているときは、その電磁的記録に記録された情報の内容を法務省令で定める方法により表示したものの委員会等設置会社の本店における閲覧又は謄写

6 商法第二百五十八条、第二百五十九条第一項本文、第二百五十九条二、第二百五十九条三、第二百六十条ノ二及び第二百六十条ノ四の規定は、委員会について準用する。この場合において、同法第二百五十九条二及び第二百六十条ノ二第一項中「定款」とあるのは、「取締役会ノ決議」と読み替えるものとする。

(監査委員会による監査の方法等)

第二十一条の十 監査委員会が指名する監査委員は、いつでも、他の取締役、執行役及び支配人その他の使用人に対してその職務の執行に関する事項の報告を求め、又は委員会等設置会社の業務及び財産の状況を調査することができる。

2 監査委員会が指名する監査委員は、監査委員会の権限(連結子会社については、連結計算書類に関するものに限る。)を行使するため必要があるときは、子会社若しくは連結子会社に対して営業の報告を求め、又は子会社若しくは連結子会社の業務及び財産の状況を調査することができる。この場合において、商法第二百七十四条ノ三第二項の規定を準用する。

3 前二項に規定する監査委員は、当該各項の規定による報告の徴収又は調査に関する事項についての監査委員会の決議があるときは、これに従わなければならない。

4 監査委員は、執行役が委員会等設置会社の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款

に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがあると認めるときは、取締役会において、その旨を報告しなければならない。

5 監査委員は、執行役が前項に規定する行為をし、又は当該行為をするおそれがある場合において、当該行為によつて当該委員会等設置会社に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該執行役に対し、当該行為をやめることを請求することができる。この場合においては、商法第二百七十五条ノ二第二項の規定を準用する。

6 委員会等設置会社が取締役若しくは執行役に対し訴えを提起し、又は取締役若しくは執行役が委員会等設置会社に対し訴えを提起する場合においては、当該訴えについては、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者が当該委員会等設置会社を代表する。ただし、取締役又は執行役が委員会等設置会社に対し訴えを提起する場合においては、監査委員(当該訴えを提起するものを除く。)に対してされた訴状の送達は、当該委員会等設置会社に対して効力を有する。

一 監査委員が当該訴えの当事者である場合
取締役会が定める者(株主総会が当該訴えについて委員会等設置会社を代表する者を定めたときは、その者)

二 前号の場合以外の場合 監査委員会が指名する監査委員

7 次の各号に掲げる場合においては、監査委員(第一号及び第二号に掲げる場合にあつては第一号の訴えの相手方となるべきものを、第三号に掲げる場合にあつては商法第二百六十八條第六項に規定する訴訟の当事者であるものを除く。)が委員会等設置会社を代表する。

一 委員会等設置会社が商法第二百六十七條第一項(第二十一条の二十五第二項において準用する場合を含む。)の訴えの提起の請

求を受ける場合

二 委員会等設置会社が商法第二百六十七條第二項(第二十一条の二十五第二項において準用する場合を含む。)において準用する同法第二百四條ノ二第二項の承諾をする場合

三 委員会等設置会社が商法第二百六十八條第六項(第二十一条の二十五第二項において準用する場合を含む。)の通知及び催告を受ける場合

(報酬委員会による報酬の決定の方法等)

第二十一条の十一 報酬委員会は、取締役及び執行役が受ける個人別の報酬の内容の決定に関する方針を定めなければならない。

2 報酬委員会は、第二十一条の八第三項に定める権限を行使するには、前項に規定する方針によらなければならない。

3 報酬委員会は、次の各号に掲げるものを取締役又は執行役が受ける個人別の報酬とする場合には、その内容として、それぞれ当該各号に定める事項を決定しなければならない。

一 確定金額 個人別の額
二 不確定金額 個人別の具体的な算定方法
三 金銭以外のもの 個人別の具体的な内容

4 第一項に規定する方針は、営業報告書に記載しなければならない。

(執行役の権限)

第二十一条の十二 執行役の権限は、次に掲げるとおりとする。

一 第二十一条の七第三項の規定による取締役会の決議に基づき、当該決議により委任を受けた事項の決定を行うこと。

二 委員会等設置会社の業務を執行すること。

(執行役の選任等)

第二十一条の十三 執行役は、取締役会において選任する。委員会等設置会社を設立する場合についても、同様とする。

- 2 前項後段の規定により執行役が選任された場合であっても、委員会等設置会社の成立の前においては、執行役は、その権限を行使することができない。ただし、商法第百八十八条に定める登記に関する事務については、この限りでない。
 - 3 執行役の任期は、就任後一年以内の最終の決算期に関する定時総会が終結した後最初に開催される取締役会の終結の時までとする。
 - 4 委員会等設置会社は、定款によっても、執行役が株主でなければならぬ旨を定めることができる。
 - 5 取締役は、執行役を兼ねることができる。
 - 6 執行役は、いつでも、取締役会の決議をもって解任することができる。
 - 7 前項の規定により解任された執行役は、その解任について正当な理由がある場合を除き、委員会等設置会社に対し、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。
- (執行役の取締役会に対する報告義務等)
- 第二十一条の十四 執行役は、三月に一回以上、取締役会において、自己の職務の執行の状況を報告しなければならない。この場合において、執行役は、代理人(他の執行役に限る。)により当該報告をすることができる。
 - 2 執行役は、取締役会の要求があつたときは、取締役会に出席し、取締役会の求めた事項について説明をしなければならない。
 - 3 執行役は、第二十一条の七第一項第四号の取締役に対し、会議の目的たる事項を記載した書面を提出して、取締役会の招集を請求することができる。
 - 4 商法第二百五十九条第三項の規定は執行役が前項に規定する請求をする場合について、同条第四項の規定は前項に規定する請求があつた場合における当該請求をした執行役について準用する。
 - 5 執行役は、委員会等設置会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに、監査委員に当該事実を報告しなければならない。
 - 6 執行役は、商法第二百四十七条第一項、第二百五十二条、第二百八十条ノ十五第一項、第三百六十三条第一項、第三百七十二條第一項、第三百七十四條ノ二第一項、第三百七十四條ノ二十八第一項、第三百八十条第一項、第四百十五條第一項及び第四百二十八條第一項に規定する訴えの提起については、取締役とみなす。
 - 7 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める事項について準用する。
 - 一 商法第六十七条ノ二 執行役の職務執行停止若しくは職務代行若しくは取消し
 - 二 商法第七十条ノ二 仮処分命令により選任された執行役の職務代行者
 - 三 商法第二百三十七條ノ三 株主の求めた事項についての執行役の株主総会における説明
 - 四 商法第二百五十四條第三項 委員会等設置会社と執行役との間の関係
 - 五 商法第二百五十四條ノ二、第二百五十四條ノ三、第二百五十八條、第二百六十四條及び第二百六十五條 執行役

(代表執行役)

第二十一条の十五 委員会等設置会社は、取締役会の決議をもつて、当該委員会等設置会社を代表すべき執行役(以下「代表執行役」という。)を定めなければならない。ただし、執行役の員数が一人である場合においては、当該執行役が当然に代表執行役となるものとする。
 - 2 委員会等設置会社は、取締役会の決議をもつて、数人の代表執行役が共同して当該委員会等設置会社を代表すべきことを定めることができる。
 - 3 商法第三十九条第二項、第七十八条及び第二百五十八條の規定は、代表執行役について準用する。

(表見代表執行役)

第二十一条の十六 委員会等設置会社は、代表執行役以外の執行役に社長、副社長その他委員会等設置会社を代表する権限を有するものと認められる名称を付した場合においては、当該執行役がした行為について、善意の第三者に対してその責めに任ずる。

(取締役及び執行役の会社に対する責任)

第二十一条の十七 取締役又は執行役は、その任務を怠つたときは、委員会等設置会社に対し、これにより当該委員会等設置会社に生じた損害を賠償する義務を負う。
 - 2 前項の規定により取締役又は執行役の負う義務は、すべての株主の同意がなければ免除することができない。
 - 3 商法第二百六十六條第四項の規定は、取締役又は執行役が同法第二百六十四條第一項(第二十一条の十四第七項第五号において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定に違反して同法第二百六十四條第一項に規定する取引をした場合における損害額の推定について準用する。
 - 4 商法第二百六十六條第七項から第十六項まで及び第十八項の規定は、取締役が第一項の規定により委員会等設置会社に対して負う損害賠償義務の免除について準用する。ただし、当該取締役が監査委員である場合においては、同条第九項及び第十三項の規定は、準用しない。
 - 5 商法第二百六十六條第十九項から第二十三項までの規定は、第二十一条の八第四項ただし書に規定する社外取締役が第一項の規定により委員会等設置会社に対して負う損害賠償義務についての責任の限度額を定める契約について準用する。ただし、当該社外取締役が

監査委員である場合においては、同法第二百六十六條第二十一項の規定は、準用しない。

商法第二百六十六條第七項から第十七項までの規定は、執行役が第一項の規定により委員会等設置会社に対して負う損害賠償義務の免除について準用する。この場合において、同条第十七項中「代表取締役」とあるのは、「代表執行役」と読み替へるものとする。

 - 7 前項後段に定めるもののほか、前三項の場合において必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二十一条の十八 執行役は、次の各号に掲げる行為をしたときは、委員会等設置会社に対し、当該各号に定める額を支払う義務を負う。ただし、その職務を行うについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。

 - 一 商法第二百九十条第一項の規定に違反する利益の配当に関する議案の取締役会への提出(取締役会において当該議案に基づき同項の規定に違反する決議がされたときに限る。)
 - 二 商法第二百九十条第一項の規定に違反する利益の配当 当該配当をした額(当該配当をした執行役が前号の規定により当該配当の額の全部又は一部について委員会等設置会社に対する支払義務を負うときは、当該額を控除した額)
 - 三 商法第二百九十三条ノ五第三項の規定に違反する金銭の分配に関する議案の取締役会への提出(取締役会において当該議案に基づき同項の規定に違反する決議がされたときに限る。)
 - 四 商法第二百九十三条ノ五第三項の規定に違反する金銭の分配 当該分配をした額(当該分配をした執行役が前号の規定により当該分配の額の全部又は一部について委

員会等設置会社に対する支払義務を負うときは、当該額を控除した額)

2 前条第二項の規定は、前項の規定により執行役の負う義務の免除について準用する。

第二十一条の十九 利益の配当又は商法第二百九十三条ノ五第一項に規定する金銭の分配(以下「配当等」という。)が同法第二百九十条第一項又は第二百九十三条ノ五第三項の規定に違反する場合において、これらの違反があることについて善意の株主は、自己の受けた配当等について、第二十一条の十七第一項又は前条第一項の規定により当該配当等の全部又は一部に相当する額を委員会等設置会社に弁済した取締役又は執行役からの求償の請求に応ずる義務を負わない。

第二十一条の二十 取締役又は執行役は、商法第二百九十四条ノ二第一項の規定に違反して財産上の利益を供与したときは、委員会等設置会社に対し、当該財産上の利益の価額に相当する金銭を支払う義務を負う。この場合において、同法第二百六十六条第二項及び第三項の規定を準用する。

2 第二十一条の十七第二項の規定は、前項の規定により取締役又は執行役の負う義務の免除について準用する。

第二十一条の二十一 商法第二百六十五条第一項(第二十一条の十四第七項第五号において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の承認を受けた同法第二百六十五条第一項に規定する取引により委員会等設置会社に損害が生じたときは、次に掲げる取締役又は執行役は、当該委員会等設置会社に対し、当該損害を賠償する義務を負う。ただし、その職務を行うについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。

- 一 商法第二百六十五条第一項の取締役又は執行役
- 二 第二十一条の七第三項の規定による委任

に基づき当該取引をすることを決定した執行役

三 商法第二百六十五条第一項の承認の決議に賛成した取締役(当該承認を受けた取引が委員会等設置会社と取締役との間の取引又は委員会等設置会社と取締役の利益が相反する取引である場合に限る。)

2 前項の規定により取締役又は執行役の負う義務は、総株主の議決権の三分の二以上の多数をもつて免除することができる。この場合において、当該取締役又は当該執行役は、株主総会において、前項の取引についての重要な事実を開示しなければならない。

(取締役及び執行役の第三者に対する責任)
第二十一条の二十二 取締役又は執行役がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、当該取締役又は当該執行役は、これにより第三者に生じた損害を賠償する義務を負う。

2 監査委員が、監査委員会の監査報告書に記載すべき重要な事項につき虚偽の記載をし、又は監査委員会において当該記載のある監査報告書の承認の決議に賛成したときも、前項と同様とする。ただし、当該記載をし、又は当該賛成をするについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。

3 執行役が株式申込証の用紙、新株引受権証書、新株予約権申込証、社債申込証若しくは新株予約権付社債申込証の用紙若しくは目録見書若しくはこれらの書類の作成に代えて電磁的記録の作成がされた場合におけるその電磁的記録若しくは第二十一条の二十六第一項に掲げるものに記載若しくは記録をすべき重要な事項について虚偽の記載若しくは記録をし、又は虚偽の登記若しくは公告(第二十一条の三十一第三項において準用する第十六条第三項に規定する措置を含む。以下この項において同じ。)をしたときも、第一項と同様とする。

する。ただし、その記載若しくは記録、登記又は公告をするについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。

4 商法第二百六十六条第三項の規定は、第二項本文の決議について準用する。

(取締役及び執行役の連帯責任)
第二十一条の二十三 取締役又は執行役が委員会等設置会社又は第三者に生じた損害を賠償する義務を負う場合において、他の取締役又は他の執行役も当該損害を賠償する義務を負うときは、これらの者は、連帯債務者とする。

(現物出資財産の価格てん補責任)
第二十一条の二十四 現物出資の目的たる財産(以下この条において「現物出資財産」という。)の新株発行当時における実価(以下この条において「実価」という。)が商法第二百八十条ノ二第一項第三号の価格(以下この条において「予定価格」という。)に著しく不足する場合において、予定価格が第二十一条の七第三項の規定による委任に基づき執行役により定められたときは、当該執行役は、委員会等設置会社に対し、連帯して、当該不足額を支払う義務を負う。

2 前項に規定する場合において、予定価格が取締役会の決議により定められたときは、次の各号に掲げる者は、委員会等設置会社に対し、連帯して、それぞれ当該各号に定める額を支払う義務を負う。

- 一 当該決議に賛成した取締役 当該不足額
- 二 当該決議に係る議案を取締役会に提出した取締役(前号に掲げるものを除く。又は執行役 当該不足額(現物出資財産についての当該議案における価格と実価との差額を限度とする。)

3 第一項に規定する場合において、予定価格が株主総会の決議により定められたときは、次の各号に掲げる者は、委員会等設置会社

対し、連帯して、それぞれ当該各号に定める額を限度として、当該不足額を支払う義務を負う。

一 当該決議に係る議案を株主総会に提出した取締役 現物出資財産についての当該議案における価格と実価との差額

二 前号の議案の内容の決定に係る議案を取締役会に提出した取締役(この号に定める額が前号に定める額よりも低い場合における同号に掲げるものを除く。又は執行役 現物出資財産についての当該議案における価格と実価との差額

4 商法第二百六十六条第三項の規定は第二項第一号の場合において、同条第二項及び第三項の規定は前項第一号の場合について準用する。

5 商法第二百八十条ノ二第一項第三号に掲げる事項について検査役の調査を受けたときは、取締役又は執行役は、前各項の規定にかかわらず、現物出資財産について第一項から第三項までの義務を負わない。ただし、当該取締役又は当該執行役が現物出資者である場合は、この限りでない。

6 商法第二百八十条ノ十三第二項の規定は、第一項から第三項までの場合について準用する。

(代表訴訟)

第二十一条の二十五 委員会等設置会社における商法第二百六十八条第一項の取締役の責任を追及する訴えについては、同条第五項中「第二百六十八条第五項」とあるのは「株式会社(以下「株式会社」という。)の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十一条の十七第二項(同法第二十一条の二十第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム。以下「同条第八項中「第二百六十八条第九項」とあるのは「株式会社(以下「株式会社」という。)の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十一条の十七第四項ニ於テ準用スル第二百六十八条第九項」と、「取締

役」とあるのは「取締役(監査委員会ヲ組織スルモノヲ除ク)」と読み替えて、これらの規定を適用する。

2 商法第二百六十七条から第二百六十八条ノ三までの規定は、執行役の責任を追及する訴えについて準用する。この場合において、同法第二百六十八条第五項中「第二百六十六条第五項」とあるのは「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十一条の第十七第二項(同法第二十一条の第十八第二項及び第二十一条の第二十第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)」と、同条第八項中「第二百六十六条第九項」とあるのは「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十一条の第十七第六項ニ於テ準用スル第二百六十六条第九項」と読み替えるものとする。

(計算書類の作成等)

第二十一条の二十六 取締役会が指定した執行役は、毎決算期に、次に掲げるもの及びその附属明細書を作成し、取締役会の承認を受けなければならない。

一 貸借対照表

二 損益計算書

三 営業報告書

四 利益の処分又は損失の処理に関する議案

2 商法第三十三条ノ二第一項の規定は、前項第一号又は第四号に掲げるものについて準用する。

3 商法第二百八十一条第三項の規定は、第一項第二号若しくは第三号に掲げる書類又は同項の附属明細書の作成について準用する。この場合において、同条第三項中「取締役」とあるのは、「執行役」と読み替えるものとする。

4 第一項各号に掲げるもの及びその附属明細書については、同項の規定による取締役会の承認を受ける前に、会計監査人の監査(同項第三号に掲げるもの及びその附属明細書については、会計に関する部分に限る。)及び監査

委員会の監査を受けなければならない。

5 商法第二百八十一条第五項の規定は、第一項第一号から第三号までに掲げるもの及びその附属明細書について準用する。

(計算書類の提出期限等)

第二十一条の二十七 前条第一項の執行役は、定時総会の会日の八週間前までに、同項各号に掲げるものを監査委員会及び会計監査人に提出しなければならない。

2 前項の執行役は、前項の規定により前条第一項各号に掲げるものを提出した日から三週間以内に、その附属明細書を監査委員会及び会計監査人に提出しなければならない。

3 前条第二項又は第三項の場合においては、第一項の執行役は、前二項の規定による同条第一項各号に掲げるもの又はその附属明細書の提出に代えて、同条第二項において準用する商法第三十三条ノ二第一項又は前条第三項の電磁的記録に記録された情報を電磁的方法により提供することができる。この場合においては、当該執行役は、前二項の規定により前条第一項各号に掲げるもの又はその附属明細書を提出したものとみなす。

4 前条第二項又は第三項の場合において、監査委員会又は会計監査人の請求があるときは、第一項の執行役は、前二項の規定にかかわらず、当該請求をした者に対し、前三項の規定により前項の電磁的記録に記録された情報を電磁的方法により提供すべき時期までに、当該情報の内容を記載した書面を交付しなければならない。この場合においては、同項後段の規定を準用する。

(会計監査人の監査報告書)

第二十一条の二十八 会計監査人は、前条第一項の規定により第二十一条の二十六第一項各号に掲げるものを受領した日から四週間以内に、監査報告書を監査委員会及び同項の執行

役に提出しなければならない。

2 前項の監査報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 第十三条第二項第一号に掲げる事項

二 商法第二百八十一条ノ三第二項第一号から第七号まで及び第十二号に掲げる事項(同項第六号に掲げる事項については、会計に関する部分に限る。)

三 第二十一条の二十六第一項の附属明細書に、記載すべき事項の記載がなく、又は不実の記載若しくは会計帳簿、貸借対照表、損益計算書若しくは営業報告書の記載若しくは記録と合致しない記載があるときは、その旨(会計に関する部分に限る。)

3 監査委員は、会計監査人に対して、第一項の監査報告書につき、説明を求めることができる。

4 第一項の監査報告書の記載方法は、法務省令で定める。

5 商法第二百八十一条第三項の規定は第一項の監査報告書の作成について、前条第三項及び第四項の規定は第一項の監査報告書の提出について準用する。この場合において、同法第二百八十一条第三項中「取締役」とあり、並びに前条第三項中「第一項の執行役」及び「当該執行役」とあるのは「会計監査人」と、同条第四項中「会計監査人」とあるのは「第二十一条の二十六第一項の執行役」と、「第一項の執行役」とあるのは「会計監査人」と読み替えるものとする。

(監査委員会の監査報告書)

第二十一条の二十九 監査委員会は、前条第一項の監査報告書を受領した日から一週間以内に、監査報告書を作成した上、これを第二十一条の二十六第一項の執行役に提出し、かつ、その謄本を会計監査人に交付しなければならない。

2 前項の規定により監査委員会が作成すべき

監査報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。この場合において、監査委員は、当該監査報告書に自己の意見を付記することができる。

一 第十四条第三項第一号及び第二号に掲げる事項

二 第二十一条の七第一項第二号に掲げる事項についての取締役会の決議の内容が相当でないとき、その旨及び理由

三 商法第二百八十一条ノ三第二項第六号、第八号及び第十二号に掲げる事項(同項第六号に掲げる事項については、会計に関する部分以外の部分に限る。)

四 第二十一条の二十六第一項の附属明細書に、記載すべき事項の記載がなく、又は不実の記載若しくは会計帳簿、貸借対照表、損益計算書若しくは営業報告書の記載若しくは記録と合致しない記載があるときは、その旨(会計に関する部分以外の部分に限る。)

五 取締役又は執行役の職務遂行に関して不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があつたときは、その事実

六 第二十一条の十第二項の規定により子会社に対し営業の報告を求め、又は子会社の業務及び財産の状況を調査したときは、その方法及び結果(会計に関する部分以外の部分に限る。)

3 前条第四項の規定は、前項の監査報告書について準用する。

4 商法第二百八十一条第三項の規定は第二項の監査報告書の作成について、第二十一条の二十七第三項及び第四項の規定は第二項の監査報告書の提出又はその謄本の交付について準用する。この場合において、同法第二百八十一条第三項中「取締役」とあり、並びに第二十一条の二十七第三項中「第一項の執行役」及び「当該執行役」とあるのは「監査委員会」と、

同条第四項中「監査委員会」とあるのは「第二十一条の二十六第一項の執行役」と、「第一項の執行役」とあるのは「監査委員会」と読み替えるものとする。

(計算書類の取締役への提供等)

第二十一条の三十 監査委員会は、第二十一条の二十六第一項各号に掲げるもの及びその附属明細書、会計監査人の監査報告書並びに監査委員会の監査報告書に記載又は記録がされている情報を、法務省令で定めるところにより、法務省令で定める時期までに、各取締役(監査委員を除く。)に提供しなければならぬ。この場合において、監査委員会は、執行役に当該提供をさせることができる。

2 第二十一条の二十六第一項各号に掲げるもの及びその附属明細書の承認を会議の目的とする取締役会は、前項の規定による提供がされる前には、開催することができない。

(定時総会における計算書類の取扱い等)

第二十一条の三十一 次の各号のいずれにも該当する場合には、商法第二百八十三条第一項及び第二百九十三条ノ二の規定にかかわらず、貸借対照表、損益計算書及び利益の処分又は損失の処理に関する議案については、これらのものについての第二十一条の二十六第一項の取締役会の承認があつた時に、同法第二百八十三条第一項の承認を得たものとみなす。この場合においては、取締役は、定時総会にこれらのものを提出し、その内容及び利益の処分又は損失の処理の理由その他当該定時総会における株主の議決権行使の参考になるべきものとして法務省令で定める事項を報告しなければならない。

一 各会計監査人の監査報告書に次に掲げる記載があるとき。

イ 貸借対照表及び損益計算書が法令及び定款に従い委員会等設置会社の財産及び損益の状況を正しく表示したものである

旨

ロ 利益の処分又は損失の処理に関する議案が法令及び定款に適合する旨

二 監査委員会の監査報告書(各監査委員の意見の付記を含む。)に次に掲げる記載がないとき。

イ 前号イ及びロについての会計監査人の監査の結果を相当でないとした旨

ロ 利益の処分又は損失の処理に関する議案が委員会等設置会社の財産の状況その他の事情に照らし著しく不当である旨

2 委員会等設置会社にあつては、利益の処分として、取締役又は執行役に対する金銭の分配をすることができない。

3 第十六条第二項から第四項までの規定は、取締役が商法第二百八十三条第一項の承認を得(第一項前段の規定により当該承認を得たものとみなされる場合を除く。)、又は第一項後段の報告をした場合について準用する。この場合において、第十六条第二項中「取締役」とあるのは、「執行役」と読み替えるものとする。

4 委員会等設置会社に関する商法第百八十八

条第二項第十号の規定の適用については、同

号中「第二百八十三条第五項ノ取締役会ノ決議」とあるのは、「株式会社社の監査等に関する

商法の特例に関する法律第二十一条の三十一

第三項ニ於テ準用スル同法第百八十三条第三

項ノ取締役会ノ決議又ハ取締役会ノ委任ニ基ク

該決議ニ代フル執行役ノ決定」とする。

(連結計算書類)

第二十一条の三十二 第二十一条の二十六第一

項の執行役は、連結計算書類を作成しなければ

ならない。

2 前項の規定により作成された連結計算書類

は、次項の承認を受ける前に、法務省令で定

めるところにより、監査委員会及び会計監査

3 前項の監査を受けた連結計算書類は、当該

連結計算書類に係る委員会等設置会社の決算

期に関する定時総会の開催前に、法務省令で

定めるところにより、取締役会の承認を受け

なければならない。

4 取締役は、前項の承認を受けた連結計算書

類を前項の定時総会に提出し、当該定時総会

において、その内容を報告し、かつ、法務省

令で定めるところにより、第二項の監査の結

果を報告しなければならない。

5 商法第二百八十一条第三項の規定は第一項

の連結計算書類の作成について、同法第二百

八十三条第二項及び第三項の規定は第一項の

連結計算書類について準用する。この場合に

おいて、同法第二百八十一条第三項中「取締

役」とあるのは、「執行役」と読み替えるもの

とする。

6 みなし大会社である委員会等設置会社につ

いては、前各項の規定は、適用しない。

(株式申込証の用紙等の記載事項)

第二十一条の三十三 委員会等設置会社の発起

人又は執行役が作成すべき株式申込証の用

紙、新株引受権証書及び新株予約権申込証又

(監査役に関する部分に限る。)及び第七号ノ

二から第九号までに掲げる事項に代えて、次

に掲げる事項を登記しなければならない。

一 委員会等設置会社である旨

二 取締役が第二十一条の八第四項ただし書

に規定する社外取締役であるときは、その

旨

三 指名委員会、監査委員会及び報酬委員会

を組織する取締役の氏名

四 執行役の氏名

五 代表執行役の氏名及び住所

六 数人の代表執行役が共同して委員会等設

置会社を代表すべきことを定めたときは、

その規定

(清算)

第二十一条の三十五 委員会等設置会社が解散

したときは、第一条の二第三項の定款の定め

を廃止したものとみなす。

2 清算中の株式会社は、前項の定款の定めを

設けることができない。

3 委員会等設置会社が解散した場合における

商法第四百七条第一項の規定の適用につい

ては、同項中「取締役其ノ清算人」とあるの

は、「取締役(監査委員会ヲ組織スルモノヲ除

ク)其ノ清算人ト為リ監査委員会ヲ組織スル

取締役其ノ監査役」とする。

4 前項に規定する場合における第十八条第一

項の規定の適用については、同項中「取締役

」とあるのは、「取締役(第二十一条の八第四

項ただし書に規定する社外取締役を除く。)」と

する。

(商法等の規定の読替え適用等)

第二十一条の三十六 委員会等設置会社につ

いてこの法律の規定の適用については、次の

表の上欄に掲げるこの法律の規定中同表の中

欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲

げる字句とする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第六条の二第二項	監査役会	監査委員会
第六條の二第二項	監査役会が選任した監査役	監査委員会が指名した監査委員
第六條の四第一項	監査役会	監査委員会
第八條第一項	監査役会	監査委員会
第八條第二項	監査役	監査委員会が指名した監査委員

2 委員会等設置会社についての商法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第五十八條第一項第三号	取締役	執行役
第六十八條第一項	発起人又ハ取締役	発起人、取締役又ハ執行役
第二百十條ノ二第二項	依リ買受ヲ為シタル取締役ハ	依リ買受ヲ為ス旨ノ取締役会ノ決議ニ於テ其ノ決議ニ賛成シタル取締役又ハ取締役会ノ委任ニ基キ其ノ買受ヲ為ス旨ヲ決定シタル執行役ハ
第二百十條ノ二第三項	取締役ガ	取締役又ハ執行役ガ
第二百三十八條	監査役	株式会社等の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十一條の五第一項第二号ニ規定スル監査委員会
第二百三十九條第六項	取締役	執行役
第二百七十二條	取締役	執行役
第二百八十條ノ十一第一項	取締役	取締役又ハ執行役
第二百八十條ノ十三第二項	取締役	取締役及其ノ新株発行ノ手続又ハ其ノ変更ノ登記ノ手続ヲ為シタル執行役
第二百九十三條ノ五第五項	分配ヲ為シタル取締役ハ	分配ノ決議ニ賛成シタル取締役及分配ヲ為シタル執行役(其ノ金銭ノ分配ヲ為ス旨ノ議案ヲ第一項ノ取締役会ニ提出シタル執行役ヲ含ム)ハ

2 委員会等設置会社についての商法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定
中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

3 前二項に定めるもののほか、委員会等設置会社についてのこの法律及び商法の規定の適用に必要なる技術的読替えは、政令で定める。

三 第一条の二第三項の定款の定めを廃止する旨の定款の変更があつたとき。

から第一条の五まで、第三条第二項及び第三項、第五条の二第三項、第六条第三項、第十二条から第十四条まで、第六十六条並びに第九条の二並びに商法第二百二十二条第一項第六号、第七項及び第八項、第二百五十六条、第二百五十七条ノ二から第二百五十七条ノ六まで、第二百六十条、第二百六十一条、第二百六十六条から第二百六十六条ノ三まで、第二百六十九条、第二百八十条ノ十三ノ二、第二百八十一条並びに第二編第四章第七節の規定は、適用しない。

（委員会等設置会社に該当しなくなる場合の経過措置）

七項（連結子会社に関する部分に限る。）第二十一條の十第二項（連結子会社に関する部分に限る。）及び第二十一條の三十二（以下「委員会等設置会社連結特例規定」という。）以外の委員会等設置会社連結特例規定の適用があり、委員会等設置会社連結特例規定の適用がないものが、次の各号のいずれかに該当することとなつた場合においては、当該株式会社については、その後最初に到来する決算期に関する定時総会の終結の時までは、委員会等設置会社連結特例規定以外の委員会等設置会社特例規定及びみなし大会社特例規定を適用する。

第二十一条の三十七 委員会等設置会社である株式会社(大会社に限る。)であつて、委員会等設置会社特例規定の全部の適用があるものゝ場合においては、当該株式会社については、その後最初に到来する決算期に関する定時総会の終結の時までは、委員会等設置会社特例規定及び大会社特例規定を適用する。

一 資本の額が一億円以下になつたとき(第一条の第二項第二号に該当する場合を除く。)

二 第一条の二第一項各号のいずれにも該当しなくなつたとき(前号に該当する場合を除く。)

二 第二条第二項の定款の定めを廃止する旨の定款の変更があつたとき。

(新たに委員会等設置会社となる場合の経過措置)

第二十一条の三十八 大会社又はみなし大会社である株式会社(委員会等設置会社特例規定の適用があるものを除く。)が定款を変更して第一条の二三項の定款の定めを設けた場合においては、当該株式会社については、その後最初に招集される定時総会(当該定款の定めを設けた株主総会が定時総会であるときは、当該定時総会を含む。)の終結の時までは、委員会等設置会社特例規定は、適用しない。この場合においては、当該株式会社につ

いては、当該定時総会の終結後は、第二十一条第一項及び第二項の規定は、適用しない。

2 第一項に規定する場合(同項の株式会社のみならず大会社である場合に限る。)において、同項の株式会社が、同項の定時総会の終結後においても第二十条第一項の規定により大会社特例規定の適用を受けるものとされるときは、当該株式会社に於いては、当該定時総会の終結後、同項に規定する定時総会の終結の時まで、委員会等設置会社連結特例規定を適用する。

(みなし大会社が大会社となる場合の経過措置)

第二十一条の三十九 大会社以外の株式会社であつて、委員会等設置会社連結特例規定以外の委員会等設置会社連結特例規定の適用があり、委員会等設置会社連結特例規定の適用がないものが、第一条の二第一項第一号に該当することとなつた場合には、当該株式会社に於いては、その後最初に到来する決算期に関する定時総会の終結の時までは、委員会等設置会社連結特例規定及び大会社連結特例規定は、適用しない。この場合においては、当該株式会社が(第二十一条の三十七第二項の規定の適用があるものを除く。)が、当該定時総会の終結の時までに第二十一条の三十七第一項各号のいずれかに該当することとなつたときであつても、当該定時総会の終結の時までは、委員会等設置会社連結特例規定以外の委員会等設置会社連結特例規定及びみなし大会社特例規定を適用する。

2 前項に規定する株式会社が第一条の二第一項第二号に該当することとなつた場合には、当該株式会社に於いては、最終の貸借対照表に係る決算期に関する定時総会の終結の時までは、委員会等設置会社連結特例規定及び大会社連結特例規定は、適用しない。この場合においては、当該株式会社が、第二十一条の

三十七第二項の規定の適用があるものであるときは、当該定時総会の終結後、同項に規定する定時総会の終結の時までは、委員会等設置会社連結特例規定を適用する。

「第三章 資本の額が一億円以下の株式会社に関する特例」を「第三章 小会社に関する特例」に改める。

第二十一条第一項中「資本の額が一億円以下の株式会社(第二条第二号に該当するものを除く。以下この章において「会社」という。)」を「小会社」に改め、同条第二項第一号、第三項及び第四項中「会社」を「小会社」に改める。

第二十四条の見出し中「会社」とを「小会社」とに改め、同条中「会社」を「小会社」に改める。

第二十五条中「会社」を「小会社」に、「第二百八十九条第三項」を「第二百八十九条第四項」に改める。

第二十六条の前の見出しを削り、同条を次のように改める。

(小会社に該当しなくなる場合の経過措置)

第二十六条 小会社である株式会社であつて第二十一条から前条までの規定(以下「小会社特例規定」という。)の適用があるものの資本の額が一億円を超えることとなつた場合においては、当該株式会社に於いては、その後最初に到来する決算期に関する定時総会の終結の時までは、小会社特例規定を適用する。ただし、当該株式会社が当該終結の時までに第二十一条第三項若しくは第五項又は第二十一条の三十八第一項前段の規定の適用を受けることとなつた場合には、これらの規定に規定する定時総会の終結後は、この限りでない。

2 小会社である株式会社であつて小会社特例規定の適用があるものが第一条の二第二号に該当することとなつた場合においては、当該株式会社に於いては、最終の貸借対照表に係る決算期に関する定時総会の終結の時までは、小会社特例規定を適用する。

3 前二項の株式会社の監査役は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める時に、退任する。

一 第一項本文に規定する場合に該当し、同項ただし書に規定する場合に該当しない場合 同項本文の定時総会の終結の時

二 第一項本文に規定する場合及び同項ただし書に規定する場合のいずれにも該当する場合 同項ただし書に規定する定時総会の終結の時

三 前項に規定する場合に該当する場合 同項の定時総会の終結の時

第二十七条に見出しとして「新たに小会社となる場合の経過措置」を付し、同条第一項を次のように改める。

小会社以外の株式会社であつて小会社特例規定の適用がないものの資本の額が一億円以下となつた場合(第一条の二第一項第二号に該当するものを除く。)においては、当該株式会社については、その後最初に到来する決算期に関する定時総会の終結の時までは、小会社特例規定は、適用しない。

第二十七条第二項中「第二条第二号」を「あつて第一条の二第一項第二号」に、「第二十一条から第二十五条までの規定」を「小会社特例規定」に改める。

第二十八条の前に見出しとして「(会計監査人等の汚職の罪)」を付し、同条第一項中「その職務」を、「その職務に」、「不正の請託を受け」、「不正の請託を受けて」、「これを要求し、若しくは約束した」を、「その要求若しくは約束をした」に改め、同条第二項中「その職務」を、「その職務に」、「不正の請託を受け」、「不正の請託を受けて」、「これを要求し、若しくは約束した」を、「その要求若しくは約束をした」に、「会計監査人の職務に」を、「会計監査人の職務に」に、「その供与を要求し、若しくは約束した」を

「その供与の要求若しくは約束をした」に改める。

第二十九条の次に次の九条を加える。

(執行役等の特別背任罪)

第二十九条の二 執行役、仮処分命令により選任された執行役の職務を代行する者又は第二十一条の十四第七項第五号において準用する商法第二百五十八条第二項前段に規定する一時執行役の職務を行ふべき者が、自己若しくは第三者の利益を図り又は株式会社に損害を加ふる目的で、その任務に背く行為をし、当該株式会社に財産上の損害を加えたときは、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の罪の未遂は、罰する。

(会社財産を危うくする罪)

第二十九条の三 前条第一項に掲げる者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 商法第二百八十条ノ二第一項第三号に掲げる事項について、裁判所又は株主総会に対して虚偽の申述を行い、又は事実を隠ぺいしたとき。

二 何人の名義をもつてするかを問わず、株式会社の計算において不正にその株式を取得したとき。

三 法令又は定款の規定に違反して、利益若しくは利息の配当又は商法第二百九十三条ノ五第一項の金銭の分配をしたとき。

四 株式会社の営業の範囲外において、投機取引のために株式会社の財産を処分したとき。

(虚偽文書行使罪)

第二十九条の四 第二十九条の二第一項に掲げる者が、株式、新株予約権又は社債の募集に

当たり、株式申込証、新株予約権申込証、社債申込証若しくは新株予約権付社債申込証の用紙、目論見書、株式、新株予約権若しくは社債の募集の広告その他株式、新株予約権若しくは社債の募集に関する文書であつて重要な事項について虚偽の記載のあるものを行使し、又はこれらの書類の作成に代えて電磁的記録の作成がされてゐる場合における当該電磁的記録のあるものをその募集の事務の用に供したときは、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(預金の罪)

第二十九条の五 第二十九条の二第一項に掲げる者が、株式の発行に係る払込みを仮装するため預金を行つたときは、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。預金に依つた者も、同様とする。

(株式の超過発行の罪)

第二十九条の六 第二十九条の二第一項に掲げる者が、株式会社が発行する株式の総数を超えて株式を発行したときは、五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。

(執行役等の汚職の罪)

第二十九条の七 第二十九条の二第一項に掲げる者が、その職務に関し、不正の請託を受けて、財産上の利益を受受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。

2 前項の利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

(会社荒らし等に関する贈収賄罪)

第二十九条の八 第二十一条の二十五第二項において準用する商法第二百六十七條第三項若しくは第四項に規定する訴えの提起又は第二

十一条の二十五第二項において準用する同法第二百六十八條第二項に規定する訴訟参加に關し、不正の請託を受けて、財産上の利益を受受し、又はその要求若しくは約束をした者は、五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。

2 前項の利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者も、同項と同様とする。

(没収及び追徴)

第二十九条の九 第二十九条の七第一項又は前条第一項の場合において、犯人が收受した財産上の利益は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

(株主の権利の行使に関する利益供与の罪)

第二十九条の十 第二十九条の二第一項に掲げる者が、株主の権利の行使に關し、株式会社が又はその子会社の計算において財産上の利益を人に供与したときは、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

2 情を知つて、前項の利益の供与を受け、又は第三者に当該利益を供与させた者も、同項と同様とする。

3 株主の権利の行使に關し、株式会社又はその子会社の計算において第一項の利益を自己又は第三者に供与することを同項に規定する者に要求した者も、同項と同様とする。

4 前二項の罪を犯した者が、その実行につき第一項に規定する者に対し威迫をしたときは、五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。

5 前三項の罪を犯した者には、懲役及び罰金を併科することができる。

第三十条に見出しとして「過料に処すべき場合」を付し、同条第一項中「商法第四百九十八條第一項」を「第二十九条の二第一項に掲げる者、商法第四百九十八條第一項」に、「一」を

「いずれかに」に改め、同項第十二号を第十七号とし、第十一号を第十六号とし、第十号を第十五号とし、同項第九号の二中「の決議を」(第二十一条の三十一第三項において準用する場合を含む。)の決議又は取締役会の委任に基づく当該決議に代わる執行役の決定に改め、同項を同項第十四号とし、同項第九号を削り、同項第八号中「第十五条の下に」(第十九条の二第五項若しくは第二十一条の三十二第五項を加え、同項を同項第十三号とし、同項第七号を第十二号とし、第三号から第六号までを削り、第十二号を第十一号とし、第一号を第十号とし、第一号の二を第九号とし、第一号を第八号とし、同項に第一号から第七号までとして次の七号を加える。

一 この法律又はこの法律において準用する商法に定める登記をすることを怠つたとき。

二 この法律又はこの法律において準用する商法に定める公告若しくは通知をすることを怠り、又は不正の公告若しくは通知をしたとき。

三 この法律又はこの法律において準用する商法に定める開示をすることを怠つたとき。

四 この法律又はこの法律において準用する商法に定める調査を妨げたとき。

五 正当の理由がなく、第一条の四第二項の規定、同条第三項、第十八条の三第二項若しくは第二十一条の九第六項において準用する商法第二百六十条ノ四第六項の規定、第七條第一項の規定、第二十一条の三第六項において準用する同法第二百三十九條第七項の規定、第二十一条の九第五項の規定又は第二十二條第二項の規定による帳簿に係る閲覧若しくは謄写又は書類若しくは書面若しくは電磁的記録に記録された情報の

内容を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧若しくは謄写を拒んだとき。

六 この法律の規定による議事録、貸借対照表、営業報告書、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する議案、連結計算書類若しくは監査報告書又は第二十一条の二の書類若しくは第二十一条の二十六第一項の附属明細書に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

七 第一条の四第三項、第十八条の三第二項若しくは第二十一条の九第六項において準用する商法第二百六十条ノ四第五項の規定、第十五条において準用する同法第二百八十二条第一項の規定、第二十一条の三第六項において準用する同法第二百三十九條第六項の規定又は第二十三條第六項の規定に違反して、書類若しくは書面又は電磁的記録を備え置かなかつたとき。

第三十条第一項に次の五号を加える。

十八 この法律又は定款の規定により必要となる委員会を組織する取締役若しくは第二十一条の八第四項ただし書に規定する社外取締役又は執行役の員数を欠くこととなつた場合において、その選任手続をすることを怠つたとき。

十九 第二十一条の十四第七項第三号において準用する商法第二百三十七條ノ三の規定に違反して、株主総会において、株主の求めた事項について説明をしなかつたとき。

二十 第二十一条の十四第七項第五号において準用する商法第二百六十四條第二項又は第二百六十五條第三項の規定に違反して、取締役会に対する報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

二十一 第二十一条の三十一第二項の規定に違反して、取締役又は執行役に対する金銭

の分配をしたとき。

三 定款、株主名簿若しくはその複本(その作成に代えて電磁的記録の作成がされた場合におけるその電磁的記録を含む。)、端株原簿、株券喪失登録簿、新株予約権原簿、社債原簿若しくはその複本(その作成に代えて電磁的記録の作成がされた場合におけるその電磁的記録を含む。)、議事録、会計帳簿又は商法第三百五十四條第一項第二号、第三百六十條第一項(第三百七十一條

第二項において準用する場合を含む。)、第三百六十六條第一項第二号、第三百七十四條ノ二第一項第二号若しくは第三号、第三百七十四條ノ三第一項(第三百七十四條ノ三十一第三項において準用する場合を含む。)、第三百七十四條ノ三十八第一項第二号若しくは第三号、第四百八條ノ二第一項第二号若しくは第四百八條ノ二第一項の書面に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

第二項において準用する場合を含む。)、第三百六十六條第一項第二号、第三百七十四條ノ二第一項第二号若しくは第三号、第三百七十四條ノ三第一項(第三百七十四條ノ三十一第三項において準用する場合を含む。)、第三百七十四條ノ三十八第一項第二号若しくは第三号、第四百八條ノ二第一項第二号若しくは第四百八條ノ二第一項の書面に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

三 第二十九條の二第二項に掲げる者が、次の各号のいずれかに該当するときは、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

四 商法第三百六十六條第一項の規定に違反して、債券を発行したとき。

一 商法第四百九十八條第一項第一号、第二号、第三号から第五号まで、第九号(同法第四百七十五條第二項に関する部分を除く。)、第十号(同法第四百七十五條第四項を同号に規定する他の規定により準用する場合に限る。)、第十一号、第十二号から第十四号まで、第十六号から第十六号ノ四まで、第二十号(同法第四百二十條第五項及び第四百三十條第二項に関する部分を除く。)、第二十一号又は第二十二号に掲げる場合。

五 商法第三百七十四條ノ四第一項本文の規定、同条第二項、同法第三百七十四條ノ二十第二項若しくは第四百二十二條第二項において準用する同法百條第一項後段若しくは第三項の規定、同法第三百七十四條ノ二十第一項本文の規定又は同法第四百二十二條第一項本文の規定に違反して、会社の分割又は合併をしたとき。

二 商法第二百二十六條第二項の規定に違反して、株券を発行したとき。

六 商法第三百七十六條第一項又は同条第二項において準用する同法百條第三項の規定に違反して、資本の減少をしたとき。

三 定款、株主名簿若しくはその複本(その作成に代えて電磁的記録の作成がされた場合におけるその電磁的記録を含む。)、端株原簿、株券喪失登録簿、新株予約権原簿、社債原簿若しくはその複本(その作成に代えて電磁的記録の作成がされた場合におけるその電磁的記録を含む。)、議事録、会計帳簿又は商法第三百五十四條第一項第二号、第三百六十條第一項(第三百七十一條

七 清算人に事務の引渡しをしなかつたとき。

二 商法第二百二十六條第二項の規定に違反して、株券を発行したとき。

八 商法第三百七十六條第一項又は同条第二項において準用する同法百條第三項の規定に違反して、資本の減少をしたとき。

三 定款、株主名簿若しくはその複本(その作成に代えて電磁的記録の作成がされた場合におけるその電磁的記録を含む。)、端株原簿、株券喪失登録簿、新株予約権原簿、社債原簿若しくはその複本(その作成に代えて電磁的記録の作成がされた場合におけるその電磁的記録を含む。)、議事録、会計帳簿又は商法第三百五十四條第一項第二号、第三百六十條第一項(第三百七十一條

九 商法第三百七十六條第一項又は同条第二項において準用する同法百條第三項の規定に違反して、資本の減少をしたとき。

三 定款、株主名簿若しくはその複本(その作成に代えて電磁的記録の作成がされた場合におけるその電磁的記録を含む。)、端株原簿、株券喪失登録簿、新株予約権原簿、社債原簿若しくはその複本(その作成に代えて電磁的記録の作成がされた場合におけるその電磁的記録を含む。)、議事録、会計帳簿又は商法第三百五十四條第一項第二号、第三百六十條第一項(第三百七十一條

十 商法第三百七十六條第一項又は同条第二項において準用する同法百條第三項の規定に違反して、資本の減少をしたとき。

三 定款、株主名簿若しくはその複本(その作成に代えて電磁的記録の作成がされた場合におけるその電磁的記録を含む。)、端株原簿、株券喪失登録簿、新株予約権原簿、社債原簿若しくはその複本(その作成に代えて電磁的記録の作成がされた場合におけるその電磁的記録を含む。)、議事録、会計帳簿又は商法第三百五十四條第一項第二号、第三百六十條第一項(第三百七十一條

十一 商法第三百七十六條第一項又は同条第二項において準用する同法百條第三項の規定に違反して、資本の減少をしたとき。

三 定款、株主名簿若しくはその複本(その作成に代えて電磁的記録の作成がされた場合におけるその電磁的記録を含む。)、端株原簿、株券喪失登録簿、新株予約権原簿、社債原簿若しくはその複本(その作成に代えて電磁的記録の作成がされた場合におけるその電磁的記録を含む。)、議事録、会計帳簿又は商法第三百五十四條第一項第二号、第三百六十條第一項(第三百七十一條

十二 商法第三百七十六條第一項又は同条第二項において準用する同法百條第三項の規定に違反して、資本の減少をしたとき。

三 定款、株主名簿若しくはその複本(その作成に代えて電磁的記録の作成がされた場合におけるその電磁的記録を含む。)、端株原簿、株券喪失登録簿、新株予約権原簿、社債原簿若しくはその複本(その作成に代えて電磁的記録の作成がされた場合におけるその電磁的記録を含む。)、議事録、会計帳簿又は商法第三百五十四條第一項第二号、第三百六十條第一項(第三百七十一條

十三 商法第三百七十六條第一項又は同条第二項において準用する同法百條第三項の規定に違反して、資本の減少をしたとき。

三 定款、株主名簿若しくはその複本(その作成に代えて電磁的記録の作成がされた場合におけるその電磁的記録を含む。)、端株原簿、株券喪失登録簿、新株予約権原簿、社債原簿若しくはその複本(その作成に代えて電磁的記録の作成がされた場合におけるその電磁的記録を含む。)、議事録、会計帳簿又は商法第三百五十四條第一項第二号、第三百六十條第一項(第三百七十一條

十四 商法第三百七十六條第一項又は同条第二項において準用する同法百條第三項の規定に違反して、資本の減少をしたとき。

三 定款、株主名簿若しくはその複本(その作成に代えて電磁的記録の作成がされた場合におけるその電磁的記録を含む。)、端株原簿、株券喪失登録簿、新株予約権原簿、社債原簿若しくはその複本(その作成に代えて電磁的記録の作成がされた場合におけるその電磁的記録を含む。)、議事録、会計帳簿又は商法第三百五十四條第一項第二号、第三百六十條第一項(第三百七十一條

十五 商法第三百七十六條第一項又は同条第二項において準用する同法百條第三項の規定に違反して、資本の減少をしたとき。

第三項(旧商法第八十一條第二項、第二百四十六條第三項(この法律による改正前の有限会社法(以下旧有限会社法という。))第四十條第四項において準用する場合を含む。))及び第二百八十條ノ八第二項(旧有限会社法第五十二條ノ三第二項において準用する場合を含む。))並びに旧有限会社法第十二條ノ二第三項において準用する場合を含む。に規定する弁護士又は弁護士法人の証明及び不動産鑑定士の鑑定評価を受けた場合における当該弁護士又は弁護士法人及び当該不動産鑑定士については、次に掲げる規定は、適用しない。

一 新商法第九十七條(新商法第二百四十六條第三項において準用する場合を含む。)

二 新商法第二百八十條ノ十三ノ三

三 新有限会社法第十五條ノ二(新有限会社法第四十條第四項において準用する場合を含む。)

四 新有限会社法第五十五條ノ二

(株券に係る公示催告手続に関する経過措置)

第三條 この法律の施行前に公示催告手続及び仲裁手続ニ関スル法律(明治二十三年法律第二十九號)の規定により申し立てられた株券の無効宣言のためにする公示催告手続及び当該手続に係る株券に関しては、この法律の施行後も、なお従前の例による。

2 前項の株券については、新商法第二百三十條から第二百三十條ノ九ノ二までの規定は、適用しない。ただし、同項の公示催告手続が除権判決以外の事由により完結したときは、この限りでない。

(株主提案権等に関する経過措置)

第四條 会日より八週間前の日がこの法律の施行の日前である株主総会又はある種類の株主の総会に関する新商法第二百三十二條ノ二第一項及び第二項(新商法第二百二十二條第十項、第三百四十五條第三項(新商法第三百四十六條において準用する場合を含む。))及び第四百三十條第二項において準用する場合を含む。の規定の適用については、これらの規定中「八週間」とあるのは、「六週間」とする。

(総会招集請求権等に関する経過措置)

第五條 この法律の施行前に旧商法第二百三十七

条第三項(旧商法第二百一十二條第八項、第三百二十條第五項、第三百四十五條第三項(旧商法第三百四十六條において準用する場合を含む。))及び第四百三十三條第二項並びに旧有限会社法第三十七條第三項及び第七十五條第二項において準用する場合を含む。の請求をした株主、社債権者又は社員が行う株主総会、ある種類の株主の総会、社債権者集会又は社員総会の招集に關しては、この法律の施行後も、なお従前の例による。

(資本の減少等における公告及び債権者に対する催告に關する経過措置)

第六條 この法律の施行前に旧商法第二百八十九條第二項(旧有限会社法第四十六條第一項において準用する場合を含む。)、第三百七十四條第一項、第三百七十四條第十七項、第三百七十五條第一項又は第四百八條第一項の決議をした場合における公告及び債権者に対する催告に關しては、この法律の施行後も、なお従前の例による。

2 旧商法第三百七十四條ノ六第一項、第三百七十四條ノ二十二第一項、第三百七十四條ノ二十三第一項又は第四百三十三條ノ三第一項に規定する場合であつて、この法律の施行前に分割計画書、分割契約書又は合併契約書を作成したときにおける公告及び債権者に対する催告に關しても、前項と同様とする。

3 この法律の施行前に資本減少を内容とする定款の変更の決議をした場合における有限会社の公告及び債権者に対する催告に關しても、第一項と同様とする。

(外国会社に關する経過措置)

第七條 この法律の施行後最初に到来する決算期以前の決算期に係る外国会社(この法律の施行前に旧商法第四百七十九條第二項の登記がされているものに限る。の貸借対照表には、新商法第四百八十三條ノ二の規定は、適用しない。

2 この法律の施行前にすべての日本における營業所を閉鎖した外国会社には、新商法第四百八十三條ノ三(新有限会社法第七十六條において準用する場合を含む。の規定は、適用しない。

しくは第二項前段の規定により大会社連結特例規定の適用又は委員会等設置会社連結特例規定の適用がないものを除く。次条において「大会社」というについては、この法律の施行後最初に到来する決算期に關する定時総会の終結の時までは、次に掲げる規定は、適用しない。

合においては、当該大会社については、当該該当しないこととなつた時から当該定時総会の終結の時までは、第二項の規定にかかわらず、前条各号に掲げる規定を適用する。

4 この法律の施行前に旧商法第四百七十九條第二項(旧有限会社法第七十六條において準用する場合を含む。の規定により日本における營業所について登記をした外国会社についての新商法第四百八十四條第一項第二号(新有限会社法第七十六條において準用する場合を含む。以下この項において同じ。の規定の適用については、新商法第四百八十四條第一項第二号中「第四百七十九條第四項ノ一」とあるのは、「商法等の一部を改正する法律(平成十四年法律第九十九條)規定ニ依ル改正前ノ本法第四百七十九條ニ定ムル」とする。

二 新商法特例法第十八條第四項、第十九條の二、第十九條の三及び第二十一條の三十二(有価証券報告書不提出会社の連結計算書類に關する経過措置)

正)

第九條 証券取引法(昭和二十三年法律第二十五號)第二十四條第一項の規定による有価証券報告書を同項本文に定める期間内に内閣総理大臣に提出すべきものとされる会社(以下「有価証券報告書提出会社」という。)に該当しない大会社に關する前条各号に掲げる規定の適用については、当分の間、前条に定めるところによるほか、次項から第四項までに定めるところによる。

第九條 証券取引法(昭和二十三年法律第二十五號)第二十四條第一項の規定による有価証券報告書を同項本文に定める期間内に内閣総理大臣に提出すべきものとされる会社(以下「有価証券報告書提出会社」という。)に該当しない大会社に關する前条各号に掲げる規定の適用については、当分の間、前条に定めるところによるほか、次項から第四項までに定めるところによる。

附則第十條中「株式会社で商法特例法第二條各号のいずれかに該當するもの」を「商法特例法第一條の二第一項に規定する大会社又は同條第三項第二号に規定するみなし大会社」に改める。

第八條 この法律による改正後の株式会社の監査等に關する商法の特例に關する法律(以下「新商法特例法」という。第一條の二第一項に規定する大会社(新商法特例法第二十一條第一項、第二十一條の三第一項又は第二十一條の三十八第二項の規定により大会社連結特例規定(新商法特例法第二十二條第二項に規定する大会社連結特例規定をいう。以下同じ。))又は委員会等設置会社連結特例規定(新商法特例法第二十一條の三十七第七項に規定する委員会等設置会社連結特例規定をいう。以下同じ。))の適用があるものを含む。新商法特例法第二十一條第一項から第四項まで又は第二十一條の三十九第一項前段若

2 有価証券報告書提出会社に該当しない大会社については、前条各号に掲げる規定は、適用しない。

株式会社が等の経営手段の多様化及び経営の合理化を図るため、委員会等設置会社の制度、重要財産委員会の制度、種類株主による取締役等の選任の制度及び株券喪失登録制度を創設し、現物出資等における財産価格の証明制度を拡充するとともに、株主総会の特別決議の定足数を緩和する等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

理 由

株式会社が等の経営手段の多様化及び経営の合理化を図るため、委員会等設置会社の制度、重要財産委員会の制度、種類株主による取締役等の選任の制度及び株券喪失登録制度を創設し、現物出資等における財産価格の証明制度を拡充するとともに、株主総会の特別決議の定足数を緩和する等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

第百三十二条ノ八第一項中「第二百六十三条第六項を」第二百六十三条第七項に、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号）」を「商法特例法」に改め、同条第二項中「取締役」の下に「（委

員会等設置会社ニ在リテハ執行役」を加える。
 第三百三十五条ノ九第二項中「外国会社ノ」を「外国会社ガ日本ニ於テ取引ヲ繼續シテ為スコトヲ止ムベキコト又ハ其ノ」に改める。
 第三百三十五条ノ二十一中「第二百八十九条第三項を」第二百八十九条第四項に改める。
 (担保附社債信託法の一部改正)
 第二条 担保附社債信託法(明治三十八年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。
 第十二条中「取締役」の下に「若ハ執行役」を加える。
 第十七条第五項中「取締役」の下に「執行役」を加える。
 第三十六條第二項中「取締役」の下に「(株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和四十九年法律第二十二号)第一条の二第三項ニ規定スル委員会等設置会社(以下委員会等設置会社ト称ス)ニ在リテハ執行役」を加える。
 第四十一条第二項及び第四項並びに第四十三条第一項中「取締役」の下に「委員会等設置会社ニ在リテハ執行役」を加える。
 第六十条中「第三百四十三条を」第三百二十四条但書に改める。
 第五十五条第一項中「取締役」の下に「(委員会等設置会社ニ在リテハ執行役」を加える。
 第一百十條中「取締役」の下に「執行役」を加える。
 (鉄道抵当法の一部改正)
 第三条 鉄道抵当法(明治三十八年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。
 第八十八條中「取締役」の下に「及執行役」を加える。
 第九十二条中「左ノ」を「次ノ」に改め、「取締役」の下に「執行役」を加える。
 (法人ノ役員処罰ニ関スル法律等の一部改正)
 第四条 次に掲げる法律の規定中「取締役」の下に「執行役」を加える。

一 法人ノ役員処罰ニ関スル法律(大正四四年法律第十八号)
 二 金融機関ノ信託業務ノ兼営等ニ関スル法律(昭和十八年法律第四十三号)第十條
 三 労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)第三十九條第二項
 四 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)第二条第三項
 五 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九十二条の二、第四百二十二條、第四百八十条の五第六項及び第二百五十二條の二十八第三項第十一号
 六 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第二百一十一号)第四條第一項第五号
 七 建設業法(昭和二十四年法律第百号)第七條第一号
 八 労働組合法(昭和二十四年法律第百七十四号)第三十一條第二項
 九 弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)第三十條第三項
 十 建築士法(昭和二十五年法律第二百一十号)第二十三條の二第二号
 十一 地方税法(昭和二十五年法律第二百一十六号)第四百六條第二項及び第四百二十五條第二項
 十二 土地収用法(昭和二十六年法律第二百一十九号)第六十一條第一項第三号
 十三 宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第百七十六号)第五條第一項第二号及び第十五條第二項
 十四 長期信用銀行法(昭和二十七年法律第百八十七号)第二十五條第八号及び第二十七條十五 電源開発促進法(昭和二十七年法律第二百八十三号)第十八條(見出しを含む)、第三十六條及び第三十八條から第四十條まで
 十六 企業担保法(昭和三十三年法律第百六号)

第三十三條
 十七 不動産の鑑定評価に関する法律(昭和三十三年法律第百五十二号)第二十三條第一項第二号
 十八 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二條第十五号
 十九 電気工事業務の適正化に関する法律(昭和四十五年法律第九十六号)第四條第一項第三号
 二十 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)第七條第三項第四号二
 二十一 積立式宅地建物販売業法(昭和四十六年法律第百一十一号)第五條第一項第四号
 二十二 警備業法(昭和四十七年法律第百十七号)第三條第十号
 二十三 石油の備蓄の確保等に関する法律(昭和五十年法律第九十六号)第十四條第一項第二号
 二十四 貸金業の規制等に関する法律(昭和五十八年法律第三十二号)第四條第一項第二号
 二十五 浄化槽法(昭和五十八年法律第四十三号)第二十二條第一項第三号
 二十六 日本たばこ産業株式会社法(昭和五十九年法律第六十九号)第七條、第十四條第一項、第十六條及び第十七條
 二十七 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成十二年法律第百四号)第二十二條第一項第三号
 二十八 外国倒産処理手続の承認援助に関する法律(平成十二年法律第百二十九号)第四十一條及び第六十七條
 二十九 マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成十二年法律第百四十九号)第三十條第一項第六号
 三十 自動車運送代行業の業務の適正化に関する法律(平成十三年法律第五十七号)第三條第八号

(信託業法の一部改正)
 第五條 信託業法(大正十一年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。
 第十三條ノ二中「第二百八十一條第一項」の下に「又ハ株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十一条の二十六第一項」を加える。
 第十九條中「取締役」の下に「執行役若ハ」を加える。
 第二十二條中「取締役」の下に「執行役」を加える。
 (無尽業法の一部改正)
 第六條 無尽業法(昭和六年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。
 第十一條第一項中「取締役」の下に「(株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(以下商法特例法ト称ス)第一条の二第三項ニ規定スル委員会等設置会社(以下委員会等設置会社ト称ス)ニ在リテハ取締役及執行役」を加え、同条第二項中「取締役」の下に「委員会等設置会社ニ在リテハ取締役及執行役」を加える。
 第十二條中「取締役」の下に「執行役」を加える。
 第十八條中「監査役」の下に「(委員会等設置会社ニ在リテハ商法特例法第二十一条の八第七項ニ規定スル監査委員)」を加える。
 第十八條ノ二中「第二百八十一條第一項」の下に「又ハ商法特例法第二十一条の二十六第一項」を加える。
 第十九條中「取締役」の下に「(委員会等設置会社ニ在リテハ執行役」を加える。
 第二十一條ノ四第一項中「決議」の下に「又ハ決定」を加える。
 第二十五條中「取締役」の下に「執行役若ハ」を加える。
 第三十七條、第三十九條及び第四十條中「取締役」の下に「執行役」を加える。

(商工組合中央金庫法の一部改正)

第七條 商工組合中央金庫法(昭和十一年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

第二十三條中、「第二百八十五條ノ二、第二百八十五條ノ四乃至第二百八十五條ノ六、第二百八十六條ノ三及第二百八十六條ノ五乃至第二百八十七條ノ二」を削り、「第二百八十五條ノ七トアルハ之ヲ第二百八十五條ノ六トシ同法第二百八十六條ノ五中社債トアルハ之ヲ商工債券トシ同法第二百八十七條中社債権者トアルハ之ヲ商工債券権利者トシ社債トアルハ之ヲ商工債券を「法務省令」トアルハ之ヲ主務省令」に改める。

第三十九條ノ二第五項中「事業報告書及」を「貸借対照表、損益計算書及事業報告書並」に、「記載すべき事項を」ノ記載事項及記載方法」に改める。

第四十條ノ二第一項第四号を次のように改める。

四 其ノ他主務省令ヲ以テ定ムル額
第四十條ノ二第一項第五号を削る。

(陸上交通事業調整法の一部改正)

第八條 陸上交通事業調整法(昭和十三年法律第七十一号)の一部を次のように改正する。

第七條第一項中「商法」の下に「明治三十二年法律第四十八号」又ハ株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和四十九年法律第二十二号)を、「取締役」の下に、「執行役」を加え、同条第二項中「取締役」の下に、「執行役」を加える。

第十二條中「左ノを」次ノに改め、同条第一号中「取締役」の下に、「執行役」を加える。

(農業協同組合法の一部改正)

第九條 農業協同組合法(昭和二十二年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。

第三十條第十二項中「当該組合」の下に「理事若しくは使用人を加え、理事若しくは取締役又は」を「取締役、執行役若しくは」に改め

る。

第三十六條第十項中「附屬明細書の」の下に「記載事項及び」を加える。

第三十七條の二第十項中「この条及び第百一条において」を削り、「第二条を」第二条第一項に改める。

第三十九條第一項中「前項」の下に「同法第二百六十九條第二項中「取締役」とあるのは「理事(農業協同組合法第三十條の二第四項ノ組合ニ在リテハ経営管理委員)」とを加える。

第五十條の四「及び第三十四條から第三十六條まで」を、「第三十五條及び第三十六條」に改め、「第二百八十五條ノ二、第二百八十五條ノ四から第二百八十六條ノ三まで及び第二百八十七條ノ二」を削り、「第三十三條第一項、第二百八十五條ノ七から第二百八十六條ノ三まで及び第二百八十七條ノ二」及び第三十三條第二項に、「同法第三十三條第一項を」同条第一項に改め、「第三十四條及び」を削り、「同法第二百八十五條ノ六第二項中「子会社」とあるのは「子会社(農業協同組合法第九十三條第三項ニ規定スル子会社ヲ謂フ)」と、同法第二百八十六條中「第百八十八條第一項第七号及第八号ノ規定ニ依リ支出シタル金額、同号但書ノ手数料及報酬トシテ支出シタル金額並ニ」とあるのは「農業協同組合法第五條ニ規定スル組合ノ負担ニ帰スベキ設立費用及」と、「若シ開業前ニ利息ヲ配当スベキコトヲ定メタルトキハ其ノ配当ヲ止メタル後五年」とあるのは「五年」を、「第三十四條ノ規定ニ拘ラズ法務省令」とあるのは「農林水産省令」に改める。

第五十二條第一項第五号を次のように改める。

五 その他農林水産省令で定める額
第五十二條第一項第六号を削る。

第七十二條の二の二「及前項」の下に「同法第二百六十九條第二項中「取締役」とあるのは「清算人(農業協同組合法第三十條の二第

四項ノ組合ニ在リテハ経営管理委員)」とを加える。

第七十三條第一項中「前二条を」第十四條(前条ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)及第十五條に改める。

第七十三條の十三第一項中「取締役」の下に「(委員会等設置会社(商法特例法第一條の二第三項に規定する委員会等設置会社をいう。第八十一條第二項及び第八十九條第七号において同じ。))にあつては、執行役」を加える。

第七十三條の十四第二項に後段として次のように加える。

この場合において、商法第二百四十九條第一項及び第四百十五條第二項中「取締役」とあるのは、「取締役、執行役」と読み替へるものとする。

第八十一條に次の一項を加える。
前項の組織変更後の株式会社が委員会等設置会社である場合における同項の登記においては、商法第八十八條第二項第七号(監査役)に関する部分に限る。及び第七号ノ二から第九号までに掲げる事項に代えて、商法特例法第二十一條の三十四号に掲げる事項を登記しなければならない。

第八十九條第七号中「監査役」の下に「(委員会等設置会社にあつては、取締役、商法特例法第二十一條の八第四項に規定する委員会を組織する取締役、執行役及び代表執行役)を加える。
第百條の二「又は株式会社若しくは」を「株式会社(株式会社の取締役若しくは執行役(商法第百八十八條第三項若しくは商法特例法第二十一條の十四第七項第一号において準用する商法第六十七條ノ二又は同法第二百五十八條第二項(商法特例法第二十一條の十四第七項第五号において準用する場合を含む。))の職務代行者を含む。）」に改め、「商法第百八十八條第三項若しくは」を削り、「同法第二百五十八條第二項(有限会社法第三十二條において準用する場合を含む。))

を」を「有限会社法第三十二條において準用する商法第二百五十八條第二項」に改める。

第百一條第二項中「第四百九十八條第一項の下に」、商法特例法第二十九條の二第一項を加える。

(証券取引法の一部改正)
第十條 証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

第二十一條第一項第一号及び第二十七條の二十第三項第二号中「取締役」の下に「執行役」を加える。

第二十八條の二第二項第三号中「監査役」の下に「(株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和四十九年法律第二十二号。第八十七條の四第三項及び第百一條の十四第二項において「商法特例法」という。))第一條の二第三項に規定する委員会等設置会社(以下「委員会等設置会社」という。))にあつては、取締役及び執行役」を加える。

第二十八條の四第九号中「取締役(相談役)を」取締役若しくは執行役(相談役)に、「取締役とを」取締役若しくは執行役とに改め、同号二中「取締役(を」取締役若しくは執行役又は「に、代表者を含む。))」を「代表者」に改め、同号ホ中「取締役」の下に「若しくは執行役」を加える。

第三十二條第一項中「証券会社の取締役」の下に「執行役」を、「親銀行等の取締役」の下に「若しくは執行役」を加え、同条第二項中「証券会社の取締役」の下に「執行役」を、「子銀行等の取締役」の下に「若しくは執行役」を加え、同条第三項中「取締役」の下に「(委員会等設置会社にあつては、執行役)を加え、同条第四項中「証券会社の取締役」の下に「又は執行役」を、「他の会社の取締役」の下に「執行役」を加える。

第五十六條第二項中「取締役」の下に「若しくは執行役」を加える。

第八十七條の四第二項中、「代表取締役」の下に、「執行役、代表執行役」を、「仮代表取締役」の下に、「仮執行役、仮代表執行役」を加え、同条第三項中「第二百八十八條第一項の下に」並びに商法特例法第二十一條の九第六項、第二十一條の十四第七項第五号及び第二十一條の十五第三項を加える。

第八十七條の五第一項中「仮代表取締役」の下に、「仮執行役、仮代表執行役」を加える。

第一百條の五第一項中「取締役」の下に「(委員会等設置会社にあつては、執行役)」を加える。

第一百條の九第二項中「から第四項まで及び第七項を」、「第二項、第四項、第七項及び第九項」に改め、「発行価額」との下に、「同項第十三号中「取締役若ハ」とあるのは「取締役、執行役若ハ」と、「第二百八十六條第十九項」とあるのは「第二百八十六條第十九項(株式会社)の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十一條の十七第五項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム」とを、「組織変更後ノ株式会社証券取引所ノ取締役」の下に「若ハ執行役」を加え、同条第三項中「同条第二項を」同条第二項第一号に、「とあり、」第六十八條第一項第五号又ハ第六号」とあり、及び同項第五号又ハ第六号」とあるのは「同号」と、同条第三項を「とあるのは「同号」と、同項第二号中「第六十八條第一項第五号又ハ第六号」とあるのは「証券取引法第一條の九第一項第四号」と、「定款」とあるのは「組織変更計画書」と、「同項第五号又ハ第六号」とあるのは「同号」と、同項第三号に、「及び第三項」を「中」發起人」とあるのは「組織変更ノ決議ノ當時ノ会員登録取引所ノ理事長若ハ理事」と、「取締役(株式会社)の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和四十九年法律第二十二号)以下商法特例法ト称ス」第一條の二第三項ニ規定スル委員会等設置会社(以下委員会等設置会社ト称ス)ニ付キ商法第二百八十八條ノ第三項ノ規定ニ依ル裁判ヲ為ス場合ニ於テハ現物出資ヲ為

ス者及び執行役次項ニ於テ之ニ同ジ」とあるのは「組織変更後ノ株式会社証券取引所ノ取締役」と、同条第三項に、「組織変更前を」組織変更ノ決議ノ當時」に改め、同条第五項を次のように改める。

第一項の規定による株式の発行のために必要な費用の額は、貸借対照表の資産の部に計上することができる。この場合においては、同項の組織変更の後三年以内に、毎決算期に均等額以上の償却をしなければならない。

第一百條の十の二「商法第二百九十二條ノ二第一項及び第三項の規定は第二百九十一條の九第三項において準用する同法第二百九十三條第二項第三号の証明又は鑑定評価(以下この条において「証明等」という。)をした者について、同法第二百九十三條第二項の規定は当該証明等をした者が虚偽の証明等をした場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第二百九十二條ノ二第一項中「第二百八十八條第一項第五号又ハ第六号」とあるのは「証券取引法第一條の九第一項第四号」と、「会社成立」とあるのは「組織変更」と、「定款」とあるのは「組織変更計画書」と、同条第三項において準用する同法第二百八十八條中「發起人」とあるのは「会員登録取引所ノ理事長及理事」と読み替へるものとする。

第一百條の九第三項において準用する商法第二百九十三條第二項第三号の証明等をした者が当該証明等をするに於て注意を怠らなかつたことを証明したときは、当該証明等をした者については、前項の規定は、適用しない。

第一百條の十四第二項第六号中「監査役」の下に「(委員会等設置会社にあつては、取締役、商法特例法第二十一條の八第四項に規定する委員会を組織する取締役、執行役及び代表執行役)」を加え、同項第八号中「第二百七十三條第三項

前段の弁護士又は弁護士法人の証明書」を「第二百七十三條第二項第三号の証明及び鑑定評価を記載した書面」に改める。

第一百條の十五第二項に後段として次のように加える。

この場合において、商法第二百四十九條第一項及び第二百四十五條第二項中「取締役」とあるのは、「取締役、執行役」と読み替へるものとする。

第二百四十三條中「左ノ書類を」左ニ掲グルモノ」に改め、「第二百三十七條第一項」との下に「述ベキ旨及最終ノ貸借対照表ニ關スル事項ニシテ法務省令ニ定ムルモノ」とあるのは「述ベキ旨」とを加え、「及び第四号を除く。」を「及第四号ヲ除ク」に改める。

第二百四十四條中、「第九十條を」、「第九十條第一項に」、「及び第九十一條を」及び第九十一條第一項に、「第九十條第二号を」第九十條第一項第二号に、「同条第三号を」同項第三号に、「同条第四号を」同項第四号に、「同条第七号を」同項第七号に、「第九十一條第一号中「前条第一号」を」第九十一條第一項第一号中「前条第一号」に、「同条第二号を」同項第二号に改める。

第二百四十六條第一項中「第九十條を」第九十條第一項に、「同条第二号を」同項第二号に、「同条第四号を」同項第四号に改め、同条第二項中「第九十一條を」第九十一條第一項に、「同条第一号中「前条」を」同項第一号中「前条第一項」に、「第九十條」と、同条第三号を「第九十條第一項」と、同項第三号に改める。

第二百五十六條の三第一項第四号中「監査役」の下に「(委員会等設置会社にあつては、取締役及び執行役)」を加える。

第二百五十六條の四第二項第四号及び第二百五十六條の十四中「取締役」の下に、「執行役」を加える。

締役の下に「又は執行役」を加える。

第二百五十六條の三十中「代表取締役」の下に「又は代表執行役」を加える。

第二百八十六條第六項第四号中「要請」の下に「(委員会等設置会社にあつては、執行役の決定した要請を含む。)」を加え、同項第四号の二中「取締役会の決議」の下に「(委員会等設置会社にあつては、執行役の決定を含む。)」を加える。

第二百八十七條第五項第四号中「決定したもの」の下に「(委員会等設置会社にあつては、執行役の決定したものを含む。)」を加え、同項第五号中「要請」の下に「(委員会等設置会社にあつては、執行役の決定した要請を含む。)」を加える。

第二百八十七條の三「仮取締役」の下に、「仮執行役」を加える。

第二百八十八條中「及び仮取締役」を、「仮取締役及び仮執行役」に改める。

(証券取引法の一部改正に伴う経過措置)
第十一條 この法律の施行前に前条の規定による改正前の証券取引法第一條の九第三項において準用する商法等の一部を改正する法律(平成十四年法律第 号。以下「商法改正法」という。)による改正前の商法(明治三十二年法律第四十八号。以下「旧商法」という。第二百七十三條第三項に規定する弁護士又は弁護士法人の証明及び不動産鑑定士の鑑定評価を受けた場合における当該弁護士又は弁護士法人及び当該不動産鑑定士については、前条の規定による改正後の証券取引法(以下この条において「新法」という。))第二百九十一條の九第三項において準用する商法改正法による改正後の商法(以下「新商法」という。))第二百七十三條第三項の規定は、適用しない。

2 前項に規定する場合における同項に規定する鑑定評価を記載し、又は記録した資料については、新法第百一条の九第四項において準用する新商法第百七十三条ノ二第一項及び新法第百一条の十四第二項の規定は、適用しない。

3 第一項に規定する場合における同項に規定する証明をした弁護士又は弁護士法人及び同項に規定する鑑定評価をした不動産鑑定士の義務及び責任については、新法第百一条の十の二の規定は、適用しない。

(水産業協同組合法の一部改正)

第十二条 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)の一部を次のように改正する。

第三十四条第十一項中「五年間当該組合の下に」の理事若しくは使用人を加え、「理事若しくは取締役又は」を「取締役、執行役若しくは」に改める。

第四十条第十項中「附属明細書の下に」記載事項及びを加える。

第四十一条の二第十項中「第百三十条第一項」を「第百二十条」に、「第二条」を「第二条第一項」に改める。

第四十四条第一項中「前項」の下に、「同法第二百六十九条第二項中「取締役」とあるのは「理事(水産業協同組合法第三十四条の二第三項ノ組合ニ在リテハ経営管理委員)」とを加える。

第五十四条の四中「及び第三十四条から第三十六条まで」を、「第三十五条及び第三十六条」に改め、「第二百八十五条ノ二、第二百八十五条ノ四から第二百八十六条ノ三まで及び第二

百八十七条ノ二を削り、「第三十三条第二項、第二百八十五条ノ七から第二百八十六条ノ三まで及び第二百八十七条ノ二」及び第三十三條第二項に、「同法第三十三条第一項を」同条第一項に改め、「第三十四条及び」を削り、「同法第二百八十五条ノ六第二項中「子会社」とあるのは「子会社(水産業協同組合法第十一条の六第二項に規定スル子会社ヲ謂フ)」と、同法第二百八十六条中「第百六十八條第一項第七号及第八号ノ規定ニ依リ支出シタル金額、同号但書ノ手数料及報酬トシテ支出シタル金額並ニ」とあるのは「漁業協同組合ノ負担ニ帰スベキ設立費用及」と、「若シ開業前ニ利息ヲ配当スベキコトヲ定メタルトキハ其ノ配当ヲ止メタル後五年」とあるのは「五年」を「第三十四条ノ規定ニ拘ラズ法務省令」とあるのは「農林水産省令」に改める。

第五十六条第一項第五号を次のように改める。

五 その他農林水産省令で定める額

第五十六条第一項第六号を削る。

第七十七条中「及前項」の下に、「同法第二百六十九条第二項中「取締役」とあるのは「清算人(水産業協同組合法第三十四条の二第三項ノ組合ニ在リテハ経営管理委員)」とを加える。

第八十六条第二項中、「第五十四条の四中「漁業協同組合」とあるのは「漁業生産組合」とを削る。

第九十二条第三項中、「漁業協同組合」とあるのは「漁業協同組合連合会」とを削る。

第九十六条第三項中、「第五十四条の四中「漁業協同組合」とあるのは「水産加工業協同組合」

とを削る。

第百条第三項中、「第五十四条の四中「漁業協同組合」とあるのは「水産加工業協同組合連合会」とを削る。

第百条の六第三項中、「第五十四条の四中「漁業協同組合」とあるのは「共済水産業協同組合連合会」とを削る。

第百三十条第二項中「第四百九十八条第一項」の下に、「商法特例法第二十九条の二第一項を加える。

(中小企業等協同組合法等の一部改正)

第十三条 次に掲げる法律の規定中「会社」とを「(小会社)」に改める。

一 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第百八十一号)第四十二条及び第六十九条

二 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(昭和三十一年法律第百六十四号)第三十九条及び第五十二条

三 商店街振興組合法(昭和三十七年法律第百四十一号)第五十六条及び第七十八条

(協同組合による金融事業に関する法律の一部改正)

第十四条 協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第百八十三号)の一部を次のように改正する。

第五条の三中「又はその子会社の理事若しくは取締役又は」を「理事若しくは使用人又は」は「該信用協同組合等の子会社の取締役、執行役若しくは」に改める。

第五条の四第十二項中「附属明細書」の下に「記載事項及び」を加える。

第五条の五第十項中「第二条」を「第二条第一

項」に改め、「第四条第一項に規定する子会社」との下に、「同じ。若しくは連結子会社」とあるのは「同じ。」とを、「その他の書類」との下に、「同条第三項中「職務(連結子会社)については、第十九条の二第一項に規定する連結計算書類に関するものに限る。」とあるのは「職務」と、「子会社若しくは連結子会社」とあるのは「子会社」と、同条第五項中「子会社若しくは連結子会社」とあるのは「子会社」とを加える。

第五条の六第四号を次のように改める。

四 その他内閣府令で定める額

第六条第一項中「取締役」を「取締役等」に改める。

第六条の二第三項中「及び第三十四条から第三十六条まで」を、「第三十五条及び第三十六条」に改め、「第二百八十五条ノ二(流動資産の評価)、第二百八十五条ノ四から第二百八十六条ノ三まで(金銭債権等の評価、費用の繰延べ等)及び第二百八十七条ノ二(引当金)」及び「第三十四条及び」を削り、「同法第二百八十五条ノ六第二項中「子会社」とあるのは「子会社(協同組合による金融事業に関する法律第四条第一項に規定スル子会社ヲ謂フ)」と、同法第二百八十六条中「第百六十八條第一項第七号及第八号ノ規定ニ依リ支出シタル金額、同号但書ノ手数料及報酬トシテ支出シタル金額並ニ」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第二条に規定スル信用協同組合等ノ負担ニ帰スベキコトヲ定メタルトキハ其ノ配当ヲ止メタル後五年」とあるのは「五年」を「第三十四条ノ規

定二拘ラズ法務省令」とあるのは「内閣府令」に改める。

第十二条第一項中「執行する社員」の下に「取締役、執行役」を加え、同条第二項中「第四百九十八条第一項の下に」、商法特例法第二十九條の二第一項を加える。

(資産再評価法の一部改正)

第十五条 資産再評価法(昭和二十五年法律第百十号)の一部を次のように改正する。

第九十八條第一項中「附する」を「付する」に、
「第二百八十五條ノ二及び第二百八十五條ノ七」を「第二百八十五條」に改め、同条第二項中「第三十四條、第二百八十五條ノ二、第二百八十五條ノ六又は第二百八十五條ノ七」これらの規定を「第三十四條」に、「これらの規定の」を「同条の規定の」に改め、同条に次の一項を加える。

3 前項に定めるもののほか、法人が再評価を行つた資産の評価については、内閣府令・財務省令の定めるところによる。

(電気事業会社の日本政策投資銀行からの借入金担保に関する法律の一部改正)

第十六条 電気事業会社の日本政策投資銀行からの借入金の担保に関する法律(昭和二十五年法律第百四十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「第十六条第二項本文」の下に「(同法第二十一條の三十一第三項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第三項中「第十六条第三項」の下に「(同法第二十一條の三十一第三項において準用する場合を含む。)」を加える。

第三條中「取締役」の下に「執行役」を加える。

(船主相互保險組合法の一部改正)

第十七條 船主相互保險組合法(昭和二十五年法律第百七十七号)の一部を次のように改正する。

第四十二條第一項各号列記以外の部分中「第百十三條第一項前段」を「第百十三條前段」に改め、同項第四号を次のように改める。

四 その他内閣府令で定める額

第四十四條第一項中「第三十四條第二号(固定資産の評価)」を削り、「第二百八十五條ノ二及び第二百八十五條ノ四から第二百八十五條ノ六まで」を「第二百八十五條」に、「及び貸借対照表」を「貸借対照表」と、同項第三号中「營業報告書」とあるのは「事業報告書」に、「若しくは」を「若ハ」に改め、「モノ」とあるのは「書類」との下に、「同法第二百八十五條中「會計帳簿」とあるのは「財産目録及貸借対照表」と、「第三十四條ノ規定二拘ラズ法務省令」とあるのは「内閣府令」とを加え、同条第二項中「第百十三條第一項(創立費及び事業費の償却)」を「第百十三條(事業費等の償却)」に改め、同条第三項中「商法」の下に「第二百八十一條第一項の財産目録、貸借対照表、損益計算書及び事業報告書並びに第一項において準用する同法」を加える。

(商品取引所法の一部改正)

第十八條 商品取引所法(昭和二十五年法律第二百三十九号)の一部を次のように改正する。

第七十五條の次に次の一條を加える。

(決算関係書類の記載事項等)

第七十五條の二 前條の貸借対照表、損益計算

書及び業務報告書の記載事項及び記載方法は、主務省令で定める。

第七十六條中「第三十四條第二号」を削り、「第二百八十五條ノ二、第二百八十五條ノ四から第二百八十五條ノ六まで並びに第二百八十七條ノ二」を「並びに第二百八十五條」に改め、「貸借対照表」との下に、「同法第二百八十五條中「會計帳簿二記載又ハ記録スベキ」とあるのは「貸借対照表に記載すべき」と、「第三十四條ノ規定二拘ラズ法務省令」とあるのは「主務省令」とを加える。

(投資信託及び投資法人に関する法律の一部改正)

第十九條 投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第百九十八号)の一部を次のように改正する。

第五條第六項中「取締役」の下に「(株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和四十九年法律第二十二号)第一條の二第三項に規定する委員会等設置会社以下「委員会等設置会社」という。)にあつては、執行役」を加える。

第八條第一項第三号中「監査役」の下に「(委員会等設置会社にあつては、取締役及び執行役)」を加える。

第九條第二項第六号中「取締役」の下に「執行役」を加え、同号二中「昭和四十九年法律第二十二号」を削る。

第十三條の見出しを「(取締役等の兼職制限)」に改め、同条中「取締役」の下に「(委員会等設置会社にあつては、執行役)」を加える。

第十五條第一項第一号、第二十八條第一項第

一号及び第三十四條の六第二項中「取締役」の下に「若しくは執行役」を加える。

第四十二條第一項及び第三項中「取締役」の下に「執行役」を加える。

第四十九條の五第二項中「取締役」の下に「(委員会等設置会社にあつては、執行役)」を加える。

第四十九條の九第一項第一号中「取締役」の下に「若しくは執行役」を加える。

第四十九條の十一中「取締役」の下に「(委員会等設置会社にあつては、執行役)」を加える。

第六十五條第一項中「並びに第三十四條第二号」を削り、同条第三項中「第三十四條第一号及び第三号」を「第三十四條」に改める。

第七十三條第四項中「第二百三十二條第一項」を「第二百三十二條第一項本文」に、「第二百三十三條」を「第二百三十三條」及び第二項、第二百三十三條に、「前條第二項」を「前條第三項」に、「前條第二項に規定する書面」を「前條第三項に規定する書面」と、第九十二條の二第九項において準用する同法第二百三十九條第七項第二号中「法務省令」とあるのは「内閣府令」に改める。

第八十三條第五項中「第二百三十條」を「第二百四十條ノ三十四ノ二」に改める。

第九十一條第五項中「前項」を「第三項」に改める。

第九十二條第二項中「前條第二項」を「前條第三項」に改める。

第九十四條第一項中「第二百三十七條」を「第二百三十六條」に、「同條第二項及び」を「同條第三項及び」に改める。

第九十九條中「第六項」を「第七項」に、

「準用スル第三百四十三条」を「準用スル第三百四十三条第一項」に、「同条第六項を、同条第七項に改める。

第百十五條第二項第三号及び第百十七條第二項中「取締役」の下に、「執行役を加える。

第百十九條中「清算執行人」との下に、「同条第三項中「職務の連結子会社については、第十九条の二第一項に規定する連結計算書類に関するものに限る。」とあるのは「職務」と、「子会社若しくは連結子会社」とあるのは「子法人投資信託及び投資法人に関する法律第八十一条第一項に規定する子法人をいう。以下この項において同じ。」に、「子会社若しくは連結子会社」とあるのは「子法人のこと」を加える。

第百二十九條第七項中「の記載」を「に記載し、又は記録すべき事項及びその記載」に改める。

第百三十三條第一項を削り、同条第二項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とする。

第百三十四條を次のように改める。

第百三十四條 削除

第百三十九條第一項中「第二百八十五條ノ二、第二百八十五條ノ四、第二百八十六條ノ五、第二百八十七條」を「第二百八十五條」に改め、「この場合において」の下に、「同法第二百八十五條中「財産ニ付テハ第三十四條ノ規定ニ拘ラズ」とあるのは「財産ニ付テハ」とを加える。

第百三十九條の五を次のように改める。

(投資法人債管理会社の権限等)

第百三十九條の五 投資法人債管理会社は、投

資法人債権者のために投資法人債に係る債権の弁済を受け、又は投資法人債に係る債権の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。

2 投資法人債管理会社は、前項の弁済を受けたときは、遅滞なく、その旨を公告し、かつ、知られたる投資法人債権者にはその旨を通知しなければならない。

3 第百三十一條第三項の規定は、前項の場合における通知について準用する。

4 第二項の場合において、投資法人債権者は、投資法人債券と引換えに投資法人債の償還額の支払を、利札と引換えに利息の支払を請求することができる。

5 投資法人債管理会社は、投資法人債権者集会の決議によらなければ、次に掲げる行為をしてはならない。

一 総投資法人債についてその支払の猶予、その債務の不履行によつて生じた責任の免除又は和解

二 総投資法人債についてする訴訟行為又は破産手続、再生手続若しくは特別清算に関する手続に属する一切の行為(第一項に規定するものを除く。)

6 第二項の規定は、投資法人債管理会社が前項各号に掲げる行為をした場合について準用する。

7 投資法人債管理会社は、その管理の委託を受けた投資法人債につき第一項に規定する行為又は第五項各号に掲げる行為をするために必要があるときは、当該投資法人債を発行した投資法人並びにその一般事務受託者、資産

の運用を行う投資信託委託業者及び資産保管会社に対して投資法人の業務及び財産の状況に関する調査をすることが出来る。

8 商法第二百九十七條ノ二、第二百九十七條ノ三及び第二百九十九條ノ四から第三百四十四條までの規定は、投資法人債管理会社について準用する。この場合において、必要な技術的読替は、政令で定める。

第百三十九條の六第一項中「第二百九十八條」を「第二百八十八條ノ二、第二百九十八條」に改める。

第百四十條第二項中「第三百四十三條」を「第三百四十三條第一項」に改め、「過半数」の下に「又ハ定款ニ定ムル議決権ノ数」を加える。

第百四十二條第一項中「第百條及び第三百七十六條第三項」を「第三百七十六條」に改め、「この場合において」の下に、「同法第三百七十六條第一項中、減少スベキ資本ノ額、同項各号ニ掲グル場合ニ於ケル其ノ各号ニ定ムル金額及最終ノ貸借対照表ニ関スル事項ニシテ法務省令ニ定ムルモノ」とあるのは「及減少スベキ最低純資産額(投資信託及び投資法人に関する法律第六十七條第六項ニ規定スル最低純資産額ヲ謂フノ額)」を加える。

第百四十四條中「準用スル第三百四十三條」を「準用スル第三百四十三條第一項」に改める。

第百五十條第一項中「準用スル第三百四十三條」を「準用スル第三百四十三條第一項」に改め、「作リタル日」との下に、「述ブベキ旨及最終ノ貸借対照表ニ関スル事項ニシテ法務省令ニ定ムルモノ」とあるのは「述ブベキ旨」を加える。

第百六十三條中「第六項並びに」を「第七項並びに」に改める。

第百七十八條中「第百條第一項」を「第三百七十六條第一項」に改める。

第百八十二條中、第七十九條を、第七十九條第一項及び第四項に改め、「株主總會」の下に「ある種類の株主の總會を含む。以下同じ。」を加え、「同法第八十一条」を「同法第四項中「純資産又は負債」とあるのは「純資産」と、同法第八十一条第一項に、「又は監査役」を、重要財産委員又は監査役(委員会等設置会社にあつては、取締役、委員会委員、執行役又は代表執行役)」に改める。

第百三十八條中「取締役」の下に、「執行役」を加える。

第百五十一條第二十六号中「第百三十九條の五第七項」を「第百三十九條の五第八項」に改め、同条第二十九号中「第百條」を「第三百七十六條第一項及び第二項」に改める。

(投資信託及び投資法人に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二十條 会日より八週間前の日がこの法律の施行の日前である投資主總會に関する前条の規定による改正後の投資信託及び投資法人に関する法律(以下この項において「新法」という。)第九十四條第一項において準用する新商法第二百三十二條ノ二第一項及び第二項(これらの規定を新法第百六十三條第一項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「八週間」とあるのは、「六週間」とする。

2 この法律の施行前に次に掲げる請求をした投資主又は投資法人債権者(前条の規定による改

正前の投資信託及び投資法人に関する法律(以下この条において「旧法」という。第百二十九条の三に規定する投資法人債権者をいう。)が行う投資主総会又は投資法人債権者集会の招集に関しては、この法律の施行後も、なお従前の例による。

一 旧法第九十四条第一項において準用する旧商法第二百三十七條第三項の請求

二 旧法第二百三十九條の六第一項において準用する旧商法第二百二十條第五項において準用する旧商法第二百三十七條第三項の請求

三 旧法第二百三十三條第一項において準用する旧法第九十四條第一項において準用する旧商法第二百三十七條第三項の請求

3 この法律の施行前に最低純資産額(旧法第六十七條第六項に規定する最低純資産額をいう。以下この項において同じ。)を減少させることを内容とする規約の変更の決議をした場合における公告及び債権者に対する催告並びに当該決議に係る最低純資産額の減少による変更の登記の申請書に添付すべき資料に関しては、この法律の施行後も、なお従前の例による。

(日刊新聞紙の発行を目的とする株式会社及び有限会社の株式及び持分の譲渡の制限等に関する法律の一部改正)

第二十一条 日刊新聞紙の発行を目的とする株式会社及び有限会社の株式及び持分の譲渡の制限等に関する法律(昭和二十六年法律第二百二十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「外国会社」を「執行役、外国会社」に、「において準用する同法」を「若しくは株式会社」の監査等に関する商法の特例に関する

法律(昭和四十九年法律第二十二号)第二十一条の十四第七項第一号において準用する商法に、「の取締役」を「株式会社」の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十一条の十四第七項第五号において準用する場合を含む。)の取締役若しくは執行役」に改める。

法律(昭和四十九年法律第二十二号)第二十一条の十四第七項第一号において準用する商法に、「の取締役」を「株式会社」の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十一条の十四第七項第五号において準用する場合を含む。)の取締役若しくは執行役」に改める。

(信用金庫法の一部改正)

第二十二條 信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)の一部を次のように改正する。

第三十二條第五項中「取締役」の下に、「執行役」を加える。

第三十七條第十項中「附属明細書」の下に「記載事項及び」を加える。

第三十七條の二第十項中「第二條」を「第二條第一項」に改め、「第三十二條第五項に規定する子会社」との下に、「同じ。」若しくは連結子会社」とあるのは「同じ。」とを、「その他の書類」との下に、「同条第三項中「職務(連結子会社に

ついては、第十九條の二第一項に規定する連結計算書類に関するものに限る。とあるのは、職務」と、「子会社若しくは連結子会社」とあるのは「子会社」と、同条第五項中「子会社若しくは連結子会社」とあるのは「子会社」とを加える。

第三十九條中「から第二百六十條ノ二まで(取締役会)」を「(取締役会の招集通知)、第二百五十九條ノ三(招集手続の省略)、第二百六十條第一項、第二項及び第四項(取締役会の権限)、第二百六十條ノ二(取締役会の決議方法)」に改め、「準用スル第二百六十八條第六項」との下に、「同法第二百六十條第四項中「前項ノ取締役」とあるのは「理事」とを加える。

第五十五條の二中「及び第三十四條から第三

十六條まで」を、「第三十五條及び第三十六條」に改め、「第二百八十五條ノ二(流動資産の評価)、第二百八十五條ノ四から第二百八十六條ノ三まで(金銭債権等の評価、費用の繰延べ等)及び第二百八十七條ノ二(引当金の規定を、第五十四條の二第一項の債券を発行する全国を地区とする信用金庫連合会の計算については、同法第二百八十六條ノ五(社債償還費用の計上)及び第二百八十七條(社債償還差額の計上)及び第三十四條及び」を削り、「同法第二百八十五條ノ六第二項中「子会社」とあるのは「子会社(信用金庫法第三十二條第五項に規定スル子会社)」と、同法第二百八十六條中「第百六十八條第一項第七号及第八号ノ規定ニ依り支出シタル金額、同号但書ノ手数料及報酬トシテ支出シタル金額並ニ」とあるのは「信用金庫法第二條二規定スル金庫ノ負担ニ屬スベキ設立費用及」と、「若シ開業前ニ利息ヲ配當スベキコトヲ定メタルトキハ其ノ配當ヲ止メタル後五年」とあるのは「五年」と、同法第二百八十六條ノ五中「社債」とあるのは「信用金庫法第五十四條の二第一項ノ債券」と、同法第二百八十七條中「社債権者」とあるのは「信用金庫法第五十四條の二第一項ノ債券ノ権利者」と、「社債」とあるのは「当該債券を」第三十四條ノ規定ニ拘ラズ法務省令」とあるのは「内閣府令」に改める。

第五十七條第一項第四号を次のように改める。

四 その他内閣府令で定める額

第五十七條第一項第五号を削る。

第六十四條中「第四百十七條」を「第四百十七條第一項及び第二項」に、「から第二百六十條ノ

三まで(取締役会)」を「(取締役会の招集通知)、第二百五十九條ノ三(招集手続の省略)、第二百六十條第一項、第二項及び第四項(取締役会の権限)、第二百六十條ノ二(取締役会の決議方法)、第二百六十條ノ三(監査役の取締役会出席義務等)」に改め、「本法」との下に、「同法第二百六十條第四項中「前項ノ取締役」とあるのは「清算人」とを加える。

第八十九條第一項中「取締役」を「取締役等」に改める。

第九十一條第一項中「取締役」の下に、「執行役」を加え、同条第二項中「第四百九十八條第一項」の下に、「商法特例法第二十九條の二第一項」を加える。

(会社更生法の一部改正)

第二十三條 会社更生法(昭和二十七年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二百三十一條」を「第二百三十一條の二」に、「第二百七十一條」を「第二百七十一條の二」に改める。

第二十四條中「取締役」の下に、「執行役」を加える。

第七十二條第一項第一号中「若しくは取締役」を「取締役若しくは執行役」に、「監査役」を「執行役、監査役」に改め、同条第二号中「取締役」の下に、「執行役」を加える。

第九十八條の二第一項及び第百十九條の三中「取締役」の下に、「執行役」を加える。

第二百二十七條の二第三項中「代表取締役」の下に、「執行役、代表執行役」を加える。

第二百七十八條第二項中「商法第三十四條第二号、第二百八十五條ノ二及び第二百八十五條ノ

三まで(取締役会)」を「(取締役会の招集通知)、第二百五十九條ノ三(招集手続の省略)、第二百六十條第一項、第二項及び第四項(取締役会の権限)、第二百六十條ノ二(取締役会の決議方法)、第二百六十條ノ三(監査役の取締役会出席義務等)」に改め、「本法」との下に、「同法第二百六十條第四項中「前項ノ取締役」とあるのは「清算人」とを加える。

第八十九條第一項中「取締役」を「取締役等」に改める。

第九十一條第一項中「取締役」の下に、「執行役」を加え、同条第二項中「第四百九十八條第一項」の下に、「商法特例法第二十九條の二第一項」を加える。

四から第二百八十五条ノ七まで(財産の評価)の規定による価額を附しを「会計帳簿に記載され、又は記録された価額を付し」に改める。

第二百八十二条第一項を次のように改める。

前条の財産目録及び貸借対照表に記載すべき財産の評価については、法務省令の定めるところによる。

第二百八条第五号中「取締役」の下に「若しくは執行役」を加える。

第二百二十一条を次のように改める。

(資本の減少)

第二百二十一条 会社の資本を減少するときは、減少すべき資本の額及び商法第三百七十五条第一項各号に掲げる場合における当該各号に定める事項を定めなければならない。

第二百二十三条の三第九号を次のように改める。

九 新会社が株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和四十九年法律第

二十二号)第一条の二第一項に規定する大会社又は同条第三項第一号に規定するみなし大会社であるときは、新会社の会計監査人の氏名又は名称

第二百二十四条第十一号を同条第十二号とし、同条第十号の次に次の一号を加える。

十一 合併によつて消滅する会社の株式に係る株券の全部又は一部をその会社に提出すべきものとするとき(商法第四百十六條第四項に規定する同法第四百八条第五項及び

第六項の場合を除く。)は、その旨

第二百二十五条第六号中「第九号まで」の下に「及び第十一号」を加え、同条第八号中「大会社」

を「第二百一十三条の三第九号に規定する大会社又はみなし大会社」に改める。

第二百二十五条の二第十二号中「大会社」を「第二百一十三条の三第九号に規定する大会社又はみなし大会社」に改める。

第七章中第二百三十一条の次に次の一条を加える。

(政令への委任)

第二百三十一条の二 会社、他の会社若しくは新会社が株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第一条の二第三項に規定する委員会等設置会社(以下「委員会等設置会社」という。)である場合又は会社が委員会等設置会社となる場合におけるこの章の規定の適用に必要事項は、政令で定める。

第二百五十二条第二項中「(同法第二百八十条を)及び第二百五十七条ノ二第一項本文(これらの規定を同法第二百八十条第一項に)及び」を「並びに」に改める。

第二百五十三条第二項中「第三百七十六条第二項及び第三項」を「第三百七十六条に改める。

第二百五十五条第二項中「検査」を「調査等」に、「(取締役の引受担保責任、第二百八十条ノ十三ノ二(取締役の不足額てん補責任)を」から第二百八十条ノ十三ノ三まで(取締役の責任等)」に改める。

第二百五十五条の三第二項中「第二百八十条ノ三十九第三項」を「第二百八十条ノ三十九第四項」に改める。

第二百五十六条の三第二項及び第二百五十七条第二項中「第三百四十一条ノ十五第三項」を

「第三百四十一条ノ十五第四項」に改める。

第二百五十七条の二に次の一項を加える。

12 商業登記法第七十九条第二項の規定は、第七項(同法第八十九条の三第一項第二号に掲げる書面に関する部分に限る。)の場合について準用する。

第二百五十七条の三に次の一項を加える。

9 商業登記法第七十九条第二項の規定は、第七項(第五項に規定する他の会社に関する同法第八十九条の三第一項第二号に掲げる書面に関する部分に限る。)の場合について準用する。

第二百五十八条第十三項を同条第十四項とし、同条第十二項中「第九十条第一号」を「第九十条第一項第一号」に、「同条第三号」を「同項第三号」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項を同条第十二項とし、同条第十項中「第七項及び第八項」を「第八項及び第九項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項を同条第十項とし、同条第八項中「第九十一条」を「第九十一条第一項」に、「第九十条第二号」を「第九十条第一項第二号」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「第九十条第一号」を「第九十条第一項第一号」に、「同条第三号」を「同項第三号」に改め、同項を同条第八項とし、「同項第三号」に改め、同項を同条第七項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「前四項」を「前各項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 第一項の場合における合併によつて消滅する会社に対する商法第四百十三條ノ四の規定の適用については、同条第一項中「第四百九

条第九号」とあるのは「会社更生法第二百二十

四条第十一号」と、「合併契約書二付第四百八条第一項ノ決議ヲ為シタル」とあるのは「更生計画ニ付認可ノ決定アリタル」と、同条第二項中「決議ヲ為シタル」とあるのは「決定アリタル」と、「合併契約書」とあるのは「更生計画」とする。

第二百五十八条に次の一項を加える。

15 商業登記法第七十九条第二項の規定は、第八項及び第九項(他の会社に関する同法第九十条第一項第二号に掲げる書面に関する部分に限る。)の場合について準用する。

第二百五十八条の二に次の一項を加える。

9 商業登記法第七十九条第二項の規定は、第六項(第四項に規定する他の会社に関する同法第八十九条の七第一項第二号に掲げる書面に関する部分に限る。)の場合について準用する。

第二百五十八条の三第七項中「第八十九条の八」を「第八十九条の八第一項」に、「同条第三号」を「同項第三号」に改め、同条第八項中「第八十九条の八」を「第八十九条の八第一項」に、「同条第二号」を「同項第二号」に改め、同条に次の一項を加える。

10 商業登記法第七十九条第二項の規定は、第七項及び第八項(第四項に規定する他の会社に関する同法第八十九条の八第一項第二号に掲げる書面に関する部分に限る。)の場合について準用する。

第二百六十条第二項中「検査役の調査及び裁判所の処分」を「現物出資の調査等」に、「(発起人の調査)を「現物出資の調査等」に、「(発起人に対する責任の免除、株主の代表訴訟、第百

九十八条(擬似発起人の責任)を、から第九十八条まで(発起人の責任等)に改める。

第二百六十二条第一項中「第二百五十八条第二項若しくは第六項を、第二百五十八条第二項若しくは第七項に、若しくは第三百六十八条第一項を、第三百六十八条第一項に、」の規定により株券を、若しくは第四百十三条ノ四第一項の規定により株券に改め、同条第二項中「次項及び」を削り、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「株券等」を「新株予約権証券又は債券」に、「ついで、前項を、は、第二項に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 従前の株券は、商法第二百三十条から第二百三十条ノ八までに規定する手続によつて、無効とすることができる。この場合においては、同法第二百三十条ノ六第一項の規定により従前の株券が無効となつた場合におけるその株券についての同法第二百三十条第一項の株券喪失登録の申請をした者には、前項の規定を適用しない。

第八章中第二百七十二條の次に次の一條を加える。

(政令への委任)

第二百七十二條の二 会社、他の会社若しくは新会社が委員会等設置会社である場合又は会社が委員会等設置会社となる場合におけるこの章の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第二百九十條、第二百九十四條及び第二百九十六條第一項中「取締役」の下に、「執行役」を加える。

(公共工事の前払金保証事業に關する法律の一部改正)

第二十四條 公共工事の前払金保証事業に關する法律(昭和二十七年法律第八十四號)の一部を次のように改正する。

第四條第一項第四号中「監査役」の下に「株式会社(昭和三十九年法律第二十二號)第一條の二第三項に規定する委員会等設置会社にあつては、取締役及び執行役」を加える。

(貸付信託法の一部改正)

第二十五條 貸付信託法(昭和二十七年法律第九十五號)の一部を次のように改正する。

第八條第四項中「代表取締役」の下に「(株式会社の監査等に關する商法の特例に關する法律(昭和四十九年法律第二十二號)第一條の二第三項に規定する委員会等設置会社にあつては、代表執行役)を加える。

(酒税の保全及び酒類業組合等に關する法律の一部改正)

第二十六條 酒税の保全及び酒類業組合等に關する法律(昭和二十八年法律第七號)の一部を次のように改正する。

第二十二條及び第五十七條第一項中「第八十三條を、第八十三條第一項に、」第二百三十二條第一項を、第二百三十二條第一項本文に改める。

第五十八條第一項中「第四百十七條」の下に「(第三項を除く)」を加える。

(労働金庫法の一部改正)

第二十七條 労働金庫法(昭和二十八年法律第二百一十七號)の一部を次のように改正する。

第三十四條第四項中「取締役」の下に、「執行役」を加える。

第三十九條第十項中「附屬明細書の」の下に「記載事項及び」を加える。

第三十九條の二第十項中「第二條を、第二條第一項に改め、」第三十四條第四項に規定する子会社と」の下に、「同じ。若しくは連結子会社とあるのは、同じ。」とを、「その他の書類」との下に、「同条第三項中「職務(連結子会社については、第十九條の二第一項に規定する連結計算書類に關するものに限る。）」とあるのは、職務」と、「子会社若しくは連結子会社」とあるのは「子会社」と、同条第五項中「子会社若しくは連結子会社」とあるのは「子会社」とを加える。

第四十二條中「から第二百六十條ノ二まで(取締役会)を、(取締役会の招集通知)、第二百五十九條ノ三(招集手続の省略)、第二百六十條第一項、第二項及び第四項(取締役会の権限)、第二百六十條ノ二(取締役会の決議方法)に改め、」(準用スル第二百六十八條第六項)と」の下に、「同法第二百六十條第四項中「前項ノ取締役」とあるのは、理事」とを加える。

第五十九條の二中「及び第三十四條から第三十六條まで」を、「第三十五條及び第三十六條」に改め、「第二百八十五條ノ二(流動資産の評価)、第二百八十五條ノ四から第二百八十六條ノ三まで(金銭債権等の評価、費用の繰延べ等)及び第二百八十七條ノ二(引当金)及び「第三十四條及び」を削り、「同法第二百八十五條ノ六第二項中「子会社」とあるのは「子会社(労働金庫法第三十四條第四項ニ規定スル子会社)」と、同法第二百八十六條中「第六十八條第一項第七号

及第八号ノ規定ニ依リ支出シタル金額、同号但書ノ手数料及報酬トシテ支出シタル金額並ニ」とあるのは「労働金庫法第三條ニ規定スル金庫ノ負担ニ據ルべき設立費用及」と、「若シ開業前ニ利息ヲ配当スベキコトヲ定メタルトキハ其ノ配当ヲ止メタル後五年」とあるのは「五年」を「第三十四條ノ規定ニ拘ラス法務省令」とあるのは「内閣府令・厚生労働省令」に改める。

第六十一條第一項第四号を次のように改める。

四 その他内閣府令・厚生労働省令で定める額

第六十一條第一項第五号を削る。

第六十八條中「第四百十七條を、第四百十七條第一項及び第二項に、」から「第二百六十條ノ三まで(取締役会)を、(取締役会の招集通知)、第二百五十九條ノ三(招集手続の省略)、第二百六十條第一項、第二項及び第四項(取締役会の権限)、第二百六十條ノ二(取締役会の決議方法)、第二百六十條ノ三(監査役の取締役会出席義務等)」に改め、「本法」の下に、「同法第二百六十條第四項中「前項ノ取締役」とあるのは「清算人」とを加える。

第九十四條第一項中「取締役を、取締役等」に改める。

第一百條第一項中「取締役」の下に、「執行役」を加え、同条第二項中「第四百九十八條第一項」の下に、「商法特例法第二十九條の二第一項」を加える。

(自動車損害賠償保障法の一部改正)

第二十八條 自動車損害賠償保障法(昭和三十年法律第九十七號)の一部を次のように改正する。

第十四条中「第八十二条の二」を「第八十二条の三」に、「責を免かれる」を「責を免れる」に改める。

第九十一条第一項及び第二項中「取締役」の下に「若しくは執行役」を加える。

(租税特別措置法の一部改正)

第二十九条 租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第九十一条の四第一項中「取締役会の決議又は同法を」取締役会の決議(株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和四十九年法律第二十二号)第一条の二第三項に規定する委員会等設置会社における執行役の決定を含む。以下この項において同じ。)又は商法に改める。

(内航海運組合法の一部改正)

第三十条 内航海運組合法(昭和三十一年法律第百六十二号)の一部を次のように改正する。

第五十五条中「第四百七条」を「第四百七条第一項及び第二項」に改める。

(中小企業団体の組織に関する法律の一部改正)

第三十一条 中小企業団体の組織に関する法律(昭和三十一年法律第百八十五号)の一部を次のように改正する。

第一百条の十一第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同条第七号中「監査役の下に」(委員会等設置会社にあつては、取締役、商法特例法第二十一条の八第四項に規定する委員会を組織する取締役、執行役及び代表執行役)を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項に規定する組織変更後の株式会社が株

式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和四十九年法律第二十二号。以下「商法特例法」という。)第一条の二第三項に規定する委員会等設置会社(以下「委員会等設置会社」という。)である場合における商法第百八十八条第二項に規定する登記においては、同項第七号(監査役に関する部分に限る。)及び第七号ノ二から第九号までに掲げる事項に代えて、商法特例法第二十一条の三十四各号に掲げる事項を登記しなければならない。

三十八年法律第百一号)の一部を次のように改正する。

第四条中「代表取締役」の下に「又は代表執行役を」解任の下に「又は監査委員(株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和四十九年法律第二十二号)第二十一条の八第七項に規定する監査委員をいう。)の選定及び解職を加える。

第十三条第一項中「取締役」の下に「執行役」を加える。

(商業登記法の一部改正)

第三十三条 商業登記法(昭和三十八年法律第百二十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第百三条」を「第百一条の二」に改める。

第七十九条を次のように改める。

(添付書面の通則)

第七十九条 登記すべき事項につき株主総会(ある種類の株主の総会を含む。以下同じ。)、取締役会又は清算人会の決議を要するとき

は、申請書にその議事録を添付しなければならない。

2 登記すべき事項につき商法の規定により株主総会の決議があつたものとみなされる場合

においては、申請書に、前項の議事録に代えて、当該場合に該当することを証する書面を添付しなければならない。

3 株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和四十九年法律第二十二号。以下「商法特例法」という。)第一条の二第三項に規定する委員会等設置会社(以下「委員会等設置会社」という。)における登記すべき事項に

つき、商法特例法第二十一条の七第三項の取締役会の決議による委任に基づく執行役の決定があつたときは、申請書に、当該取締役会の議事録のほか、当該決定があつたことを証する書面を添付しなければならない。

4 登記すべき事項につき会社に一定の額の純資産又は負債が存在し、又は存在しないことを要するときは、申請書に最終の貸借対照表を添付しなければならない。

第八十条第四号中「第百七十三条第三項前段の弁護士又は弁護士法人の証明」を「第百七十三条第二項第三号の証明及び鑑定評価」に改め、同条第七号中「創立総会」の下に「(商法第百八十三条第二項に規定する各種種類の株式引受人の総会を含む。)」を加え、同条第八号中「監査役」の下に「(委員会等設置会社にあつては、取締役、委員会委員(商法特例法第二十一条の八第四項に規定する委員会を組織する取締役をいう。第八十一条において同じ。)、執行役及び代表執行役)」を加え、同条の次に次の一条を加える。

(重要財産委員会の登記)

第八十条の二 商法特例法第一条の三第一項に規定する重要財産委員会の登記の申請書には、重要財産委員が就任を承諾したことを証する書面を添付しなければならない。

第八十一条を次のように改める。

(取締役等の変更の登記)

第八十一条 取締役、代表取締役、重要財産委員又は監査役(委員会等設置会社にあつては、取締役、委員会委員、執行役又は代表執行役)の就任による変更の登記の申請書には、就任を承諾したことを証する書面を添付しなければならない。

2 前項に規定する者の退任による変更の登記の申請書には、これを証する書面を添付しなければならぬ。

第八十二条第二号中「及び」を「並びに」に、「第七百七十三条第三項前段の弁護士又は弁護士法人の証明を」第七百七十三条第二項第三号の証明及び鑑定評価に改める。

第八十二条の二第三号中「決議」の下に「又は取締役会の委任に基づく当該決議に代わる執行役の決定を加える。

第八十七条第一号を次のように改める。

一 商法第三百七十六条第一項の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、その者に対し弁済し、若しくは担保を供し、若しくは信託したことが又は資本減少をしてもその者を害するおそれがないことを証する書面

第八十九条の三に次の一項を加える。

3 第七十九条第二項の規定は、第一項第一号及び前項(同号に関する部分に限る。)の場合について準用する。

第八十九条の四第二項を次のように改める。

2 第五十五条第一項の規定は前項の登記について、第七十九条第二項の規定は前項第一号(前条第一項第二号に関する部分に限る。)の場合について、それぞれ準用する。

第八十九条の七第二項を次のように改める。

2 第五十五条第一項の規定は前項の登記について、第七十九条第二項及び第三項の規定は前項第二号の場合について、それぞれ準用する。

第八十九条の八に次の一項を加える。

2 第七十九条第二項及び第三項並びに第九十四条第二項の規定は、前項第二号の場合について準用する。

第九十条に次の一項を加える。

2 第七十九条第二項及び第九十四条第二項の規定は、前項第二号の場合について準用する。

第九十一条第一号中「前条第一号」を「前条第一項第一号」に改め、同条に次の一項を加える。

2 第七十九条第二項及び第九十四条第二項の規定は、前項第一号(前条第一項第二号に関する部分に限る。)の場合について準用する。

第九十四条の見出しを「(添付書面の通則)」に改め、同条に次の一項を加える。

2 登記すべき事項につき有限会社法第四十一条において準用する商法第二百五十三条第一項の規定により社員総会の決議があつたものとみなされる場合においては、申請書に、前項の議事録に代えて、当該場合に該当することを証する書面を添付しなければならない。

第九十五条第一号中「第七百七十三条第三項前段の弁護士又は弁護士法人の証明を」第七百七十三条第二項第三号の証明及び鑑定評価に改める。

第九十七条を次のように改める。

(資本減少による変更の登記)

第九十七条 資本減少による変更の登記の申請書には、有限会社法第五十八条第二項において準用する商法第三百七十六条第一項の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、その者に対し弁

済し、若しくは担保を供し、若しくは信託したことが又は資本減少をしてもその者を害するおそれがないことを証する書面を添付しなければならぬ。

第九十七条の二第二項を次のように改める。

2 第五十五条第一項の規定は前項の登記について、第七十九条第二項及び第三項並びに第九十四条第二項の規定は前項第一号の場合について、それぞれ準用する。

第九十七条の三「第八十九条の八各号」を「第八十九条の八第一項各号」に改め、同条に次の一項を加える。

2 第七十九条第二項及び第三項並びに第九十四条第二項の規定は、前項(第八十九条の八第一項第二号に関する部分に限る。)の場合について準用する。

第九十八条第六号中「第九十条第七号」を「第九十条第一項第七号」に改め、同条に次の一項を加える。

2 第七十九条第二項及び第九十四条第二項の規定は、前項第二号の場合について準用する。

第九十九条第一号中「前条第一号」を「前条第一項第一号」に改め、同条第三号中「第九十一条第三号」を「第九十一条第一項第三号」に改め、同条に次の一項を加える。

2 第七十九条第二項及び第九十四条第二項の規定は、前項第一号(前条第一項第二号に関する部分に限る。)の場合について準用する。

第三章第九節中第百三条の前に次の一条を加える。

(管轄の特例)

第百二条の二 日本に営業所を設置していない外国会社の日本における代表者の住所は、第一条の規定の適用については、営業所の所在地とみなす。

第百四条の見出しを「(外国会社の登記)」に改め、同条第一項中「外国会社の営業所の設置を」商法第四百七十九条第一項(有限会社法第七十六条において準用する場合を含む。)の規定による外国会社に、「添附し」を「添付し」に改め、同条第三項中「当該」を「日本における代表者を定めた旨又は日本に」、「添附し」を「添付し」に、「添附を」を「添付を」に改める。

第百五条第二項中「前項」を「前二項」に、「すでに同項」を「既に前二項」に、「添附し」を「添付し」に、「同項」を「前二項」に、「添附を」を「添付を」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 すべての日本における代表者が退任しようとする場合には、その登記の申請書には、前項の書面のほか、商法第四百八十三条第三項(有限会社法第七十六条において準用する場合を含む。)の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、その者に対し弁済し、若しくは担保を供し、若しくは信託したことが又は退任をしてもその者を害するおそれがないことを証する書面を添付しなければならない。ただし、当該外国会社が商法第四百八十五条第一項(同条第三項(有限会社法第七十六条において準用する場合を含む。)及び有限会社法第七十六条において準用する場合を含む。)の規定によ

り清算の開始を命ぜられたときは、この限りでない。

第百六条を次のように改める。

(準用規定)

第百六条 第五十七条及び第五十八条の規定は、次の各号に掲げる場合について準用する。この場合において、次の各号に掲げる場合におけるこれらの規定の読替えは、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 外国会社がすべての営業所を他の登記所の管轄区域内に移転した場合 第五十八条第四項中「本店移転」とあるのは、「営業所の移転」と読み替えるものとする。

二 日本に営業所を設置していない外国会社のすべての日本における代表者がその住所を他の登記所の管轄区域内に移転した場合 第五十七条及び第五十八条中「新所在地」とあるのは「新住所」と、「旧所在地」とあるのは「旧住所」と、同条第四項中「本店移転」とあるのは「日本における代表者の住所の移転」と読み替えるものとする。

三 日本に営業所を設置していない外国会社が他の登記所の管轄区域内に営業所を設置した場合 第五十七条及び第五十八条中「新所在地」とあるのは「営業所の所在地」と、「旧所在地」とあるのは「日本における代表者の住所」と、同条第四項中「本店移転」とあるのは「営業所の設置」と読み替えるものとする。

四 日本に営業所を設置している外国会社がすべての営業所を閉鎖した場合(すべての日本における代表者が退任しようとする)

きを除く。) 第五十七条第一項中「新所在地」とあるのは「日本における代表者の住所」と、「旧所在地」とあるのは「最後に閉鎖した営業所(複数あるときは、そのいずれか。次項及び次条において同じ)の所在地」と、同条第二項中「旧所在地」とあるのは「最後に閉鎖した営業所の所在地」と、第五十八条中「旧所在地」とあるのは「最後に閉鎖した営業所の所在地」と、「新所在地」とあるのは「日本における代表者の住所」と、同条第四項中「本店移転」とあるのは「営業所の閉鎖」と読み替えるものとする。

第百十三条の四第五項中「含む。」の下に「第八十九条の三第一項第三号、第八十九条の七第一項第三号」を加える。

(商業登記法の一部改正に伴う経過措置)

第三十四条 商法改正法附則第二条第一項に規定する場合における株式会社又は有限会社の設立の登記、新株発行による変更の登記及び資本増加による変更の登記の申請書に添付すべき資料に關しては、この法律の施行後も、なお従前の例による。

2 商法改正法附則第六条の規定によりなお従前の例によることとされる公告及び債権者に対する催告に係る資本減少による変更の登記、新設分割による設立の登記及び変更の登記、吸収分割による変更の登記並びに合併による変更の登記及び設立の登記の申請書に添付すべき資料に關しては、この法律の施行後も、なお従前の例による。

3 この法律の施行前にすべての日本における営業所を閉鎖した外国会社の変更の登記の申請書に添付すべき資料に關しては、この法律の施行後も、なお従前の例による。

業所を閉鎖した外国会社の変更の登記の申請書に添付すべき資料に關しては、この法律の施行後も、なお従前の例による。

(登録免許税法の一部改正)

第三十五条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第十九号(ナ)を同号(ラ)とし、同号(ネ)を同号(ナ)とし、同号(ニ)中「ソ」を「ツ」に改め、同号(ニ)を同号(ナ)とし、同号(ニ)を同

号(ニ)とし、同号(レ)を同号(ソ)とし、同号(タ)を同号(リ)とし、同号(ヨ)中「選任、取締役」の下に「執行役を、代表取締役、取締役の下に、代表執行役、執行役を加え、同号(ヨ)を同号(タ)とし、同号(カ)を同号(ヨ)とし、同号(ワ)中「若しくは監査役を、重要財産委員若しくは監査役若しくは委員会委員若しくは執行役に改め、同号(ワ)を同号(カ)とし、同号(ヲ)の次に次のように加える。

ワ 重要財産委員会の登記(ロ、ホ及びトの登記の申請と同時に申請するものを除く。)

別表第一第十九号(イ)中「ツ」を「ネ」に、「ワ」を「カ」に改め、同号(ニ)中「所在地」の下に「又はその代表者の住所地を加え、同号(イ)中「登記」の下に「(ロの登記に該当するものを除く。)を加え、同号(ハ)を同号(ニ)とし、同号(ロ)中「及びハ」を「ロ及びニ」に改め、同号(ロ)を同号(ハ)とし、同号(イ)の次に次のように加える。

ロ 営業所を設置していない場合の外国会社の登記又は当該営業所を設置していない外国会社が初めて設置する一の営業所の設置の登記

申請件数 一件につき三万円

別表第一第十九号(四)中「営業所の所在地」の下に「又はその代表者の住所地」を加える。

(金融機関の合併及び転換に関する法律の一部改正)

第三十六条 金融機関の合併及び転換に関する法律(昭和四十三年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

第二十五条第二項中「取締役」の下に「若しくは執行役を加える。

第三十七条第一項中「において準用する同法」を若しくは株式会社(監査等に関する商法の特別に関する法律(昭和四十九年法律第二十二号)第二十一条の十四第七項第一号において準

用する商法に改め、「第二百八十条第一項」の下に「及び株式会社の監査等に関する商法の特別に関する法律第二十一条の十四第七項第五号」を加える。

(外国証券業者に関する法律の一部改正)

第三十七条 外国証券業者に関する法律(昭和四十六年法律第五号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第三号中「取締役」の下に「執行役」を加える。

第十四条第一項中「親銀行等の取締役」及び「の取締役」の下に「若しくは執行役」を、「証券会社の取締役」の下に「又は執行役」を加える。

(預金保険法の一部改正)

第三十八條 預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第三十七條第三項中「取締役(を)取締役及び監査役(破綻金融機関が株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和四十九年法律第二十二号)以下「商法特例法」という。第一條の二第三項に規定する委員会等設置会社(以下「委員会等設置会社」という。)である場合にあっては取締役及び執行役、に、「理事」、監査役(破綻金融機関が信用金庫等である場合にあっては、監事)及びを「理事及び監事」並びにに改める。

第七十七條第一項中「第二百八十九條第三項」を「第二百八十九條第四項」に改め、「取締役」の下に「及び執行役」を加え、「理事。以下この章において同じ。」を「理事」に改める。

第八十一條第一項中「監査役(を)及び監査役(被管理金融機関が委員会等設置会社である場合にあっては取締役及び執行役、に、「監事。以下この章において同じ。及びを「理事及び監事。第八十七條第五項において同じ。並びにに改める。

第八十三條第一項中「監査役」の下に「(被管理金融機関が委員会等設置会社である場合にあっては取締役又は執行役、被管理金融機関が信用金庫等である場合にあっては理事又は監事)」を加える。

第八十七條第三項中「(同法)を」及び「第二百五十七條ノ三第一項(これらの規定を同法に改め、「含む。」の下に「商法特例法第二十一條の十三第六項」を加え、「及びを」並びにに改

め、「監査役」の下に「(被管理金融機関が委員会等設置会社である場合にあっては取締役又は執行役、被管理金融機関が信用金庫等である場合にあっては理事又は監事。次項において同じ。を加え、同條第四項中「(同法)を」及び「第二百五十七條ノ二第一項本文(これらの規定を同法に改め、「含む。」の下に「商法特例法第二十一條の十三第一項を加え、「及びを」並びにに改め、同條第五項中「選任時」を「選任時に改め、時に」の下に「執行役は選任時の属する営業年度の終了後最初に招集される定時総会が終結した後最初に開催される取締役会の終結の時に」を加える。

第八十九條中「第三百七十六條第二項において準用する同法第百條を」第三百七十六條第一項に改める。

第一百二條に次の一項を加える。

5 特別危機管理銀行が商法第二百二十二條第七項の定款の定めをしているときは、当該定めは、公告時において廃止されなものとみなす。

第一百四條第一項中「含む。」の下に「及び商法特例法第二十一條の十三第一項を、「取締役」の下に「執行役」を加え、同條第二項中「含む。」の下に「及び商法特例法第二十一條の十三第六項を、「取締役」の下に「執行役」を加える。

第一百六條、第一百四十五條並びに「第五百十條第一項及び第二項中「取締役」の下に「執行役」を加える。

(銀行法の一部改正)

第三十九條 銀行法(昭和五十六年法律第五十九

号)の一部を次のように改正する。

第七條の見出しを「(取締役等の兼職の制限)」に改め、同條第一項中「取締役」の下に「(株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和四十九年法律第二十二号)以下「商法特例法」という。第一條の二第三項に規定する委員会等設置会社(以下「委員会等設置会社」という。にあっては、執行役)を加える。

第七條の二の見出しを「(取締役等の適格性)」に改め、同條中「取締役」の下に「(委員会等設置会社)にあっては、執行役」を加える。

第十四條の見出し中「取締役」を「取締役等」に改め、同條第一項中「取締役」の下に「又は執行役」を加え、同條第二項中「銀行の取締役」の下に「又は執行役」を、「取引」の下に「(商法特例法第二十一條の十四第七項第五号において準用する場合を含む。)」を加え、「同法」を「商法」に改める。

第二十二條中「作成」の下に「又は商法特例法第二十一條の二十六第一項「計算書類の作成等」を加える。

第二十七條中「取締役」の下に「執行役」を加える。

第三十四條第一項中「取締役会の決議」の下に「又は執行役の決定」を、「当該決議」の下に「又は決定」を加える。

第三十五條第一項中「又は取締役会の決議を」若しくは取締役会の決議又は執行役の決定に改め、「当該決議」の下に「又は決定」を加える。

第四十七條第一項中「日本に支店又は代理店を設けてを削り、同條第二項中「第二章の二」の下に「第十八條第二項」を加える。

第五十一條に次の一項を加える。

4 第四條第一項の免許を受けた外国銀行については、商法第四百八十三條ノ三(外国会社の代表者の退任に関する債権者の異議)の規定は、適用しない。

第五十二條の十九第一項中「取締役」の下に「(委員会等設置会社)にあっては、執行役」を加える。

第五十二條の三十中「作成」の下に「又は商法特例法第二十一條の二十六第一項「計算書類の作成等」を加える。

第五十二條の三十四第一項、第六十三條第七号及び第六十五條中「取締役」の下に「執行役」を加える。

(株券等の保管及び振替に関する法律の一部改正)

第四十條 株券等の保管及び振替に関する法律(昭和五十九年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

第三條第一項第三号中「取締役」の下に「執行役」を加える。

第三條の二第一項第四号中「監査役」の下に「(株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第一條の二第三項に規定する委員会等設置会社)にあっては、取締役及び執行役」を加える。

第三條の四第三項中「第百條」とあるのは、「第百條第一項及第二項を」第百條第二項及第三項とあるのは、「第百條第二項」に改め、同條第四項中「保管振替機関が預託を受けた株券等」を「前項に規定する場合には、保管振替機関が預託を受けた株券等」に、「前項の規定により

読み替えて適用する商法第三百七十六條第二項において準用する同法第百條第一項を「商法第三百七十六條第一項」に改める。

第三條の五及び第九條の二第二項中「取締役」の下に「執行役」を加える。

第十條の二第四項中「第二項」を「第二項」に改める。

第十四條に次の一項を加える。

4 保管振替機関は、第一項の参加者の有する株券及び参加者が顧客から預託を受けた株券について株券喪失登録がされていると認めるときは、当該株券につき同項の規定による預託を受けることができない。

第十九條中「次條第一項」を「第二十條第一項」に改め、同條の次に次の一項を加える。

(会社から移転された株式に係る株券の預託)
第十九條の二 前條の規定は、預託株券の株式につき、会社の株式交換、吸収合併又は吸収分割により会社からその有する株式が移転された場合における当該移転された株式について準用する。

第二十條第三項中「前條」を「第十九條」に改める。

第二十二條中「前條」を「前條第一項から第三項まで」に改め、同條に次の一項を加える。

2 第十九條の規定は、前項第一号の新株の引受権の行使により発行された株式及び同項第二号の新株予約権の行使により発行され、又は会社から移転された株式について準用する。

第二十八條第二項中「一単元の株式の数に満たない数の株式(以下この項及び第三十四條に

おいて「単元未満株式」というを「単元未満株式(同項に規定する単元未満株式をいう。以下この項及び第三十四條において同じ)」に改める。

第三十一條第一項第二号中「第三百四十一條ノ十五第三項」を「第三百四十一條ノ十五第四項」に改め、同條第二項中「又は第二十二條」を「第二十二條」に改め、「行使」の下に「又は第三十四條第一項第二号の請求」を、「発行され」の下に「又は会社から移転され」を加える。

第三十二條第四項中「第十九條」の下に「第十九條の二」を、「発行され」の下に「又は会社から移転され」を加える。

第三十四條の見出し中「買取請求」を「買取請求等」に改め、同條第一項を次のように改める。

第三十四條の見出し中「買取請求」を「買取請求等」に改め、同條第一項を次のように改める。

第三十四條の見出し中「買取請求」を「買取請求等」に改め、同條第一項を次のように改める。

実質株主は、その実質株主名簿に記載又は記録のある単元未満株式につき、次に掲げる請求をすることが出来る。この場合においては、商法第二百一十一條第七項及び第二百一十一條ノ二第二項の規定は、適用しない。

一 商法第二百一十一條第六項において準用する同法第二百一十條ノ六第一項の規定による請求

二 商法第二百一十一條ノ二第一項の規定による請求

第三十四條第三項中「第一項」を「第一項第一号」に改め、同條に次の一項を加える。

4 第十九條の規定は、第一項第二号の請求により会社から譲り受ける株式について準用する。

第三十五條を次のように改める。

(保管振替機関名義株式に関する特例)

第三十五條 保管振替機関名義株式については、商法第二百一十四條ノ四及び第二百一十四條ノ五の規定は、適用しない。

第三十九條中「第十四條」の下に「(第四項を除く。を)を加え、又は第二十二條を、第二十二條」に改め、「第二十條」の下に「行使又は第三十四條第一項第二号の請求」とあるのは「行使」とを加える。

第三十九條の二中「第十四條」の下に「(第四項を除く。を)を加え、第三十二條第八項を、第三十二條第四項中「発行され、又は会社から移転された」とあるのは「発行された」と、同條第八項に改める。

第三十九條の五第一項中「第十四條」の下に「(第四項を除く。を)を加え、又は第二十二條」を、「第二十二條」に改め、「新株予約権」の下に「の行使又は第三十四條第一項第二号の請求」を加え、「優先出資引受権」と、第三十二條第七項を「優先出資引受権の行使」と、第三十二條第四項中「発行され、又は会社から移転された」とあるのは「発行された」と、同條第七項に改め、同條第二項中「第十四條」の下に「(第四項を除く。を)を加え、又は第二十二條を、第二十二條」に改め、「新株予約権」の下に「の行使又は第三十四條第一項第二号の請求」を加え、「優先出資引受権」を「優先出資引受権の行使」と、第三十二條第四項中「発行され、又は会社から移転された」とあるのは「発行された」に改める。

第三十九條の七第一項中「第十四條」の下に「(第四項を除く。を)を加え、又は第二十二條」を、「第二十二條」に改め、「新株予約権の行使」の下に「又は第三十四條第一項第二号の請求」を、「預託する」の下に「第三十二條第四項中「発行され、又は会社から移転された」とあるのは「発行された」とを加える。

第三十九條の九及び第三十九條の十中「第十四條」の下に「(第四項を除く。を)を加える。

第四十八條中「取締役」の下に「執行役」を加える。

第四十九條中「第四百九十八條第一項」の下に「株式会社」の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十九條の二第一項を加える。

(関西国際空港株式会社法の一部改正)
第四十一條 関西国際空港株式会社(昭和五十九年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第十六條中「代表取締役」の下に「又は代表執行役」を、「解任」の下に「又は株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和四十九年法律第二十二号)第二十一條の八第七項に規定する監査委員の選定及び解職」を加える。

(日本電信電話株式会社等に関する法律の一部改正)
第四十二條 日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和五十九年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第三十九條の七第一項中「第十四條」の下に「(第四項を除く。を)を加え、又は第二十二條」を、「第二十二條」に改め、「新株予約権の行使」

の下に「又は第三十四條第一項第二号の請求」を加え、「第三十二條第七項」を「第三十二條第四項中「発行され、又は会社から移転された」とあるのは「発行された」と、同條第七項に改め、同條第二項中「第十四條」の下に「(第四項を除く。を)を加え、又は第二十二條を、第二十二條」に改め、「新株予約権」の下に「の行使又は第三十四條第一項第二号の請求」を加え、「優先出資引受権」を「優先出資引受権の行使」と、第三十二條第四項中「発行され、又は会社から移転された」とあるのは「発行された」に改める。

の下に「又は第三十四條第一項第二号の請求」を加え、「第三十二條第七項」を「第三十二條第四項中「発行され、又は会社から移転された」とあるのは「発行された」と、同條第七項に改め、同條第二項中「第十四條」の下に「(第四項を除く。を)を加え、又は第二十二條を、第二十二條」に改め、「新株予約権の行使」の下に「又は第三十四條第一項第二号の請求」を、「預託する」の下に「第三十二條第四項中「発行され、又は会社から移転された」とあるのは「発行された」とを加える。

第三十九條の九及び第三十九條の十中「第十四條」の下に「(第四項を除く。を)を加える。

第四十八條中「取締役」の下に「執行役」を加える。

第四十九條中「第四百九十八條第一項」の下に「株式会社」の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十九條の二第一項を加える。

(関西国際空港株式会社法の一部改正)
第四十一條 関西国際空港株式会社(昭和五十九年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第十六條中「代表取締役」の下に「又は代表執行役」を、「解任」の下に「又は株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和四十九年法律第二十二号)第二十一條の八第七項に規定する監査委員の選定及び解職」を加える。

(日本電信電話株式会社等に関する法律の一部改正)
第四十二條 日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和五十九年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第三十九條の七第一項中「第十四條」の下に「(第四項を除く。を)を加え、又は第二十二條」を、「第二十二條」に改め、「新株予約権の行使」の下に「又は第三十四條第一項第二号の請求」を、「預託する」の下に「第三十二條第四項中「発行され、又は会社から移転された」とあるのは「発行された」とを加える。

第三十九條の九及び第三十九條の十中「第十四條」の下に「(第四項を除く。を)を加える。

第四十八條中「取締役」の下に「執行役」を加える。

第四十九條中「第四百九十八條第一項」の下に「株式会社」の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十九條の二第一項を加える。

(関西国際空港株式会社法の一部改正)
第四十一條 関西国際空港株式会社(昭和五十九年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第十六條中「代表取締役」の下に「又は代表執行役」を、「解任」の下に「又は株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和四十九年法律第二十二号)第二十一條の八第七項に規定する監査委員の選定及び解職」を加える。

(日本電信電話株式会社等に関する法律の一部改正)
第四十二條 日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和五十九年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第十八条の次に次の一条を加える。
(委員会等設置会社である場合の読替え)
第十八条の二 会社又は地域会社が株式会社
の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和
四十九年法律第二十二号)第一条の二第三

項に規定する委員会等設置会社である場合に
おける次の表の上欄に掲げるこの法律の規定
の適用については、これらの規定中同表の中
欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句
とする。

第十條、第十九條、第二十三條及 び附則第十五條	監査役	執行役
第十五條	監査役	株式会社 の監査等に関する商法の特 例に規定する法律第二十一 條の八第七 項に規定する監査委員
第二十六條	取締役	執行役

(有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する
法律の一部改正)
第四十三條 有価証券に係る投資顧問業の規制等
に関する法律(昭和六十一年法律第七十四号)の
一部を次のように改正する。

第二十六條第一項第三号中「監査役」の下に
「株式会社
の監査等に関する商法の特例に
関する法律(昭和六十一年法律第二十二号)第一
條の二第三

項に規定する委員会等設置会社である場合に
おける次の表の上欄に掲げるこの法律の規定
の適用については、これらの規定中同表の中
欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句
とする。

第六條中「代表取締役」の下に「又は代表執行
役を」、「解任」の下に「又は株式会社の監査等
に関する商法の特例に関する法律(昭和六十一年
法律第二十二号)第二十一條の八第七項に規定
する監査委員の選定及び解職を加える」。

第十六條第一項、第十九條及び第二十條中
「取締役」の下に「執行役」を加える。
(鉄道事業法の一部改正)
第四十五條 鉄道事業法(昭和六十一年法律第九
十二号)の一部を次のように改正する。

第二十條第三項中「の適用があるを」により
鉄道事業者が同項の損失及び費用に相当する額
を貸借対照表の資産の部に計上したに改め、
「第二百九十九條第一項」の下に「及び第二百九
十三條ノ五第三項を加え、「同項第四号中「第二
百八十六條ノ二及第二百八十八條ノ三を「これ
らの規定中「左ノ金額」に、「第二百八十六條ノ
二及第二百八十八條ノ三並ニを「左ノ金額及」
に改め、「第二十條第二項」の下に「ノ規定ニ依

り貸借対照表ノ資産ノ部ニ計上シタル金額ノ合
計額を加える。
(金融先物取引法の一部改正)
第四十六條 金融先物取引法(昭和六十三年法律
第七十七号)の一部を次のように改正する。
第九條の二第二項中、「代表取締役」の下に
「執行役、代表執行役を」、「仮代表取締役」の
下に「仮執行役、仮代表執行役を加え、同条
第三項中「第二百八十八條第一項」の下に「並び
に株式会社の監査等に関する商法の特例に関する
法律(昭和六十一年法律第二十二号)以下「商法
特例法」という。第二十一條の九第六項、第二
十一條の十四第七項第五号及び第二十一條の十
五第三項を加える。
第九條の三第一項中「仮代表取締役」の下に
「仮執行役、仮代表執行役を加える」。
第三十四條の八第一項中「取締役」の下に「(商
法特例法第一条の二第三項に規定する委員会等
設置会社(以下「委員会等設置会社」という)に
あつては、執行役」を加える。
第三十四條の十二第二項中「から第四項まで
及び第七項を」、「第二項、第四項、第七項及び
第九項」に改め、「発行価額」との下に「同項
第十三号中「取締役若ハ」とあるのは「取締役、
執行役若ハ」と、「第二百八十六條第十九項」と
あるのは「第二百八十六條第十九項(株式会社の
監査等に関する商法の特例に関する法律第二十
一條の十七第五項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)」
とを、「組織変更後ノ株式会社金融先物取引所
ノ取締役」の下に「若ハ執行役を加え、同条第
三項中「同条第二項」を「同条第二項第一号」に、
「とあり、「第六十八條第一項第五号又ハ第六

平成十四年四月二十三日 衆議院會議録第二十七号

商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案及び同報告書

において「証明等」というをした者について、同法第九十三条第二項の規定は当該証明等をした者が虚偽の証明等をした場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第九十二條ノ二第一項中「第百六十八條第一項第五号又ハ第六号」とあるのは「金融先物取引法第三十四條の十二第一項第四号」と、「会社成立」とあるのは「組織変更」と、「定款」とあるのは「組織変更計画書」と、同条第三項において準用する同法第八十六條中「発起人」とあるのは「會員金融先物取引所ノ理事長及理事」と読み替へるものとす。

2 第三十四條の十二第三項において準用する商法第七十三條第二項第三号の証明等をした者が当該証明等をするについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、当該証明等をした者については、前項の規定は、適用しない。

第三十四條の十七第二項第六号中「監査役」の下に「(委員會等設置会社にあつては、取締役、商法特例法第二十一條の八第四項に規定する委員會を組織する取締役、執行役及び代表執行役)を加へ、同項第八号中「第百七十三條第三項前段の弁護士又は弁護士法人の証明書」を「第百七十三條第二項第三号の証明及び鑑定評価を記載した書面」に改める。

第三十四條の十八第二項に後段として次のように加へる。

この場合において、商法第二百四十九條第一項及び第四百十五條第二項中「取締役」とあるのは、「取締役、執行役」と読み替へるものとする。

第九十條の三第一項第四号中「監査役」の下に「(委員會等設置会社にあつては、取締役及び執行役)を加へる。

第九十條の四第二項第三号及び第九十條の十中「取締役」の下に「執行役」を加へる。

第九十八條第一項及び第百二條の三中「仮取締役」の下に「仮執行役」を加へる。

(金融先物取引法の一部改正に伴う経過措置) 第四十七條 この法律の施行前に前条の規定による改正前の金融先物取引法第三十四條の十二第三項において準用する旧商法第七十三條第三項に規定する弁護士又は弁護士法人の証明及び不動産鑑定士の鑑定評価を受けた場合における当該弁護士又は弁護士法人及び当該不動産鑑定士については、前条の規定による改正後の金融先物取引法(以下この条において「新法」という。第三十四條の十二第三項において準用する新商法第七十三條第三項の規定は、適用しない。

2 前項に規定する場合における同項に規定する鑑定評価を記載し、又は記録した資料については、新法第三十四條の十二第四項において準用する新商法第七十三條ノ二第一項及び新法第三十四條の十七第二項の規定は、適用しない。

3 第一項に規定する場合における同項に規定する証明をした弁護士又は弁護士法人及び同項に規定する鑑定評価をした不動産鑑定士の義務及び責任については、新法第三十四條の十三の二の規定は、適用しない。

(商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部改正) 第四十八條 商品投資に係る事業の規制に関する

法律(平成三年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

第三十一條第一項第三号中「監査役」の下に「(株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和四十九年法律第二十二号)第一條の二第三項に規定する委員會等設置会社にあつては、取締役及び執行役)を加へる。

第三十二條第二項第四号中「取締役」の下に「執行役」を加へる。

第三十三條第一項中「代表取締役」の下に「又は代表執行役」を加へる。

(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部改正) 第四十九條 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第九條第十号中「取締役若しくは」を「取締役、執行役若しくは」に改める。

(協同組織金融機関の優先出資に関する法律の一部改正) 第五十條 協同組織金融機関の優先出資に関する法律(平成五年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項第六号中「第四十五條第一項」の下に「及び第三項」を加へ、同項第七号中「並びに第四十五條第一項」の下に「及び第三項」を加へ、「及び第四十五條第一項」を、並びに第四十五條第一項及び第三項に改め、「第四十五條第一項」の下に「及び第三項」を加へる。

第十五條第五項中「手続」の下に「並びに第二百二十條第四項(一株に満たない端数の処置)」を加へ、「同条第一項中「株券」を「同法第二百十

五條第一項中「株券」とあるのは「優先出資証券」と、「株券(第三項ノ株券ヲ除ク)」に改め、「優先出資者名簿」との下に「同法第二百二十條第四項中「第一項」」とあるのは「協同組織金融機関の優先出資に関する法律第十五條第一項各号ニ掲グル」と、「株券」とあるのは「優先出資証券」と、「同項ノ代金ヲ交付スル」とあるのは「消却ニ伴フ支払ヲ為ス」とを加へる。

第十六條第五項中「第二項」を、第二項前段に改め、「処置」の下に「並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第二百六條第一項(管轄裁判所)及び第三百二十二條ノ三(端株の任意売却許可の申請)を、「第二百十五條第一項中「株券」の下に「と」があるのは「優先出資証券」と、「株券(第三項ノ株券ヲ除ク)」を加へ、「同条第二項中「売却シ又ハ買受ケ」とあるのは「売却シ」とを削る。

第十九條第一項第四号を次のように改める。

四 その他主務省令で定める額

第二十一條第二項第一号中「明治三十一年法律第十四号」を削る。

第二十五條中「質権者」との下に「同法第二百二十四條ノ二第三項中「質権者又ハ端株主」とあるのは「質権者」とを加へる。

第三十條中「第二百三十條」を「第二百八十條ノ三十四ノ二」に改める。

第三十五條中「第二百三十二條第一項」を「第二百三十二條第一項本文」に改める。

第三十八條第三項第一号から第五号までの規定中「及び第四号」を削り、同項第六号中「及び第五号」を削り、同項第七号中「及び第五号」及

び「これらの規定を」を削る。

第四十五条の見出しを「(主管行政庁等)」に改め、同条に次の一項を加える。

3 この法律における主務省令は、次の各号に掲げる協同組織金融機関の区分に従い、当該各号に定める者の発する命令とする。

一 農林中央金庫 農林水産大臣及び内閣総理大臣

二 商工組合中央金庫 経済産業大臣及び財務大臣

三 信用協同組合及び中小企業等協同組合法第九條の九第一項第一号(信用協同組合連合会)の事業を行う協同組合連合会 内閣総理大臣

四 信用金庫及び信用金庫連合会 内閣総理大臣

五 労働金庫及び労働金庫連合会 内閣総理大臣及び厚生労働大臣

六 農業協同組合及び農業協同組合連合会 農林水産大臣及び内閣総理大臣

七 漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会 農林水産大臣及び内閣総理大臣

第五十四條第二項中「取締役」の下に「若しくは執行役」を加える。

(不動産特定共同事業法の一部改正)

第五十一條 不動産特定共同事業法(平成六年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第六條第六号中「若しくは取締役」を、「取締役若しくは執行役」に改める。

(保険業法の一部改正)

第五十二條 保険業法(平成七年法律第百五号)の

一部を次のように改正する。

第四條第一項第三号中「監査役」の下に「(株式会社等の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和四十九年法律第二十二号)以下「商法特例法」という。第一條の二第三項(定義)に規定する委員会等設置会社(以下「委員会等設置会社」という。)にあっては、取締役及び執行役」を加える。

第八條第一項中「取締役」の下に「執行役」を加え、同條第二項中「取締役」の下に「(委員会等設置会社)にあっては、執行役」を加える。

第八條の二の見出しを「(取締役等の適格性)」に改め、同條中「取締役」の下に「(委員会等設置会社)にあっては、執行役」を加える。

第九條第一項及び第十條中「第百十三條第一項後段」を「第百十三條後段」に改める。

第十二條第二項中「株式会社等の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和四十九年法律第二十二号)以下「商法特例法」という。」を「商法特例法」に改め、「要旨」の下に「(商法特例法第二十一條の三十一第三項(定時総会における計算書類の取扱い等)において準用する場合を含む。)」を加え、「交付」及び「交付」に改め、「行使」の下に「及び第二十一條の二十八第四項(会計監査人の監査報告書)(商法特例法第二十一條の二十九第三項(監査委員会の監査報告書)において準用する場合を含む。)」を加える。

第十五條第一項中「第百十三條第一項前段」を「第百十三條前段」に改め、同條第三項を次のように改める。

3 会社に対する商法第二百九十九條第一項第四

号(利益の配当)及び第二百九十三條ノ五第三項第四号(中間配当)の規定の適用については、これらの規定中「法務省令」とあるのは、「内閣府令」とする。

第十六條の二第一項中「取締役」の下に「(委員会等設置会社)にあっては、執行役。次條第九項において同じ。」を加える。

第十七條第五項中「第三百七十六條第二項(資本の減少)において準用する同法第百條(を「第三百七十六條第一項(資本の減少に関する)に改める。

第二十一條第一項中「から第三十六條まで」を「から第三十三條ノ二まで、第三十五條及び第三十六條」に改める。

第二十三條第四項中「為シタル」を「為サントスル」に改める。

第二十五條第二項第六号中「第百十三條第一項後段」を「第百十三條後段」に改め、同條第三項中「為シタル」を「為サントスル」に改める。

第二十六條第四項中「から第百八十六條まで(検査役の調査、創立事項の報告、取締役及び監査役の選任、(現物出資の調査等)、第百八十二條(創立事項の報告)、第百八十三條第一項(取締役及び監査役の選任)、第百八十四條から第百八十八條まで(に「第百七十三條第二項中」を「第百七十三條第一項第一号中」に、「とあり、第百八十八條第一項第五号又ハ第八号」とあり、及び「同項第五号又ハ第八号」とあるのは「同号」と、同條第三項を「とあるのは「同号」と、同項第二号及び第三号に、「第百七十三條第二項二を「第百七十三條第二項第一号及第二号二に、「同項ノ」を「此等ノ規定ノ」に改め

第二十七條第二項第三号の二中「又は支配人」を、「執行役又は支配人に」、「又はその会社」を「若しくは執行役又はその会社」に改め、同項第六号中「第百十三條第一項後段」を「第百十三條後段」に改め、同項第七号中「商法第二百八十三條第五項又は」を削り、「これらの項を」同項」に改める。

第二十八條中「及び第七十九條」を「並びに第七十九條第一項、第二項及び第四項」に、同條第五号中「第百七十三條第三項前段(発起設立における検査役の調査を必要とする場合)の弁護士又は弁護士法人の証明書」を「第百七十三條第二項第三号(財産価格の証明者の証明等)の証明及び鑑定評価を記載した書面」に改める。

第三十條中「から第百九十六條まで」を「から第百九十八條まで」に、「並びに発起人」を、「発起人に」、「及び第百九十八條(を「財産価格の証明者等の責任並びに」に改め、「第百九十二條ノ二第一項」の下に「(同法第百九十七條において準用する場合を含む。)」を、「準用スル第二百六十六條第五項」との下に、「同法第百九十七條中「第百七十三條第二項第三号(第百八十一條第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)」とあるのは「保険業法第二十六條第四項ニ於テ準用スル第百八十一條第二項ニ於テ準用スル第百七十三條第二項第三号」を加える。

第三十八條第一項中「六週間」を「八週間」に改める。

第四十一條中「第二百三十二條第一項から第三項まで」を「第二百三十二條第一項本文、第二項及び第三項」に改め、「臨時総会の招集」の下

に、「第二百三十六条(招集手続の省略)」を加え、「から第二百五十二条まで」を「から第二百五十三号まで」に、「訴え並びに」を「訴え、」に改め、「無効確認の訴え」の下に「並びに株主総会の決議の省略」を加え、「第五十九条第一項において準用する商法特例法第二号各号のいずれかに該当する相互会社でその社員数が千人以上のもを」を「社員数が千人以上の相互会社に改め、「総額」との下に、「同法第二百五十三条第二項中「電磁的記録二、第二百六十三条第七項ノ規定ハ子会社ノ前項(有限会社法第四十一条ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ニ規定スル書面又ハ電磁的記録二」とあるのは「電磁的記録二」とを加え、「とする」を「とするほか、必要な技術的読替は、政令で定める」に改める。

第四十四条第二項中、「一人」を「一人」に改め、「かつ」の下に、「その総代又は代理人は」を加える。

第四十五条第一項中「六週間」を「八週間」に改める。

第四十九条中「第二百三十二条第一項から第三項まで」を「第二百三十二条第一項本文、第二項及び第三項」に改め、「臨時総会の招集」の下に、「第二百三十六条(招集手続の省略)」を加え、「とする」を「とするほか、必要な技術的読替は、政令で定める」に改める。

第五十一条第二項中「第二百八十三条第五項及を削り、」、同法第二百六十条ノ四第六項を、「同法第二百六十条第五項中「第百八十八条第二項第七号ノ二」とあるのは「保険業法第二十七條第二項第三号の二」と、同法第二百六十条ノ四第六項」に改める。

第五十二条第三項中「第二百六十三条第二項中、「の下に「会社ノ債権者」を加え、「保険契約者」と、同条第三項中「及会社ノ債権者」とあるのは、会社ノ債権者及保険契約者」と、同項各号を「会社ノ債権者」と、同条第三項各号」に改める。

第五十三条第二項中「訴え、」を「訴え及び」に改め、「及び第二百八十条第二項「監査報告書の虚偽記載」を削る。

第五十五条第一項第三号を次のように改める。

三 その他内閣府令で定める額
第五十五条第二項中「第百三十三条第一項前段」を「第百三十三条前段」に改め、同項第五号を次のように改める。

五 その他内閣府令で定める額
第五十五条第二項第六号を削る。

第五十九条第一項前段を次のように改める。

第十二条の規定により読み替えて適用する商法第二百八十二条第二項(計算書類等の閲覧等)の規定並びに同法第二百八十一条第一項から第四項まで(計算書類等の作成及び監査)、第二百八十二条第一項(計算書類等の備置き)、第二百八十三条第一項から第三項まで(計算書類の報告及び承認)、第二百八十五条(財産評価に関する特則)及び第二百九十四条(財産状況の検査、株主の権利の行使に関する利益の供与並びに会社の使用人の先取特権)並びに商法特例法第一条の二第二項(定義)、第二条第一項(会計監査人の監査)、第三条第一項から第四項まで及び第六項(会計監査人

の選任)、第四条から第十五条まで(第四条第二項第二号並びに第七条第三項及び第五項については、連結子会社に関する部分を除く。)(会計監査人の資格、会計監査人の職務を行うべき社員の名、会計監査人の任期、会計監査人の解任、会計監査人の選任等について)の意見陳述、会計監査人の欠けた場合等の処置、会計監査人の権限等、監査役会に対する会計監査人の報告、会計監査人の損害賠償責任、会計監査人、取締役及び監査役の連帯責任、計算書類等の提出期限、会計監査人の監査報告書、監査役会の監査報告書並びに検査役の選任等)、第十六条第一項から第三項まで(定時総会における貸借対照表及び損益計算書の取扱い等)、第十七条(定時総会における会計監査人の意見陳述)、第十八条第一項から第三項まで(監査役会の員数等)、第十八条の二から第十八条の四まで(監査役会の組織等、監査役会の決議方法及び監査役の損害賠償責任)並びに第十九条第一項(商法の特例等)の規定は、相互会社について準用する。

第五十九条第一項後段中、「同法第二百八十一条ノ二第一項中「定時総会」とあるのは「定時社員総会(総代会ヲ設ケタル場合ニ於テハ定時総代会以下本節ニ於テ同ジ)」と、同法第二百八十一条ノ三第二項中「営業報告書」とあるのは「事業報告書」と、「利益」とあるのは「剰余金」と、「第二百七十四条ノ三第一項」とあるのは「保険業法第五十三条第二項ニ於テ準用スル第二十七号ノ三第一項」と、「子会社」とあるのは「子会社(保険業法第五十一条第二項ニ於テ準用スル第二百六十条ノ四第七項ニ規定スル子

会社ヲ謂フ第二百九十四条第二項及第二百九十四条ノ二ニ於テ之ニ同ジ)」とを削り、「定時社員総会」と、同法第二百八十五条中「第三十四条第二号」とあるのは「保険業法第二十一条第一項ニ於テ準用スル第三十四条第二号」と、同法第二百八十六条ノ四第一項中「新株ヲ発行シタル」とあるのは「基金ヲ募集シタル」と、「其ノ発行」とあるのは「其ノ募集」と、「新株発行」とあるのは「基金募集」を「定時社員総会(総代会ヲ設ケタル場合ニ於テハ定時総代会)」と、同法第二百八十五条中「財産ニ付テハ第三十四条ノ規定ニ拘ラズ」とあるのは「財産ニ付テハ」に改め、「総代」との下に、「同条第二項中「子会社」とあるのは「子会社(保険業法第五十一条第二項ニ於テ準用スル第二百六十条ノ四第七項ニ規定スル子会社ヲ謂フ次条ニ於テ同ジ)」とを加え、「商法特例法第二条」を「商法特例法第一条の二第一項」に改め、「商法」とあるのは「保険業法第五十九条第一項において準用する商法」とを削り、「総額」との下に、「商法特例法第二十一条第一項中「商法」とあるのは「保険業法第五十九条第一項において準用する商法」とを加え、「会社

の」を「大会社の」に、「定時総代会。以下この章を「定時総代会。以下この節に、「商法第三十三條ノ二第一項」とあるのは「保険業法第五十二条第一項」を「電磁的記録」とあるのは「電磁的記録(保険業法第五十二条第一項の電磁的記録をいう。以下同じ。に改め、「商法特例法第十七條中「定時総会」とあるのは「定時社員総会」との下に、「商法特例法第十八條の三第二項中「商法」とあるのは「保険業法第五十一条第二項において準用する商法」とを加え、「商

会社ヲ謂フ第二百九十四条第二項及第二百九十四条ノ二ニ於テ之ニ同ジ)」とを削り、「定時社員総会」と、同法第二百八十五条中「第三十四条第二号」とあるのは「保険業法第二十一条第一項ニ於テ準用スル第三十四条第二号」と、同法第二百八十六条ノ四第一項中「新株ヲ発行シタル」とあるのは「基金ヲ募集シタル」と、「其ノ発行」とあるのは「其ノ募集」と、「新株発行」とあるのは「基金募集」を「定時社員総会(総代会ヲ設ケタル場合ニ於テハ定時総代会)」と、同法第二百八十五条中「財産ニ付テハ第三十四条ノ規定ニ拘ラズ」とあるのは「財産ニ付テハ」に改め、「総代」との下に、「同条第二項中「子会社」とあるのは「子会社(保険業法第五十一条第二項ニ於テ準用スル第二百六十条ノ四第七項ニ規定スル子会社ヲ謂フ次条ニ於テ同ジ)」とを加え、「商法特例法第二条」を「商法特例法第一条の二第一項」に改め、「商法」とあるのは「保険業法第五十九条第一項において準用する商法」とを削り、「総額」との下に、「商法特例法第二十一条第一項中「商法」とあるのは「保険業法第五十九条第一項において準用する商法」とを加え、「会社

法特例法第二十條及び第二十一條中「定時總會」とあるのは「定時社員總會」と、「同条」とあるのは「同条、第三條第一項から第四項まで及び第四條」とを削り、同条第二項中「同法第二百八十三條第四項」を「商法特例法第十六條第二項」に、「要旨の」を「要旨に記載し、又は記録すべき事項及びその」に改める。

第六十條第三項中「及び第七十九條」を、並びに第七十九條第一項、第二項及び第四項に改める。

第六十五條中「第七十九條」を、第七十九條第一項、第二項及び第四項に、「及び第七十七條」を並びに第七十七條に改め、「株主總會」の下に「(ある種類の株主の總會を含む。以下同じ。を、「総代会」との下に、「同条第二項中「商法」とあるのは「保險業法第四十一條において準用する商法第二百五十三條第一項」と、同条第四項中「純資産又は負債」とあるのは「純資産」と、同法第八十一條第一項中「重要財産委員又は監査役(委員会等設置会社にあつては、取締役、委員会委員、執行役又は代表執行役)」とあるのは「又は監査役」とを加える。

第六十九條の二に次の一項を加える。

4 株式会社が委員会等設置会社である場合における組織変更の日までの間の第一項の規定の適用については、同項中「取締役」とあるのは、「執行役」とする。

第七十條第二項中「第三百七十八條第二項資本の減少」において準用する同法を「第三百七十六條第一項資本の減少に関する債権者の異議」に、「商法」を「商法第百條(債権者の異議)」に改める。

平成十四年四月二十三日 衆議院會議録第二十七号

商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案及び同報告書

第七十三條第三項中「第八十條第三項中」の下に「第二百三十二條第一項乃至第三項」とあるのは「第二百三十二條第一項本文、第二項及第三項」とを加え、「第八十條第三項において準用する同法第二百四十四條第六項中「前項二掲グルモノ」とあるのは「前項二掲グルモノ」と読み替えるものとする」を「第二百三十八條中「監査役」とあるのは「監査役(委員会等設置会社ニ在リテハ監査委員会)」と読み替えるものとする」に改め、同条第四項中「第二百三十二條第一項」を「第二百三十二條第一項本文に改める。

第七十六條第五項中「決議」との下に、「同条第四項において準用する商法第二百三十九條第六項中「取締役」とあるのは「取締役(委員会等設置会社ニ在リテハ執行役)」とを加え、「商法」を「同法」に改める。

第七十七條第一項中「取締役の下に「委員会等設置会社にあつては、執行役。次項において同じ。」を加え、同条第三項中「第七十七條第二項第二号」との下に、「第二十三條第四項において準用する同法第八十九條第一項中「発起人又ハ取締役」とあるのは「株式会社ノ取締役若ハ執行役又ハ組織変更後ノ相互会社ノ取締役」とを、「株式会社ノ取締役」の下に「(委員会等設置会社ニ在リテハ組織変更ヲ為ス旨ノ議案ヲ取締役会ニ提出シタル執行役ヲ含ム)」を加え、同条第四項を次のように改める。

4 第一項の規定による基金の募集のために必要な費用の額は、貸借対照表の資産の部に計上することができる。この場合においては、内閣府令で定めるところにより償却しなければならない。

第七十八條第三項中「取締役の下に「又ハ執行役」を加える。

第八十六條第四項中「第二百三十二條第一項」を「第二百三十二條第一項本文」に改め、同条第五項中「及び第五号」を「から第五号の二まで」に改め、同項第五号の次に次の一号を加える。

五の二 前号の株式を買い受けるときは、買受けの方法その他該買受けに関し内閣府令で定める事項

第八十八條の二に次の一項を加える。

3 組織変更後の株式会社が委員会等設置会社である場合における組織変更の日から当該日後六月を経過する日までの間の第一項の規定の適用については、同項中「取締役」とあるのは、「執行役」とする。

第九十二條の二第二項中「から第四項まで及び第七項」を、「第二項、第四項、第七項及び第九項」に改め、「及び第四項」の下に「から第七項まで」を、「発行価額」との下に、「同項第十三号中「取締役若ハ」とあるのは「取締役、執行役若ハ」と、「第二百六十六條第十九項」とあるのは「第二百六十六條第十九項株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十一條の十七第五項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム」とを、「組織変更後ノ株式会社ノ取締役」の下に「若ハ執行役」を加え、同条第四項中「検査役の調査」を「現物出資の調査等」に、「同条第二項」を「同条第二項第一号」に、「とあり、」第百六十

八条第一項第五号又ハ第六号」とあり、及び「同項第五号又ハ第六号」とあるのは「同号」と、同条第三項を「とあるのは「同号」と、同項第二号中「第百六十八條第一項第五号又ハ第六号」とあるのは「保險業法第九十二條の二第二項第四号」と、「定款」とあるのは「組織変更計画書」と、「同項第五号又ハ第六号」とあるのは「同号」と、同項第三号に、「読み替える」を、「非訟事件手続法第二百九十九條第二項中「発起人」とあるのは「組織変更ノ決議ノ当時ノ相互会社ノ取締役」と、「取締役(株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和四十九年法律第二十二号以下商法特例法ト称ス)第一條の二第三項ニ規定スル委員会等設置会社(以下委員会等設置会社ト称ス)ニ付キ商法第二百八十八條ノ八第三項ノ規定ニ依ル裁判ヲ為ス場合ニ於テハ現物出資ヲ為ス者及ビ執行役次項ニ於テ之ニ同じ」とあるのは「組織変更後ノ株式会社ノ取締役」と、同条第三項中「発起人」とあるのは「組織変更ノ決議ノ当時ノ相互会社ノ取締役」と、「取締役」とあるのは「組織変更後ノ株式会社ノ取締役」と読み替える」に改め、同条第六項を次のように改める。

6 第一項の規定による株式の発行のために必要な費用の額は、貸借対照表の資産の部に計上することができる。この場合においては、内閣府令で定めるところにより償却しなければならない。

第九十二條の三の次に次の一條を加える。

(現物出資の目的たる財産の価格の証明等をした者の責任)

第九十二條の三の二 商法第百九十二條ノ二第

一項及び第三項の規定は第九十二条の二第四項において準用する同法第七十三条第二項第三号の証明又は鑑定評価(以下この条において「証明等」という。)をした者について、同法第九十三条第二項の規定は当該証明等をした者が虚偽の証明等をした場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第九十二条の二第一項中「第六十八條第一項第五号又ハ第六号」とあるのは「保險業法第九十二条の二第一項第四号」と、「会社成立」とあるのは「組織変更」と、「定款」とあるのは「組織変更計画書」と、同条第三項においては「組織変更計画書」と読み替へるものとする。

2 第九十二条の二第四項において準用する同法第七十三条第二項第三号の証明等をした者が当該証明等をするについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、当該証明等をした者については、前項の規定は、適用しない。

第九十二条の七第一項第四号の次に次の一号を加える。

四の二 前号の株式を買い受けるときは、買受けの方法その他当該買受けに関し内閣府令で定める事項
第九十二条の九第一項第三号の次に次の一号を加える。

三の二 前号の株式を買い受けるときは、買受けの方法その他当該買受けに関し内閣府令で定める事項
第九十五条第二項第八号中「監査役」の下に

「(当該会社が委員会等設置会社であるときは、取締役、商法特例法第二十一条の八第四項に規定する委員会を組織する取締役、執行役及び代表執行役)を加え、同項第十号ロ中「第七十三條第三項前段(発起設立における検査役の調査を必要とする場合)の弁護士又は弁護士法人の証明書」を「第七十三條第二項第三号(財産価格の証明者の証明等)の証明及び鑑定評価を記載した書面」に改め、同条第五項中「前項の場合について」の下に、「第六十五條において準用する同法第七十九條第二項の規定は第二項第三号、第三項及び前項(同号に掲げる書面に関する部分に限る。)の場合についてを加える。」

第九十六条中、「第八十一条を」、「第八十一条第一項及び第二項」に改め、「第八十七條第一項」との下に、「同項中「取締役」とあるのは「取締役(委員会等設置会社にあつては、執行役)」とを、「完全親会社について」との下に、「同項において準用する商法第二百四十九條第一項及び第四百十五條第二項中「取締役」とあるのは「取締役、執行役」とを加える。

第九十六条第八項中「第二百六十三條第六項」を「第二百六十三條第七項」に改める。
第九十二条第二項中「第二百八十五條第六項第一項及び第二項(株式の評価)」を「第二百八十五條(財産評価に関する特則)」に改める。
第九十三条を次のように改める。

(事業費等の償却)
第九十三条 保險会社は、当該保險会社の成立後の最初の五事業年度の事業費に係る金額その他の内閣府令で定める金額を、貸借対照表の資産の部に計上することができる。この場合

において、当該保險会社は、定款で定めるところにより、当該計上した金額を当該保險会社の成立後十年以内に償却しなければならない。
第九十三条中「取締役」の下に、「執行役」を加える。

第九十六条の二第一項中「取締役」の下に「(委員会等設置会社にあつては、執行役)」を加える。

第九十五条中「及び第七十九條を」並びに第七十九條第一項、第二項及び第四項に改める。

第九十六条第一項第三号及び第九十五条第一項第三号の次に次の一号を加える。

三の二 前号の株式を買い受けるときは、買受けの方法その他当該買受けに関し内閣府令で定める事項
第九十六条第一項第十号を同項第十一号とし、同項第九号の次に次の一号を加える。

十 合併により消滅する株式会社の株式に係る株券の全部又は一部を当該株式会社に提出しなければならぬものとするとき(商法第四百十六條第四項に規定する同法第四百八條第五項及び第六項の場合を除く。)は、その旨
第九十六条の二第一項中「取締役」の下に「(委員会等設置会社にあつては、執行役)」を加える。

第九十六条第二項中「第三百七十六條第二項(資本の減少)において準用する同法第九條」を「第三百七十六條第一項(資本の減少)に関する」に改め、同条第五項中「取締役」の下に「(委

員会等設置会社にあつては、執行役)」を加える。
第七十條中「これらの規定」の下に「(同条第三項を除く。)」を加える。

第九十三条第二項に後段として次のように加える。
この場合において、同法第九十条第二項及び第九十一条第二項中「第七十九條第二項及び第九十四條第二項」とあるのは、「保險業法第六十五條において準用する第七十九條第二項」と読み替へるものとする。

第九十三条の三第一項中「取締役」の下に「(委員会等設置会社にあつては、執行役)」を加える。
第九十三条の四第二項中「第三百七十六條第二項(資本の減少)において準用する同法第九條」を「第三百七十六條第一項(資本の減少)に関する」に改め、同条第五項中「取締役」の下に「(委員会等設置会社にあつては、執行役)」を加える。

第九十三条中「から第三項まで」を、「第二項前段及び第三項」に、「営業所」を「登記」並びに第四百八十三條ノ二(外国会社の貸借対照表等の公告)に改め、同条に後段として次のように加える。
この場合において、同法第四百七十九條第一項中「定メ其ノ会社」とあるのは「定メ其ノ住所又ハ其ノ他ノ場所ニ事務所ヲ設クルコトヲ要ス此ノ場合ニ於テハ其ノ事務所」と、同条第二項中「本章ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外日本」とあるのは「日本」と読み替へるものとする。

第九十三条中「から第三項まで」を、「第二項前段及び第三項」に、「営業所」を「登記」並びに第四百八十三條ノ二(外国会社の貸借対照表等の公告)に改め、同条に後段として次のように加える。
この場合において、同法第四百七十九條第一項中「定メ其ノ会社」とあるのは「定メ其ノ住所又ハ其ノ他ノ場所ニ事務所ヲ設クルコトヲ要ス此ノ場合ニ於テハ其ノ事務所」と、同条第二項中「本章ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外日本」とあるのは「日本」と読み替へるものとする。

第百九十九条中「第百八十五条ノ六第一項及び第二項(株式の評価)を」第百八十五条財産評価に関する特則に改める。

第百八十二条に次の一項を加える。

7 第百八十五条第一項の内閣総理大臣の免許を受けた外国保険会社等(外国相互会社を除く。)については、商法第百八十三条ノ三(外国会社の代表者の退任に関する債権者の異議)の規定は、適用しない。

第百八十三条第一項中「営業所閉鎖命令」を「取引禁止命令等」に、「第百八十五条を」第百八十五条第一項から第三項までに改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同法第百八十四条第一項中「外国会社ガ日本ニ於テ取引ヲ継続シテ為スコトヲ止ムベキコト及其ノ営業所」とあるのは「外国相互会社ノ日本国内ノ事務所」と、同項第一号中「営業」とあるのは「日本国内ノ事務所ノ設置」と、同項第二号中「第百七十九条第四項」とあるのは「保険業法第百九十三条ニ於テ準用スル第百七十九条第一項」と、同項第三号中「業務」とあるのは「日本国内ノ事務所ニ於テ業務」と、同法第百八十五条第三項中「日本ニ於テ取引ヲ継続シテ為スコトヲ止ムベキコト」とあるのは「其ノ日本国内ノ事務所ヲ閉鎖シタル」と読み替えるものとする。

第百八十六条第一項中「並びに第百三条を」第百五十七条、第百八条(本店移転の登記)、第百三条(申請人)、第百四条(外国会社の登記)、第百五条第一項及び第三項(変更の登記)並びに第百七条に改め、「外国会社の登記」を

削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同法第五十七条第一項中「本店」とあるのは「日本国内の事務所」と、同条第四項中「本店移転」とあるのは「日本国内の事務所の移転」と、同法第百四条第一項中「商法第百七十九条第一項(有限会社法第七十六条において準用する場合を含む。)」の規定による外国会社」とあるのは「外国相互会社の事務所の設置」と、同条第三項中「日本における代表者を定めた旨又は日本に営業所」とあるのは「日本国内に事務所」と、同法第百五条第三項中「前二項の登記の」とあるのは「第一項の登記の」と、「既に前二項」とあるのは「既に同項」と、「前二項」とあるのは「同項」と読み替えるものとする。

第百二十七条に後段として次のように加える。

この場合において、同法第百二十六条第四項中「取引ヲ継続シテ為スコトヲ止ムベキコト又ハ営業所」とあるのは「外国相互会社ノ日本国内ノ事務所」と、「所在地(営業所ヲ設ケザル場合ニ於テハ日本ニ於ケル代表者ノ住所地)」とあるのは「所在地」と、同法第百三十五条ノ九第二項中「外国会社ガ日本ニ於テ取引ヲ継続シテ為スコトヲ止ムベキコト又ハ其ノ営業所」とあるのは「外国相互会社ノ日本国内ノ事務所」と読み替えるものとする。

第百四十二条第一項中「第百八十九条第三項を」第百八十九条第四項に改め、「取締役の下に」及び「執行役」を加える。

第百四十七條の二第一項及び第百四十七

条の四第一項中「取締役の下に」、「執行役」を加える。

第百四十九条の三第三項中「第百五十七条第一項の下に」及び「第百五十七条ノ三第一項を」、「解任」の下に「これらの規定を」を、「含む」の下に「又は商法特例法第二十一条の十三第六項(執行役の解任)を」、「の取締役の下に」、「執行役」を加え、同条第四項中「被管理会社の取締役の下に」、「執行役を」、「定めた取締役の下に」、「執行役を」、「第百五十四条第一項の下に」及び「第百五十七条ノ二第一項本文を」、「選任」の下に「これらの規定を」を、「含む」の下に「若しくは商法特例法第二十一条の十三第一項(執行役の選任)を加え、同条第五項中、「選任を」に改め、「時に」の下に「執行役は選任時の属する事業年度の終了後最初に招集される定時総会が終結した後最初に開催される取締役会の終結の時に」を加える。

第百五十五条の三第一項中「取締役の下に」(委員会等設置会社にあつては、執行役)を加える。

第百七十条の六第二項第一号中「移転会社の取締役の下に」(委員会等設置会社にあつては、執行役)を加える。

第百七十一条の二十六中「作成」の下に「又は商法特例法第二十一条の二十六第一項(計算書類の作成等)」を加える。

第百七十一条の三十一第一項、第百三十七條第七号及び第百三十八條の二中「取締役の下に」、「執行役」を加える。

第百二十四條第四項中「取締役」の下に

「執行役」を加え、同条第五項中、「取締役」の下に「執行役」を加え、「において準用する同法第六十七条ノ二の取締役を」若しくは「商法特例法第二十一条の十四第七項第一号において準用する商法第六十七条ノ二の取締役若しくは執行役」に改め、「第百五十八条第二項」の下に「(商法特例法第二十一条の十四第七項第五号において準用する場合を含む。)」を加える。

第百二十五條第四項中「取締役」の下に「執行役」を加え、「において準用する同法を」若しくは「商法特例法第二十一条の十四第七項第一号において準用する商法」に改め、「第百八十条第一項」の下に「及び商法特例法第二十一条の十四第七項第五号」を加える。

第百三十二条中「取締役」の下に「執行役」を加える。

第百三十三條第一項各号列記以外の部分中「取締役」の下に「執行役」を加え、「若しくは同法第百八十八条第三項において準用する同法」を、「同法第百八十八条第三項若しくは商法特例法第二十一条の十四第七項第一号において準用する商法」に改め、「第百三十三條第二項(第百八十三条第一項において準用する場合を含む。)」の下に「並びに商法特例法第二十一条の十四第七項第五号」を加え、同項第一号中「取締役」の下に「執行役」を加え、同項第十五号の二を次のように改める。

十五の二 第五十九条第一項において準用する商法特例法第六條第三項又は第百八十三条第一項において準用する商法第百三十三條第二項において準用する同法第百八十三条第五項の決議があつた場合において

て、これらの項に規定する措置を執らなかつたとき。

第三百三十三条第一項第五十二号中「取締役の下に」、「執行役」を加える。

第三百三十四条中「取締役」の下に、「執行役」を加え、「若しくは同法第百八十八条第三項において準用する同法」を、「同法第百八十八条第三項若しくは商法特例法第二十一条の十四第七項第一号において準用する商法」に改め、「第四百三十条第二項(第百八十三条第一項において準用する場合を含む。)」の下に「並びに商法特例法第二十一条の十四第七項第五号」を加える。

(保険業法の一部改正に伴う経過措置)

第五十三条 この法律の施行前に前条の規定による改正前の保険業法(以下この条において「旧法」という。)(第二十六条第四項において準用する旧商法第百八十一条第二項において準用する旧商法第百七十三条第三項、旧法第四十一条若しくは第四十九条において準用する旧商法第二百四十六條第三項において準用する旧商法第七十三條第三項、旧法第四十一條第三項において準用する旧商法第七十三條第三項)において準用する旧商法第七十三條第三項に規定する弁護士又は弁護士法人の証明及び不動産鑑定士の鑑定評価を受けた場合における当該弁護士又は弁護士法人及び当該不動産鑑定士については、次に掲げる規定は、適用しない。

一 前条の規定による改正後の保険業法(以下この条において「新法」という。)(第二十六条第四項において準用する新商法第百八十一条第二項において準用する新商法第七十三條第三項、新法第四十一條及び第四十九條において準用する新商法第百九十七條の三の二)

用する新商法第二百四十六條第三項において準用する新商法第七十三條第三項

三 新法第四十一條及び第四十九條において準用する新商法第二百四十六條第四項

四 新法第九十二條の二第四項において準用する新商法第七十三條第三項

二 前項に規定する場合における同項に規定する鑑定評価を記載し、又は記録した資料については、次に掲げる規定は、適用しない。

一 新法第二十六條第四項において準用する新商法第百八十一条第三項及び第百八十四條第二項

二 新法第二十八條

三 新法第四十一條及び第四十九條において準用する新商法第二百四十六條第三項において準用する新商法第百八十一条第三項及び第百八十四條第二項

四 新法第九十二條の二第五項において準用する新商法第七十三條第二項

五 新法第九十五條第二項

三 第一項に規定する場合における同項に規定する証明をした弁護士又は弁護士法人及び同項に規定する鑑定評価をした不動産鑑定士の義務及び責任については、次に掲げる規定は、適用しない。

一 新法第三十條において準用する新商法第百九十七條

二 新法第四十一條及び第四十九條において準用する新商法第二百四十六條第三項において準用する新商法第百九十七條

三 新法第九十二條の三の二

4 会日より八週間前の日がこの法律の施行の日前である社員総会又は総代会(新法第四十二條第一項に規定する総代会をいう。)(に関する次に掲げる規定の適用については、これらの規定中「八週間」とあるのは、「六週間」とする。

一 新法第三十八條第一項及び第四十五條第一項(これらの規定を新法第百八十三條第一項において準用する場合を含む。)

二 新法第三十八條第二項又は第四十五條第二項(これらの規定を新法第百八十三條第一項において準用する場合を含む。)(において準用する新商法第二百三十二條第二項

5 この法律の施行前に次に掲げる請求をした社員、総代又は社員債権者が行う社員総会、総代会(旧法第四十二條第一項に規定する総代会をいう。)(又は社員債権者集会の招集に関しては、この法律の施行後も、なお従前の例による。

一 旧法第三十九條第二項又は第四十六條第二項(これらの規定を旧法第百八十三條第一項において準用する場合を含む。)(において準用する旧商法第二百三十七條第三項の請求

二 旧法第六十一條第二項において準用する旧商法第二百三十七條第五項において準用する旧商法第二百三十七條第三項の請求

6 この法律の施行前に旧法第百七十三條第一項において準用する旧商法第四百八條第一項の承認の決議をした場合における公告及び債権者に対する催告並びに当該決議に係る合併による変更の登記及び設立の登記の申請書に添付すべき資料に関しては、この法律の施行後も、なお従前の例による。

(金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部改正)

第五十四條 金融機関等の更生手続の特例等に関する法律(平成八年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第百二十二條」を「第百二十二條の二」に、「第百五十二條」を「第百五十二條の二」に、「第百六十條の百五」を「第百六十條の百五の二」に、「第百六十條の百四十二」を「第百六十條の百四十二の二」に改める。

第十八條第一項中「代表取締役」の下に、「執行役、代表執行役」を加える。

第十八條の十七第二項中、「第百八十三條」を「第百八十三條第一項」に改める。

第十八條の十九第一項中「株式会社」の取締役、代表取締役の下に、「執行役、代表執行役」を加える。

第九十條中「商法」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第百八十三号)第六條の二第三項、信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)第五十五條の二又は労働金庫法第五十九條の二の規定において準用する商法」を記載され、又は記録された」とあるのは「記載された」に、「商法」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第六條の二第三項、信用金庫法第五十五條の二又は労働金庫法第五十九條の二の規定において準用する商法」を「法務省令」とあるのは「内閣府令」に改める。

第三章第七節中第百二十二條の次に次の一条を加える。

第三章第七節中第百二十二條の次に次の一条を加える。

第三章第七節中第百二十二條の次に次の一条を加える。

第三章第七節中第百二十二條の次に次の一条を加える。

第三章第七節中第百二十二條の次に次の一条を加える。

第三章第七節中第百二十二條の次に次の一条を加える。

第三章第七節中第百二十二條の次に次の一条を加える。

第三章第七節中第百二十二條の次に次の一条を加える。

(政令への委任)

第二百二十二条の二 銀行、新株式会社又は組織変更後の株式会社が株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和四十九年法律第二十二号)第一条の二第三項に規定する委員会等設置会社(以下「委員会等設置会社」という。)である場合におけるこの節の規定の適用に必要事項は、政令で定める。

第三百三十八条第五項中「(同法第二百八十条を「及び第二百五十七条ノ二第一項本文(これら)の規定を同法第二百八十条第一項」に、「選任)及びを「選任)並びに」に改める。

第四百四十条の三第二項中「第二百八十条ノ三十九第三項」を「第二百八十条ノ三十九第四項」に改める。

第四百四十一条の二第二項及び第四百四十一条の三第二項中「第三百四十一条ノ十五第三項」を「第三百四十一条ノ十五第四項」に改める。

第三章第八節中第五百二十二条の次に次の一条を加える。

(政令への委任)

第五百五十二条の二 銀行、新株式会社又は組織変更後の株式会社が委員会等設置会社である場合におけるこの節の規定の適用に必要事項は、政令で定める。

第六百六十条の七十一中「、同法第七百八十八

第二項中「商法第三十四條第二号」とあるのは「保険業法第二十一条第一項において準用する商法第三十四條第二号並びに保険業法第五十九條第一項において準用する商法」とを削り、「第百八十二条第一項中「商法第三十四條第二号」とあるのは「保険業法第二十一条第一項に

において準用する商法第三十四條第二号並びに保険業法第五十九條第一項において準用する商法を「第百八十二条第一項中「法務省令」とあるのは「内閣府令」に改める。

第六百六十条の百第十号中「(昭和四十九年法律第二十二号)第二条に規定する株式会社を「第一条の二第一項に規定する大会社又は同条第三項第二号に規定するみなし大会社」に改める。

第三章の二第七節中第六百六十条の百五の次に次の一条を加える。

(政令への委任)

第六百六十条の百五の二 第六百六十条の九十二に規定する株式会社、組織変更後の株式会社、

第六百六十条の九十九に規定する株式会社又は第六百六十条の百第一号若しくは第六百六十条の百二に規定する新株式会社が委員会等設置会社である場合におけるこの節の規定の適用に必要事項は、政令で定める。

第六百六十条の百二十四第五項中「(同法第二百八十条を「及び第二百五十七条ノ二第一項本文(これら)の規定を同法第二百八十条第一項」に、「選任)及びを「選任)並びに」に改める。

第六百六十条の百二十五の三第二項中「第二百八十条ノ三十九第三項」を「第二百八十条ノ三十九第四項」に改める。

第六百六十条の百二十六の三第二項及び第六百六十条の百二十七第二項中「第三百四十一条ノ十五第三項」を「第三百四十一条ノ十五第四項」に改める。

第三章の二第八節中第六百六十条の百四十二の次に次の一条を加える。

(政令への委任)

第六百六十条の百四十二の二 第六百六十条の九十二に規定する株式会社、組織変更後の株式会社、第六百六十条の九十九に規定する株式会社又は第六百六十条の百第一号若しくは第六百六十条の百二に規定する新株式会社が委員会等設置会社である場合におけるこの節の規定の適用に必要事項は、政令で定める。

第六百九十九条第二項中「若しくは取締役」を「取締役若しくは執行役」に改める。

第六百九十九条の二第二項中「取締役」の下に「執行役」を加える。

第二百一十一条第一項中「若しくは取締役」を「取締役若しくは執行役」に改める。

第二百一十二条第一項中「取締役」の下に「若しくは執行役」を加え、「これに」を「これらに」に改める。

(銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の特例等に関する法律の一部改正) 第五十五条 銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の特例等に関する法律(平成九年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「取締役」の下に「(株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和四十九年法律第二十二号)第十四条において「商法特例法」という。第一条の二第三項に規定する委員会等設置会社にあつては、執行役。次条第五項において同じ。を加える。

第七條第二項及び第四項中「商法」の下に「第四百三十三条ノ四第二項において準用する同法」を加える。

第十四条中「取締役」の下に「執行役」を加え、「第二百五十八條第二項」を「商法特例法第二十一条の十四第七項第一号において準用する商法第六十七條ノ二の職務代行者、同法第二百五十八條第二項(商法特例法第二十一条の十四第七項第五号において準用する場合を含む。)」に改める。

(土地の再評価に関する法律の一部改正) 第五十六条 土地の再評価に関する法律(平成十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「第三十四條第二号」を「第二百八十五條」に改め、「以下同じ。」を削り、同項第一号中「第二条に規定する株式会社(同条)を「第一条の二第一項に規定する大会社(同法第二条第一項)に改める。

第八条第二項中「商法第三十四條第二号の規定を「予測することができない減損が生じたこと」に改める。

(中部国際空港の設置及び管理に関する法律の一部改正) 第五十七条 中部国際空港の設置及び管理に関する法律(平成十年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第十三条中「代表取締役」の下に「又は代表執行役」を、「解任」の下に「又は株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和四十九年法律第二十二号)第二十一条の八第七項に規定する監査委員の選定及び解職を加える。

(債権譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律の一部改正) 第五十八条 債権譲渡の對抗要件に関する民法の

百七十三條第二項第三号の証明又は鑑定評價をした者の責任」に、「同法第百七十三條第三項中」を「同号中」に、「ノ財産」を「二掲グル事項」に、「契約二係ル財産を契約」と、「同項第五号又ハ第六号ノ」とあるのは、其ノ契約二係ルに改め、「とあり、及び其ノ事項」を削る。

第六十二「条中」招集地の下に、「第二百三十六条招集手続の省略」を、「この場合において」の下に、「同法第二百三十六条中」総会ハとあるのは「社員総会」資産の流動化に関する法律第二百三十六条の第三項二規定スル計画変更決議ヲ為ス社員総会ヲ除クハ」と、「株主」とあるのは「社員」とを加える。

第七十六「条中」報酬は、定款でその額を「報酬」についての次に掲げる事項は、定款でその事項に改め、同条に次の各号を加える。

一 報酬のうち額が確定しているものについて、その額

二 報酬のうち額が確定していないものについては、その具体的な算定の方法

三 報酬のうち金銭でないものについては、その具体的な内容

第七十六「条」に次の一項を加える。

2 商法第二百六十九「条」第二項の規定は、前項の決議について準用する。この場合において、同項中「株主総会」とあるのは「社員総会」と、「前項第二号」とあるのは「資産の流動化に関する法律第七十六「条」第一項第二号」と読み替えるものとする。

第七十八「条中」とするを「とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める」に改める。

第八十五「条」第七項を次のように改める。

7 第一項第一号から第三号までに掲げる資料及び同項の附属明細書に記載し、又は記録すべき事項及びその記載又は記録の方法は、内閣府令で定める。

第八十七「条」第二項第一号及び第九十一条第三項中「取締役」の下に、「執行役」を加える。

第九十三「条」第十項第三号中「第四項第六号」を「第六項第六号」に改める。

第九十六「条中」第九十三「条」第三項を「第九十三「条」第五項」に、「第二「条」を「第二「条」第一項」に改める。

第九十七「条」第五項第一号中「第九十三「条」第四項各号」を「第九十三「条」第六項各号」に改め、同項第二号中「第九十三「条」第七項第四号」を「第九十三「条」第十項第四号」に改める。

第九十八「条中」前条第三項を「前条第四項」に改める。

第九十九「条」第三項を次のように改める。

3 第九十三「条」第三項及び第四項の規定は、前項の資料及び監査報告書の写しの交付について準用する。この場合において、同条第四項中「監査役又は会計監査人」とあるのは、「社員」と読み替えるものとする。

第一百「条」を次のように改める。

(財産評価)
第一百「条」 特定目的会社の会計帳簿に記載し、又は記録すべき財産については、内閣府令で定めるところによりその価額を付さなければならない。

第一百「条」第一項第三号を次のように改める。

三 その他内閣府令で定める額

第一百「条」第三項第三号を削り、同項第四号を同項第三号とし、同項に次の一号を加える。

四 その他内閣府令で定める額

第一百四「条」第三項中「ノ社員、株主若ハ取締役」を削り、「第一百四「条」」を「第一百四「条」第一項」に改める。

第一百七「条」を次のように改める。

(特定目的会社の使用人の先取特権)

第一百七「条」 商法第二百九十五「条」(会社使用人の先取特権)の規定は、特定目的会社について準用する。

第二百三「条」第一項中「第二百九十八「条」を「第二百八十八「条」ノ三十四ノ二、第二百九十八「条」に改める。

第二百三「条」の二の五第四項中、「発起人」とあるのは「転換を請求する者」とを削る。

第二百三「条」の四の五第二項中「第二百三十「条」を「第二百八十「条」ノ三十四ノ二」に改め、「小切手法」の下に「(昭和八年法律第五十七「条」)を加える。

第二百三「条」の四の七第三項中、「発起人」とあるのは「新優先出資の引受権を行使する者」とを削る。

第二百三「条」の七第二項中「第二百十八「条」の八第二項を「第二百十八「条」の八第三項」に改める。

第二百六「条」第三項中「第五十二「条」ノ三(現物出資の検査)を「第五十二「条」ノ三第一項並びに商法第二百七十三「条」第二項(第一号及び第二号を除く。及び第三項(第二号を除く。、第二百四十六「条」第四項並びに第二百八十「条」ノ八第三項から第五項まで(現物出資の調査等)に、「検査」を「調査」に、「同法第五十三「条」を「有限会社法第五十三「条」に改め、「責任について」の下に「同法第五十五「条」ノ二の規定はこの項において準用する商法第二百七十三「条」第二項第三号の証明又は鑑定評価をした者の責任について」を加え、「同法第五十二「条」ノ二を「同法第五十二「条」第二項において準用する商法第二百七十五「条」第八項において準用する同法第三十三「条」ノ二第二項

中「法務省令」とあるのは「内閣府令」と、有限会社法第五十二「条」ノ二に、「同条第二項において準用する商法第二百八十「条」ノ八第二項中「第二百七十三「条」第二項後段及第三項」とあるのは「第二百七十三「条」第三項」と、「前項本文」とあるのは「資産の流動化に関する法律第二百六「条」第三項二於テ準用スル有限会社法第五十二「条」ノ三第一項本文」と、同条第三項を「商法第二百七十三「条」第二項第三号中「第二百六十八「条」第一項第五号又ハ第六号」とあるのは「資産の流動化に関する法律第二百六十八「条」第一項第一号又ハ第二号」と、「同項第五号又ハ第六号」とあるのは「同項第一号又ハ第二号」と、同法第二百八十「条」ノ八第三項に、「同法第五十六「条」第二項を「同法第五十五「条」ノ二第一項において準用する同法第五十四「条」第一項中「第四十九「条」第一号又ハ第二号」とあるのは「資産の流動化に関する法律第二百六十八「条」第一項第一号又ハ第二号」と、「資本」とあるのは「特定資本」と、同法第五十五「条」ノ二第二項中「第十六「条」」とあるのは「資産の流動化に関する法律第七十三「条」第三項」と、同法第五十六「条」第二項に、「とするを」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める」に改める。

第二百十八「条」第三項中「第三百七十六「条」第二項及び第三項を「第三百七十六「条」に、「同項を「同法第二百七十六「条」第一項中「前条第一項ノ決議」とあるのは「特定資本ノ減少ノ決議」と、「同項各号」二掲グル場合ニ於ケル其ノ各号ニ定ムル金額」とあるのは「特定資本ノ減少ノ方法」と、同条第三項に、「同条第二項を「同法第二百八十「条」第四項中「第二百四十五「条」ノ

中「法務省令」とあるのは「内閣府令」と、有限会社法第五十二「条」ノ二に、「同条第二項において準用する商法第二百八十「条」ノ八第二項中「第二百七十三「条」第二項後段及第三項」とあるのは「第二百七十三「条」第三項」と、「前項本文」とあるのは「資産の流動化に関する法律第二百六「条」第三項二於テ準用スル有限会社法第五十二「条」ノ三第一項本文」と、同条第三項を「商法第二百七十三「条」第二項第三号中「第二百六十八「条」第一項第五号又ハ第六号」とあるのは「資産の流動化に関する法律第二百六十八「条」第一項第一号又ハ第二号」と、「同項第五号又ハ第六号」とあるのは「同項第一号又ハ第二号」と、同法第二百八十「条」ノ八第三項に、「同法第五十六「条」第二項を「同法第五十五「条」ノ二第一項において準用する同法第五十四「条」第一項中「第四十九「条」第一号又ハ第二号」とあるのは「資産の流動化に関する法律第二百六十八「条」第一項第一号又ハ第二号」と、「資本」とあるのは「特定資本」と、同法第五十五「条」ノ二第二項中「第十六「条」」とあるのは「資産の流動化に関する法律第七十三「条」第三項」と、同法第五十六「条」第二項に、「とするを」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める」に改める。

第二百十八「条」第三項中「第三百七十六「条」第二項及び第三項を「第三百七十六「条」に、「同項を「同法第二百七十六「条」第一項中「前条第一項ノ決議」とあるのは「特定資本ノ減少ノ決議」と、「同項各号」二掲グル場合ニ於ケル其ノ各号ニ定ムル金額」とあるのは「特定資本ノ減少ノ方法」と、同条第三項に、「同条第二項を「同法第二百八十「条」第四項中「第二百四十五「条」ノ

中「法務省令」とあるのは「内閣府令」と、有限会社法第五十二「条」ノ二に、「同条第二項において準用する商法第二百八十「条」ノ八第二項中「第二百七十三「条」第二項後段及第三項」とあるのは「第二百七十三「条」第三項」と、「前項本文」とあるのは「資産の流動化に関する法律第二百六「条」第三項二於テ準用スル有限会社法第五十二「条」ノ三第一項本文」と、同条第三項を「商法第二百七十三「条」第二項第三号中「第二百六十八「条」第一項第五号又ハ第六号」とあるのは「資産の流動化に関する法律第二百六十八「条」第一項第一号又ハ第二号」と、「同項第五号又ハ第六号」とあるのは「同項第一号又ハ第二号」と、同法第二百八十「条」ノ八第三項に、「同法第五十六「条」第二項を「同法第五十五「条」ノ二第一項において準用する同法第五十四「条」第一項中「第四十九「条」第一号又ハ第二号」とあるのは「資産の流動化に関する法律第二百六十八「条」第一項第一号又ハ第二号」と、「資本」とあるのは「特定資本」と、同法第五十五「条」ノ二第二項中「第十六「条」」とあるのは「資産の流動化に関する法律第七十三「条」第三項」と、同法第五十六「条」第二項に、「とするを」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める」に改める。

第二百十八「条」第三項中「第三百七十六「条」第二項及び第三項を「第三百七十六「条」に、「同項を「同法第二百七十六「条」第一項中「前条第一項ノ決議」とあるのは「特定資本ノ減少ノ決議」と、「同項各号」二掲グル場合ニ於ケル其ノ各号ニ定ムル金額」とあるのは「特定資本ノ減少ノ方法」と、同条第三項に、「同条第二項を「同法第二百八十「条」第四項中「第二百四十五「条」ノ

中「法務省令」とあるのは「内閣府令」と、有限会社法第五十二「条」ノ二に、「同条第二項において準用する商法第二百八十「条」ノ八第二項中「第二百七十三「条」第二項後段及第三項」とあるのは「第二百七十三「条」第三項」と、「前項本文」とあるのは「資産の流動化に関する法律第二百六「条」第三項二於テ準用スル有限会社法第五十二「条」ノ三第一項本文」と、同条第三項を「商法第二百七十三「条」第二項第三号中「第二百六十八「条」第一項第五号又ハ第六号」とあるのは「資産の流動化に関する法律第二百六十八「条」第一項第一号又ハ第二号」と、「同項第五号又ハ第六号」とあるのは「同項第一号又ハ第二号」と、同法第二百八十「条」ノ八第三項に、「同法第五十六「条」第二項を「同法第五十五「条」ノ二第一項において準用する同法第五十四「条」第一項中「第四十九「条」第一号又ハ第二号」とあるのは「資産の流動化に関する法律第二百六十八「条」第一項第一号又ハ第二号」と、「資本」とあるのは「特定資本」と、同法第五十五「条」ノ二第二項中「第十六「条」」とあるのは「資産の流動化に関する法律第七十三「条」第三項」と、同法第五十六「条」第二項に、「とするを」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める」に改める。

二を「第二百四十五条ノ第二項」に改める。
 第一百八条の五第二項中「第二百三十二条第一項」を「第二百三十二条第一項本文」に改める。

第一百八条の六第三項中「所持人について」の下に、それぞれを、「第二十九条第四項」の下に「及び第五項を加え、同条第五項を」同項に改め、「第五十二條第二項」の下に「(第五十三條第四項において準用する場合を含む。)」を加える。

第一百八条の八第三項を同条第四項とし、同条第二項中「第三百七十五條第二項」を「第三百七十五條第三項」に、「資本減少の方法及び手続を」債権者の異議に、「前項」を「第一項」に改め、「第五十三條第一項」の下に、「同法第三百七十六條第一項中「前条第一項」とあるのは「資産の流動化に関する法律第一百八条の八第一項」と、「同項各号」とあるのは「同項第一号及第二号」とを加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の決議においては、減少すべき優先資本の額及び次の各号に掲げる場合における当該各号に定める事項を定めなければならない。この場合においては、第一号及び第二号に定める金額の合計額は、減少すべき優先資本の額を超えてはならない。

- 一 優先出資の消却を行う場合 消却すべき優先出資の種類及び数、消却の方法並びに消却に要する金額
- 二 資本の欠損の補てんに充てる場合 補てんに充てるべき金額
- 三 優先出資の併合を行う場合 併合すべき

優先出資の種類及び併合の方法

第一百八条の九第一項に後段として次のように加える。

この場合においては、優先出資の消却に要する金額は、当該優先資本の減少の額を超えてはならない。

第一百八条の九第一項第一号中、「方法」を削り、同項第三号を同項第五号とし、同項第二号の次に次の二号を加える。

- 三 各優先資本の減少において優先出資の消却を行うときは、消却すべき優先出資の種類及び数又はその計算方法、消却の方法並びに消却に要する金額又はその計算方法
- 四 各優先出資の減少において優先出資の併合を行うときは、併合すべき優先出資の種類及び併合の方法

第一百八条の九第三項中「及び商法第百条を」並びに商法第三百七十六條第一項及び第二項(債権者の異議)に改め、同項後段を次のように改める。

この場合において、第六十一条の二第二項中「社員総会の決議」とあるのは「取締役の決定」と、同法第三百七十六條第一項中「前条第一項ノ決議」とあるのは「資産の流動化に関する法律第一百八条の九第一項ノ決定」と、「債権者」とあるのは「債権者(特定社債権者、特定約束手形ノ所持人及特定目的借入ニ係ル債権者ヲ除ク)」と、「同項各号ニ掲グル場合ニ於ケル其ノ各号ニ定ムル」とあるのは「優先出資ノ消却ニ要スル」と、同条第二項において準用する第百条第二項及び第三項中「債権者」とあるのは「債権者(特定社債権者、特定約束

手形ノ所持人及特定目的借入ニ係ル債権者ヲ除ク」と読み替えるものとする。

第一百八条の十第一項中、「第二項」を、「第二項前段」に改め、「同条第二項中「売却シ又ハ買受ケ」とあるのは「売却シ」とを削り、同条第二項中「第一百八条の八第二項において準用する商法第三百七十六條第二項において準用する同法第百条又は前条第三項において準用する同法第百条を」第一百八条の八第三項又は前条第三項において準用する同法第三百七十六條第一項及び第二項に改める。

第一百三十条第一項中「第九十九條第三項」を「第九十九條第四項及び第五項」に、「第二百四條ノ二第二項及び第三項」を「第二百四條ノ二第二項」に、「同項中」を「同条第三項中「株主ガ」とあるのは「社員ガ」とに改め、「第三十三條ノ二」の下に「及び同法第二百四十四條第六項において準用する同法第二百六十三條第三項第二号」を加え、同条に次の一項を加える。

3 第二十四條第二項第六号の規定は、第一項において準用する第九十九條第五項の清算人の決定があつた場合の登記について準用する。

第三百三十四條中「第七十九條第二項」を「第七十九條第四項」に、「第九十四條」を「第九十四條第一項」に改め、「準用する商法第百三十四條」の下に、「同法第七十九條第四項中「純資産又は負債」とあるのは「純資産」と、同法第八十一条中「重要財産委員又は監査役(委員会等設置会社にあつては、取締役、委員会委員、執行役又は代表執行役)」とあるのは「又は監査役」とを加える。

第三百三十五條第三号中「第七十三條第三項前段の弁護士又は弁護士法人の証明を」第七十三條第二項第三号の証明及び鑑定評価に改める。

第三百三十七條の五第一号中「同条第二項」を「同条第三項」に、「第三百七十六條第二項において準用する同法第百条第一項」を「第三百七十六條第一項」に改め、同条第二号中「第百条第一項」を「第三百七十六條第一項」に改める。

第三百三十八條中「第三百三十五條第二号から第四号まで及び第七号」を「次」に改め、同条に次の各号を加える。

- 一 第三百三十五條第二号、第四号及び第七号に掲げる書類
- 二 取締役及び監査役又は検査役の調査報告並びに第百十六條第三項において準用する商法第百七十三條第二項第三号の証明及び鑑定評価を記載した書面並びにその附属書類

第三百三十九條中「第三百七十六條第二項において準用する商法第百条第一項」を「第三百七十六條第一項」に改める。

第百五十八條第一号中「添付書類」を「添付資料」に、「書類に虚偽の記載を」資料に虚偽の記載若しくは記録に、「記載すべきを」記載し、若しくは記録すべきに改め、「事実の記載」の下に「若しくは記録」を加える。

第百七十三條第五項中「代表取締役」の下に「又は代表執行役」を加える。

第百七十八條第一項中「(昭和八年法律第五十七号)」を削る。

第百九十一條第二項中「第一項乃至第三項」を「第一項本文第二項及第三項」に、「第一項」を

「第一項本文及」に、「第二百三十一條第一項を」 「第二百三十二條第一項本文」に改める。 第二百四十條第三項、第二百四十二條第二項 及び第二百五十一條第二項中「取締役」の下に 「執行役」を加える。	有限会社法第五十二條ノ第三項において準用 する旧商法第二百八十條ノ第八項において準 用する旧商法第七十三條第三項に規定する弁 護士又は弁護士法人の証明及び不動産鑑定士 の鑑定評価を受けた場合における当該弁護士又は 弁護士法人及び当該不動産鑑定士については、 次に掲げる規定は、適用しない。	二 新法第二百六十六條第三項において準用する商 法改正法による改正後の有限会社法第五十五 條ノ二 四 此の法律の施行前に次に掲げる請求をした特 定社員若しくは優先出資社員、特定社員債権者又 は受益証券の権利者が行う社員総会、特定社員 債権者集會又は権利者集會の招集に関しては、こ の法律の施行後も、なお従前の例による。	四項に規定する資産流動化計画に定めがある場 合における当該定めに係る優先資本の減少に関 しては、この法律の施行後も、なお従前の例に よる。 (債権管理回収業に関する特別措置法の一部改 正) 第六十一條 債権管理回収業に関する特別措置法 (平成十年法律第二百一十八号)の一部を次のよう に改正する。
第二百五十二條第一項第二十二号中「同条第 三項第九十九條第三項において準用する場合 を含む。」若しくは同条第二項を「第三項の規 定、第九十九條第二項若しくは第三項」に改 め、同項第二十二号の二中「の取締役」を「第百 三十條第一項において準用する場合を含む。」 に改め、同項第二十八号中「若しくは第百十八 條の八第二項において準用する商法第三百七十 六條第二項において準用する商法第三百七十 六條の九第三項において準用する場合を含む。」 を「において準用する商法第三百七十六條 第一項及び第二項」に改め、同号の次に次の一 号を加える。	二 前項に規定する場合における同項に規定する 鑑定評価を記載し、又は記録した資料について は、次に掲げる規定は、適用しない。 一 新法第二百二十二條第二項において準用する新 商法第二百七十三條ノ二第一項 二 新法第六十一條第三項及び第百十六條第三 項において準用する新商法第二百四十六條第 四項	一 旧法第五十四條第四項(旧法第三百三十條第 一項において準用する場合を含む。)において 準用する旧商法第二百三十七條第三項の請求 二 旧法第二百三十三條第一項において準用する旧 商法第二百二十條第五項において準用する旧 商法第二百三十七條第三項の請求 三 旧法第二百八十一條第四項において準用する 旧商法第二百三十三條第五項において準用する 旧商法第二百三十七條第三項の請求	第十條第一項第三号中「代表取締役」の下に 「又は代表執行役」を加える。 (金融機能の再生のための緊急措置に関する法 律の一部改正) 第六十二條 金融機能の再生のための緊急措置に 関する法律(平成十年法律第二百三十一号)の一部 を次のように改正する。
二十八の二 第百十八條の八第三項又は第百 十八條の九第三項において準用する商法第 三百七十六條第一項及び第二項の規定に違 反して優先資本の減少を行ったとき。 第二百五十四條中「取締役」の下に「執行役」 を加える。	三 新法第二百三十五條及び第百三十八條 第一項に規定する場合における同項に規定す る証明をした弁護士又は弁護士法人及び同項に 規定する鑑定評価をした不動産鑑定士の義務及 び責任については、次に掲げる規定は、適用し ない。 一 新法第二百二十二條第三項及び第四項(これら の規定を新法第六十一條第三項において準用 する場合を含む。)	六 この法律の施行前に特定資本の減少の決議又 は旧法第二百八十八條の八第一項の優先資本の減少 の決議をした場合における公告及び債権者に対 する催告並びに当該特定資本の減少による変更 の登記及び当該優先資本の減少による変更の登 記の申請書に添付すべき資料に関しては、この 法律の施行後も、なお従前の例による。	第十四條第一項中「監査役」の下に「株式 会社の監査等に関する商法の特例に関する法律 (昭和四十九年法律第二十二号)第一条の二第三 項に規定する委員会等設置会社においては、取 締役及び執行役」を加える。 第五條第七号中「取締役」を「取締役若しくは 執行役」に、「取締役とを」を「取締役又は執行役 と」に改める。
第六十條 この法律の施行前に前条の規定による 改正前の資産の流動化に関する法律(以下この 条において「旧法」という。)第二十二條第二項若 しくは第六十一條第三項において準用する旧商 法第二百七十三條第三項又は旧法第二百六十六條第三 項において準用する商法改正法による改正前の	三 新法第二百三十五條及び第百三十八條 第一項に規定する場合における同項に規定す る証明をした弁護士又は弁護士法人及び同項に 規定する鑑定評価をした不動産鑑定士の義務及 び責任については、次に掲げる規定は、適用し ない。 一 新法第二百二十二條第三項及び第四項(これら の規定を新法第六十一條第三項において準用 する場合を含む。)	七 この法律の施行の際現に旧法第二百八十八條の九 第一項各号に掲げる事項について旧法第二條第	第十四條第一項中「監査役」を「及び監査役 (被管理金融機関が株式会社の監査等に関する 商法の特例に関する法律(昭和四十九年法律第 二十二号)以下「商法特例法」という。)第一条の

二第三項に規定する委員会等設置会社(以下「委員会等設置会社」という。)である場合にあっては取締役及び執行役」に、「監事。以下同じ。及び」を「理事及び監事」並びに「に改める。

第十八条第一項中「監査役」の下に「(被管理金融機関が委員会等設置会社である場合にあっては取締役又は執行役、被管理金融機関が信用金庫等である場合にあっては理事又は監事)」を加える。

第二十二條第三項中「(同法を」及び第二百五十七條ノ三第一項(これらの規定を同法に改め、「含む。の下に」、商法特例法第二十一條の十三第六項を加え、「及び」を並びに「に改め、「監査役」の下に「(被管理金融機関が委員会等設置会社である場合にあっては取締役又は執行役、被管理金融機関が信用金庫等である場合にあっては理事又は監事)」を加える。

第二十四條中「第三百七十六條第二項において準用する同法第百條を」第三百七十六條第一項に改める。

第八十二條第一項及び第八十七條中「取締役」の下に、「執行役」を加える。

(金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律の一部改正)

第六十三條 金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律(平成十年法律第百四十三号)の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「第三百七十六條第二項において準用する同法第百條第一項を」第三百七十六條第一項に改め、同条第三項中「第三百七十六條第二項を」第三百七十六條第一項及び第二項に改める。

(新事業創出促進法の一部改正)

第六十四條 新事業創出促進法(平成十年法律第百五十二号)の一部を次のように改正する。
目次中「第十一条の五を」第十一条の四に改める。

第十一条の二第四項を削り、同条第五項中「第三項を」前項に改め、同項を同条第四項とする。

第十一条の三第三項中「前条第五項を」前条第四項に改める。

第十一条の四を削る。

第十一条の五第一項の表第三條第一項の項中「第十一条の五第一項を」第十一条の四第一項に改め、同条を第十一条の四とする。

第十六條第一項第二号中「商法を」商法(明治三十二年法律第四十八号)に改める。

第三十二條第一号及び第三号中「第十一条の二第五項第一号を」第十一条の二第四項第一号に改める。

第三十八條第二項中「から第十一条の四まで」を、「第十一条の三」に改め、同条第四項中「第五項第三号並びに第十一条の四第一項及び第二項を」第四項第三号に改める。

(新事業創出促進法の一部改正に伴う経過措置)

第六十五條 この法律の施行前に前条の規定による改正前の新事業創出促進法(平成十年法律第百四十三号)の認定を受けた場合における当該認定に係る調査による証明、当該証明に係る主務大臣に対する報告、当該認定の取消し、取締役及び監査役が調査すべき事項、株主総会に提出すべき書面及び報告すべき事項並びに当該証明に係る損害賠償の責任に関しては、この法律の施行後も、なお従前の例による。

(特定融資枠契約に関する法律の一部改正)

第六十六條 特定融資枠契約に関する法律(平成十一年法律第四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「第二条に規定する株式会社」を「第一条の二第二項に規定する大会社」に改める。

(民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部改正)

第六十七條 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成十一年法律第百十七号)の一部を次のように改正する。

第二十条第二項中「同法第二百九十条第一項第四号及び第二百九十三条ノ五第三項第三号中「第二百八十六條ノ二及第二百八十六條ノ三を」これらの規定中「左ノ金額に、第二百八十六條ノ二及第二百八十六條ノ三並ニ」を「左ノ金額及内閣府令ニ定ムル場合ニ於ケル」に改め、「第二十條第一項」の下に「ノ規定ニ依リ貸借対照表ノ資産ノ部ニ計上シタル金額中内閣府令ニ定ムル金額ノ合計額」を加える。

(産業活力再生特別措置法の一部改正)

第六十八條 産業活力再生特別措置法(平成十一年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。
目次中「第三十九條を」第三十八條に改める。

第八条から第十条までを次のように改める。

第八条から第十条まで 削除

第十一条第一項中「会社は」を「事業者であつて株式会社であるもの(以下この条において単に「会社」という。は)」に、「又は取締役会の決議を」若しくは取締役会の決議又は執行役の決定に改め、「当該決議」の下に「又は決定」を加える。

第二十六條第一項第二号中「商法を」商法(明治三十二年法律第四十八号)に改める。

第三十八條の前の見出し及び同条を削り、第三十九條を第三十八條とし、同条に見出しとして「(罰則)」を付する。

(産業活力再生特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第六十九條 この法律の施行前に前条の規定による改正前の産業活力再生特別措置法(平成十一年法律第百三十一号)の二項及び第三項において準用する場合を含む。の主務大臣の認定を受けた場合における当該認定に係る調査による証明、当該証明に係る主務大臣に対する報告、当該認定の取消し、取締役及び監査役が調査すべき事項、創立総会又は株主総会に提出すべき書面及び報告すべき事項、当該証明に係る損害賠償の責任並びに登記の申請書に添付すべき書面に関しては、この法律の施行後も、なお従前の例による。

2 この法律の施行前にした行為及び前項の規定により従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正)

第七十条 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第百三十六号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項第一号中「取締役」の下に、「執行役」を加える。

別表に次の一号を加える。

六十五 株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和四十九年法律第二十二号)第二十九条の二(執行役等の特別背任、未遂罪)、第二十九条の四(虚偽文書行使)、第二十九条の八第一項(会社荒らし等)に関する收賄又は第二十九条の十第二項(株主の権利の行使に関する利益の受供与)若しくは第四項(株主の権利の行使に関する利益の受供与等)についての威迫行為)の罪

(民事再生法の一部改正)
第七十一条 民事再生法(平成十一年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。
第十六条第二項第一号、第五十九条及び第四百二十二条第一項中「取締役の下に」、執行役を加える。

第六十一条第一項中「資本減少の方法」を「次の各号に掲げる場合における当該各号に定める事項」に改め、同項に次の各号を加える。
一 株式の消却をする場合 消却すべき株式の種類及び数並びに消却の方法
二 資本の欠損の補てんに充てる場合 補てんに充てるべき金額
第八十三条第二項中「第三百七十六条第二項及び第三項を」第三百七十六条に改める。
第二百四十六条第二項及び第二百五十条中「取締役の下に」、執行役を加える。
(民事再生法の一部改正に伴う経過措置)
第七十二条 前条の規定による改正前の民事再生法第六十一条の規定により資本減少に関する事項を定めた再生計画についてこの法律の施行

前に認可の決定があった場合における当該再生計画に基づき行われる資本減少に関しては、この法律の施行後も、なお従前の例による。
(中間法人法の一部改正)
第七十二条 中間法人法(平成十三年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第十七条の見出しを「現物提出の調査等」に改め、同条第六項第三号を次のように改める。
三 第十一条第一項第一号又は第二号に掲げる事項が相当であることについて弁護士、弁護士法人、公認会計士(外国公認会計士を含む)、監査法人、税理士又は税理士法人の証明(同項第一号又は第二号の財産が不動産であるときは、当該証明及び不動産鑑定士の鑑定評価を受けた場合 同項第一号又は第二号に掲げる事項 第十七条に次の一項を加える。

7 次の各号に掲げる者は、前項第三号の証明及び鑑定評価をすることができない。
一 財産の現物提出者又は譲渡人
二 社員
三 理事又は監事
四 業務の停止を受け、その停止の期間を経過しない者
五 弁護士法人、監査法人又は税理士法人であつて、その社員のうちに前号に掲げる者があるもの又はその社員の半数以上が第一号から第三号までに掲げる者のいずれかに該当するもの
第十八条第一項第二号中「弁護士又は弁護士法人の証明」を「証明(同号に規定する財産が不動産であるときは、同号の鑑定評価を含む。)」に改める。

に改める。

第二十條の次に次の一條を加える。
(財産の価格の証明等をした者の責任)
第二十条の二 前条第三項の規定は第十七条第六項第三号の証明又は鑑定評価(以下この条において「証明等」という。)をした者について、商法第九十三條第二項の規定は当該証明等をした者が虚偽の証明等をした場合について、それぞれ準用する。ただし、当該証明等をした者が当該証明等をするに注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。

第三十七條第三項中「第十七條第六項の」を「第十七條第六項及び第七項(第二号を除く。)」に、「に規定する弁護士又は弁護士法人の証明を記載した書面について」を「証明を記載した書面(この項において準用する同号に規定する財産が不動産であるときは、この項において準用する同号の鑑定評価を記載した書面を含む。)」について、第二十条の二(第二十条第三項の規定を準用する部分を除く。の)規定はこの項において準用する第十七條第六項第三号の証明又は鑑定評価をした者の義務又は責任についてに改め、同条に次の一項を加える。
4 有限責任中間法人の使用人は、前項において準用する第十七條第六項第三号の証明及び鑑定評価をすることができない。
第三十八條第五項中「有限会社法」を「商法第二百五十三條第一項並びに有限会社法に」、「及び第二項から第四項まで」を、「第二項及び第三項に」、「同条第一項本文」を「商法第二百五十三條第一項中「記載又ハ記録シタル書面又ハ電磁

的記録」とあるのは「記載シタル書面」と、有限会社法第四十二條第一項本文に、「から第四項までの規定」を「及び第三項」に改める。
第五十九條に次の一項を加える。

3 第一項第一号から第三号までに掲げる書類及び同項の附属明細書に記載すべき事項及びその記載の方法は、法務省令で定める。
第六十三條を次のように改める。
第六十三條 削除
第六十八條第一項に次の二号を加える。
五 第三十八條第五項において準用する商法第二百五十三條第一項の書面第三十八條第五項において準用する商法第二百五十三條第一項の規定により社員総会の決議があつたものとみなされた日(次号において「みなし決議の日」という。)から十年間を経過していないものに限る。主たる事務所
六 前号の書面の謄本(みなし決議の日から五年間を経過していないものに限る。)従たる事務所
第七十一条第一項中、第二百八十五條ノ二、第二百八十五條ノ四から第二百八十五條ノ七まで及び第二百八十七條ノ二を削り、「同法第二百八十五條中「第三十四條第二号」を「同条中「第三十四條」に、「準用スル第三十四條第二号」を「準用スル第三十四條」に改める。
第七十五條の見出しを「現物提出の調査等」に改め、同条第二項中「並びに第六項第二号及び第三号」を、「第六項(第一号を除く。及び第七項(第二号を除く。))並びに第三十七條第四項に、「同条第三項後段」を「第三十七條第三項後段」に改める。

第七十八條の次に次の一条を加える。
(現物拠出財産の価格の証明等をした者の責任)

第七十八條の二 前条第三項の規定は第七十五条第二項において準用する第十七条第六項第三号の証明又は鑑定評価(以下この条において「証明等」という。)をした者について、商法第九十三條第二項の規定は当該証明等をした者が虚偽の証明等をした場合について、それぞれ準用する。ただし、当該証明等をした者が当該証明等をするについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。

第五百五十一條第三項中(第六号を「(第一項第六号に、」第七十三條第三項前段を「第七十三條第二項第三号に、」監査役」とあるのは「理事及び」を「監査役(委員会等設置会社にあるは、取締役、委員会委員(商法特例法第二十一條の八第四項に規定する委員会を組織する取締役をいう。第八十一條において同じ。)、執行役及び代表執行役」とあるのは「理事及び監事」と、同法第八十一條第一項中「取締役、代表取締役、重要財産委員又は監査役(委員会等設置会社にあつては、取締役、委員会委員、執行役又は代表執行役)」とあるのは「理事又は」に、「第九十條第二号を「第九十條第一項第二号」に、「同条第三号を「同項第三号」に、「同条第七号を「同項第七号」に、「同法第九十一條第一号を「同条第二項中「第七十九條第二項及び第九十四條第二項」とあるのは「中間法人法第九十一條第三項前段において準用する第九十四條第二項」とを、「準用する商法」との下に、「同法第九十四條第二項中「有有限会社法第四十一條」とあるのは「中間法人法第三十八條第五項」とを加える。

「第四号まで」と、同条第一号を「第四号まで」と、同項第一号に改め、「第四項」との下に「同条第二項中「第七十九條第二項及び第九十四條第二項」とあるのは「中間法人法第九十一條第三項前段において準用する第九十四條第二項」とを、「準用する商法」との下に、「同法第九十四條第二項中「有有限会社法第四十一條」とあるのは「中間法人法第三十八條第五項」とを加える。

第五百五十九條中「取締役」の下に、「執行役を加える。

(中間法人法の一部改正に伴う経過措置)

第七十四條 前条の規定による改正前の中間法人法(以下この項において「旧法」という。第七十七條第六項第三号(旧法第三十七條第三項及び第七十五條第二項において準用する場合を含む。))に規定する弁護士又は弁護士法人の証明及び不動産鑑定士の鑑定評価を受けた場合における当該弁護士又は弁護士法人及び当該不動産鑑定士については、前条の規定による改正後の中間法人法(以下この条において「新法」という。))第七十七條第七項(新法第三十七條第三項及び第七十五條第二項において準用する場合を含む。))及び第三十七條第四項(新法第七十五條第二項において準用する場合を含む。))の規定は、適用しない。

2 前項に規定する場合における同項に規定する鑑定評価を記載した書面については、新法第三十七條第三項において準用する新商法第八十一條第三項及び第九十四條第二項の規定並びに新法第九十一條第三項において準用する第三十三條の規定による改正後の商業登記法第八

十條及び第八十二條の規定は、適用しない。

3 第一項に規定する場合における同項に規定する証明をした弁護士又は弁護士法人及び同項に規定する鑑定評価をした不動産鑑定士の義務及び責任については、新法第二十條の二(新法第三十七條第三項において準用する場合を含む。))及び第七十八條の二の規定は、適用しない。

(旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第七十五條 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律(平成十三年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

附則第五條中「取締役」の下に「又は執行役」を加える。

(株券等の保管及び振替に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第七十六條 株券等の保管及び振替に関する法律の一部を改正する法律(平成十三年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

附則第二條中、「第三十五條」を削り、同条の表中「取締役」の下に、「執行役」を加える。

(杜債等の振替に関する法律の一部改正)

第七十七條 杜債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。

第三條第一項第三号中「取締役」の下に、「執行役」を加える。

第四條第一項第四号中「監査役」の下に「(株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第一條の二第三項に規定する委員会等設置会社

(第八十三條第一項において「委員会等設置会社」という。))にあつては、取締役及び執行役」を加える。

第七條及び第二十二條第一項中「取締役」の下に、「執行役」を加える。

第八十三條第一項各号列記以外の部分中「株式会社」の下に「(委員会等設置会社を除く。)」を加える。

(農林中央金庫法の一部改正)

第七十八條 農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第二十四條第二項中「取締役」の下に、「執行役」を加える。

第三十三條第三項中「附属明細書」の下に「記載事項及び」を加え、同条第四項中「第一号」を「第二号第一項」に改め、「第四條第二項第二号」の下に「(商法特例法第六條の四第二項において準用する場合を含む。))」を、「第二十四條第三項に規定する子会社」との下に、「同じ。」「若しくは連結子会社」とあるのは「同じ。」「」を加え、「同条第五項中「会社又はその子会社の取締役」を「同条第三項中「職務(連結子会社については、第十九條の二第一項に規定する連結計算書類に関するものに限る。))」とあるのは「職務」と、「子会社若しくは連結子会社」とあるのは「子会社」と、同条第五項中「大会社又はその子会社若しくは連結子会社の取締役、執行役」に改め、「職員又はその子会社の取締役」の下に「執行役」を、「若しくは」との下に、「子会社若しくは連結子会社から」とあるのは「子会社から」とを加える。

第三十七條第四項中「第二條」を「第二條第一項」に改める。

第三十九条第一項中「前項」との下に、「同法第二百六十九條第二項中「取締役」とあるのは「経営管理委員」とを加える。

第七十五条中「及び第三十四條から第三十六条まで」を、「第三十五條及び第三十六條」に改め、「第二百八十五條ノ二、第二百八十五條ノ四から第二百八十五條ノ六まで、第二百八十六條ノ三及び第二百八十六條ノ五から第二百八十七條ノ二まで」及び「第三十四條及び」を削り、「同条中「第二百八十五條ノ七」とあるのは「第二百八十五條ノ六」と、同法第二百八十五條ノ六第二項中「子会社」とあるのは「農林中央金庫法第二十四條第三項二規定スル子会社」と、同法第二百八十六條ノ五中「社債」とあるのは「農林債券」と、同法第二百八十七條中「社債権者」とあるのは「農林債券ノ権利者」と、「社債」とあるのは「当該農林債券」を「第三十四條ノ規定ニ拘ラズ法務省令」とあるのは「主務省令」に改める。

第七十七條第一項第四号を次のように改める。

四 その他主務省令で定める額
第七十七條第一項第五号を削る。

第九十五条中「及前項」との下に、「同法第二百六十九條第二項中「取締役」とあるのは「経営管理委員」とを加える。

第一百条第二項中「第四百九十八條第一項の下に、商法特例法第二十九條の二第一項を加える。

(沖繩振興特別措置法の一部改正)

第七十九條 沖繩振興特別措置法(平成十四年法律第七十九號)の一部を次のように改正する。

第六十四條第四項中「第十六條第二項本文」の下に(同法第二十一條の三十一第三項において準用する場合を含む。を加え、同条第五項中「第十六條第三項」の下に(同法第二十一條の三十一第三項において準用する場合を含む。を加える。

(旧沖繩振興開発特別措置法の一部改正)

第八十條 旧沖繩振興開発特別措置法(昭和四十六年法律第三十一號)附則第三條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧沖繩振興開発特別措置法の一部を次のように改正する。

第三十條第四項中「第二百八十三條第三項」を「第二百八十三條第四項本文又は株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和四十九年法律第二十二號)第十六條第二項本文(同法第二十一條の三十一第三項において準用する場合を含む。に、「公告するを」貸借対照表又はその要旨の公告をする場合には、当該に改め、同条に次の一項を加える。

5 前項に規定する一般電気事業会社は、商法第二百八十三條第五項の規定による措置又は株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第十六條第三項(同法第二十一條の三十一第三項において準用する場合を含む。の規定による措置をとる場合には、これらの規定により不特定多数の者がその提供を受けることができる状態に置かれている情報に、当該借入先及び借入金額に係る情報を付さなければならぬ。

第五十八條中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同条に次の一号を加える。

三 第三十條第五項の規定に違反して同項に規定する借入先若しくは借入金額に係る情報を付さず、又は虚偽の情報を付したとき。

(特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律の一部改正)

第八十一條 特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律(平成十二年法律第九十七號)附則第二條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一條の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律の一部を次のように改正する。

第九條第七項中「資産流動化計画」を「資産流動化実施計画」に改める。

第十七條に次の一項を加える。

5 商法第三十四條の規定は、特定目的会社には、適用しない。

第三十六條中「読み替えるを」、同条第三項中「質権者又はハ端株主」とあるのは「質権者」と読み替えるに改める。

第四十四條第三項中「第二項並びに」を「第二項中「株主」とあるのは「優先出資社員」と、同条第三項中「質権者又はハ端株主」とあるのは「質権者」と、同法に改める。

第四十九條中「第二百三十條を」第二百八十四條に改める。

第五十六條第一項及び第二項中「六週間」を「八週間」に改める。

平成十四年四月二十三日 衆議院會議録第二十七号 商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案及び同報告書

百三十二條第二項とあるのは「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第五十二條第二項(同法第五十三條第四項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム。と、同条第三項及び第四項並びに同条第六項を」中「第二百三十一條第二項」とあるのは「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第五十二條第二項(同法第五十三條第四項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム。と、「株主」とあるのは「社員」と、前条第四項とあるのは「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第五十八條の二第二項ニ於テ準用スル第二十九條ノ二第四項又ハ同法第五十九條第二項ニ於テ準用スル株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十一條の三第二項」と、同条第四項中「第二百三十二條第二項」とあるのは「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第五十二條第二項(同法第五十三條第四項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム。と、「株主」とあるのは「社員」と、同条第五項中「前条第四項」とあるのは「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第五十八條の二第二項ニ於テ準用スル第二十九條ノ二第四項又ハ同法第五十九條第二項ニ於テ準用スル株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十一條の三第二項」と、同項において準用する同法第二百四十四條ノ二第三項中「株主」とあるのは「社員」と、「定時総会」とあるのは「定時社員総会」と、同法第二百三十九條ノ三第六項に、「において準用する同法第二百三十九條第七項(第一号を除く。中「株主」とあるのは「社員」を」中「第七項第一号」とあるのは「第七項(第一号ヲ除ク。と、同項において準用する同法第

二百三十九条第七項各号列記以外の部分中「株主」とあるのは「社員」と、同項第二号中「法務省令」とあるのは「内閣府令」と、「とする」とするほか、必要な技術的読替は、政令で定めるに改める。

第六十二条中「招集地」の下に、「第二百三十六条招集手続の省略」を、「この場合においての下に」、同法第二百三十六条中「株主」とあるのは「社員」とを加える。

第七十六条中「報酬は、定款でその額を」報酬についての次に掲げる事項は、定款でその事項に改め、同条に次の各号を加える。

一 報酬のうち額が確定しているものについては、その額

二 報酬のうち額が確定していないものについては、その具体的な算定の方法

三 報酬のうち金銭でないものについては、その具体的な内容

第七十六条に次の一項を加える。

2 商法第二百六十九条第二項の規定は、前項の決議について準用する。この場合において、同項中「株主総会」とあるのは「社員総会」と、「前項第二号」とあるのは「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第七十六條第一項第二号」と読み替えるものとする。

第七十八条中「とする」とするほか、必要な技術的読替は、政令で定めるに改める。

第八十五条第七項を次のように改める。

7 第一項第一号から第三号までに掲げる資料及び同項の附属明細書に記載し、又は記録すべき事項及びその記載又は記録の方法は、内

閣府令で定める。

第八十七条第二項第二号及び第九十一条第三項中「取締役」の下に、「執行役」を加える。

第九十三条第十項第三号中「第四項第六号」を「第六項第六号」に改める。

第九十六条中「第九十三条第三項を」第九十三条第五項に、「第二号を」第一号に改める。

第九十七条第五項第一号中「第九十三条第四項各号を」第九十三条第六項各号に改め、同項第二号中「第九十三条第七項第四号」を「第九十三条第十項第四号」に改める。

第九十八条中「前条第三項を」前条第四項に改める。

第九十九条第三項を次のように改める。

3 第九十九条第三項及び第四項の規定は、前項の資料及び監査報告書の写しの交付について準用する。この場合において、同条第四項中「監査役又は会計監査人」とあるのは、「社員」と読み替えるものとする。

第一百条を次のように改める。

(財産評価)

第一百条 特定目的会社の会計帳簿に記載し、又は記録すべき財産については、内閣府令で定めるところによりその価額を付さなければならない。

第一百一条第一項第三号を次のように改める。

三 その他内閣府令で定める額

第一百一条第三項第三号を削り、同項第四号を同項第三号とし、同項に次の一号を加える。

四 その他内閣府令で定める額

第一百四条第三項中「社員、株主若ハ取締役」

を削り、「会社」と、第三号を「会社」と、同条第三号に、「第一百四条」を「第一百四条第一項」に改める。

第七十七条を次のように改める。

(特定目的会社の使用人の先取特権)

第七十七条 商法第二百九十五条会社使用人の先取特権の規定は、特定目的会社について準用する。

第二百三十三条第一項中「第二百九十八条を」第二百八十条ノ三十四ノ二、第二百九十八條に改める。

第二百三十三条第三項中「第五十二條ノ三(現物出資の検査を」第五十二條ノ三第一項並びに商法

第七十三條第二項(第一号及び第二号を除く。及び第三項(第二号を除く。、第二百四十六條第四項並びに第二百八十条ノ八第三項から

第五項まで(現物出資の調査等)に、「検査」を「調査」に、「同法第五十三條」を「有限会社法第五十三條」に改め、「責任について」の下に

「同法第五十五條ノ二の規定はこの項において準用する商法第七十三條第二項第三号の証明又は鑑定評価をした者の責任について」を加

え、「同法第五十二條ノ二」を「同法第五十二條第二項において準用する商法第七十五條第八項において準用する同法第三十三條ノ二第二項中「法務省令」とあるのは「内閣府令」と、有限会

社法第五十二條ノ二に、「同条第二項において準用する商法第二百八十条ノ八第二項中「第七十三條第二項後段及第三項」とあるのは「第七十三條第三項」と、「前項本文」とあるのは「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第七十六條第三項ニ於テ準用スル有限会社法

第五十二條ノ三第一項本文」と、同条第三項を「商法第七十三條第二項第三号中「第七十六條第一項第五号又ハ第六号」とあるのは「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第七十六條第一項第一号又ハ第二号」と、「同項第五号又ハ第六号」とあるのは「同項第一号又ハ第二号」と、同法第二百八十条ノ八第三項に、「同法第五十八條第二項を」同法第五十五條ノ二第一項において準用する同法第五十四條第一項中「第四十九條第一号又ハ第二号」とあるのは「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第七十六條第一項第一号又ハ第二号」と、「資本」とあるのは「特定資本」と、同法第五十五條ノ二第二項中「第十六條」とあるのは「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第七十三條第三項」と、同法第五十六條第二項に、「とする」とするほか、必要な技術的読替は、政令で定めるに改める。

第二百三十三條第三項中「第三百七十六條第二項及び第三項を」第三百七十六條に、「同項を」同法第三百七十六條第一項中「前条第一項ノ決議」とあるのは「特定資本ノ減少ノ決議」と、「同項各号ニ掲グル場合ニ於ケル其ノ各号ニ定ムル金額」とあるのは「特定資本ノ減少ノ方法」と、同条第三項に、「同条第二項を」同法第三百八十条第二項に改める。

第二百三十三條第一項中「第九十九條第三項を」第九十九條第四項及び第五項に、「第二百四十六條ノ二第二項及び第三項を」第二百四十六條ノ二第二項に、「同項中」を「同条第三項中「株主」とあるのは「社員」とに改め、「第三十三條ノ二」の下に「及び同法第二百四十四條第六項にお

第五十二條ノ三第一項本文」と、同条第三項を「商法第七十三條第二項第三号中「第七十六條第一項第五号又ハ第六号」とあるのは「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第七十六條第一項第一号又ハ第二号」と、「同項第五号又ハ第六号」とあるのは「同項第一号又ハ第二号」と、同法第二百八十条ノ八第三項に、「同法第五十八條第二項を」同法第五十五條ノ二第一項において準用する同法第五十四條第一項中「第四十九條第一号又ハ第二号」とあるのは「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第七十六條第一項第一号又ハ第二号」と、「資本」とあるのは「特定資本」と、同法第五十五條ノ二第二項中「第十六條」とあるのは「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第七十三條第三項」と、同法第五十六條第二項に、「とする」とするほか、必要な技術的読替は、政令で定めるに改める。

第二百三十三條第三項中「第三百七十六條第二項及び第三項を」第三百七十六條に、「同項を」同法第三百七十六條第一項中「前条第一項ノ決議」とあるのは「特定資本ノ減少ノ決議」と、「同項各号ニ掲グル場合ニ於ケル其ノ各号ニ定ムル金額」とあるのは「特定資本ノ減少ノ方法」と、同条第三項に、「同条第二項を」同法第三百八十条第二項に改める。

第二百三十三條第一項中「第九十九條第三項を」第九十九條第四項及び第五項に、「第二百四十六條ノ二第二項及び第三項を」第二百四十六條ノ二第二項に、「同項中」を「同条第三項中「株主」とあるのは「社員」とに改め、「第三十三條ノ二」の下に「及び同法第二百四十四條第六項にお

いて準用する同法第二百六十三條第三項第二号を加え、同条に次の一項を加える。

3 第二十四條第二項第七号の規定は、第一項において準用する第九十九條第五項の清算人の決定があつた場合の登記について準用する。

第三百三十四條中「第七十九條第二項」を「第七十九條第四項」に、「第九十四條」を「第九十四條第一項」に改め、「準用する商法第三百三十四條」との下に、「同法第七十九條第四項中「純資産又は負債」とあるのは「純資産」と、同法第八十一条中「重要財産委員又は監査役(委員会等設置会社にあつては、取締役、委員会委員、執行役又は代表執行役)」とあるのは「又は監査役」とを加える。

第三百三十八條第二号中「第二十二條第二項において準用する商法第七十三條第三項前段の弁護士又は弁護士法人の証明」を「第六十六條第三項において準用する商法第七十三條第二項第三号の証明及び鑑定評価」に改める。

第三百三十九條中「第三百七十六條第二項において準用する同法第一百條第一項」を「第三百七十六條第一項」に改める。

第三百八十三條第一項第二号中「同条第三項(第九十九條第三項)において準用する場合を含む」若しくは同条第一項を「第三項の規定、第九十九條第二項若しくは第三項」に改め、同項第二号の二「中の取締役を」(「第三百三十條第一項において準用する場合を含む」)に改め、同項第二十七号中「第三百七十六條第二項において準用する商法第一百條」を「第三百七十六條第一項及び第二項」に改める。

第八十五條中「取締役」の下に、「執行役」を加える。

(特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第八十二條 この法律の施行前に次に掲げる請求をした特定社員若しくは優先出資社員又は特定社員権者が行う社員総会又は特定社員権者集会の招集に関しては、この法律の施行後も、なお従前の例による。

一 前条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律(以下この項及び第三項において「旧法」という。)第五十四條第三項(旧法第三百三十條第一項において準用する場合を含む)において準用する旧商法第二百三十七條第三項の請求

二 旧法第二百三十三條第一項において準用する旧商法第二百三十七條第三項の請求

三 旧法第二百三十三條第一項において準用する旧商法第二百三十七條第三項の請求

2 会日より八週間前の日がこの法律の施行の日前である社員総会に関する前条の規定による改正後の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律(以下この条において「新法」という。)第五十六條

条第一項及び第二項(これらの規定を新法第三十條第一項において準用する場合を含む)の規定の適用については、これらの規定中「八週間」とあるのは、「六週間」とする。

3 この法律の施行前に旧法第六十六條第三項において準用する商法改正法による改正前の有限会社法第五十二條ノ三第二項において準用する旧商法第二百八十八條ノ八第二項において準用する旧商法第七十三條第三項に規定する弁護士又は弁護士法人の証明及び不動産鑑定士の鑑定評価を受けた場合における当該弁護士又は弁護士法人及び当該不動産鑑定士については、新法第六十六條第三項において準用する新商法第七十三條第三項及び第二百四十六條第四項の規定は、適用しない。

4 前項に規定する場合における同項に規定する鑑定評価を記載し、又は記録した資料については、新法第六十三條第八條の規定は、適用しない。

5 第三項に規定する場合における同項に規定する証明をした弁護士又は弁護士法人及び同項に規定する鑑定評価をした不動産鑑定士の義務及び責任については、新法第六十六條第三項において準用する商法改正法による改正後の有限会社法第五十五條ノ二の規定は、適用しない。

6 この法律の施行前に特定資本の減少の決議をした場合における公告及び債権者に対する催告並びに当該特定資本の減少による変更の登記の申請書に添付すべき資料に関しては、この法律の施行後も、なお従前の例による。

附則

(施行期日)
1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

えなない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)
2 この法律の施行の日が農業協同組合法等の一部を改正する法律(平成十三年法律第九十四号)第二条の規定の施行の日前である場合には、第九条のうち農業協同組合法第三十條第十二項の改正規定中「第三十條第十二項」とあるのは、「第三十條第十一項」とする。

理由
商法等の一部を改正する法律の施行に伴い、非訟事件手続法その他の関係法律の規定を整備するとともに、所要の経過措置を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

議案の目的及び要旨
本案は、商法等の一部を改正する法律の施行に伴い、非訟事件手続法その他の関係法律の規定を整備するとともに、所要の経過措置を定めようとするものである。

なお、この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしている。

二 議案の可決理由
本案は、商法等の一部を改正する法律の施行に伴い、非訟事件手続法ほか百一の関係法律について規定の整備を行うとともに、所要の経過措置を定めようとするもので、その措置は妥当

なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。
右報告する。

平成十四年四月十九日

法務委員長 園田 博之

衆議院議長 綿貫 民輔殿

國際電気通信衛星機構(インテルサット)に関する協定の改正の受諾について承認を求めるの件

右

国会に提出する。

平成十四年二月二十二日
内閣総理大臣 小泉純一郎

國際電気通信衛星機構(インテルサット)に関する協定の改正の受諾について承認を求めるの件

國際電気通信衛星機構(インテルサット)に関する協定の改正の受諾について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

理由

この改正は、國際電気通信衛星機構がその宇宙システムを移転する会社を監督する等のために、機構の目的、構成等を変更することを内容とするものである。我が国がこの改正を受諾してその早期発効に寄与することは、國際衛星通信の発展に資するとの見地から有意義であると認められる。よって、この改正を受諾することとした。したがって、この案件を提出する理由である。

國際電気通信衛星機構(インテルサット)に関する協定の改正

國際電気通信衛星機構(インテルサット)に関する協定の一部を次のように改正する。

この協定の題名中「(インテルサット)」を削る。前文の第三段落から第七段落までを次のように改める。

國際電気通信衛星機構がその当初の目的に従い世界のすべての地域に対して電気通信業務を提供するための世界的な衛星システムを確立したこと並びにこのシステムが世界の平和及び理解に貢献したことを認識し、
第二十四回國際電気通信衛星機構締約国総会が政府間機関の監督する民間会社の設立により再編成及び民営化を行うことを決定したことを考慮し、

電気通信業務の提供における競争の増大にかんがみ、國際電気通信衛星機構の宇宙システムの運営が商業的に存続するためには、國際電気通信衛星機構がその宇宙システムを第一条(d)に定義する会社に移転することが必要であると認め、
会社が第三条に定める中核的な原則を遵守し、及び高度の品質と信頼性とを有する國際公衆電気通信業務に必要な宇宙部分を商業的基礎の上に提供することを意図し、
会社が継続的に中核的な原則を履行することを確保するためには、いずれの國際連合の加盟国又は國際電気通信連合の構成国も締約国となることのできる政府間監督機関が必要であることを決意して、

第一条(a)中「(以下「インテルサット」という。)」

を削り、「をいう」をいい、その改正を含むに改め、同条中(b)を削り、(e)を次のように改める。
(e) 「商業的基礎の上に」とは、電気通信事業における通常の及び慣習的な商慣行に従うことをいう。

第一条中(f)を(p)とし、(g)を削り、(h)を(b)とし、(c)を(g)とし、(g)の次に次の(h)を加える。

(h) 「ライフライン接続義務」又は「LCO」とは、継続的な電気通信業務をライフライン接続義務顧客に提供するため、会社がライフライン接続義務契約に基づいて負う義務をいう。

第一条中(i)を削り、(j)を(c)とし、同条(k)中「インテルサット」を「会社」に改め、(k)を同条(f)とし、同条中(d)を(i)とし、(i)の次に次の(j)及び(k)を加える。

(i) 「公的業務契約」とは、会社が中核的な原則を遵守することを國際電気通信衛星機構が確保するための法的拘束力のある文書をいう。

(k) 「中核的な原則」とは、第三条に定める原則をいう。

第一条(e)の前に次の(d)を加える。

(d) 「会社」とは、一又は二以上の国の法令に基づいて設立され、國際電気通信衛星機構の宇宙システムが移転される一又は二以上の民間の団体をいい、その承継人を含む。

第一条(i)を次のように改める。

(i) 「共同の財産」とは、國際電気通信連合(ITU)の無線通信規則に従い、國際電気通信連合において締約国のために事前の公表若しくは調整の過程にあり又は登録されている軌道位置に関連する周波数割当てであつて、第十二条の規定により一又は二以上の締約国に移転されるものをいう。

第一条中(m)を(q)とし、(q)の次に次の(r)及び(s)を加える。

(r) 「ライフライン接続義務顧客」とは、ライフライン接続義務契約を締結する資格を有しかつ締結するすべての顧客をいう。

(s) 「主管庁」とは、國際電気通信連合憲章、國際電気通信連合条約及び國際電気通信連合の業務規則から生ずる義務の履行について責任を有する政府機関をいう。

第一条(l)の次に次の(m)を加える。

(m) 「全世界的な範囲」とは、静止軌道位置に配置される衛星からの視野に入る最北緯線から最南緯線までの地球上の最大限の地理的範囲をいう。

第一条(n)を次のように改める。

(n) 「全世界的な接続」とは、千九百六十五年モントルーにおいて開催された國際電気通信連合の全権委員會議が定めた國際電気通信連合の五の地域区分の各地域区分内及び地域区分間の通信を可能とするために会社が提供する全世界的な範囲を通じ、会社の顧客が利用し得る相互接続能力をいう。

第一条(o)の次に次の(p)を加える。

(p) 「無差別のアクセス」とは、会社のシステムへの公正かつ平等なアクセスの機会をいう。

第二条の表題中「インテルサット」を「ITSO」に改め、同条(条名及び表題を除く)を次のように改める。

締約国は、前文に掲げる原則を十分に考慮して、國際電気通信衛星機構(以下「ITSO」という。)を設立する。

第五条を次のように改める。

第五条(監督)

ITSOは、会社が中核的な原則、特に、宇宙部分容量が商業的基礎の上に利用可能である場合に会社が提供する現存の及び将来の公衆電気通信業務のための会社のシステムへの無差別のアクセスの原則を履行することを監督するため、公的業務契約の締結を含むすべての適当な措置をとる。

第八条及び第九条を削る。

第七条(a)中「インテルサット」を「ITSO」に改め、同条(b)から(e)までを次のように改める。

(b) 締約国総会は、ITSOの一般方針及び長期目標を審議する。

(c) 締約国総会は、主権国としての締約国に主として関係のある問題を審議し、及び特に会社が次のことのために商業的基礎の上に国際公衆電気通信業務を提供することを確保する。

(i) 全世界的な接続及び全世界的な範囲を維持すること。

(ii) ライフライン接続の対象となる顧客に業務を提供すること。

(iii) 会社のシステムへの無差別のアクセスを提供すること。

(d) 締約国総会は、次の任務及び権限を有する。

(i) 適当と認める場合には、特に中核的な原則に直接関係する会社の活動をITSOの事務局が検討することについて、同事務局に指示すること。

(ii) 第十五条の規定に従いこの協定の改正案を審議し、これについて決定すること。

(iii) 次条の規定に従い事務局長を任命し及び解任すること。

(iv) 事務局長が会社の中核的な原則の遵守に関して提出する報告を審議し、これについて決定すること。

(v) 事務局長の勧告を審議し、自己の裁量により、これについて決定すること。

(vi) 第十四条(b)の規定に従いITSOからの締約国の脱退について決定すること。

(vii) ITSOといずれかの国(締約国であるかどうかを問わない)又は国際機関との間の公式の関係に関する問題について決定すること。

(viii) 締約国から提出される苦情を審議すること。

(ix) 締約国の共同の財産に関する問題を審議すること。

(x) 第四条(b)に規定する承認について決定すること。

(xi) 締約国総会が合意する期間についてのITSOの予算を審議し、承認すること。

(xii) 承認された予算の範囲外で発生する給付事由に必要決定を行うこと。

(xiii) ITSOの支出及び決算報告を検査するための会計検査専門家を任命すること。

(xiv) 附属書A第三条に規定する法律専門家の選定を行うこと。

(xv) 事務局長が公的業務契約に従い会社に対し仲裁手続を開始する条件を定めること。

(xvi) 公的業務契約の改正案について決定すること。

(xvii) この協定の他の条の規定に基づいて与えられる他の任務を遂行すること。

(e) 締約国総会は、通常会期として、ITSOの宇宙システムが会社に移転された後十二箇月以内に起算日を置いて二年に一回会合する。締約国総会は、通常会期のほかに臨時会期として会合することができ、締約国総会は、臨時会期として、事務局が次条(b)の規定に基づいて要請する場合又は締約国が当該会期の目的を示した書面により事務局長に要請する場合に会合を招集する。もつとも、締約国が要請する場合に、締約国の三分の一(要請する締約国を含む)以上の支持を必要とする。締約国総会は、事務局長が締約国総会の臨時会期として会合を招集する条件を定める。

第七条(f)第二段を削り、同条(f)に次のように加える。

締約国は、代理投票又は締約国総会が適当と認める他の方法により投票する機会を与えられ、及び締約国総会の会期の前に十分な時間的余裕をもつて必要な情報を提供される。

第七条(h)中「運用協定」を「ITSO」に改め、(h)を同条「インテルサット」を「ITSO」に改め、(h)を同条(i)とし、同条(g)中「規定」の次に「並びに参加及び投票に関する規定」を加え、(g)を同条(h)とし、同条(f)の次に次の(g)を加え、同条を第九条とする。

(g) 締約国総会のいかなる会合においても、各締約国は、一の票を有する。

第六条の表題中「インテルサット」を「ITSO」に改め、同条(a)及び(b)を次のように改め、同条を第八条とする。

ITSOは、次の機関で構成する。

(a) 締約国総会

(b) 締約国総会に対し責任を負い、事務局長を長とする事務局

第四条(a)中「インテルサット」を「ITSO」に改め、同条を第六条とし、同条の次に次の一条を加える。

第七条(財政原則)

(a) ITSOの経費については、ITSOの宇宙システムを会社に移転する時に一定の金融資産を保有することにより第二十一条に定める十二年間支弁する。

(b) ITSOが十二年を超えて存続する場合に、ITSOは、公的業務契約を通じて資金を得る。

第三条の表題を次のように改める。

(対象となる国内公衆電気通信業務)

第三条(a)を削り、同条(b)中「(b)を削り、」業務は「の次に、」前条の規定の適用上」を加え、(i)を同条(a)とし、同条(b)中「署名当事者総会が理事會から提示される助言を考慮して事前に承認を与えた」を「適当な承認が与えられた」に改め、(ii)を同条(b)とし、同条(c)から(f)までを削り、同条を第四条とする。

第二条の次に次の一条を加える。

第三条(ITSOの主たる目的及び中核的な原則)

(a) ITSOは、会社の設立を考慮に入れて、中核的な原則の履行を確保するために、会社が商業的基礎の上に国際公衆電気通信業務を提供することを公的業務契約を通じて確保することを主たる目的とする。

(b) 中核的な原則とは、次のことをいう。

(i) 全世界的な接続及び全世界的な範囲を維持すること。

- (ii) ライフライン接続の対象となる顧客に業務を提供すること。
- (iii) 会社のシステムへの無差別のアクセスを提供すること。
- 第十条を次のように改める。
- 第十条(事務局長)
- (a) 事務局は、締約国総会に対し直接に責任を負う事務局長を長とする。
- (b) 事務局長については、次のとおりとする。
- (i) I T S O の首席職員とし、I T S O を法的に代表し、及びすべての管理業務の遂行契約に基づく権利の行使を含む。)について責任を負う。
- (ii) 締約国総会の方針及び指示に従って行動する。
- (iii) 四年又は締約国総会が決定する他の期間を任期として、締約国総会が任命する。締約国総会は、正当な事由があるときは、事務局長を解任することができる。いかなる者も、事務局長として八年を超えて在任することはできない。
- (c) 事務局長の任命及び事務局のその他の職員の選定に当たり、地域的及び地理的な多様性に基づく採用及び配置による利益の可能性を考慮し、最高水準の誠実性、能力及び能率を確保することに最大の考慮を払う。事務局長及び事務局のその他の職員は、I T S O に対する各自の責任と両立しない行動を慎む。
- (d) 事務局長は、締約国総会の指導及び命令に従って、職員及び使用人の構成、定員及び標準雇用条件を決定し、並びに事務局の職員を任命する。事務局長は、事務局のコンサルタントその他の顧問を選定することができる。
- (e) 事務局長は、会社が中核的な原則を遵守することを監督する。
- (f) 事務局長は、次のことを行う。
- (i) 会社がライフライン接続義務契約を遵守することによつてライフライン接続義務顧客に業務を提供するという中核的な原則を遵守することを監視すること。
- (ii) ライフライン接続義務契約を締結する資格を得るための申請に関して会社が行つた決定を審議すること。
- (iii) 調停業務を提供することにより、会社との紛争を解決するに当たつてライフライン接続義務顧客を援助すること。
- (iv) ライフライン接続義務顧客が会社に対して仲裁手続を開始することを決定した場合に、コンサルタント及び仲裁人の選定に関して助言を与えること。
- (g) 事務局長は、(d)から(f)までに規定する事項について締約国に報告する。
- (h) 事務局長は、締約国総会が定める条件に従い、公的業務契約に基づき会社に対して仲裁手続を開始することができる。
- (i) 事務局長は、公的業務契約に従い会社との関係を処理する。
- (j) 事務局長は、I T S O を代表して、締約国の共同の財産から生ずるすべての問題を考慮し、及び締約国の見解を通告を行う主管庁に通知する。
- (k) 事務局長は、締約国が次条(c)に規定する措置をとらないことが会社が中核的な原則に従うことを妨げるとの見解を有する場合に、事態の解決を求めるためにその締約国と連絡を取るものとし、また、前条(e)の規定に基づいて締約国総会が定める条件に従つて締約国総会の臨時会期として会合を招集することができる。
- (l) 締約国総会は、事務局長が不在であり若しくはその任務を遂行することができなくなつた場合又は事務局長の職が空席となつた場合に事務局長代理となる者一人を事務局の上級職員の中から指名する。事務局長代理は、この協定によつて事務局に属するすべての権限を行使する能力を有する。事務局長の職が空席となつた場合には、事務局長代理は、(b)(iii)の規定に従つてできる限り速やかに任命されかつ確認を経た事務局長が就任するまでの間、その任務を遂行する。
- 第十一条を削る。
- 第十四条の表題を次のように改める。
- (締約国の権利及び義務)
- 第十四条(a)中「及び署名当事者」を削り、「条項」の次に「及び第三条に定める中核的な原則」を加え、同条(b)中「及び署名当事者」及び「及び運用協定」を削り、「インテルサット」を「I T S O」に改め、「又は署名当事者」を削り、同条(c)から(g)までを削り、同条に次の(c)を加え、同条を第十一条とする。
- (c) すべての締約国は、会社が中核的な原則を履行できるようにするため、透明、無差別かつ競争中立的な方法で、関係国内手続及び自国が締約国となつている関連する国際協定に従い、必要な措置をとる。
- 第十二条を次のように改める。
- 第十二条(周波数割当て)
- (a) I T S O の加盟国は、通告を行う主管庁として選定された主管庁がこの協定の承認、受諾又は批准を寄託政府に通告する時まで、軌道位置及び周波数割当てであつて、国際電気通信連合の無線通信規則に従い締約国のために国際電気通信連合において調整の過程にあり又は登録されているものを保有する。締約国は、I T S O の加盟国が当該割当てを保有する間、国際電気通信連合においてI T S O のすべての加盟国を代表するものとして、I T S O の加盟国の中から一の締約国を選定する。
- (b) I T S O が周波数割当てを保有する間I T S O のすべての加盟国を代表するものとして(a)の規定に従つて選定された締約国は、会社のために通告を行う主管庁として行動するために締約国総会が選定した締約国がこの協定の承認、受諾又は批准を行つたことについて寄託政府から通知を受領した時に、当該割当てを当該通告を行う主管庁に移転する。
- (c) 会社のために通告を行う主管庁として行動するために選定された締約国は、関係国内手続に従い次のことを行う。
- (i) 中核的な原則を履行するために会社が周波数割当てを使用することを認めること。
- (ii) (i)の使用が認められなくなつた場合又は会社が(i)の周波数割当てを必要としなくなつた場合には、国際電気通信連合の手続に従い当該割当てを取り消すこと。
- (d) この協定の他のいかなる規定にもかかわらず、会社のために通告を行う主管庁として行動するために選定された締約国が、第十四条の規定によりI T S O の加盟国でなくなつた場合には、当該締約国は、国際電気通信連合の手続に従い周波数割当てが他の締約国に移転されるまで、この協定及び国際電気通信連合の無線通信規則の関連するすべての規定に拘束され及び従う。
- (e) 通告を行う主管庁として(c)の規定に従つて行動するために選定された締約国は、次のことを行う。

- (i) 少なくとも毎年、通告を行う主管庁による会社の取扱い、特に自国による前条(c)の義務の遵守に関し、事務局長に報告すること。
- (ii) 会社が中核的な原則を履行するために必要な行動に関し、I-T-S-Oを代表する事務局長の見解を求めること。
- (iii) ライフライン接続の対象となる国へのアクセスを拡充するため、通告を行う主管庁として可能な活動に関し、I-T-S-Oを代表する事務局長と協同すること。
- (iv) 全世界的な接続及びライフライン接続使用者への業務の提供を維持することを確保するため、会社のために行われる国際電気通信連合の衛星システムの調整に関し、事務局長に通知し及び協議すること。
- (v) ライフライン接続使用者による衛星通信の必要性に関し、国際電気通信連合と協議すること。
- 第十三条を削る。
- 第十五条の表題を次のように改める。
- (I-T-S-Oの本部並びに特権及び免除)
- 第十五条(a)中「インテルサット」を「I-T-S-O」に改め、「本部は」の次に「締約国総会が別段の決定を行わない限り」を加え、同条(b)中「インテルサット」を「I-T-S-O」に、「財産」を「及び財産」に、「直接国税並びに世界衛星組織に使用するため打ち上げられる電気通信衛星並びにその構成部分及び部品に対する関税を」を「直接国税を」に改め、同条(c)中「インテルサット」を「I-T-S-O」に、「使用人」を「使用人並びに」に改め、「署名当事者及び署名当事者の代表並びに仲裁手続に参加する者」及び第四段を削り、同条を第十三条とする。

- 第十六条(条名及び表題を除く。)を次のように改め、同条を第十四条とする。
- (a) いずれの締約国も、I-T-S-Oから任意に脱退することができる。締約国は、その脱退の決定を書面によつて寄託政府に通告する。
- (ii) (i)の規定に基づく締約国の脱退の決定の通告は、寄託政府がすべての締約国及び事務局に送付する。
- (iii) 第十二条(d)の規定が適用される場合を除くほか、任意の脱退は、(i)に規定する通告の受領の日の後三箇月で効力を生じ、この協定は、その時に、当該締約国について効力を失う。
- (b) (i) 締約国がこの協定に基づくいずれかの義務に違反した疑いがある場合において、締約国総会は、その旨の通告を受けて又は自己の発意によつて行動し、その締約国の申立てを考慮した後義務の違反が事実であると認めるときは、その締約国がI-T-S-Oから脱退したものとみなす決定を行うことができる。この協定は、その決定の日にはその締約国について効力を失う。このため、締約国総会は、臨時会期として会合を招集することができる。
- (ii) 締約国総会が(i)の規定に従い、締約国がI-T-S-Oから脱退したものとみなす決定を行った場合には、事務局は、寄託政府に通告するものとし、寄託政府は、その通告をすべての締約国に送付する。
- (c) 通告により脱退する締約国は、寄託政府又は事務局が(a)(i)の規定に基づく脱退の決定の通告を受領した時に、締約国総会において代表される権利及び投票する権利を失い、その通告の受領の後には、いかなる義務又は責任をも有しない。
- (d) 締約国総会が(b)の規定に従い、締約国がI-T-S-Oから脱退したものとみなす場合には、その締約国は、その決定の後には、いかなる義務又は責任をも有しない。
- (e) いかなる締約国も、国際連合又は国際電気通信連合における当該締約国の地位の変更に伴う直接の結果としてI-T-S-Oから脱退することを要求されない。
- 第十七条(a)中「及び署名当事者」を削り、同条(b)中「第七条」を「第九条」に、「規定」を「手続」に改め、後段を削り、同条(c)中「第七条」を「第九条」に改め、同条(d)を次のように改める。
- (d) 締約国総会が承認した改正は、寄託政府が締約国総会がその改正を承認した日に締約国であった国の三分の二の国から改正の承認、受諾又は批准の通告を受領した後、(e)の規定に従つて効力を生ずる。
- 第十七条(e)中「インテルサット」を「I-T-S-O」に改め、同条を第十五条とする。
- 第十八条(条名及び表題を除く。)を次のように改め、同条を第十六条とする。
- (a) この協定に基づく権利及び義務に関し、締約国相互の間又はI-T-S-Oと一若しくは二以上の締約国との間に生ずるすべての法律的分争は、別段の解決が妥当な期間内に行われない限り、附属書Aに従つて仲裁に付する。
- (b) この協定に基づく権利及び義務に関し、締約国と締約国でなくなつた国との間又はI-T-S-Oと締約国でなくなつた国との間に、その国が締約国でなくなつた後に生ずるすべての法律的分争は、別段の解決が妥当な期間内に行われない限り、締約国でなくなつた国が同意すること条件として、附属書Aに従つて仲裁に付する。(a)の規定に従つて紛争が仲裁に付された後、その紛争の当事者である国が締約国でなくなつた場合には、その仲裁は、継続し、完了する。
- (c) I-T-S-Oといずれかの締約国との間の協定から生ずるすべての法律的分争は、その協定に含まれる紛争の解決に関する規定に従う。その紛争は、そのような規定がない場合において、別段の解決が行われず、かつ、その当事者が合意するときは、附属書Aに従つて仲裁に付することができる。
- 第十九条(a)(ii)中「国際電気通信連合の連合員」を「国際連合の加盟国又は国際電気通信連合の構成国」に改め、同条を第十七条とする。
- 第二十条(a)を次のように改める。
- (a) この協定は、この協定が署名のために開放された日に暫定協定の締約国であつた国の三分の二が、批准、受諾若しくは承認を条件とし又は署名し又は批准し、受諾し、承認し若しくは加入した日の後六十日で、効力を生ずる。ただし、その三分の二の暫定協定の締約国が、この協定が署名のために開放された日に、特別協定に基づく割当率の三分の二以上を有していたことを条件とする。この協定は、この(a)の規定にかかわらず、署名のために開放された日の後八箇月を経過する前又は十八箇月を経過した後は、効力を生じない。
- 第二十条(c)中最後の一段を次のように改める。
- 暫定の適用が(ii)又は(iii)の規定によつて終了したときは、当該締約国の権利及び義務については、第十四条(c)の規定を適用する。
- 第二十条中(d)を削り、(e)を(d)とし、同条を第十八条とする。
- 第二十一条(a)中「インテルサット」を「I-T-S-O」に改め、同条(b)中「及び署名当事者」を削り、「イ

「インテルサット」を「ITSO」に改め、同条(c)中「インテルサット」を「ITSO」に改め、同条を第十九条とする。

第二十二條(a)中「第十九條」を「第十七條」に、「インテルサット」を「ITSO」に改め、同条(b)中「第十九條」を「第十七條」に、「第二十條」を「第十八條」に、「インテルサット」を「ITSO」に改め、同条を第二十條とし、同条の次に次の一條を加える。

第二十一條(有効期間)

この協定は、ITSOの宇宙システムを会社に移転する日から少なくとも十二年間効力を有する。締約国総会は、ITSOの宇宙システムを会社に移転する日から十二年を経過した日に、第九條(f)の規定に従い、締約国による投票によりこの協定を終了させることができる。当該決定は、実質事項とみなす。

附屬書A及び附屬書Bを削る。

附屬書Cの題名中「協定第十八條及び運用協定第二十條に規定する」を削る。

附屬書C第一條中「第十八條」を「第十六條」に改め、「及び運用協定第二十條並びに運用協定の附屬書」を削る。

附屬書C第二條中「第十八條」を「第十六條の規定」に改め、「及び運用協定第二十條の規定並びに運用協定の附屬書」を削る。

附屬書C第三條(a)中「次の」を「次の次の」に改め、同条(c)の第一段の次に次のように加える。

裁判長団の構成員は、直接に又は電子的方法により、会合に参加することができる。

附屬書C第三條(c)中「運用協定第八條の規定の適用上、インテルサット」を「ITSO」に改め、同条(d)中第二段及び第三段を削り、同条(e)中又は理事会を削り、同条(g)を削る。

附屬書C第四條(a)(ii)中「第十八條」を「第十六條」に改め、「又は運用協定第二十條」を削り、同条(b)中「各署名当事者並びに」を削る。

附屬書C第七條(b)中「インテルサット」を「ITSO」に、「並びに締約国であつてその指定した署名当事者が仲裁手続の当事者であるもの及び署名当事者であつてそれを指定した締約国」を「及び締約国」に改め、「及び署名当事者」を削り、同条(f)中「第十八條」を「第十六條」に改め、「及び運用協定第二十條並びに運用協定の附屬書」を削り、同条(h)中「第十八條」を「第十六條」に改め、「及び運用協定第二十條並びに運用協定の附屬書」を削り、同条(k)中「及び署名当事者」を削る。

附屬書C第九條(a)を削り、同条(b)中「他の締約国並びに署名当事者及びインテルサット」を「締約国であつて仲裁手続の当事者でないもの又はITSO」に改め、同条(b)を同条とする。

附屬書C第十一條中、各署名当事者及びインテルサットを「及びITSO」に改める。

附屬書C第十三條(a)(i)中「運用協定並びに」を削り、同条(b)中「インテルサット」を「ITSO」に改め、「及び運用協定」及び「及び署名当事者」を削る。

附屬書C第十四條中「インテルサット」を「ITSO」に改め、「運用協定第八條の規定の適用上」を削り、附屬書Cを附屬書Aとする。

附屬書Dを削る。

國際電気通信衛星機構（インテルサット）に関する協定の改正の受諾について承認を求めるの件に関する報告書
一 本件の目的及び要旨
國際電気通信衛星機構（インテルサット）（以下「機構」という。）は、通信衛星を利用する國際

電気通信網により、世界のすべての地域に対して通信手段を提供することを目的として、昭和四十八年に「國際電気通信衛星機構（インテルサット）に関する協定」により設立された。我が国は、昭和四十七年に同協定を締結した。

近年、國際衛星通信の分野は、各国における通信自由化の流れや通信技術の急速な進歩を受けて、民間企業の参入、サービスの多様化などにより競争が激化し、情勢が急速に変化している。このような情勢の変化に対応して、機構がその宇宙システムを移転する会社を監督し、会社によるライフライン接続サービスの提供等の中核的な原則の履行を確保するために機構の目的、構成等を変更することを内容とする改正案が、平成十二年十一月に開催された第二十五回締約国総会で採択された。

本改正の主な内容は次のとおりである。

1 衛星等の機構の宇宙システムを民間会社に移転し、機構が提供してきた國際衛星通信サービスは移転された民間会社が提供するものと。

2 機構は、ライフライン接続サービスの提供等の原則が民間会社により履行されることを監督するため、民間会社と公的業務契約を締結すること。

3 機構の機関を締約国総会と事務局のみとする。

本改正は、この改正案の採択の日に締約国であった国の三分の二（ただし、この三分の二の締約国又はその指定した署名当事者がその日に出資率の全体の三分の二以上を有していたことを条件とする。）又はこの改正案の採択の日に締約国であった国の八十五パーセント以上の国から改正の承認、受諾又は批准の通告を寄託政府

が受領した後九十日ですべての締約国について効力を生ずることになっている。

よって政府は、本改正の受諾について、日本国憲法第七十三條第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるというのである。

二 本件の議決理由

本改正を受諾してその早期発行に寄与することとは、國際衛星通信の発展に資するとの見地から有意義であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成十四年四月十九日
外務委員長 吉田 公一
衆議院議長 綿貫 民輔殿

國際労働基準の実施を促進するための三者の間の協議に関する条約（第百四十四号）の締結について承認を求めるの件

右
国会に提出する。

平成十四年二月二十二日

内閣総理大臣 小泉純一郎

國際労働基準の実施を促進するための三者の間の協議に関する条約（第百四十四号）の締結について承認を求めるの件

國際労働基準の実施を促進するための三者の間の協議に関する条約（第百四十四号）の締結について、日本国憲法第七十三條第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

理由

この条約は、國際労働基準の実施を促進するための政府、使用者及び労働者の三者の間の協議に

ついで定めたものである。我が国がこの条約を締結することは、労働条件の改善を目指す国際的な取組に寄与するとの見地から有意義であると認められる。よって、この条約を締結することとした。これが、この案件を提出する理由である。

国際労働基準の実施を促進するための三者の間の協議に関する条約(第百四十四号)

国際労働機関の総会は、理事会によりジュネーブに招集されて、千九百七十六年六月二日にその第六十一回会期として会合し、

現行の国際労働条約及び国際労働勧告の規定、特に、千九百四十八年の結社の自由及び団結権保護条約、千九百四十九年の団結権及び団体交渉権条約及び千九百六十一年の協議(産業及び国の段階)勧告の規定が自由なかつ独立の団体を設立する使用者及び労働者の権利を確認していること並びに

国の段階における公の機関と使用者団体及び労働者団体との間の効果的な協議を促進するための措置を要求していることを想起し、また、多くの国際労働条約及び国際労働勧告の規定がこれらの条約及び勧告を実施するための措置に関する使用者団体及び労働者団体との協議について規定していることを想起し、

前記の会期の議事日程の第四議題である「国際労働基準の実施を促進するための三者の機関の設置を審議し、国際労働基準の実施を促進するための三者の間の協議に関する提案の採択を決定し、その提案が国際条約の形式をとるべきであることとを決定して、

次の条約(引用に際しては、千九百七十六年の三者の間の協議(国際労働基準条約と称することができ)を千九百七十六年六月二十一日に採択する。

第一条

この条約において、「代表的団体」とは、最も代表的な使用者団体及び労働者団体で結社の自由の権利を有するものをいう。

第二条

1 この条約を批准する国際労働機関の各加盟国は、第五条1に規定する国際労働機関の活動に関する事項について、政府、使用者及び労働者の代表者の間で効果的な協議が行われることを確保する手続を運用することを約束する。

2 1に規定する手続の性質及び形態は、代表的団体が存在し及び当該手続が確立されていない場合には当該代表的団体と協議した上で、国内慣行に従い各国において定める。

第三条

1 この条約に規定する手続における使用者及び労働者の代表者は、代表的団体が存在する場合には、当該代表的団体が自由に選ぶ。

2 使用者及び労働者は、協議が行われる機関において平等の立場で代表される。

第四条

1 権限のある当局は、この条約に規定する手続に対する事務上の支援について責任を負う。

2 この条約に規定する手続の参加者に対して必要な研修を行うための経費の負担について、代表的団体が存在する場合には、権限のある当局と当該代表的団体との間で適当な取決めを行う。

第五条

1 この条約に規定する手続は、次の事項に関し

て協議することを目的とする。

(a) 国際労働総会の議事日程の議題に関する質問書に対する政府の回答及び同総会において討議するために提案された文書に関する政府の意見

(b) 国際労働機関憲章第十九条の規定に基づく条約及び勧告の提出に関連して権限のある機関に対して行われる提案

(c) 批准されていない条約及び実施されていない勧告について、これらの条約又は勧告を批准し又は実施することを促進するためにいかなる措置をとり得るかを検討するため、適当な間隔を置いて行う見直し

(d) 国際労働機関憲章第二十二條の規定に従って国際労働事務局に対して行われる報告から生ずる問題

(e) 批准された条約の廃棄に関する提案

第六條

権限のある当局は、代表的団体が存在する場合には当該代表的団体と協議した上で適当と認めるときは、この条約に規定する手続の運用に関する年次報告を公表する。

第七條

この条約の正式な批准は、登録のため国際労働事務局長に通知する。

第八條

1 この条約は、国際労働機関の加盟国で自国による批准が国際労働事務局長に登録されたもののみを拘束する。

2 この条約は、二の加盟国による批准が国際労働事務局長に登録された日の後十二箇月で効力を生ずる。

3 その後は、この条約は、いずれの加盟国についても、自国による批准が登録された日の後十二箇月で効力を生ずる。

第九條

1 この条約を批准した加盟国は、この条約が最初に効力を生じた日から十年を経過した後は、登録のため国際労働事務局長に送付する文書によってこの条約を廃棄することができる。廃棄は、登録された日の後一年間は効力を生じない。

2 この条約を批准した加盟国で、1の十年の期間が満了した後一年以内にこの条約に定める廃棄の権利を行使しないものは、更に十年間拘束を受けるものとし、その後は、十年の期間が満了することにより、この条約に定める条件に従ってこの条約を廃棄することができる。

第十條

1 国際労働事務局長は、加盟国から通知を受けたすべての批准及び廃棄の登録についてすべての加盟国に通報する。

2 国際労働事務局長は、二番目の批准の登録について加盟国に通報する際に、この条約が効力を生ずる日につき加盟国の注意を喚起する。

第十一條

国際労働事務局長は、国際連合憲章第百二條の規定による登録のため、前諸條の規定に従って登録されたすべての批准及び廃棄の完全な明細を国際連合事務局長に通知する。

第十二條

国際労働機関の理事会は、必要と認めるときは、この条約の運用に関する報告を総会に提出するものとし、また、この条約の全部又は一部の改正に関する問題を総会の議事日程に加えることと可否を検討する。

第十三条

1 総会がこの条約の全部又は一部を改正する条約を新たに採択する場合には、その改正条約に別段の規定がない限り、

(a) 加盟国によるその改正条約の批准は、その改正条約が自国について効力を生じたときは、第九条の規定にかかわらず、当然にこの条約の即時の廃棄を伴う。

(b) この条約は、その改正条約が効力を生ずる日に加盟国による批准のための開放を終了する。

2 この条約は、これを批准した加盟国で1の改正条約を批准していないものについては、いかなる場合にも、その現在の形式及び内容で引き続き効力を有する。

第十四条

この条約の英文及びフランス文は、ひとしく正文とする。

以上は、國際労働機関の総会が、ジュネーヴで開催されて千九百七十六年六月二十二日に閉会を宣言されたその第六十一回会期において、正当に採択した条約の真正な本文である。

以上の証拠として、我々は、千九百七十六年六月二十三日に署名した。

総会議長

M・オレアリー

國際労働事務局長

フランシス・ブランシヤール

國際労働基準の実施を促進するための三者の間の協議に関する条約(第百四十四号)の締結について承認を求めるの件に関する報告書

一 本件の目的及び要旨

國際労働機関(以下「機関」という)は、政府、使用者及び労働者の三者の代表者が参加する國際機関であり、これらの三者の間の議論を通じて、多くの國際労働基準を設定し、労働者の労働条件の改善に貢献してきた。加盟国における國際労働基準の実施を促進するためには、各国の国内においても政府、使用者及び労働者の三者の代表者の間で國際労働基準に関する事項について協議を行うことが有益であるとの認識の下、昭和五十一年の第六十一回総会において、本条約が採択された。

本条約は、國際労働基準の実施を促進するための政府、使用者及び労働者の三者の間の協議について定めたものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 加盟国はこの条約に規定する機関の活動に関する事項について、政府、使用者及び労働者の代表者の間で効果的な協議が行われることを確保する手続を運用することを約束し、協議の手続は国内慣行に従い各国において定めること。

2 この条約に規定する手続における使用者及び労働者の代表者は、代表的団体が自由に選ぶとともに、使用者及び労働者は、協議が行われる機関において平等の立場で代表されること。

3 権限のある当局は、この条約に規定する手続に対する事務上の支援について責任を負う

とともに、この条約に規定する手続の参加者に対して必要な研修を行うための経費の負担について、代表的団体との間で適当な取決めを行うこと。

4 協議は、國際労働総会の議題、採択された条約及び勧告を権限のある機関へ提出する際に行われる提案、批准されていない条約及び実施されていない勧告の見直し、既に批准している条約の実施に関して國際労働事務局に対して行われる報告から生ずる問題並びに批准された条約の廃棄に関する提案について、適当な間隔を置いて行うこと。

5 権限のある当局は、代表的団体と協議した上で適当と認めるときは、この条約に規定する手続の運用に関する年次報告を公表すること。

なお、本条約は、昭和五十三年五月十六日に効力を生じており、我が国については批准が國際労働事務局長に登録された日の後十二箇月で効力を生ずることになっている。

よって政府は、本条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるとするのである。

二 本件の議決理由

本条約を締結することは、労働条件の改善を目指す國際的な取組に寄与するとの見地から有意義であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成十四年四月十九日

外務委員長 吉田 公一

衆議院議長 綿貫 民輔殿

世界保健機関憲章第二十四条及び第二十五条の改正の受諾について承認を求めるの件
右
国会に提出する。

平成十四年二月二十二日

内閣総理大臣 小泉純一郎

世界保健機関憲章第二十四条及び第二十五条の改正の受諾について承認を求めるの件
世界保健機関憲章第二十四条及び第二十五条の改正の受諾について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

理由

この改正は、世界保健機関の執行理事会の構成員の数を増加すること等を目的とするものである。我が国がこの改正を受諾してその早期発効に寄与することは、保健衛生の分野における國際協力に一層の貢献を行う見地から有意義であると認められる。よって、この改正を受諾することとした。これが、この案件を提出する理由である。

世界保健機関憲章第二十四条及び第二十五条の改正

世界保健機関憲章の一部を次のように改正する。

第二十四条を次のように改める。

第二十四条

理事会は、三十四の加盟国が任命した三十四人で構成する。保健総会は、第四十四条により設置された各地域的機関から三以上の加盟国を選挙す

ることを条件として、かつ、衡平な地理的配分を考慮して、理事会の理事を任命する権利を有する加盟国を選挙する。これらの加盟国は、それぞれ、理事会に対して、保健の分野において技術的資格を有する者を派遣しなければならない。この者は、代理及び顧問を帯同することができる。

第二十五条

前条の加盟国は、三年の任期で選挙されるものとし、再選されることができる。ただし、理事会の構成員の数を三十二から三十四に増加することの憲章の改正が効力を生じた後に開催される最初の保健総会の会期において選挙された加盟国のうち、追加として選挙された加盟国の任期は、必要な場合には、各地域的機関から毎年少なくとも一の加盟国が選挙されることを容易にする期間に短縮する。

世界保健機関憲章第二十四条及び第二十五条の改正の受諾について承認を求めるの件に関する報告書

一 本件の目的及び要旨

世界保健機関(以下「機関」という。)の執行理事会(以下「理事会」という。)は、世界保健総会の決定及び政策の実施に当たる等機関の政策実施に責任を有する重要な組織であり、現在三十二の加盟国が任命した三十二人の理事で構成されている。理事会の理事を任命する権利を有する加盟国は、世界保健総会の定める六つの地域的機関からその構成国の数に応じて選出されている。しかしながら、近年、ヨーロッパ及び西太平洋地域における加盟国数が増加したことに伴い、理事会の構成が加盟国の地域的分布を適切に反映しているとは言えない状況になった

め、平成十年五月にジュネーヴで開催された第五十一回総会において、両地域から選出される理事国の数を増加させるための本改正案が採択された。

本改正は、機関の理事会の構成員の数を三十二の加盟国が任命した三十二人から三十四の加盟国が任命した三十四人に改めるものである。なお、本改正は、世界保健機関憲章第七十三条の規定に基づき、加盟国の三分の二がそれぞれの憲法上の手続に従って受諾した時に、すべての加盟国に対して効力を生ずることになっている。

よって、政府は、本改正の受諾について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めようとするのである。

二 本件の議決理由

本改正を受諾してその早期効力に寄与することとは、保健衛生の分野における国際協力に一層の貢献を行うとの見地から有意義であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成十四年四月十九日

外務委員長 吉田 公一

衆議院議長 綿貫 民輔殿

道路関係四公団民営化推進委員会設置法案

右

国会に提出する。

平成十四年二月十五日

内閣総理大臣 小泉純一郎

道路関係四公団民営化推進委員会設置法案

(設置)

第一条 内閣府に、道路関係四公団民営化推進委

員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第二条 委員会は、特殊法人等改革基本法(平成十三年法律第五十八号)第五条第一項の規定により定められた特殊法人等整理合理化計画に基づき、日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団及び本州四国連絡橋公団(第六条において「日本道路公団等」という。)に代わる民営化を前提とした新たな組織及びその採算性の確保に関する事項について調査審議し、その結果に基づき、内閣総理大臣に意見を述べる。

2 委員会は、前項の意見を受けて講ぜられる施策の実施状況を監視し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣又は内閣総理大臣を通じて関係行政機関の長に勧告するものとする。

3 第一項の意見は、平成十四年十二月三十一日までに述べるものとする。

(組織)

第三条 委員会は、委員七人以内をもって組織する。

(委員)

第四条 委員は、優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

2 委員は、非常勤とする。

(委員長)

第五条 委員会に、委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(資料の提出その他の協力等)

第六条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関及び

日本道路公団等に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、日本道路公団等の業務の運営状況を調査し、又は委員にこれを調査させることができる。

3 委員会は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、第一項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(事務局)

第七条 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。

2 事務局に、事務局長(関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。)のほか、所要の職員を置く。

3 事務局長は、委員長の命を受けて、局務を掌理する。

(政令への委任)

第八条 この法律に定めるもののほか、委員会に關し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(内閣府設置法の一部改正)

2 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

附則第二条第二項の表平成十三年七月二日の項を削り、同条に次の一項を加える。

3 内閣府は、第三条第二項の任務を達成するため、第四条第三項各号及び前二項に掲げる

事務のほか、道路関係四公団民営化推進委員会設置法(平成十四年法律第 号)がその効力を有する間、日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団及び本州四国連絡橋公団に代わる民営化を前提とした新たな組織及びその採算性の確保に関する事項に係る関係行政機関の事務の連絡調整に関する事務をつかさどる。

附則第四条第二項を次のように改める。
2 道路関係四公団民営化推進委員会設置法がその効力を有する間、同法の定めるところにより内閣府に置かれる道路関係四公団民営化推進委員会は、本府に置く。

(この法律の失効)
3 この法律は、平成十八年三月三十一日限り、その効力を失う。ただし、その日より前に、第二条第一項の意見を受けて講ぜられる施策に係る法律が施行されるに至ったときは、当該法律の施行に併せて廃止するものとする。

理由
特殊法人等整理合理化計画に基づき、日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団及び本州四国連絡橋公団に代わる民営化を前提とした新たな組織及びその採算性の確保に関する事項について調査審議し、その結果に基づき内閣総理大臣に意見を述べることとする等のため、内閣府に道路関係四公団民営化推進委員会を設置する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

一 議案の目的及び要旨
本案は、特殊法人等整理合理化計画に基づき、道路関係四公団民営化推進委員会設置法案(内閣提出)に関する報告書

き、日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団及び本州四国連絡橋公団(以下「日本道路公団等」という。)に代わる民営化を前提とした新たな組織及びその採算性の確保に関する事項について調査審議し、その結果に基づき内閣総理大臣に意見を述べることとする等のため、内閣府に道路関係四公団民営化推進委員会(以下「委員会」という。)を設置しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 設置

委員会は、内閣府に置くものとする。

2 所掌事務

(一) 委員会は、特殊法人等整理合理化計画に基づき、日本道路公団等に代わる民営化を前提とした新たな組織及びその採算性の確保について調査審議し、内閣総理大臣に意見を述べることとする。

(二) 委員会は、(一)の意見を受けて講ぜられる施策の実施状況を監視し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣等に勧告するものとする。

(三) (一)の意見は、平成十四年十二月三十一日までに述べるものとする。

3 組織等

(一) 委員会は、委員七人以内をもって組織するものとする。

(二) 委員は、優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命するものとする。

(三) 委員会に、委員長を置き、委員の互選によりこれを定めるものとする。

4 資料の提出その他の協力等

(一) 委員会は、関係行政機関及び日本道路公団等に対し、資料の提出その他必要な協力

を求めることができるものとする。

(二) 委員会は、日本道路公団等の業務の運営状況を調査し、又は委員にこれを調査させることができるものとする。

5 その他

事務局及び政令への委任について、所要の規定を設けるものとする。

6 施行期日等

(一) この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとし、平成十八年三月三十一日限り、その効力を失うものとする。ただし、その日より前に2の(一)の意見を受けて講ぜられる施策に係る法律が施行されるに至ったときは、当該法律の施行に併せて廃止するものとする。

(二) 内閣府の所掌事務の特例を定める等内閣府設置法について、所要の改正を行うものとする。

二 議案の可決理由

本案は、特殊法人等整理合理化計画に基づき、道路関係四公団に代わる民営化を前提とした新たな組織等について調査審議する等のため、内閣府に道路関係四公団民営化推進委員会を設置しようとするものであり、適切な措置と認め、これを可決すべきものと決した次第である。

なお、民主党・無所属クラブの細野豪志君外三名から修正案が提出されたが、賛成少数をもって否決された。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として、平成十四年度一般会計予算に約一億九千二百万円が計上されている。右報告する。

平成十四年四月十九日

内閣委員長 大畠 章宏
衆議院議長 綿貫 民輔殿

道路関係四公団民営化推進委員会設置法案に対する修正案
右の修正案を提出する。

平成十四年四月二十二日

提出者

細野 豪志 平岡 秀夫
藤村 修 山花 郁夫
賛成者
安住 淳 外百二十名

道路関係四公団民営化推進委員会設置法案に対する修正
道路関係四公団民営化推進委員会設置法案の第一条から第四条までを次のように改める。

(目的)
第一条 この法律は、特殊法人等改革基本法(平成十三年法律第五十八号)第五条第一項の規定により定められた特殊法人等整理合理化計画(以下「特殊法人等整理合理化計画」という。)に基づき、日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団及び本州四国連絡橋公団(以下「日本道路公団等」という。)の行っている事業に関し、経営の効率化、経営責任の明確化、採算性の確保及びサービスの向上を図ることを基本として、日本道路公団等の民営化を推進するため、道路関係四公団民営化推進委員会の設置並びに任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務を定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するため必要な組織を定めることを目的とする。

(設置)

第二条 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四十九条第三項の規定に基づいて、内閣府の外局として、道路関係四公団民営化推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(任務)

第三条 委員会は、特殊法人等整理合理化計画に基づき、日本道路公団等の民営化を推進することを任務とする。

(所掌事務)

第四条 委員会は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一 日本道路公団等に代わる民営化を前提とした新たな組織に関する調査、企画及び立案をし、並びにその結果に基づき講ぜられる施策の実施状況を監視すること。

二 前号の新たな組織の採算性の確保のための高速自動車国道法(昭和三十一年法律第七十九号)第五条に規定する整備計画に係る高速自動車国道、首都高速道路公団法(昭和三十一年法律第三十三号)第三十条第一項に規定する基本計画に係る首都高速道路及び阪神高速道路公団法(昭和三十七年法律第四十三号)第三十条第一項に規定する基本計画に係る阪神高速道路の建設の優先順位その他これらの道路の建設に係る採算性の確保に関する事項を決定すること。

2 委員会は、平成十四年十二月三十一日までに、前項第一号の調査、企画及び立案をし、並びに同項第二号の規定による決定をするものとする。

第五条の見出しを「(組織)」に改め、同条第一項を次のように改める。

委員会は、委員長及び委員六人をもって組織

する。

第五条第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 委員長及び委員は、非常勤とする。

第八条を削る。

第七条第二項を次のように改める。

2 事務局の内部組織は、道路関係四公団民営化推進委員会規則で定める。

第七条第三項を削り、同条を第十三条とする。

第六条を第十二条とし、第五条の次に次の六条を加える。

(委員長及び委員の任命)

第六条 委員長及び委員は、優れた識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

2 委員長又は委員に欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員長又は委員を任命することができる。

3 前項の場合においては、任命後最初の国会において両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認が得られないときは、内閣総理大臣は、直ちにその委員長又は委員を罷免しなければならない。

(身分保障)

第七条 委員長及び委員は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。

一 禁錮以上の刑に処せられたとき。

二 委員会により、心身の故障のため職務の執行ができないと認められたとき、又は職務上の義務違反その他委員長若しくは委員たるに

適しない非行があると認められたとき。

(罷免)

第八条 内閣総理大臣は、委員長又は委員が前条各号のいずれかに該当するときは、その委員長又は委員を罷免しなければならない。

(委員長及び委員の職務等)

第九条 委員長及び委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 委員長及び委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

3 委員長及び委員の給与は、別に法律で定める。

(会議)

第十条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員長及び三人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会が第七条第二号の規定による認定をするには、前項の規定にかかわらず、本人を除く全員の一致がなければならない。

5 委員長に事故がある場合の第二項の規定の適用については、第五条第四項に規定する委員は、委員長とみなす。

(規則の制定)

第十一条 委員会は、第十三条第二項に定めるもののほか、この法律を実施するため、道路関係四公団民営化推進委員会規則を定めることができる。

附則第一項に次のただし書を加える。

ただし、第六条第一項中両議院の同意を得ることに関する部分は、公布の日から施行する。

附則第三項ただし書中「第二条第一項の意見を受けて」を「第四条第一項第一号の調査、企画及び立案の結果に基づき」に改め、同項を附則第四項とする。

附則第二項のうち附則第二条第二項の表平成十三年七月二日の項を削り、同条に一項を加える改正規定中「日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団及び本州四国連絡橋公団に代わる民営化を前提とした新たな組織及びその採算性の確保に関する事項に係る関係行政機関の事務の連絡調整に関する」を「同法第四条第一項に規定する」に改める。

附則第二項中附則第四条第二項の改正規定を次のように改める。

附則第四条第二項を削る。

附則第二項に次のように加える。

附則第五条の次に次の一条を加える。

(委員会の設置の特例)

第五条の二 道路関係四公団民営化推進委員会設置法がその効力を有する間、同法の定めるところにより内閣府の外局として道路関係四公団民営化推進委員会を置く。

附則第二項を附則第三項とし、附則第一項の次に次の一項を加える。

(特別職の職員の給与に関する法律の一部改正)

2 特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第一条第十九号の六の次に次の一号を加える。

十九の六の二 道路関係四公団民営化推進委員会の委員長及び委員

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

(第七、二十、二十一、二十六号の発送は都合により
後日となるため、第二十七号を先に発送しました。)

発行所	
〒一〇五―八四四五	東京港区虎ノ門二丁目
二番四号	財務省印刷局
電 話	
03	(3587) 4294
定 価	
本号一部	三〇五円
(配本送料別)	